

病院・診療所向け

オンライン資格確認等システム 運用マニュアル

■ 令和8年3月23日 4.00版

社会保険診療報酬支払基金

Health Insurance Claims Review & Reimbursement Services

公益社団法人 国民健康保険中央会

All-Japan Federation of National Health Insurance Organizations

改訂履歴

日付	版数	改訂内容
令和2年7月31日	β版	-
令和2年11月30日	初版	<ul style="list-style-type: none"> ・関連情報のアップデートに伴う内容の更新 ・対象者別（病院・診療所、薬局）に「運用マニュアル」を作成
令和3年1月21日	1.01版	<ul style="list-style-type: none"> ・第1章に「本書の改訂について」を追加 ・マイナンバーカードでの本人確認手順の記載において、「暗証番号」の用語定義内容を変更 ・関連文書の名称変更に伴い、本文中の当該文書名を変更 ・関連文書の新規追加に伴い、本書の位置付け全般を更新 ・第6章④「電話」にお問い合わせ先電話番号を追加し、営業時間を更新
令和3年3月4日	1.10版	<ul style="list-style-type: none"> ・関連情報のアップデートに伴う内容の更新 ・第2章A（7）「患者情報の取り込み」に「レセプトコンピュータ用端末の操作」をコラムとして追加
令和3年7月2日	1.20版	<ul style="list-style-type: none"> ・第2章に「資格確認結果の取扱い・留意事項」を追加 ・関連情報のアップデートに伴う内容の更新
令和3年8月25日	1.30版	<ul style="list-style-type: none"> ・資格確認端末で医療情報を閲覧できる仕組みの実現に伴う修正 ・第2章「マイナンバーカードの健康保険証利用の申込み（初回登録）が未実施の場合」に留意事項を追加 ・第2章「病院・診療所が受領する電子レセプトに関する連絡内容」に記載の注釈の軽微な修正
令和3年10月27日	1.40版	<ul style="list-style-type: none"> ・第1章④厚生労働省 HP に保険者別の特定健診情報・後期高齢者健診情報のデータ登録状況が掲載されたことに伴う内容の修正 ・第3章（2）同上
令和3年12月20日	1.50版	<ul style="list-style-type: none"> ・第2章（2）②照合番号（B）がロックされた際の対応について、内容を追記 ・第5章の質問と回答について、内容を追記
令和4年3月31日	1.60版	<ul style="list-style-type: none"> ・第5章「概要」文中のマニュアル名称を修正
令和4年6月30日	1.70版	<ul style="list-style-type: none"> ・診療情報を閲覧する機能の追加に伴う内容の更新
令和4年8月31日	1.80版	<ul style="list-style-type: none"> ・電子処方箋管理サービスの運用を追記（電子処方箋管理サービス運用マニュアルβ版）
令和4年11月25日	1.90版	<ul style="list-style-type: none"> ・第5章の質問と回答について、内容を修正
令和4年12月22日	2.00版	<ul style="list-style-type: none"> ・第3章に「重複投薬等チェックの結果の主な表示項目」を追加 ・第3章に「注意事項 処方箋情報登録時の枝番の取扱いについて」を追加 ・第5章の質問と回答について、内容を追記・修正
令和5年1月25日	2.10版	<ul style="list-style-type: none"> ・第5章に「その他 よくある質問」を追加し、セキュリティインシデントの発生が疑われる場合の対応等について追記。
令和5年3月8日	2.20版	<ul style="list-style-type: none"> ・顔認証付きカードリーダーの画面追加（手術情報）に伴う内容の追記
令和5年4月18日	2.30版	<ul style="list-style-type: none"> ・第5章の質問と回答について、内容を修正
令和5年6月2日	2.40版	<ul style="list-style-type: none"> ・第5章の質問と回答について、内容を修正
令和5年8月25日	2.50版	<ul style="list-style-type: none"> ・第5章の質問と回答について、内容を修正
令和5年11月14日	2.60版	<ul style="list-style-type: none"> ・医療扶助対応に伴う内容の更新 ・「本書の位置づけ」を最新情報に更新 ・第1章の「運営からのお知らせについて」を更新 ・第2章、第3章の軽微な修正

令和 5 年 11 月 30 日	2.70 版	<ul style="list-style-type: none"> ・顔認証マイナンバーカードの運用について、内容を追記 ・マイナ在宅受付 Web（テスト運用）に伴う内容の更新 ・リフィル処方箋、口頭同意、マイナンバーカード署名に関する機能の追加に伴う内容の更新 ・第 5 章の質問と回答について、内容を修正 ・「モバイル端末等の安全管理に関するチェックリスト」の追加
令和 5 年 12 月 25 日	2.80 版	<ul style="list-style-type: none"> ・「本書の位置づけ」のドキュメントの掲載場所に関する表を修正 ・訪問診療等・オンライン診療等、電子処方箋の内容に係る第 2 章、第 3 章の軽微な修正 ・40 歳未満の事業者健診及び第 4 期特定健診の運用開始に伴う内容の更新
令和 6 年 2 月 13 日	2.90 版	<ul style="list-style-type: none"> ・医療扶助の電子処方箋対応に伴う内容の更新 ・医療扶助対応に係る軽微な修正
令和 6 年 4 月 1 日	3.00 版	<ul style="list-style-type: none"> ・マイナ在宅受付 Web、マイナポータル仕様変更による更新 ・マイナ在宅受付 Web の電子処方箋対応に伴う内容の追記 ・第 2 章の「医療扶助において患者が来院した後に実施する資格確認」を更新 ・第 5 章の質問と回答について、内容を修正 ・ポータルサイト移行によるお問い合わせ先の更新 ・医療扶助、訪問診療等・往診、オンライン診療等におけるオンライン資格確認等システムの本格運用開始に伴う更新
令和 6 年 9 月 9 日	3.01 版	<ul style="list-style-type: none"> ・第 2 章「資格確認結果の取扱い・留意事項」について、内容を追記 ・第 5 章の回答について、内容を追記
令和 6 年 10 月 1 日	3.10 版	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問診療等・往診におけるマイナ資格確認アプリの利用開始に伴う内容の更新 ・医療機関等の通常の窓口とは異なる動線におけるマイナ在宅受付 Web 利用開始に伴う内容の更新 ・顔認証付きカードリーダーの同意画面の改善（限度額適用認定証情報の提供同意画面の省略・薬剤情報等の提供同意の包括同意）に伴う内容の更新 ・第 4 章の軽微な修正
令和 6 年 10 月 25 日	3.20 版	<ul style="list-style-type: none"> ・救急時医療情報閲覧機能の提供開始に伴う内容の更新
令和 6 年 11 月 5 日	3.30 版	<ul style="list-style-type: none"> ・保険証一体化に伴う内容の更新 ・自衛官診療証対応に係る軽微な修正 ・訪問診療等・往診におけるマイナ資格確認アプリの詳細な利用方法の追記
令和 6 年 11 月 29 日	3.40 版	<ul style="list-style-type: none"> ・顔写真なしマイナンバーカードの新規導入に係る更新
令和 6 年 12 月 10 日	3.50 版	<ul style="list-style-type: none"> ・電子処方箋管理サービスにおける院内処方対応の運用を追加
令和 7 年 1 月 31 日	3.60 版	<ul style="list-style-type: none"> ・第 2 章の顔認証付きカードリーダーの同意画面の改善（薬剤情報等の提供同意の過去の同意情報の確認・引継ぎ）に伴う内容の更新
令和 7 年 4 月 6 日	3.70 版	<ul style="list-style-type: none"> ・電子カルテ情報共有サービスの運用について内容を追記（本書の位置づけ、第 1 章、第 2 章、第 9 章、第 10 章） ・電子カルテ情報共有サービスの運用について章を新設（第 5 章、第 6 章、第 7 章、第 8 章） ・医療機関等の通常の窓口とは異なる動線におけるマイナ資格確認アプリ利用開始に伴う内容の更新 ・第 2 章（2）目視確認モードの仕様改善による追記

		<ul style="list-style-type: none"> ・マイナ在宅受付 Web 及びマイナ資格確認アプリの同意画面の改善（限度額適用認定証情報の提供同意画面の省略）に伴う内容の更新 ・保険証一体化に係る医療扶助に関する軽微な修正
令和 7 年 9 月 18 日	3.80 版	<ul style="list-style-type: none"> ・スマートフォンのマイナ保険証利用開始に伴う内容の更新 ・電子カルテ情報共有サービスの機能改修に伴う内容の更新
令和 7 年 12 月 1 日	3.90 版	<ul style="list-style-type: none"> ・令和 7 年 12 月 2 日以降、従来の健康保険証が使用できなくなることに伴う内容の更新
令和 8 年 3 月 23 日	4.00 版	<ul style="list-style-type: none"> ・マイナ資格確認アプリのアップデート（スマートフォンのマイナ保険証利用開始への対応等）に伴う内容の更新 ・電子カルテ情報共有サービスの機能改修に伴う内容の更新 ・資格情報等に含まれる「●（黒丸）」表示の低減に向けた改修（Shift-JIS 設定の医療機関等向け文字変換対応）に伴う内容の更新 ・電子処方箋管理サービスにおける院内処方対応の運用に関する説明の追記 ・第 2 章の軽微な修正

目次

本書の位置付け	6
第1章 はじめに	10
第2章 オンライン資格確認	21
第3章 電子処方箋管理サービス（電子処方箋管理サービス対応病院・診療所向け）	179
第4章 薬剤情報、診療情報、処方・調剤情報、特定健診情報の閲覧	196
第5章 診療情報提供書の登録・閲覧（電子カルテ情報共有サービス対応病院・診療所向け）	201
第6章 健康診断結果報告書の登録・閲覧（電子カルテ情報共有サービス対応病院・診療所向け）	218
第7章 臨床情報の登録・閲覧（電子カルテ情報共有サービス対応病院・診療所向け）	231
第8章 患者サマリーの登録（電子カルテ情報共有サービス対応病院・診療所向け）	263
第9章 困った時には	269
第10章 お問い合わせ	310
モバイル端末等の安全管理に関するチェックリスト	312

【別紙】 参考資料

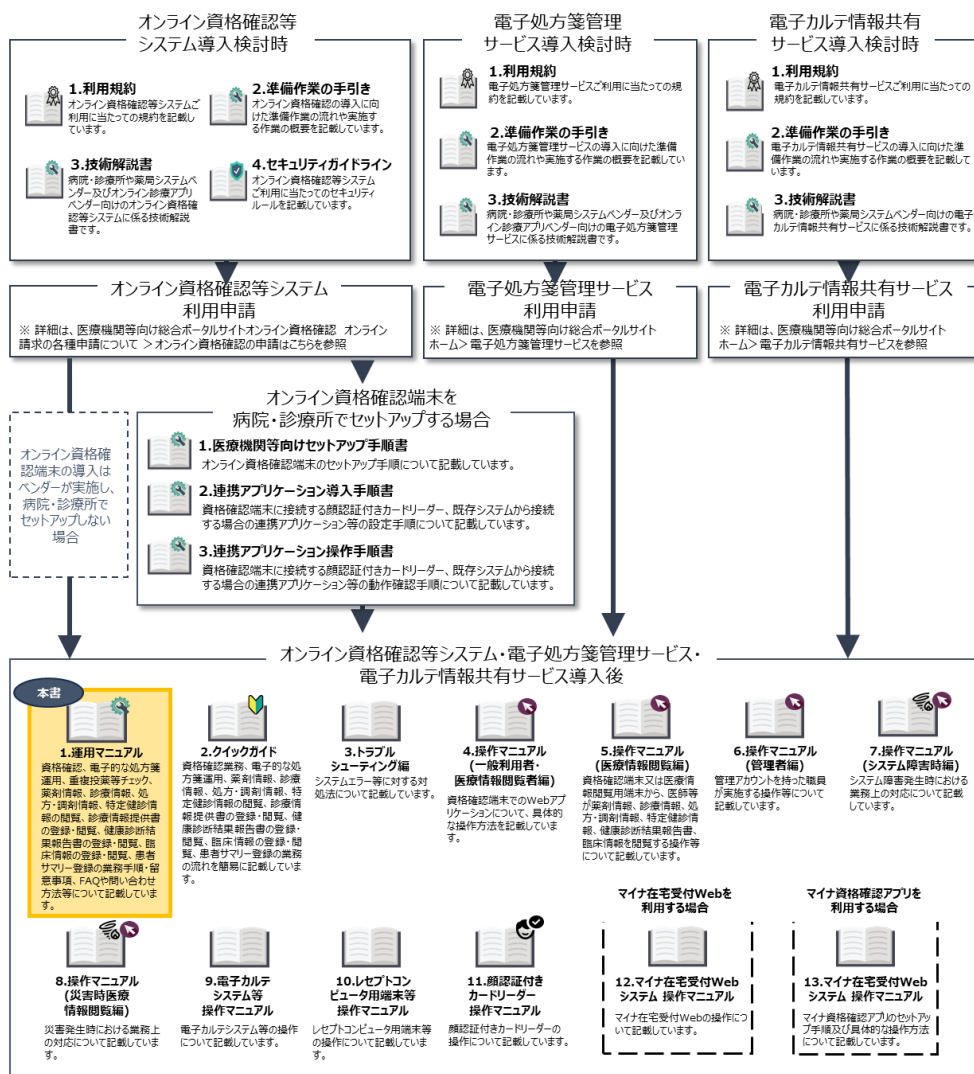
本書の位置付け

本書は、オンライン資格確認等システム、電子処方箋管理サービス及び電子カルテ情報共有サービスを導入した病院・診療所の受付担当者や医師・歯科医師（以下「医師等」という。）、薬剤師、看護師向けに、業務の流れや留意事項等を記載しています。

具体的なシステム操作方法について知りたい場合は「操作マニュアル（一般利用者・医療情報閲覧者編）」、「操作マニュアル（医療情報閲覧編）」、「顔認証付きカードリーダー操作マニュアル」や「マイナ在宅受付 Web システム操作マニュアル」、「医療機関等向け（訪問・外来診療等）_マイナ資格確認アプリのセットアップと使い方」、災害時の対応について知りたい場合は「操作マニュアル（災害時医療情報閲覧編）」をご確認いただくなど、必要に応じて各ドキュメントをご参照ください。

※ 救急時医療情報閲覧は、病院向けの機能となるため本書には業務の流れや留意事項等を記載しておりません。救急時医療情報閲覧の詳細については「救急時医療情報閲覧クイックガイド」をご参照ください。

下図に示すドキュメントの掲載場所については次頁の表をご参照ください。



前頁の図で示しているドキュメントの掲載名と正式ドキュメント名の関係は以下の表を参照してください。掲載場所/ドキュメントリンクをクリックすると、対象のドキュメントに遷移します。

○オンライン資格確認等システム導入検討時

No	掲載名	掲載場所/ ドキュメントリンク
	正式ドキュメント名	
1	利用規約	医療機関等向け総合ポータルサイト （【オン資】利用開始・変更申請）
	オンライン資格確認等システム利用規約	
2-1	準備作業の手引き	医療機関等向け総合ポータルサイト （【オン資】はじめに）
	オンライン資格確認導入に向けた準備作業の手引き	
2-2	準備作業の手引き	
	ネットワーク整備を含むオンライン資格確認導入に向けた準備作業の手引き	
3	技術解説書	ドキュメントリンク
	オンライン資格確認等システムの導入に関するシステムベンダ向け技術解説書	
4	セキュリティガイドライン	医療機関等向け総合ポータルサイト （「手順書・マニュアル」の一覧）
	オンライン資格確認等、レセプトのオンライン請求及び健康保険組合に対する社会保険手続きに係る電子申請システムに係るセキュリティに関するガイドライン	

○電子処方箋管理サービス導入検討時

No	掲載名	掲載場所/ ドキュメントリンク
	正式ドキュメント名	
1	利用規約	医療機関等向け総合ポータルサイト 電子処方箋の利用申請のページ
	電子処方箋管理サービス利用規約	
2	準備作業の手引き	
	電子処方箋導入に向けた準備作業の手引き	
3	技術解説書	ドキュメントリンク
	電子処方箋管理サービスの導入に関するシステムベンダ向け技術解説書	

○電子カルテ情報共有サービス導入検討時

No.	掲載名	掲載場所/ ドキュメントリンク
	正式ドキュメント名	
1	利用規約	医療機関等向け総合ポータルサイト 電子カルテ情報共有サービスの利用申請のページ
	電子カルテ情報共有サービス利用規約	

No.	掲載名	掲載場所/ ドキュメントリンク
	正式ドキュメント名	
2	準備作業の手引き	医療機関等向け 総合ポータルサイト （【電カル共有】導 入・運用方法）
	電子カルテ情報共有サービス導入に向けた準備作業の手引き	
3	技術解説書	ドキュメントリンク
	電子カルテ情報共有サービスの導入に関するシステムベンダ向け技術解説書	

○オンライン資格確認端末を病院・診療所でセットアップする場合

No	掲載名	掲載場所/ ドキュメントリンク
	正式ドキュメント名	
1	医療機関等向けセットアップ手順書	医療機関等向け総 合ポータルサイト （「手順書・マニユ アル」の一覧）
	医療機関等向けセットアップ手順書(資格確認端末編)	
2	連携アプリケーション導入手順書	
	連携アプリケーション導入手順書	
3	連携アプリケーション操作手順書	
	連携アプリケーション操作手順書	

○オンライン資格確認等システム・電子処方箋管理サービス・電子カルテ情報共有サービス導入後

No	掲載名	掲載場所/ ドキュメントリンク
	正式ドキュメント名	
1	運用マニュアル(本書)	医療機関等向け総 合ポータルサイト （「手順書・マニユ アル」の一覧）
	病院・診療所向けオンライン資格確認等システム運用マニュアル	
2-1	クイックガイド	
	病院・診療所向け オンライン資格確認クイックガイド	
2-2	クイックガイド	
	病院・診療所向け オンライン資格確認・電子処方箋・電子カルテ情報共有サービスクイックガイド	
2-3	クイックガイド	
	病院向け 救急時医療情報閲覧クイックガイド	
3-1	トラブルシューティング編	
	トラブルシューティング編	
3-2	トラブルシューティング編	
	マイナ資格確認アプリのトラブルシューティング編	
4	操作マニュアル(一般利用者・医療情報閲覧者編)	
	オンライン資格確認等システム操作マニュアル(一般利用者・医療情報閲覧者編)	
5	操作マニュアル(医療情報閲覧編)	
	オンライン資格確認等システム操作マニュアル(医療情報閲覧編)	
6	操作マニュアル(管理者編)	
	オンライン資格確認等システム操作マニュアル(管理者編)	
7	操作マニュアル(システム障害時編)	

No	掲載名	掲載場所/ ドキュメントリンク
	正式ドキュメント名	
8	オンライン資格確認等システム操作マニュアル(システム障害時編)	
	操作マニュアル(災害時医療情報閲覧編) オンライン資格確認等システム操作マニュアル(災害時医療情報閲覧編)	
9	電子カルテシステム等操作マニュアル (担当ベンダにご確認ください。)	—
10	レセプトコンピュータ用端末等操作マニュアル (担当ベンダにご確認ください。)	—
11	顔認証付きカードリーダー操作マニュアル (担当ベンダにご確認ください。)	—

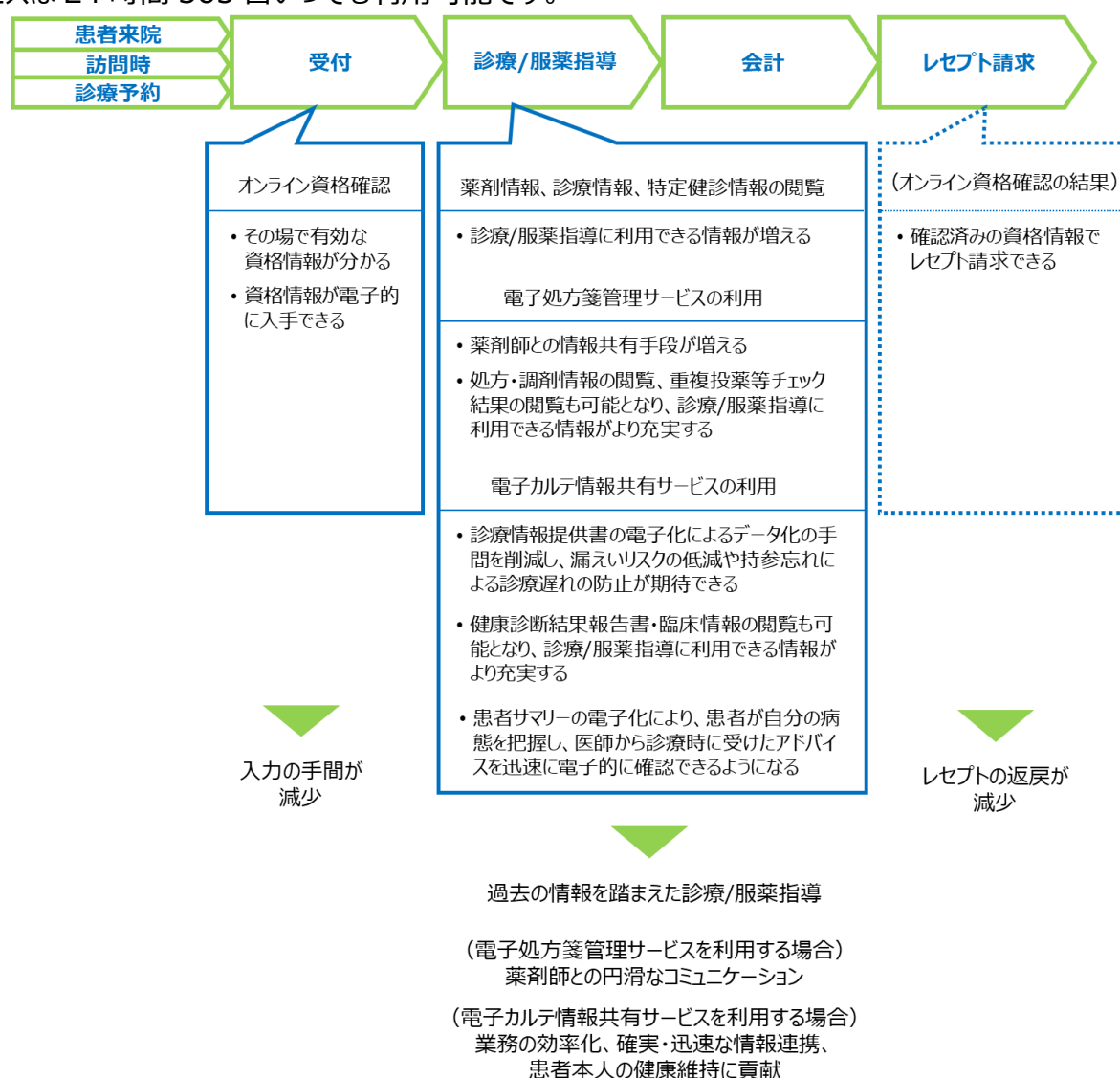
No	掲載名	掲載場所/ ドキュメントリンク
	正式ドキュメント名	
マイナ在宅受付 Web を利用する場合(12-1,12-2)		
12-1	マイナ在宅受付 Web システム操作マニュアル	医療機関等向け総合ポータルサイト (「手順書・マニュアル」の一覧)
	マイナ在宅受付 Web システム操作マニュアル(訪問診療等編)	
12-2	マイナ在宅受付 Web システム操作マニュアル	医療機関等向け総合ポータルサイト (「手順書・マニュアル」の一覧)
	マイナ在宅受付 Web システム操作マニュアル(オンライン診療等編)	
マイナ資格確認アプリを利用する場合(13-1,13-2,13-3)		
13-1	医療機関等向け（訪問・外来診療等）_マイナ資格確認アプリのセットアップと使い方	医療機関等向け総合ポータルサイト (「手順書・マニュアル」の一覧)
	医療機関等向け（訪問・外来診療等）_マイナ資格確認アプリのセットアップと使い方_Android 編	
13-2	医療機関等向け（訪問・外来診療等）_マイナ資格確認アプリのセットアップと使い方	医療機関等向け総合ポータルサイト (「手順書・マニュアル」の一覧)
	医療機関等向け（訪問・外来診療等）_マイナ資格確認アプリのセットアップと使い方_iOS 編	
13-3	医療機関等向け（訪問・外来診療等）_マイナ資格確認アプリのセットアップと使い方	医療機関等向け総合ポータルサイト (「手順書・マニュアル」の一覧)
	医療機関等向け（訪問・外来診療等）_マイナ資格確認アプリのセットアップと使い方_Windows 編	

第1章 はじめに

オンライン資格確認・電子処方箋・電子カルテ情報共有サービス導入のメリット

オンライン資格確認等システム、電子処方箋管理サービス及び電子カルテ情報共有サービスを導入することで、主に以下のようなメリットを享受することができます。

なお、オンライン資格確認等システム、電子処方箋管理サービス及び電子カルテ情報共有サービスは 24 時間 365 日いつでも利用可能です。



受付においては、受付担当者がオンライン資格確認を行えるようになります。オンライン資格確認とは、患者の有効な公的医療保険や生活保護（医療扶助）の資格をその場で電子的に確認できる仕組みであり、資格情報入力の手間を削減します。また、オンラインで有効な資格情報

を確認した上でレセプト請求が可能になることから、レセプト返戻の削減が期待されます（レセプト振替機能については公費負担及び高額療養費該当等以外の電子レセプトが対象です）。

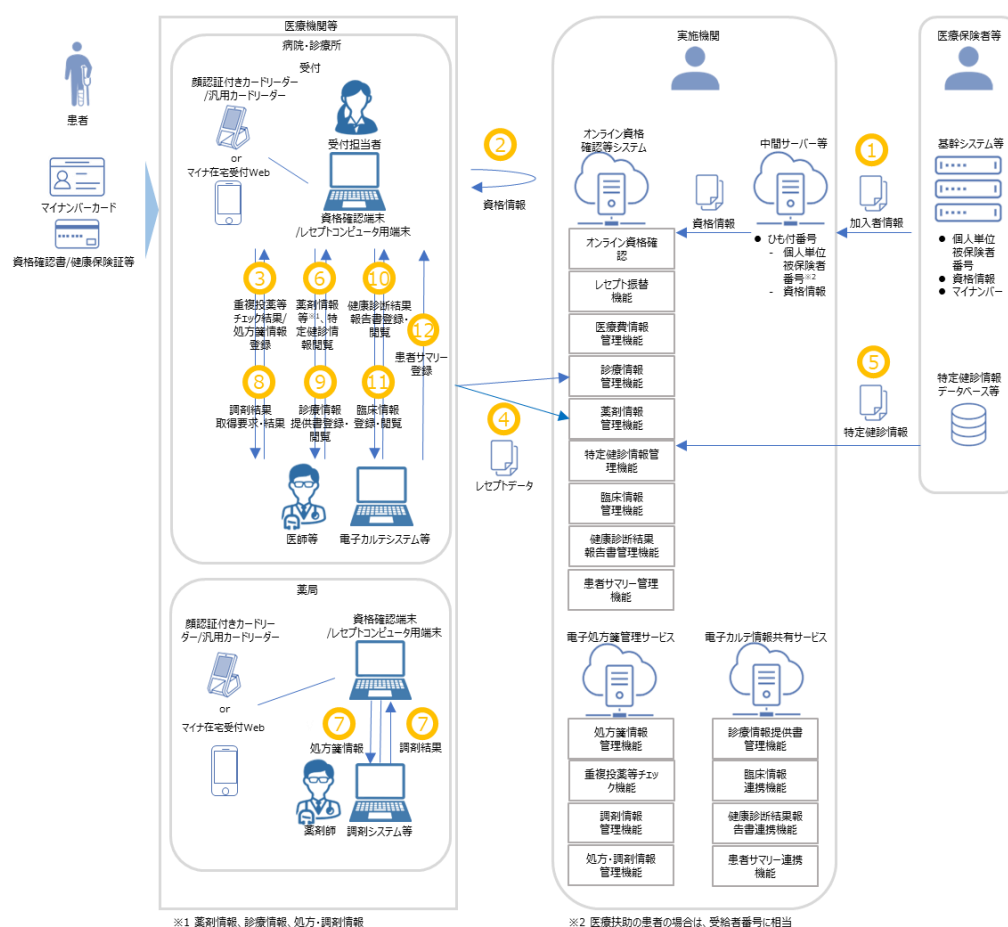
診療/服薬指導においては、診察室等で薬剤情報、手術情報を含む診療情報（以下「診療情報」という。）、特定健診情報を閲覧できるようになるため、過去のこれらの情報を踏まえた診療/服薬指導が可能になります。

さらに、電子処方箋管理サービスを導入することで、重複投薬・併用禁忌のチェック（以下当該機能を「重複投薬等チェック」という。）を行うことができ、重複投薬・併用禁忌の薬剤の処方の防止が可能となります。加えて、処方・調剤情報を閲覧することができるようになるため、処方・調剤情報を踏まえた診療/服薬指導/入院患者の持参薬の効率的な確認が可能になります。処方・調剤情報は、レセプト由来の薬剤情報と異なり、医師等、薬剤師が電子処方箋管理サービスに登録した処方情報、調剤した薬剤の情報のほか、医療機関内で処方・調剤・投薬された薬剤の情報（以下「院内処方等情報」という。）を基にしており、登録の都度データとして反映されるため、より最新の情報に基づいた診療/服薬指導/入院患者の持参薬の効率的な確認が可能です。また、電子的な処方箋の運用により、薬局薬剤師との情報共有が効果的に行えます。

電子カルテ情報共有サービス[※]を導入した場合は、診療情報提供書や健康診断結果報告書、傷病名やアレルギー等の電子カルテ上の情報（以下、「臨床情報」という。詳細は後述する。）が電子的に病院・診療所、薬局、患者へ共有されるとともに、患者サマリーが電子的に患者に共有されるようになります。診療情報提供書の電子化により、送付（印刷や FAX）・閲覧時のデータ化の手間が削減できる上に、情報漏えいのリスク軽減や診療情報提供書や健康診断結果報告書の持参忘れによる診療開始の遅れを防ぐことが期待できます。また健診情報は、例えば体調悪化による急な受診であっても、健康診断結果報告書を閲覧できるため、より質の高い診察や処方が可能になります。また、患者サマリーの電子化により、患者が自分の病態を把握し、医師から診療時に受けたアドバイスを迅速に電子的に確認できるようになるため、患者本人の健康維持に貢献します。

※ 電子カルテ情報共有サービスは、令和 8 年度冬頃を目途に運用可能な状態を目指しています。それまでのテスト利用期間においては、本書の電子カルテ情報共有サービスに関する記載について、「医療保険情報提供等実施機関」とあるのは「社会保険診療報酬支払基金」と読み替えてください。

オンライン資格確認等システム・電子処方箋管理サービス・電子カルテ情報共有サービスの全体像



① 資格情報の登録（オンライン資格確認等システム）

医療保険者等は個人単位の加入者情報（資格情報を含む）を中間サーバー等に登録します。中間サーバー等からオンライン資格確認等システムに資格情報が連携されます。

② 資格情報の照会（オンライン資格確認等システム）

病院・診療所は、医療保険者等が登録した資格情報を照会します。マイナンバーカード^{※1}による資格確認の際には、利用者証明用電子証明書^{※2}を利用します。

※1 当マニュアルにおいては、実物のマイナンバーカード及びスマートフォンのマイナンバーカードの総称とします。（第2章 オンライン資格確認 P22 参照）

※2 マイナンバーカードに記載されている、「利用者本人であること」を証明する電子証明書です。

③重複投薬等チェック結果の確認・処方箋情報/院内処方等情報の登録（電子処方箋管理サービス）

医師等や薬剤師は、処方箋や院内処方等情報の登録前に重複投薬等チェック結果を確認します。患者が同意した場合は、関連する過去の処方・調剤情報も閲覧できます。チェック結果を確認の上、電子処方箋管理サービスに患者の処方箋情報や院内処方等情報を登録します。

④薬剤情報、診療情報の抽出（オンライン資格確認等システム）

オンライン資格確認等システムでは、毎月 5～10 日までに受け付けたレセプトから薬剤情報・診療情報が一括して 11 日の朝までに抽出されます。11～12 日に受け付けたレセプトはそれぞれ翌朝までに登録されます。

⑤特定健診情報の登録（オンライン資格確認等システム）

医療保険者等は、個人単位被保険者番号^{※3}を含む特定健診情報を登録します。健診受診年度の翌年度 11 月 1 日までに全保険者が法定報告を実施し、報告された特定健診情報がオンライン資格確認等システムに登録されます。法定報告が行われるまでに、保険者によっては実施された特定健診の情報が順次登録される場合もあるため、個人ごとに特定健診情報の表示時期が異なる場合もあります。保険者が最新の特定健診情報を登録する時期につきましては、厚生労働省 HP 掲載の各保険者の特定健診情報登録予定をご参照ください。

40 歳未満の事業者健診の場合は、医療保険者等によって健診情報がオンライン資格確認等システムに随時登録されます。

生活保護受給者に対して実施された健診の場合は、福祉事務所等によって健診情報がオンライン資格確認等システムに随時登録されます。

※3 被保険者資格に係る記号・番号（世帯単位）に 2 桁の枝番がついた番号で、医療扶助においては、受給者番号がこれに相当します。

⑥薬剤情報、診療情報、処方・調剤情報、特定健診情報の閲覧（オンライン資格確認等システム）

患者が来院時、訪問診療等時、往診時、オンライン診療等時において受付時及び入院中に同意した場合、診察室等の電子カルテシステム等の端末やセキュリティ基準を満たした閲覧用端末及び資格確認端末から薬剤情報、診療情報、処方・調剤情報、特定健診情報を閲覧できます^{※4}。

※4 利用目的以外の用途で使用するなどの行為は禁止されています。違反が判明した場合、医療保険情報提供等実施機関へ直ちに報告してください。一定期間違反行為の是正がされない場合、サービス提供停止等となる場合があります。また、医療保険情報提供等実施機関は報告等の提出を求めることができます。詳細は「オンライン資格確認等システム利用規約」第 25 条、第 26 条、「電子処方箋管理サービス利用規約」第 24 条、第 25 条を参照してください。

⑦処方箋の取得・調剤結果の登録（電子処方箋管理サービス）

薬局において薬剤師は、電子処方箋管理サービスから患者の処方箋情報を取得し、調剤を行い、調剤結果を電子処方箋管理サービスに登録します。

⑧調剤結果の取得（電子処方箋管理サービス）

医師等は、自医療機関の処方に対する調剤結果を取得し、調剤結果及び薬剤師からの伝達事項を確認します。

⑨診療情報提供書の登録・閲覧（電子カルテ情報共有サービス）

病院・診療所は、診療情報提供書を電子カルテ情報共有サービスに登録します。登録された診療情報提供書は、登録後6か月間電子カルテ情報共有サービス上に保存されます。紹介先の病院・診療所は、電子カルテ情報共有サービスに登録された自施設宛ての診療情報提供書を取得し、記載内容を閲覧します^{※5}。紹介先の病院・診療所が診療情報提供書を取得した後、1週間を超過すると文書情報の再取得ができなくなることにご注意ください。

なお、退院時サマリーやキー画像、各種検査レポートを併せて送付する必要がある場合は、診療情報提供書に添付することができます^{※6}。

※5 利用目的以外の用途で使用するなどの行為は禁止されています。違反が判明した場合、医療保険情報提供等実施機関へ直ちに報告してください。一定期間違反行為の是正がされない場合、サービス提供停止等となる場合があります。また、医療保険情報提供等実施機関は報告等の提出を求めることができます。詳細は「電子カルテ情報共有サービス利用規約」第22条、第23条をご参照ください。

※6 退院時サマリー登録機能の導入は任意です。お使いの電子カルテシステム等が退院時サマリーに対応しているかを必要に応じて確認してください。

⑩健康診断結果報告書の登録・閲覧（電子カルテ情報共有サービス）

病院・診療所は、健康診断結果報告書を電子カルテ情報共有サービスに登録します。登録された健康診断結果報告書は、登録後5年間電子カルテ情報共有サービス上に保存されます。病院・診療所は、患者が同意した場合に限り、電子カルテ情報共有サービスに登録された健康診断結果報告書を取得し、記載内容を閲覧することができます^{※7}。

電子カルテ情報共有サービスにおいて取り扱う健診種別は、以下のとおりです。

健診種別	電子カルテ情報共有サービスの登録対象
特定健康診査（特定健診）	対象
後期高齢者医療健康診査（後期高齢者健診）	対象
事業者健診（一般定期健康診断等）	対象
学校保健安全法、及び労働安全衛生法に基づく職員健診	対象
保険者が実施する特定健診等以外の健診	対象
保険者以外が行う特定健診等に相当する健診	対象
健康増進法施行規則に基づき実施する健康診査のうち生活保護法に規定する被保護者に対して行う健康診査	対象外
健康増進法に基づき自治体が制度として実施する検診	
胃がん検診	対象外
肺がん検診	対象外
大腸がん検診	対象外
乳がん検診	対象外
子宮頸がん検診	対象外
肝炎ウイルス検診	対象外
骨粗しょう症検診	対象外
歯周疾患検診	対象外
母子保健法に基づき自治体が制度として実施する健診	
妊婦健診	対象外
乳幼児健診	対象外

なお、特定健診情報を扱うという点では「⑤特定健診情報の登録」と同様ですが、電子カルテ情報共有サービスでは医療保険者等を経由せずに、オンライン資格確認等システムに登録される点が異なります。

※7 利用目的以外の用途で使用するなどの行為は禁止されています。違反が判明した場合、医療保険情報提供等実施機関へ直ちに報告してください。一定期間違反行為の是正がされない場合、サービス提供停止等となる場合があります。また、医療保険情報提供等実施機関は報告等の提出を求めることができます。詳細は「電子カルテ情報共有サービス利用規約」第22条、第23条をご参照ください。

⑪ 臨床情報の登録・閲覧（電子カルテ情報共有サービス）

病院・診療所は、電子カルテシステム等に入力した臨床情報^{※8}を電子カルテ情報共有サービスに登録します。登録された傷病名・感染症・薬剤アレルギー等・その他アレルギー等は、登録後5年間電子カルテ情報共有サービス上に保存されます。検査は、登録後1年間又は直近3回分が電子カルテ情報共有サービス上に保存されます。ただし長期保存フラグが付いている場合は、この限りではありません。病院・診療所は、患者が同意した場合に限り、電子カルテ情報共有サービスに登録された臨床情報を取得し、記載内容を閲覧することができます^{※9}。

※8 傷病名、感染症、薬剤アレルギー等、その他アレルギー等、検査の5種類の情報を指す総称です。

※9 利用目的以外の用途で使用するなどの行為は禁止されています。違反が判明した場合、医療保険情報提供等実施機関へ直ちに報告してください。一定期間違反行為の是正がされない場合、サービス提供停止等となる場合があります。また、医療保険情報提供等実施機関は報告等の提出を求めることができます。詳細は「電子カルテ情報共有サービス利用規約」第22条、第23条をご参照ください。

⑫ 患者サマリーの登録（電子カルテ情報共有サービス）

病院・診療所は、自施設に来院した患者の患者サマリー^{※10}を電子カルテ情報共有サービスに登録します。電子カルテ情報共有サービスに登録された患者サマリーはマイナポータルに掲載され、患者が療養上の計画・アドバイス等を閲覧します。登録（更新）された患者サマリーは、登録（更新）日を起算日として、180日間電子カルテ情報共有サービス上に保存されます^{※11}。

※10 医師がこれまで紙などで患者に情報共有していた傷病名や療養上のアドバイス等に加え、電子カルテシステム等に登録されている患者の臨床情報（感染症、薬剤アレルギー等、その他アレルギー等、検査及び処方情報）を分かりやすく整理し、マイナポータルを通じて患者に情報提供するものです。

※11 利用目的以外の用途で使用するなどの行為は禁止されています。違反が判明した場合、医療保険情報提供等実施機関へ直ちに報告してください。一定期間違反行為の是正がされない場合、サービス提供停止等となる場合があります。また、医療保険情報提供等実施機関は報告等の提出を求めることができます。詳細は「電子カルテ情報共有サービス利用規約」第22条、第23条をご参照ください。



ポイント 医療機関等コードの変更に伴う承継申請の必要性

病院・診療所の開設者変更や移転等により医療機関等コードが変更となる場合には、医療機関等向け総合ポータルサイトで承継申請を行う必要があります。医療機関等向け総合ポータルサイトにおける承継とは、顔認証付きカードリーダーの所有権、オンライン資格確認関係補助金の申請権等、承継元機関のオンライン資格確認・電子処方箋管理サービス・電子カルテ情報共有サービスに関する全ての権利及び義務を承継先の病院・診療所に引き継ぐことを指します。承継元機関と承継先機関の医療機関等コードが同一である場合は承継申請不要です。

- ・承継元機関：医療機関等コードが廃止となる病院・診療所
- ・承継先機関：医療機関等コードが廃止となる病院・診療所から引継ぎを受ける病院・診療所

承継申請の詳細は医療機関等向け総合ポータルサイトをご確認ください。

運営からのお知らせについて

オンライン資格確認等システムの運営に関わるお知らせについては、①ポータルサイトへのお知らせの掲載、②ポータルサイトのアカウント取得時に登録したメールアドレス宛にお知らせの送信、③オンライン資格確認端末の Web ブラウザへの表示の 3 つの方法で実施しております。また、マイナ資格確認アプリを使用している場合は④マイナ資格確認アプリのログイン時に表示されるポップアップからお知らせを確認することができます。それぞれの掲載内容、方法について以下に記載しておりますので、ご参照の上、日々お知らせをご確認ください。

災害時や緊急時のお知らせは、ポータルサイトのほか、メールにおいてお知らせいたしますので併せてご確認ください。

① ポータルサイトへのお知らせの掲載

オンライン資格確認等システム、電子処方箋管理サービス及び電子カルテ情報共有サービスの運営に関わるお知らせは医療機関等向け総合ポータルサイト[※]に掲載されます。 二次元コード

※ 医療機関等向け総合ポータルサイト

URL: <https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm>



② ポータルサイトのアカウント取得時に登録いただいたメールアドレスへのお知らせ送信

「災害時医療情報閲覧」機能の利用開始案内や各種申請結果等は、医療機関等向け総合ポータルサイトへのアカウント取得時にご登録いただいたメールアドレス宛に送信されます。

③ オンライン資格確認端末の Web ブラウザへの表示

各病院・診療所のお知らせは、資格確認端末においてオンライン資格確認等システムのログイン時にポップアップにおいて表示されます。

④ マイナ資格確認アプリのログイン時に表示されるポップアップ

日々のお知らせに加え、障害時のお知らせはマイナ資格確認アプリのログイン時にポップアップにおいて表示されます。ポップアップに表示されているリンクをクリックすると、ポータルサイトのお知らせページに遷移します。

本書の改訂について

本書は、オンライン資格確認等システム、電子処方箋管理サービス及び電子カルテ情報共有サービスを導入した病院・診療所において、業務理解のためにご利用いただくことを想定し作成しています。内容に変更があった場合は、適宜改訂を行う予定です[※]。

※ 電子カルテ情報共有サービスは、令和8年度冬頃を目途に運用可能な状態を目指しています。本書では、それまでのテスト利用期間において電子カルテ情報共有サービスを利用する病院・診療所における業務の流れや留意事項等を記載していますが、これらの内容は運用開始に向けて随時見直しを行います。

- 本文中に記載されている会社名、サービス名等は、一般に各社の登録商標又は商標です。
- 本文中ではTM、(R)マーク等は明記しておりません。

※ iPhone の商標は、アイホン株式会社のライセンスにもとづき使用されています。

本書の閲覧対象箇所について

オンライン資格確認等システムのみを利用する病院・診療所、同システムに加えて電子処方箋管理サービス及び電子カルテ情報共有サービスを利用する病院・診療所では、本書の閲覧対象箇所が異なります。

- オンライン資格確認等システムのみを利用する病院・診療所

閲覧対象：第2章、第4章、第9章、第10章

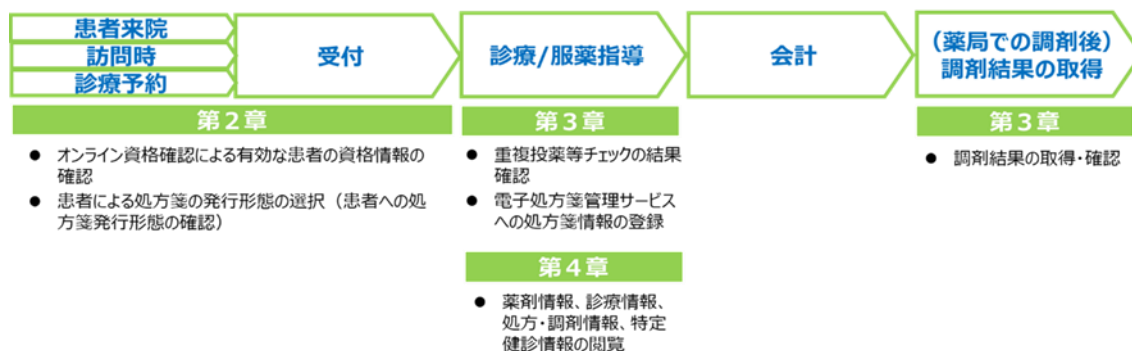


第9章、第10章

- 対応方法に困った時に寄せられるよくある質問・回答
- 本書を読んでも解決しない場合の問い合わせ方法

- オンライン資格確認等システム及び電子処方箋管理サービスを利用する病院・診療所

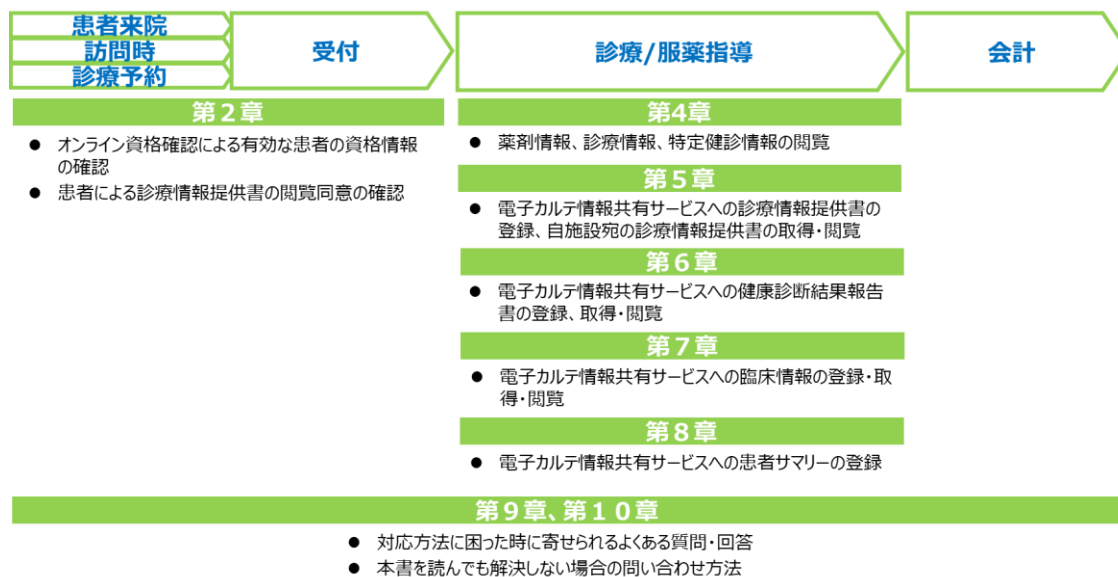
閲覧対象：第2章、第3章、第4章、第9章、第10章



第9章、第10章

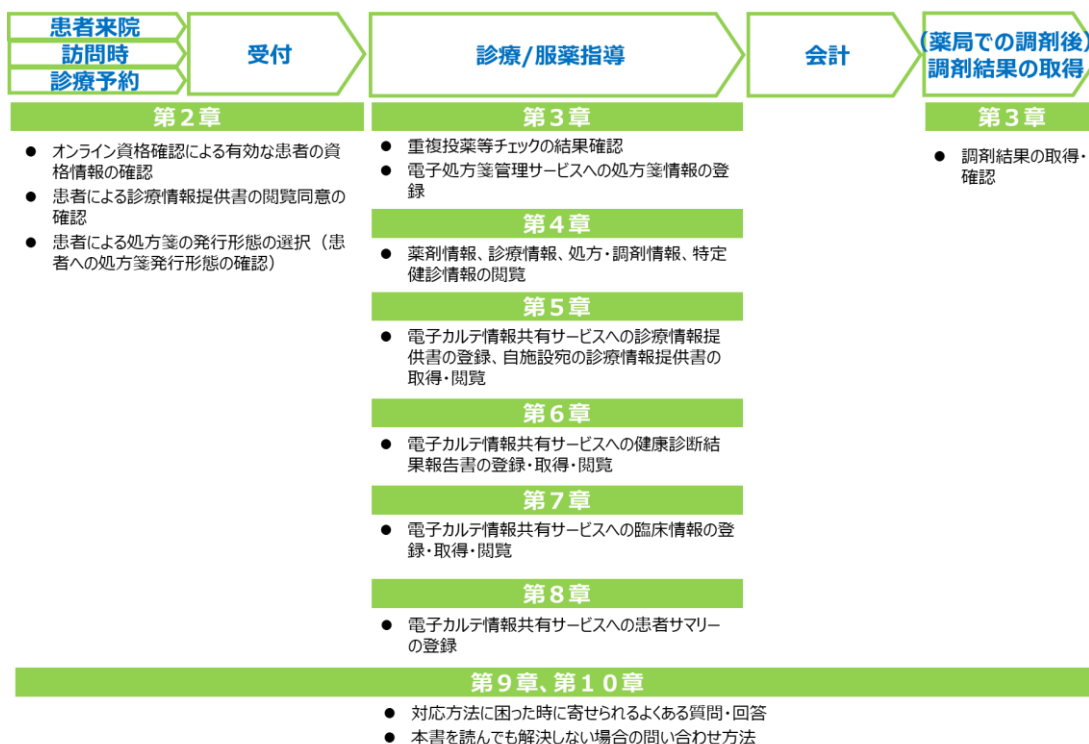
- 対応方法に困った時に寄せられるよくある質問・回答
- 本書を読んでも解決しない場合の問い合わせ方法

- オンライン資格確認等システム及び電子カルテ情報共有サービスを利用する病院・診療所
閲覧対象：第2章、第4章、第5章、第6章、第7章、第8章、第9章、第10章



- オンライン資格確認等システム、電子処方箋管理サービス及び電子カルテ情報共有サービスを利用する病院・診療所

閲覧対象：第2章から第10章すべて

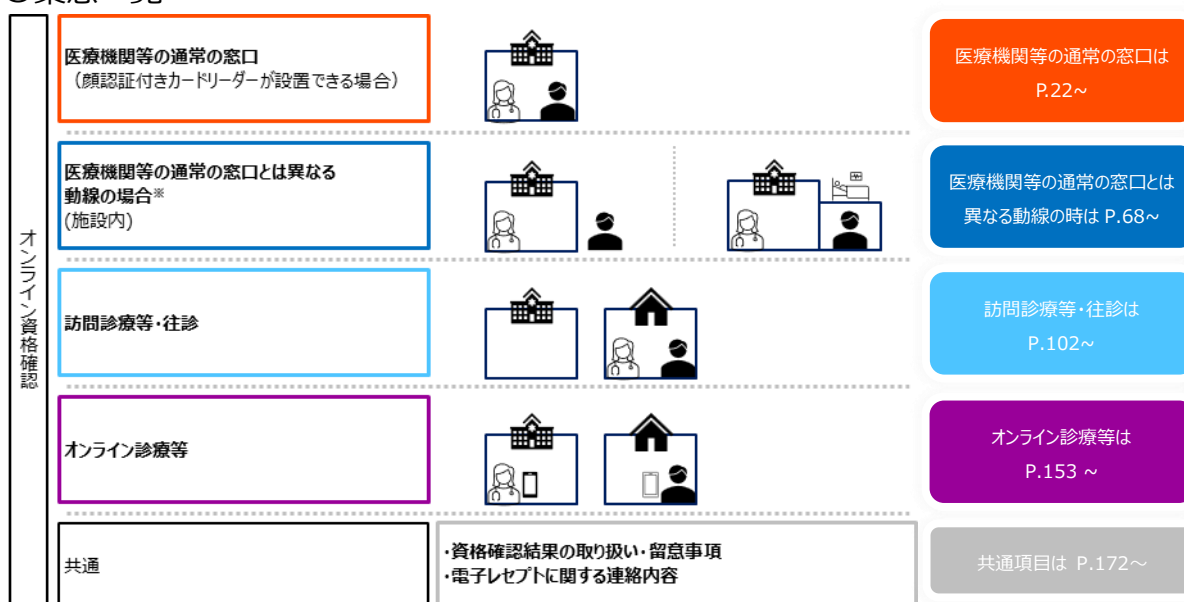


第2章 オンライン資格確認

概要

オンライン資格確認等システムでの資格確認には、「医療機関等の通常の窓口における資格確認（マイナンバーカード、又は資格確認書等）」、「医療機関等の通常の窓口とは異なる動線における資格確認（マイナンバーカード）」、「訪問診療等・往診時の資格確認（マイナンバーカード）」、「継続的な診療等が行われている場合の2回目以降の訪問診療等前に行う資格確認（再照会）」、「オンライン診療等時の資格確認（マイナンバーカード）」があります。

○業態一覧



※入院中の病室や発熱、風邪症状のある患者に対して、医療機関における通常の窓口とは異なる動線における資格確認になります。医療機関ごとの状況に合わせてご参照ください。

また、オンライン資格確認等システムでは、運用上の機能として、「患者が受診する前に実施する個人単位被保険者番号による資格確認（一括照会）」、「医療扶助において患者が来院した後に実施する資格確認（一括照会）」があります。

なお、業務上で問題が発生した場合には「第9章 困った時には」をご確認ください。

医療機関等の通常の窓口における資格確認

高齢受給者証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証及び特定疾病療養受療証を提示された場合でも資格確認を行ってください。なお、オンライン資格確認を実施した場合には、これらの証の提示が不要になります。また、患者が来院時に持参する物によって、対応手順が異なります。

A-1 実物の
マイナンバーカード



※ 券面に氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバーと本人の顔写真等が表示されたプラスチック製のICチップ付きカード

A-2 スマートフォンの
マイナンバーカード



※ マイナンバーカードの電子証明書機能が追加されたスマートフォン

B 資格確認書等

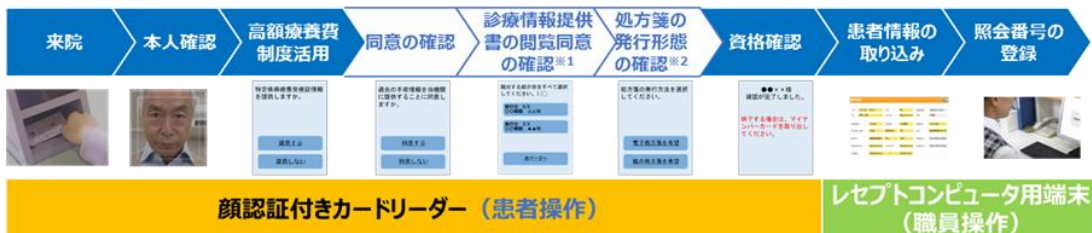


※ 以降、マイナンバーカードは実物のマイナンバーカードとスマートフォンのマイナンバーカードの総称とします。

A 患者がマイナンバーカードを持参した場合

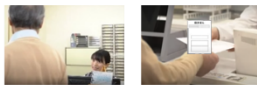
A-1 実物のマイナンバーカードの場合

A-2 スマートフォンのマイナンバーカードの場合



B

患者が資格確認書等を持参した場合



レセプトコンピュータ用端末（職員操作）

- ※1 電子カルテ情報共有サービスを利用する紹介先の病院・診療所で、患者が来院時に診療情報提供書の閲覧同意を希望する場合のみ
- ※2 電子処方箋管理サービスを利用する病院・診療所のみ

A 患者がマイナンバーカードを持参した場合

※ 顔認証付きカードリーダーを用いて資格確認を行う場合の手順・画面例です。

顔認証機能を伴わない汎用カードリーダーを用いる場合や資格確認端末で資格確認を行う場合は操作マニュアル（一般利用者・医療情報閲覧者編）を参照してください。

(1) 来院



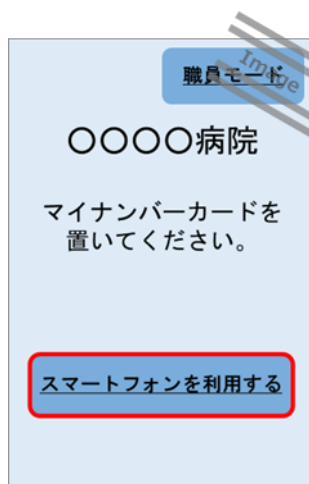
A-1 実物のマイナンバーカードの場合

患者が来院し、マイナンバーカードを顔認証付きカードリーダーに置きます。

ポイント 実物のマイナンバーカードの取扱い

個人情報保護の観点から、原則として患者本人がカードリーダーに置くようにしてください。職員は実物のマイナンバーカードに記載してあるマイナンバーを書き留めたり、保管したりしてはいけません。

ただし、患者本人が自身で実物のマイナンバーカードを顔認証付きカードリーダーに置くことが難しい等のやむを得ない事情があり、本人から希望があった場合、家族の方や介助者、職員等が患者本人の実物のマイナンバーカードをカードリーダーに置く等の必要な支援を行うことは、差し支えありません。



A-2 スマートフォンのマイナンバーカードの場合

患者が来院し、顔認証付きカードリーダー画面の「スマートフォンを利用する」を押下します。

(2) 本人確認



A-1 実物のマイナンバーカードの場合



顔認証付きカードリーダーによる無人運転モードでの顔認証、暗証番号認証によって、マイナンバーカードが患者本人のものであることを確認します※1,2。

- ※1 資格確認端末から設定することで、モードを固定することも可能です。
- ※2 顔認証、暗証番号認証ができない場合、職員在席時のみ目視確認も可能です。



顔認証の手順

本人確認の方法を選んでください。

顔認証を行う

暗証番号入力

終了する

本人確認の情報は、他の目的には使用しません。

顔を枠内に入れてください。



【照合番号 (B) 該当箇所】
照合番号 (B) とは、券面の生年月日、有効期限、セキュリティコードを組み合わせた文字列です。

Image : Image のアイコンが付いている操作画面はイメージ画像であり、実際の操作画面とは異なる場合があります。

- ① 患者は顔認証付きカードリーダーの画面から「顔認証を行う」を選択します。
- ② 患者は自身の顔を顔認証付きカードリーダー画面の枠内に映し、顔認証を実施します※。

※ 顔認証では券面の照合番号 (B) を活用します。券面がかすれているなどの理由で照合番号 (B) の読み取りに失敗することがあります。照合番号 (B) の読み取りに連続で失敗すると、照合番号 (B) がロックされます。ロックされた場合は暗証番号認証又は目視確認に移行してください。

なお、ロックを解除するには住民票がある市区町村の窓口での券面事項確認アプリケーションの解除手続等が必要となります。

詳しくは下記のリンクをご参照いただき、「別紙 1_医療機関等において顔認証付きカードリーダーを用いた際にロックがかかったマイナンバーカードに対するご対応について」を印刷し、市区町村窓口にて印刷物を提示することで解除手続等がスムーズに行えることを患者にお伝えください。

「マイナンバーカードの照合番号 (B) ロックとなった方への医療機関等受付窓口でのご対応について」

https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0010902

 **ポイント 顔認証に失敗するケース**

顔認証ではマイナンバーカードの IC チップに格納された顔写真と撮影した顔写真を照合するため、患者が子ども等で顔に変化がある場合や、マスクをしている場合には顔認証に失敗することがあります。顔認証に失敗した場合は、暗証番号認証又は目視確認に移行してください。なお、顔写真の照合が不一致であっても 4 桁の暗証番号がロックとなることはありません。

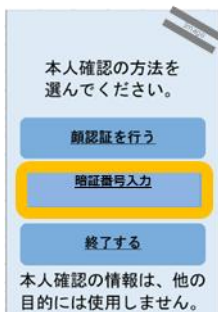
 **注意事項 顔写真なしマイナンバーカードの場合**

申請時に 1 歳未満の場合、顔写真が不要となり、顔写真のないマイナンバーカード（顔写真なしマイナンバーカード）が発行されます。顔写真なしマイナンバーカードは、顔認証・目視確認モードを行うことができないため、暗証番号による認証を行うよう患者および法定代理人にご案内ください※。

※ 顔写真なしマイナンバーカードの場合の運用は、35 ページ「患者が顔写真なしマイナンバーカード（顔写真のないマイナンバーカード）を持参した場合」をご確認ください。



暗証番号認証の手順



- ① 患者は顔認証付きカードリーダーの画面から「暗証番号入力」を選択します。



- ② 患者は暗証番号を入力します。

暗証番号とは

マイナンバーカードを市区町村の窓口などで受け取った際に、利用者証明用電子証明書に設定した数字 4 桁の暗証番号のことです。



ポイント 患者本人が暗証番号を入力できない場合

暗証番号認証による資格確認は原則として患者本人が行う必要があります。

例外として、乳幼児又は成年被後見人については、法定代理人が患者本人に代わって暗証番号を入力することは可能です。

マイナンバーカードの暗証番号は本人確認のために重要なものであることから、慎重に扱うことが望ましく、原則として法定代理人以外の者に知らせることは適当ではありません。ただし、本人から希望があった場合に、家族の方や介助者、職員等が入力の動作補助を行うことは差し支えありません。

なお、患者本人による暗証番号の入力が難しい場合は、顔認証又は職員の目視による本人確認により、資格確認を行うことも可能です。



ポイント 暗証番号がロックされたら

暗証番号の入力を連続で 3 回間違えると暗証番号がロックされます。ロック解除及び暗証番号の初期化は、住民票がある市区町村の窓口でのみ実施可能です。

△注意事項 顔認証マイナンバーカードの場合

顔認証マイナンバーカードは、暗証番号認証を行うことができないため、顔認証又は目視確認による認証を行うよう患者にご案内ください※。

※ 顔認証マイナンバーカードの場合の運用は、35 ページ「患者が顔認証マイナンバーカード（暗証番号設定のないマイナンバーカード）を持参した場合」をご確認ください。



目視確認の手順

※ 顔認証・暗証番号認証ができない場合

以下のような場合に医療機関等の職員が顔認証付きカードリーダーを目視モードに切り替え、目視確認を行ってください。

- 顔認証がうまくいかず、かつ患者本人が暗証番号を忘れてしまった(又は暗証番号を3回連続で間違えてロックがかかった)場合
- 患者ご本人が認知症・障害等により、顔認証や暗証番号の入力操作が上手くできない場合
- 体調・状況が悪化して、顔認証や暗証番号の入力操作が上手くできない場合
- 機械のトラブル等で顔認証や暗証番号の入力操作ができない場合

ポイント 目視確認の留意事項

目視確認は、本人確認作業を病院・診療所職員の判断で行うため、第三者の利用を防止する上でも本人確認に相違がないようお願いします。

注意事項 顔写真なしマイナンバーカードの場合

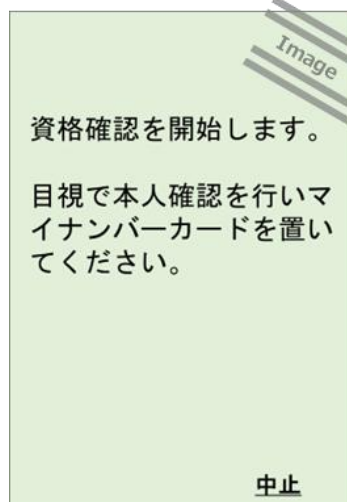
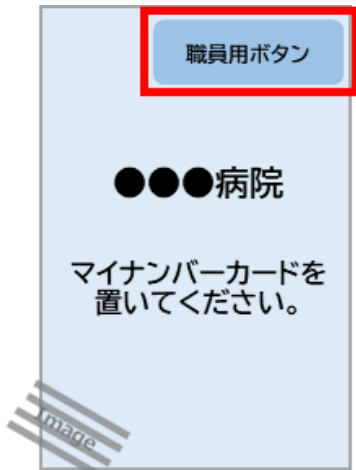
申請時に1歳未満の場合、顔写真が不要となり、顔写真のないマイナンバーカード（顔写真なしマイナンバーカード）が発行されます。顔写真なしマイナンバーカードは、顔認証・目視確認モードを行うことができないため、暗証番号による認証を行うよう患者および法定代理人にご案内ください。

※ 顔写真なしマイナンバーカードの場合の運用は、35 ページ「患者が顔写真なしマイナンバーカード（顔写真のないマイナンバーカード）を持参した場合」をご確認ください。

① 顔認証付きカードリーダーのみの操作で目視確認を行う場合

ポイント 顔認証付きカードリーダーの操作で目視確認を実施する際の事前準備

「職員用ボタン」から目視確認を行うに当たり、オンライン資格確認等システムにおいて目視確認用パスコードを発行する必要があります。詳細は「操作マニュアル(一般利用者・医療情報閲覧者編)」の「第10章 顔認証機能付き目視確認を行う方法」を参照ください。



- ① 職員は顔認証付きカードリーダーの初期画面にある「職員用ボタン」を押下します※。
※ 「職員用ボタン」は目視確認用パスコードが発行されている場合に表示されます。
- ② 職員は目視確認用パスコードを入力します。
- ③ 顔写真を目視で確認し本人確認を行います※。
患者がマイナンバーカード所有者本人であれば、マイナンバーカードを顔認証付きカードリーダーに置きます。
※ 原則として患者本人が職員に顔写真を提示するようにしてください。

② 資格確認端末で目視確認モードに切り替えて目視確認を行う場合



① 患者を資格確認端末がある窓口へ案内します。



② 資格確認端末からオンライン資格確認等システムにログインし、「顔認証付きカードリーダー操作」を押下します。



③ 「目視確認」ボタンを押下し、顔認証付きカードリーダーの設定を目視確認モードに切り替えます[※]。

[※] 職員の目視による本人確認が終了したら、目視確認モードを無人運転（又は暗証番号認証固定）に切り替えてください。



④ 顔写真を目視で確認し本人確認を行います[※]。

患者がマイナンバーカード所有者本人であれば、資格確認端末画面の「目視で本人確認完了」にチェックを入れます。

[※] 原則として患者本人が職員に顔写真を提示するようにしてください。

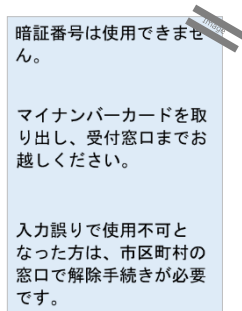
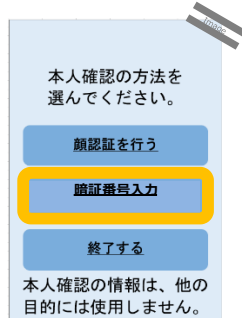


- ⑤ マイナンバーカードを顔認証付きカードリーダーに置きます。

患者が顔認証マイナンバーカード（暗証番号設定のないマイナンバーカード）を持参した場合



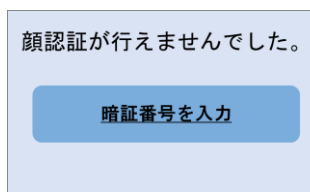
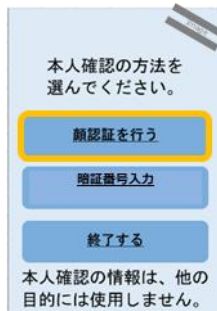
【顔認証マイナンバーカードの場合】
「顔認証」と記載されています。



マイナンバーカードの追記欄に「顔認証」と記載されている場合は顔認証マイナンバーカード（暗証番号設定のないマイナンバーカード）であるため、顔認証又は目視確認による認証を行ってください。

顔認証マイナンバーカードを持参した患者が顔認証付きカードリーダーの画面から「暗証番号入力」を選択した場合、左図のような画面が表示され、暗証番号認証はできません。

患者が顔写真なしマイナンバーカード（顔写真のないマイナンバーカード）を持参した場合



申請時に1歳未満の場合、顔写真が不要となり、顔写真のないマイナンバーカード（顔写真なしマイナンバーカード）が発行されます。

マイナンバーカードに顔写真がなく、「有効 申請時1歳未満のため顔写真省略」と記載されている場合は「顔写真なしマイナンバーカード」であるため、暗証番号による認証を行うよう患者および法定代理人にご案内ください。

顔写真なしマイナンバーカードを持参した法定代理人が顔認証付きカードリーダーの画面から「顔認証を行う」を選択した場合、左図のような画面が表示され、顔認証はできません。

A-2 スマートフォンのマイナンバーカードの場合



顔認証付きカードリーダーでの暗証番号認証又はスマートフォンでの生体認証等^{※1}によってマイナンバーカードが患者本人のものであることを確認します^{※2}。

※1 スマートフォンの機種により対応する認証方法が異なります。詳細は後続の手順を参照ください。

※2 患者がスマートフォンのマイナンバーカードを用いて本人確認する場合、目視確認モードの使用はできません。

スマートフォンのマイナンバーカードを用いた本人確認方法

機種	本人確認方法	
	顔認証付きカードリーダーでの暗証番号認証	スマートフォンでの生体認証等
Android	○	×
iPhone	×	○

ポイント スマートフォンのマイナンバーカードの取扱い

個人情報保護の観点から、原則として患者本人がカードリーダーにかざすようにしてください。

ただし、患者本人が自身でスマートフォンのマイナンバーカードを顔認証付きカードリーダーにかざすことが難しい等のやむを得ない事情があり、本人から希望があった場合、家族の方や介助者、職員等が患者本人のスマートフォンのマイナンバーカードをカードリーダーにかざす等の必要な支援を行うことは、差し支えありません。



ポイント スマートフォン用カードリーダーについて

スマートフォン用カードリーダーとは、スマートフォンのマイナンバーカードの読み取りが可能なカードリーダーのことです。

汎用カードリーダーを設置している場合は、汎用カードリーダーでスマートフォンのマイナンバーカードを読み取ります。

スマートフォンの読み取りに対応している顔認証付きカードリーダーを設置している場合は、顔認証付きカードリーダー本体のカードリーダーでスマートフォンのマイナンバーカードを読み取ります。

Android の場合の手順



① 患者は顔認証付きカードリーダーの画面から「Android」を選択します。

② 患者はスマホ用利用者証明用電子証明書の暗証番号を入力します。

✎ スマホ用利用者証明用電子証明書の暗証番号とは

マイナンバーカードをご自身のスマートフォンに追加する際に設定した利用者証明用電子証明書に設定した数字 4 桁の暗証番号のことです。

③ 画面に従って Android スマートフォンをスマートフォン用カードリーダー※にかざします。

※ 画面ロック解除が必要な機種もあります。

**ポイント 患者本人が暗証番号を入力できない場合**

暗証番号認証による資格確認は原則として患者本人が行う必要があります。

例外として、成年被後見人については、法定代理人が患者本人に代わって暗証番号を入力することは可能です。

スマホ用利用者証明用電子証明書の暗証番号は本人確認のために重要なものであることから、慎重に扱うことが望ましく、原則として法定代理人以外の者に知らせることは適当ではありません。ただし、本人から希望があった場合に、家族の方や介助者、職員等が入力の動作補助を行うことは差し支えありません。

**ポイント スマホ用利用者証明用電子証明書の暗証番号がロックされたら**

暗証番号の入力を連続で3回間違えると暗証番号がロックされます。ロック解除及び暗証番号の初期化は、マイナポータルアプリのマイページから実施可能です。

iPhone の場合の手順



- ① 患者は顔認証付きカードリーダーの画面から「iPhone」を選択します。



- ② 患者は iPhone のサイドボタン又はホームボタンをダブルクリックするなどして、Apple ウォレットを表示し、スマートフォンのマイナンバーカードを選択します。



- ③ iPhone 上で生体認証等を実施し、スマートフォンのマイナンバーカードを表示させ、iPhone をスマートフォン用カードリーダーにかざしてください。

ポイント スマートフォン用カードリーダー利用時のチェックポイント

1. 設置場所の材質

- ・汎用カードリーダーを設置する場所が金属製でないことをご確認ください。
- ・金属製の場所に設置すると、読み取り不良や通信障害が発生する場合があります。
- ・金属製の場所に設置する場合は、電気を通しにくい、金属製でないものを敷いてください。

2. スマートフォンのかざし位置

- ・スマートフォンのマイナンバーカードをカードリーダーにかざす際は、スマートフォンの NFC アンテナの位置をカードリーダーに合わせる必要があります。
 - 各機種種の NFC 位置の詳細については、以下の公的個人認証サービスポータルサイトの「スマートフォンの IC カードセット位置について」をご参照ください。

https://www.jpki.go.jp/prepare/reader_writer/android.html


- ・かざし位置の目安は以下の画像をご参照ください。

- Android の場合：端末背面のおサイフケータイマーク※¹ 付近をカードリーダーにかざしてください。

※¹ おサイフケータイマークがない機種もあります。おサイフケータイマークがない場合は、端末の上部中央付近を目安にかざしてください。


- iPhone の場合：端末の上部をカードリーダーにかざしてください。



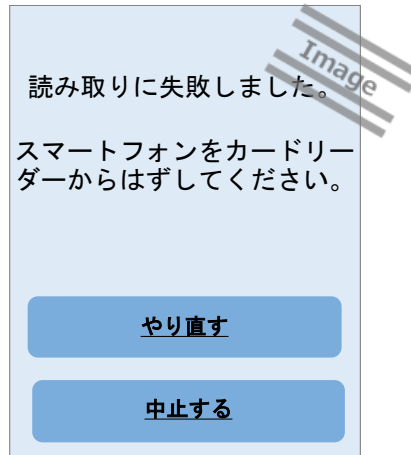
 汎用カードリーダーへのかざし位置の目安

3. スマートフォンのかざし方（距離の調整）

- ・スマートフォンをカードリーダーにかざす際は、約 1 センチ程度浮かせてください※²。
- ※² スマートフォンをカードリーダーに密着させると、反応が悪くなる場合があります。

 **ポイント スマートフォンの読み取りエラーが発生した際のチェックポイント**

患者がカードリーダーにスマートフォンをかざす際、読み取りに失敗する場合があります。以下の内容に起因する可能性があるため、患者へ確認を行ってください。




1. マイナンバーカードがスマートフォンに追加されているか確認してください。
 - ・ 医療機関でスマートフォンのマイナンバーカードを利用するには、事前にマイナンバーカードをスマートフォンに追加しておく必要があります。
2. スマートフォンが正しいスマートフォン用カードリーダー[※]にかざされているか確認してください。

※スマートフォン用カードリーダーについては、本マニュアル 37 ページの「スマートフォン用カードリーダーについて」をご参照ください。

3. 顔認証付きカードリーダーの画面で選択したスマートフォンの機種と、患者が持参しているスマートフォンの機種が異なっていないか確認してください。
 - ・ 顔認証付きカードリーダーの受付画面の案内に従って、患者の利用するスマートフォンが iPhone の場合は iPhone を、Android の場合は Android を選択してください。
 - 誤った例：Android を持参した患者が iPhone を選択して、カードリーダーにかざした。
 - ・ 顔認証付きカードリーダーで選択する機種を変更する場合は、「中止する」を選択の上で最初から操作を行ってください。

マイナンバーカードの健康保険証利用の申込み（利用登録）が未実施の場合

A-1  実物のマイナンバーカードの場合

マイナンバーカードを健康保険証として利用するための登録が必要です。継続しますか。（少しお時間いただきます。）

継続する

終了する

マイナポータルシステムを利用して、マイナンバーカードを健康保険証として利用するための申込みをします。

利用規約・・・

同意して次に進む

終了する

健康保険証利用の申込み
（利用登録）に成功した場合

マイナンバーカードの健康保険証利用登録が完了しました。

資格情報を取得する

システム処理に25秒
以上掛かった場合

マイナンバーカードの健康保険証利用登録を受け付けました。

マイナンバーカードを取り出し、受付窓口までお越しください。

① 「継続する」を選択します。

② マイナポータルシステムを利用した、実物のマイナンバーカードを健康保険証等として利用するための申込みについて、患者から同意を取得します。

③ マイナンバーカードの健康保険証利用を登録します^{※1,2}。

※1 健康保険証利用の申込み（利用登録）には、目安として15秒前後要します（令和3年2月15日時点）。また、システム処理に25秒以上掛かった場合、数分たって処理が完了すれば、次回以降は通常どおり資格確認をご利用いただけるため、数分経ってからもう一度マイナンバーカードを顔認証付きカードリーダーに置き、利用できるかご確認ください。

※2 ただし、メンテナンス等によるシステム停止の際は健康保険証利用の申込み（利用登録）をご利用いただけられないため、資格確認書等を用いて資格確認を実施してください。

- ・ 毎日午前3時から午前6時はご利用いただけません。
- ・ メンテナンスの予定は医療機関等向け総合ポータルサイト等をご確認ください。

A-2 スマートフォンのマイナンバーカードの場合

マイナンバーカードを保険証として利用するための登録が必要です。

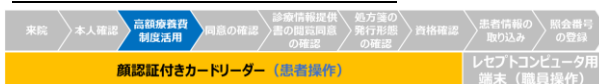
スマートフォンからマイナポータルへアクセスし手続きをお願いします。

終了する

画面に従い、患者のスマートフォンからマイナポータルへアクセスし、マイナンバーカードの健康保険証利用の申込み（利用登録）を実施してください※。

※ 健康保険証利用の申込み（利用登録）には、最長5分要します。

(3) 高額療養費制度活用



特定疾病療養受療証情報を提供しますか。

提供する

提供しない

患者が高額療養費制度を利用している場合、左のような画面が表示されます。制度の活用を患者が希望する場合、高額療養費制度の特定疾病療養受療証情報※¹について取得できます※²。

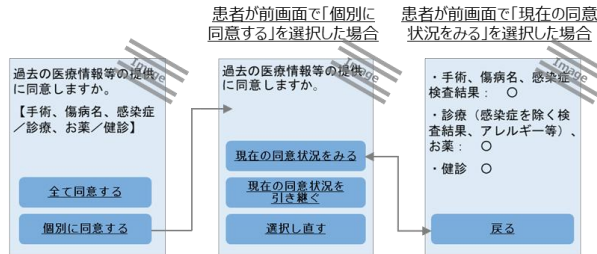
※¹ 特定疾病療養受療証情報を使用する病院・診療所の場合のみ、特定疾病療養受療証の情報を提供します。

※² 限度額適用認定証情報の取得について、マイナンバーカードを用いて資格確認を行った際は患者による同意は不要です。

(4) 同意の確認



一括同意/個別同意の選択



※登録済みの患者の同意情報がない場合は、「個別に同意する」を押下後、以下の「患者が個別同意を希望する場合」に記載の画面に遷移します。

※病院・診療所が環境設定情報（閲覧同意の利用有無等）を更新する度、登録済みの患者の同意情報はリセットされ、以下の「患者が個別同意を希望する場合」に記載の画面に遷移します。環境設定情報の更新方法は、「オンライン資格確認等システム操作マニュアル（管理者編）」をご参照ください。

※「選択し直す」を選択した場合は、以下の「患者が個別同意を希望する場合」に記載の画面に遷移します。

医師等や薬剤師が患者の診療情報、薬剤情報、処方・調剤情報、特定健診情報、健康診断結果報告書及び臨床情報を閲覧することについて患者から同意を取得します。

患者は、各情報の同意の確認方法について一括同意か個別同意※を選択します。

【一括同意を選択する場合】

患者は、過去の診療情報、薬剤情報、処方・調剤情報、特定健診情報、健康診断結果報告書及び臨床情報といった医療情報等の提供にまとめて同意することができます。

【個別同意を選択する場合】

患者は、情報ごとにそれぞれ同意を行います。登録されている個別同意がある場合は、その同意状況について確認でき、同意状況の引継ぎ・変更が可能です。

※ 個別同意を選択する場合、閲覧する情報ごとに、それぞれ同意を取得します。

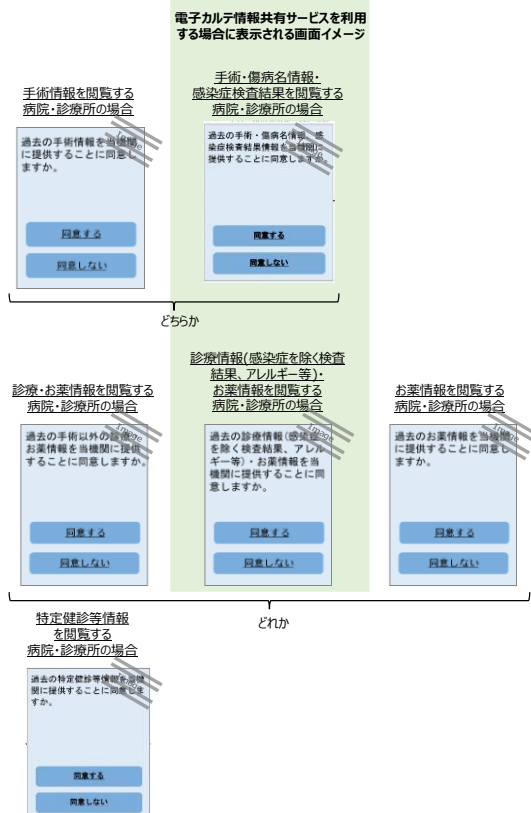
【診療情報、薬剤情報】

- 診療情報と薬剤情報は、「診療・お薬情報」として一括して同意を取得します。
- 診療情報の閲覧に対応していない病院・診療所の場合は、「お薬情報」として薬剤情報のみに対して同意を取得します。

【処方・調剤情報】

- 処方・調剤情報の閲覧同意は、「お薬情報」として薬剤情報の閲覧の同意と合わせて取得します。
- なお、処方・調剤情報は、電子処方箋管理サービスを利用する病院・診療所のみ閲覧可能です。

患者が個別同意を希望する場合



【特定健診情報、健康診断結果報告書】

- 特定健診情報と健康診断結果報告書は、「特定健診等情報」として一括して同意を取得します。
- なお、健康診断結果報告書は、電子カルテ情報共有サービスを利用する病院・診療所のみ閲覧可能です。

【臨床情報】

- 臨床情報のうち傷病名と感染症は、「手術・傷病名・感染症検査結果情報」として一括して同意を取得します。
- 臨床情報のうち薬剤アレルギー等、その他アレルギー等及び検査の閲覧同意は、「診療情報」の閲覧同意と合わせて取得します。
- なお、臨床情報は、電子カルテ情報共有サービスを利用する病院・診療所のみ閲覧可能です。

閲覧同意の取得単位と閲覧可能になる情報項目

閲覧同意の取得単位	閲覧可能になる情報
手術情報	✓ 手術情報
手術・傷病名情報・感染症検査結果※1	✓ 手術情報 ✓ 臨床情報の一部（傷病名、感染症）※1
診療・お薬情報	✓ 診療情報 ✓ 薬剤情報 ✓ 処方・調剤情報※2
診療情報（感染症を除く検査結果、アレルギー等）・お薬情報※1	✓ 診療情報 ✓ 薬剤情報 ✓ 処方・調剤情報※2 ✓ 臨床情報の一部（検査、薬剤アレルギー等、その他アレルギー等）※1
お薬情報※3	✓ 薬剤情報 ✓ 処方・調剤情報※2
特定健診等情報	✓ 特定健診情報 ✓ 健康診断結果報告書※1

※1 電子カルテ情報共有サービスを利用する場合のみ。


※2 電子処方箋管理サービスを利用する場合のみ。

※3 診療情報の閲覧に対応していない場合のみ。

 **ポイント 書面を用いた同意取得**

汎用カードリーダーを用いて同意を取得したい場合は、医療機関等向け総合ポータルサイトに掲げている同意書等の書面を用いて、患者に対し情報閲覧に関する説明を行い、同意を取得してください。同意取得後は、資格情報照会画面で同意を取得した医療情報の横にあるチェック欄を押下してください[※]。オンライン資格確認端末での操作後、同意取得が完了になりますので、お使いの電子カルテシステム等の仕様に従って医療情報を閲覧してください。

※ 同意取得後のオンライン資格確認端末上での操作方法は、「操作マニュアル（一般利用者・医療情報閲覧者編）」第2章をご参照ください。

 **ポイント マイナポータル上での同意設定**

病院・診療所が患者の診療情報、薬剤情報、処方・調剤情報、特定健診情報、健康診断結果報告書及び臨床情報を閲覧することについて、患者は来院時に顔認証付きカードリーダーで同意内容の登録を行えるほか、来院前にマイナポータルで同意内容を事前に設定しておくことができます。

来院前に同意設定を行う場合、患者はマイナポータルで病院・診療所を選択し、各医療情報について選択した病院・診療所の閲覧を許可するかを事前に設定します。その後、来院時に顔認証付きカードリーダーで操作をすることで、マイナポータルで事前に設定した同意内容が確定します。また、顔認証付きカードリーダーにおいて、マイナポータルで事前に設定した同意内容の確認・変更も可能です。

 **ポイント 閲覧可能時間**

同意情報登録後の24時間に限り、オンライン資格確認等システムにおいて診療情報、薬剤情報、処方・調剤情報、特定健診情報、健康診断結果報告書及び臨床情報の閲覧が可能です。

(5) 診療情報提供書の閲覧同意の確認

(電子カルテ情報共有サービス対応の場合)

電子カルテ情報共有サービスを利用した診療情報提供書の送受信を希望し、紹介先の病院・診療所への来院当日に閲覧同意を行う患者のみ対応が必要な手順です。※

患者は、顔認証付きカードリーダー上で閲覧同意を行う診療情報提供書を選択します。その結果、紹介先の病院・診療所が患者の診療情報提供書を取得し、閲覧できるようになります。

※ 診療情報提供書における同意取得については、今後、厚生労働省において検討が行われ、別途公表される予定です。

(6) 処方箋の発行形態の確認

(電子処方箋管理サービス対応かつ院外処方箋を発行する場合)

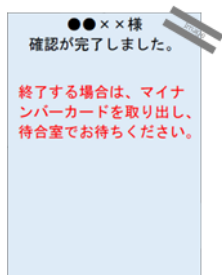
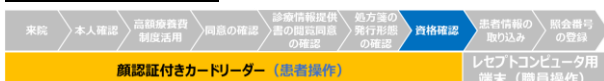
患者は、電子処方箋、紙の処方箋のどちらを希望するか選択します。※

※ 左の処方箋の発行形態の選択画面を表示する場合は、オンライン資格確認等システム的环境設定情報更新画面で設定を行ってください。診察時等に医師等が患者に直接確認し、電子カルテシステム等に発行形態を登録する場合や、電子処方箋管理サービスを利用するものの院内処方のみ行う場合、顔認証付きカードリーダーに本画面を表示しない設定を行うことも可能です。詳しい設定方法は、操作マニュアル（管理者編）をご確認ください。

ポイント 処方箋の発行形態の変更

患者が医師等とコミュニケーション等の中で、発行形態の変更を希望した場合は、医師等が電子カルテ上で発行形態を変更できます。

(7) 資格確認



オンライン資格確認で最新の資格情報を確認します^{※1,2}。

※1 有効開始年月日が同一の資格が複数存在する場合は、

- ・保険制度の市町村国保以外のもの
- ・有効終了日が遠いもの

を条件に資格を自動的に特定します。

※2 医療扶助の場合は、

- ・資格取得年月日が直近のもの
- ・資格喪失年月日が遠いもの

を条件に資格を自動的に特定します。

ポイント **限度額適用認定証情報の取得**

限度額適用認定証情報の取得について、マイナンバーカードを用いて資格確認を行った際は患者による同意は不要です。資格確認書等を用いて資格確認を行った際は窓口職員等による口頭等での同意確認が必要です。

オンライン資格確認により取得可能な資格情報の項目例[※]

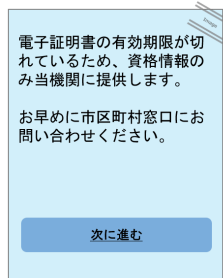
- 氏名
- 性別
- 生年月日
- 保険者番号
- 被保険者資格に係る記号・番号・枝番
- 有効開始年月日
- 有効終了年月日

※ 全項目については本マニュアル「第2章 オンライン資格確認」の「資格確認結果の取扱い・留意事項」をご参照ください。

ポイント 電子証明書の有効期限切れ

実物のマイナンバーカードの利用者証明用電子証明書の更新を失念している人や何らかの事情で更新手続きができていない人が、医療機関等において資格確認が行えず、困らないための救済措置として、電子証明書の有効期間満了日の属する月の末日から3ヵ月間（以下「猶予期間」という。）においては、資格情報、処方箋の発行形態のみ、オンライン資格確認等システムで確認が可能です。

猶予期間中においては下図のような画面が表示され、資格情報のみ提供する旨と、早めに市区町村窓口にお問い合わせるメッセージが表示されます。



なお、猶予期間の間に患者がマイナンバーカードの更新手続きを実施しなかった場合は、マイナ保険証の利用登録が解除され、医療保険者等から資格確認書が交付されます。

<実物のマイナンバーカードの利用者証明用電子証明書の猶予期間を過ぎている場合>

実物のマイナンバーカードの利用者証明用電子証明書の猶予期間が過ぎている場合は以下の方法で資格確認を行ってください。

資格確認ができない場合は資格確認書等か、実物のマイナンバーカードと資格情報のお知らせを併せて提示するか、又は、マイナポータルからダウンロードした資格情報画面（PDF）と実物のマイナンバーカードを併せて提示することで、資格確認を行ってください^{※1,2}。

※1 医療扶助において、実物のマイナンバーカードの利用者証明用電子証明書の有効期限が過ぎており、資格確認ができない場合は、以下の対応を行ってください。

- ・ 患者が紙の医療券を所持している場合は、医療券に記載された公費負担者番号・受給者番号でオンライン資格確認を実施します。中間サーバー等からオンライン資格確認等システムに資格情報が連携されていない場合は、患者の所持する医療券に記載された資格情報等を確認し、会計してください。
- ・ 患者が紙の医療券を所持していない場合は、現行の運用に基づき、患者の属する福祉事務所へ照会してください。

※2 第9章の「オンライン資格確認等システムよくある質問」下の「コラム 資格確認の流れと、資格確認が出来ない場合の対応方法について」も参照ください。

⚠ 注意事項 スマホ用利用者証明用電子証明書の場合

スマートフォンのマイナンバーカードの場合は猶予期間を設けていないため、スマホ用利用者証明用電子証明書の有効期間満了日以降、スマートフォンのマイナンバーカードでのオンライン資格確認はできなくなります^{※1,2}。

※1 スマホ用利用者証明用電子証明書の有効期限が切れている場合は、まず患者に実物のマイナンバーカードを所持していないか確認してください。所持している場合は実物のマイナンバーカードでオンライン資格確認を実施するよう案内してください。

※2 マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書の猶予期間が過ぎている場合は、上記「ポイント 電子証明書の有効期限切れ」の「マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書の猶予期間を過ぎている場合」を参照ください。

マイナンバーカードでの資格確認時に有効な資格が存在しない場合の照会結果

照会結果	想定されるケース
資格を喪失している（資格が無効）と表示される	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 転職等で月末に資格を喪失しているが、転職先の保険者でデータ登録が間に合っていないケース
該当する資格がないと表示される	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 令和2年10月1日以前から現在まで同一の勤務先に勤務しているが、該当保険者においてオンライン資格確認等システムで利用するデータの登録が行われていないケース ✓ スマートフォンのマイナンバーカード利用時、保険証利用申請から5分経たずにカードリーダーにかざしているケース
有効（未登録）と表示される	<ul style="list-style-type: none"> ✓ オンライン資格確認等システムに資格情報が登録されている生活保護受給者が、福祉事務所から未委託の状態（医療券未発行）で医療機関を受診したケース

資格証類等におけるオンライン資格確認可否一覧※

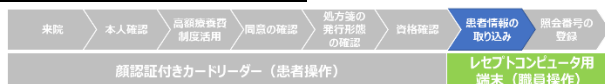
No.	資格証類	オンライン資格確認 (可能:○、不可:×)
1	高齢受給者証	○
2	限度額適用認定証	○
3	限度額適用・標準負担額減額認定証、標準負担額減額認定証	○
4	特定疾病療養受療証	○
5	自衛官診療証、自衛官限度額適用認定証、自衛官限度額適用・標準負担額減額認定証、自衛官特定疾病療養受療証	○
6	被保険者受給資格者票	×
7	船員保険療養補償証明書/船員組合員療養補償証明書	×
8	船員保険継続療養受領証明書/船員組合員継続療養受療証明書	×
9	一部負担金等減免（免除・徴収猶予）証明書	×
10	公費負担・地域単独事業の受給証	×
11	生活保護受給者に交付される医療券等	○

※ 順次対象範囲を拡大していく予定です。

電子処方箋の対象医療保険者等

No.	対象となる医療保険者等
1	全国健康保険協会
2	健康保険組合
3	国民健康保険組合
4	後期高齢者医療広域連合
5	国家公務員共済組合
6	地方公務員共済組合
7	日本私立学校振興・共済事業団
8	市町村国民健康保険
9	福祉事務所（生活保護）
10	防衛省（自衛官）

(8) 患者情報の取り込み



患者情報		登録			
シメイ	コウロウ タロウ	性別	男	資格種別	
氏名	厚勞 太郎	生年月日	昭和45年1月1日	年齢	50歳
保険者番号	12345	保険者名	XX健保	郵便番号	123-4567
記号・番号・枝番	1234	5698910	01	住所	東京都港区XX-XX
患者区分	健康保険組合	本人	3割	電話番号1	XX-XXXX-XXXX
資格取得年月日	平成28年7月1日	交付年月日	平成28年7月1日	電話番号2	XXX-XXX-XXXX
有効期間	平成28年7月1日	～	令和4年7月1日		

自動的に取り込まれる患者の資格情報をレセプトコンピュータ用端末で確認します。※

※ レセプトコンピュータ用端末への資格情報の取り込み方法はレセプトコンピュータ用端末の仕様により異なる可能性があります。

コラム：レセプトコンピュータ用端末の操作

患者情報をレセプトコンピュータ用端末から確認する際の標準的な手順を示します。なお、レセプトコンピュータ用端末によって手順や画面に差異がある場合があります。詳細な操作手順は、「レセプトコンピュータ用端末等操作マニュアル」を参照してください。

資格確認結果一覧						
資格確認日	2021/02/01					
資格確認日	照会ID	資格有効性	資格失効理由	患者ID	カナ氏名	漢字氏名
2021/02/01	マイナンバーカード	有効		00000001	シカク イロウ	資格 二郎
2021/02/01	マイナンバーカード	有効		00000002	シカク イロウ	資格 二郎
2021/02/01	資格取得済	有効		00000003	シカク イロウ	資格 二郎
2021/02/01	マイナンバーカード	有効		00000004	シカク イロウ	資格 二郎
2021/02/01	資格確認済	無効	死亡	00000005	シカク イロウ	資格 二郎
2021/02/01	資格取得済	有効		00000006	シカク イロウ	資格 二郎
2021/02/01	マイナンバーカード	有効		00000007	シカク イロウ	資格 花子

① 資格確認済みの患者のリストから、レセプトコンピュータ用端末に資格情報を取り込む患者を選択します。

資格情報		
項目	取り込み内容	
<input type="checkbox"/>	カナ氏名	シカク イロウ
<input type="checkbox"/>	漢字氏名	資格 二郎
<input type="checkbox"/>	性別	男
<input type="checkbox"/>	生年月日	平成元年1月1日
<input type="checkbox"/>	郵便番号	243-0007
<input type="checkbox"/>	住所	神奈川県厚木市厚木Xxx
<input type="checkbox"/>	保険者番号	06012345
<input type="checkbox"/>	被保険者記号	01
<input type="checkbox"/>	被保険者番号	001
<input type="checkbox"/>	被保険者枝番	01
<input type="checkbox"/>	有効開始年月日	2021/01/01
<input type="checkbox"/>	資格取得日	2021/01/01

限度額情報		
区分	開始日	終了日

② 初回の来院の場合、オンライン資格確認により取得した資格情報が表示されます。

資格情報			
項目	変更前	変更後	
<input type="checkbox"/>	カナ氏名	シカク イロウ	
<input type="checkbox"/>	漢字氏名	資格 二郎	
<input type="checkbox"/>	性別	男	
<input type="checkbox"/>	生年月日	平成元年1月1日	
<input checked="" type="checkbox"/>	郵便番号	243-0007	146-0082
<input checked="" type="checkbox"/>	住所	神奈川県厚木市厚木Xxx	東京都大田区池上Xxx
<input type="checkbox"/>	保険者番号	06012345	
<input type="checkbox"/>	被保険者記号	01	
<input type="checkbox"/>	被保険者番号	001	
<input type="checkbox"/>	被保険者枝番	01	
<input type="checkbox"/>	有効開始年月日	2021/01/01	
<input type="checkbox"/>	資格取得日	2021/01/01	

③ 2回目以降の来院の場合、オンライン資格確認により取得した資格情報と、レセプトコンピュータ用端末に登録済みの資格情報が表示されます。情報に差異がある項目がハイライトされます。

患者ID	00000002	性別	男
カナ氏名	シカク イロウ	生年月日	平成元年1月1日
漢字氏名	資格 二郎		

保険・公費		管理情報		補正情報	
組合		新規公費			
保険者番号	06012345	負担者番号		公費区分	
被保険者記号	01	受給者番号		識別区分	
被保険者番号	001	有効期間	～		
保険者名	Xxx健康保険組合	助成金No.			
有効期間	2021/01/01 ～	市町村No.			
資格	2021/01/01 ～				
確認日	2021/02/01				


④ オンライン資格確認により取得した資格情報をレセプトコンピュータ用端末に登録します。*

* 各項目のイレギュラーケースにおいては、172ページの「資格確認結果の取扱い・留意事項」に記載の所定の手順で業務を行ってください。

(9) 照会番号の登録




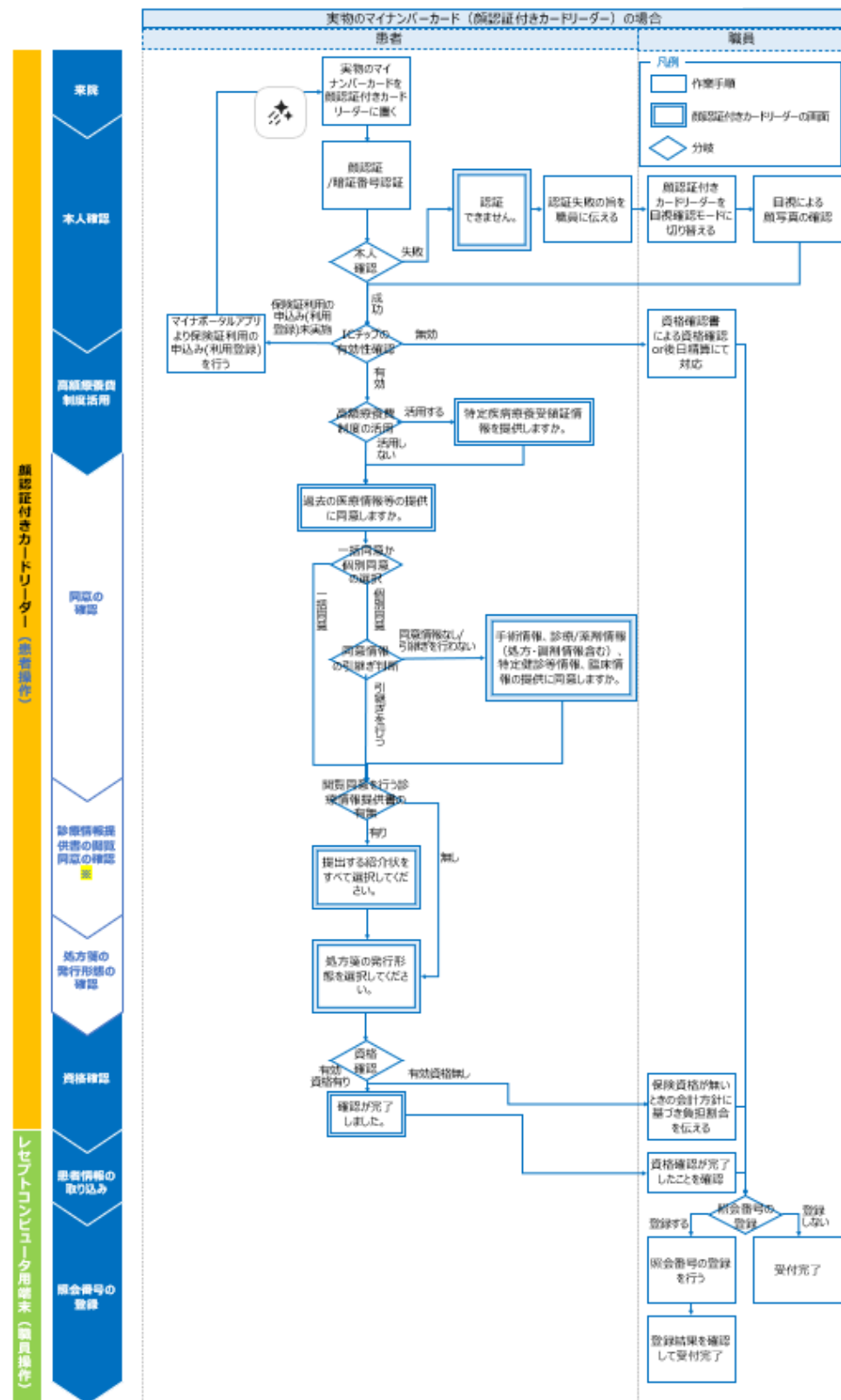
病院・診療所ごとに任意で照会番号をオンライン資格確認等システムに登録しておくことができます。

 **照会番号とは**
電子カルテシステムやレセプトコンピュータ用端末等と連携される、患者を特定する番号です。

ポイント 照会番号の登録のメリット

照会番号の登録は任意ですが、登録しておくことで前回の来院時点から保険者等を異動した患者が再度来院した場合でも、スムーズに患者を特定できます。


A-1  患者が実物のマイナンバーカードを持参した場合の対応手順フロー

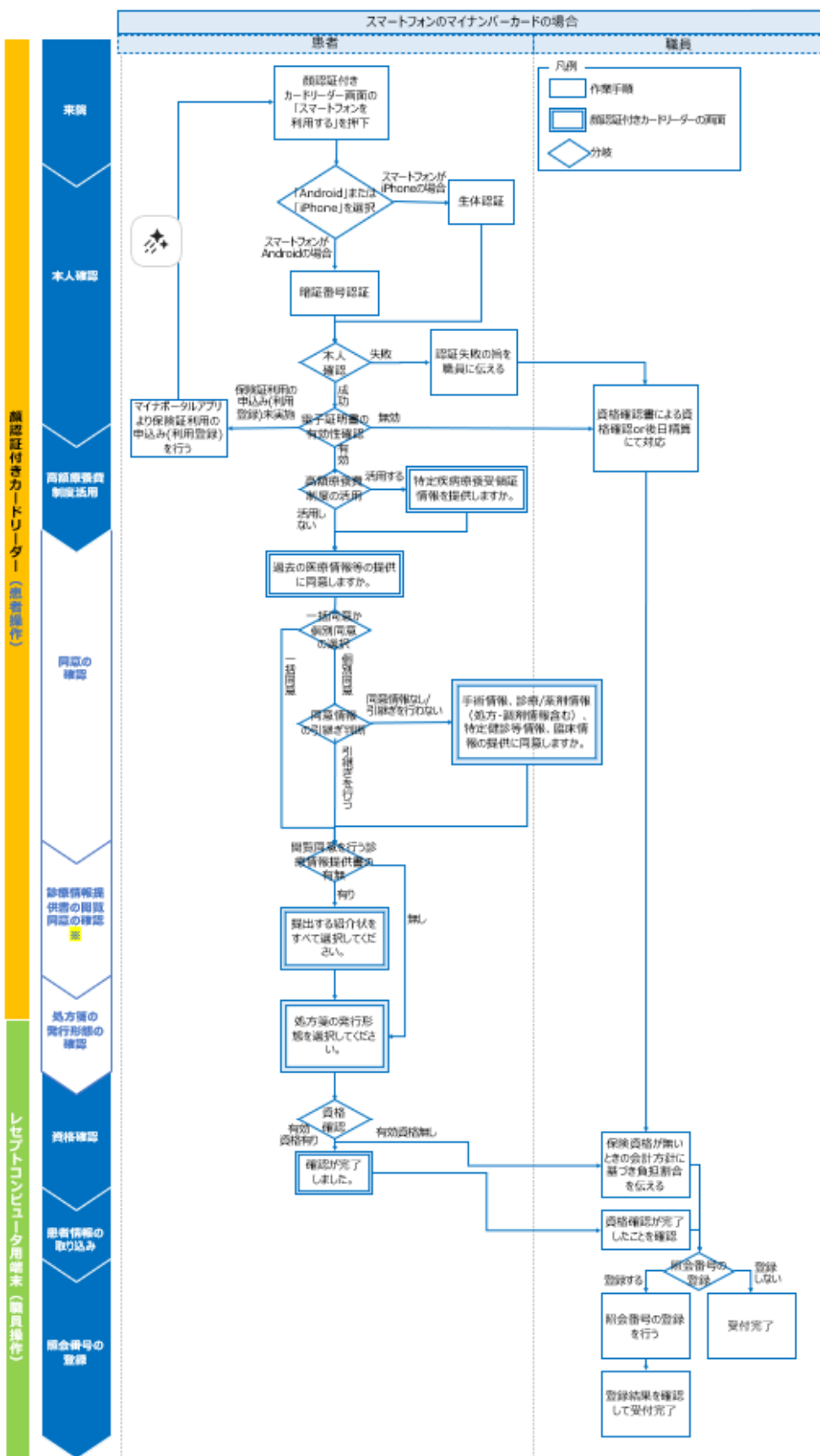


※診療情報提供書における同意取得については、今後、厚生労働省において検討が行われ、

別途公表される予定です。

✎ 補足 顔認証機能を伴わない汎用カードリーダー（公的個人認証サービスに対応した IC カードリーダー）を設置している場合は、暗証番号認証又は目視確認にて本人確認を実施してください。

A-2  患者がスマートフォンのマイナンバーカードを持参した場合の対応手順フロー



※診療情報提供書における同意取得については、今後、厚生労働省において検討が行われ、

別途公表される予定です。

B



患者が資格確認書等を持参した場合

※ レセプトコンピュータ用端末を用いて資格確認を行う場合の手順・画面例です。

資格確認端末を用いて資格確認を行う場合は操作マニュアル（一般利用者・医療情報閲覧者編）を参照してください。

（1）来院



患者が来院し、資格確認書等を提示します。

（2）現物確認



資格確認書等の現物を確認します。

患者が高額療養費制度の活用を希望する場合は、受付時に患者から口頭において同意を取得した上で以下の情報をオンラインで取得できます※。

※ 70歳未満で適用区分が（ウ）又は（エ）、70歳以上75歳未満で一般所得者（現役並み所得者は除く）のいずれかに該当する患者の場合、入院/手術が決まった時に保険者へ非課税申告することで患者の費用負担が軽くなる場合があります。

オンライン取得が可能な高額療養費制度情報（資格確認書等の場合）※

対象となる証類	主に表示される内容
限度額適用認定証	適用区分
限度額適用・標準負担額減額認定証、 標準負担額減額認定証	適用区分（長期入院該当年月日）

※特定疾病療養受療証の情報取得には、マイナンバーカードが必要です。

(3) 資格確認



資格確認書等に記載された保険者番号、被保険者資格に係る記号・番号・枝番、生年月日をレセプトコンピュータ用端末に入力^{※1,2,3}し、オンラインで資格情報を照会します。

- ※1 被保険者資格に係る記号と番号が分かれていない場合には、どちらも番号欄に入力してください。
- ※2 検索がヒットしない場合、資格確認書等の印字がかすれているなどの理由で入力に誤りがないか今一度ご確認ください（“C”と“0”等）。
- ※3 医療扶助における「公費負担者番号」は「保険者番号」、「受給者番号」は「被保険者資格に係る記号・番号・枝番」に相当します。

ポイント 枝番なしでの資格確認

保険者番号、被保険者資格に係る記号・番号、生年月日を入力することで、枝番を含む情報の照会が可能です。

資格確認書等での資格確認時に有効な資格が存在しない場合の照会結果

照会結果	想定されるケース
資格を喪失している（資格が無効）と表示される	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 転職等で月末に資格を喪失しているケース ※ 患者が提示した資格証類が無効でも、オンライン資格確認等システム上でほかに有効な資格が存在する場合には、その旨がレセプトコンピュータ用端末の画面に表示されます。
該当する資格がないと表示される	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 令和2年10月1日以前から現在まで同一の勤務先に勤務しているが、該当保険者においてオンライン資格確認等システムで利用するデータの登録が行われていないケース

紙の医療券での資格確認時に有効な医療券情報が登録されていない場合の照会結果

照会結果	想定されるケース
有効（未登録）と表示される	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 生活保護受給者が属する福祉事務所でデータ登録が間に合っていないケースのため、福祉事務所へ照会してください。

(4) 患者情報の取り込み



自動的に取り込まれる患者の資格情報をレセプトコンピュータ用端末で確認します*。（患者がマイナンバーカードを持参した場合と同様です。）

※ 患者情報をレセプトコンピュータ用端末から確認する際の標準的な手順は本マニュアル56ページの「コラム：レセプトコンピュータ用端末の操作」を参照してください。

(5) 照会番号の登録



病院・診療所ごとに任意で照会番号をオンライン資格確認等システムに登録することができます。

（患者がマイナンバーカードを持参した場合と同様です。）


(6) 処方箋の発行形態の確認・登録

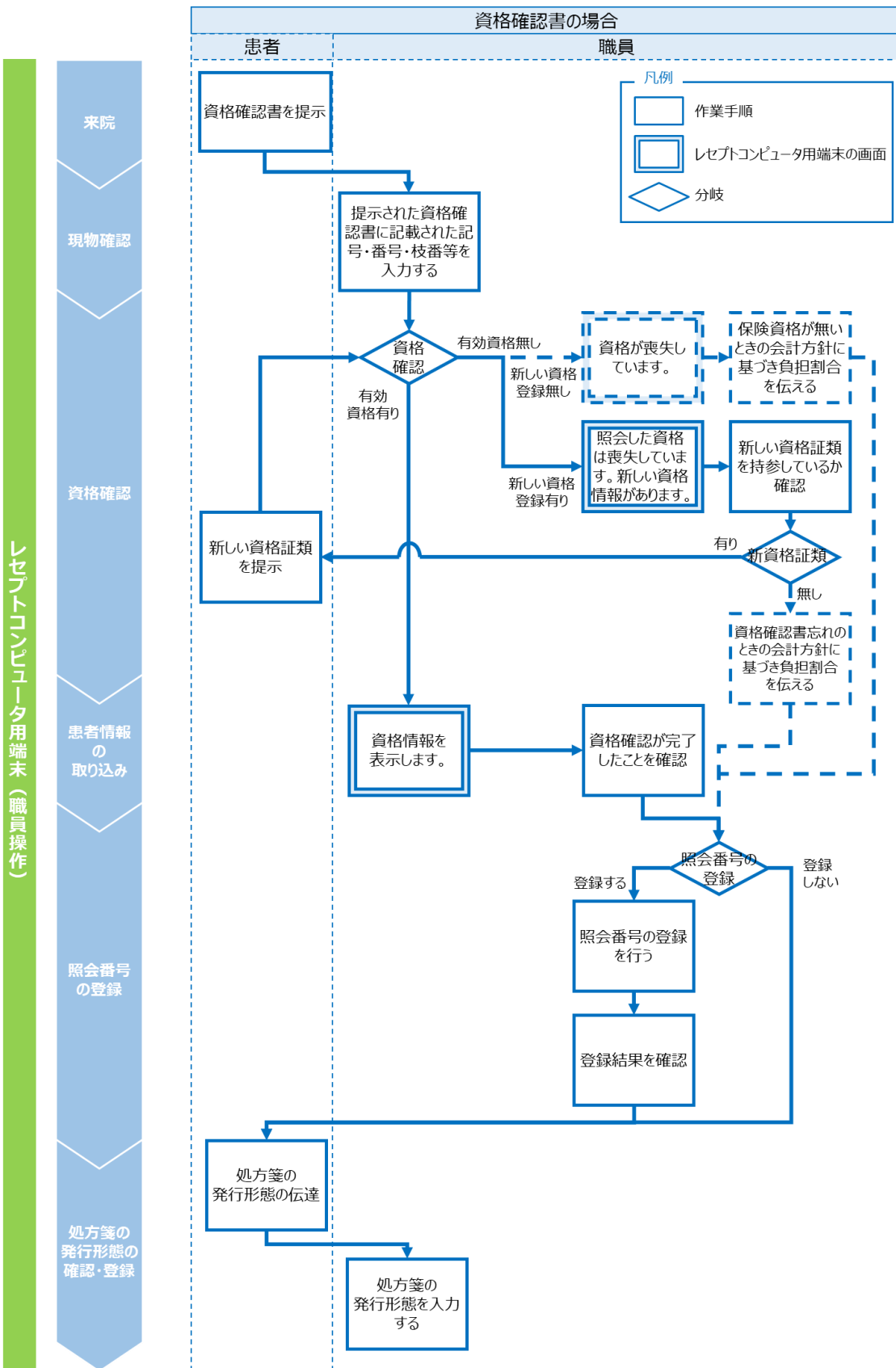
(電子処方箋管理サービス対応かつ院外処方箋を発行する場合)



患者から、口頭や問診票等で処方箋の発行形態（電子処方箋を希望するか、紙の処方箋を希望するか）の申出を受けている場合は、レセプトコンピュータ用端末へ発行形態を登録します^{※1,2}。

- ※1 病院・診療所の運用に応じて、レセプトコンピュータ用端末へ登録せず、既存の帳票等で医師等へ伝達する方法でも問題ありません。
- ※2 患者に処方箋の発行形態を確認する方法は、病院・診療所内で定めた方法で問題ありません。
（例：口頭確認、問診票等、再来受付機の利用、診察時に医師等が患者に確認）

B  患者が資格確認書等を持参した場合の対応手順フロー



患者が受診する前の資格情報の確認

患者が事前に予約している場合には、資格情報の有効性や変更の有無などを一括照会機能において確認することができます。

一括照会は、保険者番号・個人単位被保険者番号・生年月日が既にレセプトコンピュータ用端末に登録されている患者に対して実施可能です*。

※ 医療扶助における「公費負担者番号」は「保険者番号」、「受給者番号」は「個人単位被保険者番号」に相当します。



ポイント 枝番なしでの一括照会

一括照会は、レセプトコンピュータ用端末に枝番の情報なくても照会可能です。ただし枝番の情報がない場合には、1件の照会に対し複数（双子等）の資格が該当した際に確認できません。

⚠️ 注意事項 重複投薬等チェックの事前処理のタイミング（電子処方箋管理サービス導入病院・診療所向け）

重複投薬等チェックに関しても、来院前に事前処理を要求することが可能ですが、直近の処方・調剤情報の内容が反映された状態でチェックを行うことが重要であるため、診察前のタイミングで実施することを推奨します。

一括照会における制限事項

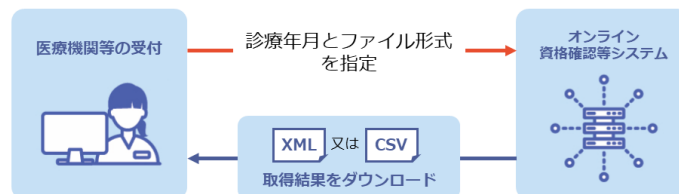
項目	制限事項
回答される資格情報	照会時点の情報
限度額適用認定証関連情報	照会可（変更有無のみ） ※ 照会要求時に病院・診療所が保有する「限度額適用認定証区分」「限度額適用認定証適用区分」を入力することで、最新の資格情報と比較し、各区分の変更の有無を照会できます。
特定疾病療養受療証情報	照会不可 ⇒ 患者の来院時にご確認ください。
利用回数	原則 1 回/日
照会可能件数	1～5000 件/回
照会結果の表示制限 (Web 画面)	過去 3 回分の照会結果を表示 ※ 照会から 14 日以上経過した情報は表示できません。

医療扶助において患者が来院した後に実施する資格確認

医療扶助の場合は、医療機関コード単位で、自機関が委託先になっている患者の資格情報や医療券情報を一括照会機能において確認することができます。

医療扶助の患者が、未委託の病院・診療所で受診した場合や福祉事務所の情報登録が遅延した場合には、患者の医療券情報を閲覧できません。その場合は、福祉事務所に医療券情報を登録した後に、委託先資格情報の一括取得を実施し、生活保護受給者の再来院を不要とした上で事後的に資格確認を実施してください。

なお、福祉事務所に対しては、医療扶助の患者が、未委託の病院・診療所で受診した場合、医療券情報を月末まで（月末に未委託の病院・診療所での受診に関する照会を受けた場合はレセプト請求期限まで）に登録するよう周知されています。



⚠️ 注意事項 未委託かつ初診での一括照会

医療扶助の患者が、未委託かつ初診の病院・診療所を受診した場合、一括取得で取得した医療券情報と患者情報をひも付ける照会番号が存在しません。そのため、診察時に登録した患者情報と一括取得で取得した医療券情報を確認し、氏名・年齢・性別等から情報のひも付けを実施してください。

医療機関等の通常の窓口とは異なる動線における資格確認

医療機関等の通常の窓口とは異なる動線で資格確認を行う場合は、モバイル端末等（スマートフォン、タブレット、ノート PC 等）からマイナ在宅受付 Web（オンライン診療等機能）やマイナ資格確認アプリ（外来診療等（通常とは異なる動線）機能）を利用することで、オンライン資格確認を実施することが可能になります。

マイナ在宅受付 Web は、医療機関等の通常の窓口とは異なる動線においても、マイナンバーカードに設定された暗証番号の入力やスマートフォンでの生体認証等による本人確認を行うことで、患者の資格情報の取得や診療情報等の閲覧に関する同意の取得（登録）を可能とするサービスです^{※1,2}。

マイナ資格確認アプリは、医療機関等の通常の窓口とは異なる動線においても、マイナンバーカードに設定された暗証番号の入力による本人確認に加えて、目視による本人確認も可能とするアプリケーションです。

※1 顔認証付きカードリーダーの故障時についても、外来診療等（通常とは異なる動線）としてマイナ在宅受付 Web の利用が可能です。

※2 マイナ在宅受付 Web で顔認証マイナンバーカードは使用できません。

マイナ在宅受付 Web・マイナ資格確認アプリでの本人確認方法

対応サービス	本人確認方法	
	暗証番号	目視確認
A マイナ在宅受付Web	○	×
B マイナ資格確認アプリ	○	○

A マイナ在宅受付 Web の場合

A-1 医療機関の端末でマイナ在宅受付 Web へアクセスする場合

A-2 患者の端末でマイナ在宅受付 Web へアクセスする場合



※1 スマートフォンでマイナ在宅受付 Web へアクセスした場合の画面例。

※2 電子処方箋管理サービスを利用している病院・診療所のみ。

B マイナ資格確認アプリの場合



※1 マイナ資格確認アプリをスマートフォンで利用した場合の画面例。

※2 電子処方箋サービスを利用している病院・診療所のみ。

A マイナ在宅受付 Web の場合

ポイント マイナ在宅受付 Web においてオンライン資格確認をする際の事前準備

マイナ在宅受付 Web を用いたオンライン資格確認を行うにあたり、「マイナ在宅受付 Web」の URL・二次元コードを生成・取得する必要があります。詳細は、「操作マニュアル(管理者編)」の「第5章 マイナ在宅受付 web 管理」を参照してください。

医療機関の端末を用いて資格確認を行う場合は、取得した URL を端末で開き、お気に入り登録をしておくと、いつでもアクセスすることができて便利です。また、利用する端末用のマイナポータルアプリをインストールしてください。詳細及び操作方法は「マイナ在宅受付 Web システム操作マニュアル(オンライン診療等編)」をご確認ください。

患者の端末を用いて資格確認を行う場合は、取得した二次元コードを患者が読み取れるようにご準備ください。

(1) マイナ在宅受付 Web (オンライン診療等機能) へアクセス



A-1 医療機関の端末でマイナ在宅受付 Web へアクセスする場合

URLをクリックするなどしてマイナ在宅受付 Web にアクセスします。※

※ 医療機関の端末がスマートフォンの場合、スマートフォンのマイナンバーカードを用いた同意登録はできません。また、患者がスマートフォンのマイナンバーカードを使用する場合は、患者の端末からマイナ在宅受付 Web へアクセスする方が便利です。

A-2 患者の端末でマイナ在宅受付 Web へアクセスする場合

職員は患者に二次元コード又は URL を連携し、患者は自身の端末で読み込み、マイナ在宅受付 Web にアクセスします。

⚠️ 注意事項 顔認証マイナンバーカードの場合

マイナ在宅受付 Web で顔認証マイナンバーカードは使用できません。

(2) 同意登録準備



職員は患者がマイナンバーカードを持っているか、マイナンバーカードへの健康保険証利用登録が完了しているかを確認してください。患者のマイナンバーカードの健康保険証利用登録が未実施の場合は、同意登録の準備と開始画面にあるマイナポータルリンクから登録申込が可能です。

(3) 同意内容の選択



患者がマイナ在宅受付 Web において「あなたが予約した診療日」へ診療日当日の入力を行うとともに、医師等が患者の手術情報、診療情報、薬剤情報^{※1}、処方・調剤情報^{※2}、特定健診情報^{※3}、臨床情報^{※4}及び特定疾病療養受療証情報を閲覧することについて、同意の選択をします^{※5}。

※1 画面上、診療情報と薬剤情報は、「薬剤情報」として一括して同意を取得しますが、オンライン資格確認等システムの環境設定情報更新画面にある閲覧同意の利用有無において、診療情報を「利用しない」と設定している病院・診療所の場合は、薬剤情報のみに対して同意を取得します。

※2 処方・調剤情報の閲覧同意は、「薬剤情報」の閲覧の同意と合わせて取得します。なお、処方・調剤情報は、電子処方箋管理サービスを利用する病院・診療所のみ閲覧可能です。

※3 特定健診情報と健康診断結果報告書は、「特定健診等情報」として一括して同意を取得します。なお、健康診断結果報告書は病院・診療所（健診実施機関）が電子カルテ情報共有サービスに登録する情報であり、電子カルテ情報共有サービスを利用する病院・診療所のみ閲覧可能です。

※4 臨床情報のうち傷病名と感染症は、「手術・傷病名情報・感染症検査結果」として一括して同意を取得します。臨床情報のうち薬剤アレルギー等、その他アレルギー等及び検査の閲覧同意は、「診療情報(感染症を除く検査結果、アレルギー等)」の閲覧同意と合わせて取得します。

※5 限度額適用認定証情報の取得について、マイナンバーカードを用いて資格確認を行った際は患者による同意は不要です。

閲覧同意の取得単位と閲覧可能になる情報項目

閲覧同意の取得単位	閲覧可能になる情報
手術情報	✓ 手術情報
手術・傷病名情報・感染症 検査結果※1	✓ 手術情報 ✓ 臨床情報の一部（傷病名、感染症）※1
診療・薬剤情報	✓ 診療情報 ✓ 薬剤情報 ✓ 処方・調剤情報※2
診療情報（感染症を除く 検査結果、アレルギー等）・ 薬剤情報※1	✓ 診療情報 ✓ 薬剤情報 ✓ 処方・調剤情報※2 ✓ 臨床情報の一部（検査、薬剤アレルギー等、その他アレルギー等）※1
薬剤情報※3	✓ 薬剤情報 ✓ 処方・調剤情報※2
特定健診等情報	✓ 特定健診情報 ✓ 健康診断結果報告書※1
特定疾病療養受療証情報	✓ 特定疾病療養受療証情報※1

※1電子カルテ情報共有サービスを利用する場合のみ。

※2電子処方箋管理サービスを利用する場合のみ。

※3診療情報の閲覧に対応していない場合のみ。

(4) 処方箋の発行形態の選択

(電子処方箋管理サービス対応かつ院外処方箋を発行する場合)



患者は、電子処方箋、紙の処方箋のどちらを希望するか選択します※。

※ 左の処方箋の発行形態の選択画面を表示する場合は、オンライン資格確認等システム的环境設定情報更新画面で設定を行ってください。ただし、診察時等に医師等が患者に直接確認し、電子カルテシステム等に発行形態を登録する場合や、電子処方箋管理サービスを利用するものの院内処方のみを行う場合、マイナ在宅受付 Web に本画面を表示しない設定を行うことも可能です。詳しい設定方法は、操作マニュアル(管理者編)を確認してください。

(5) 登録内容の確認



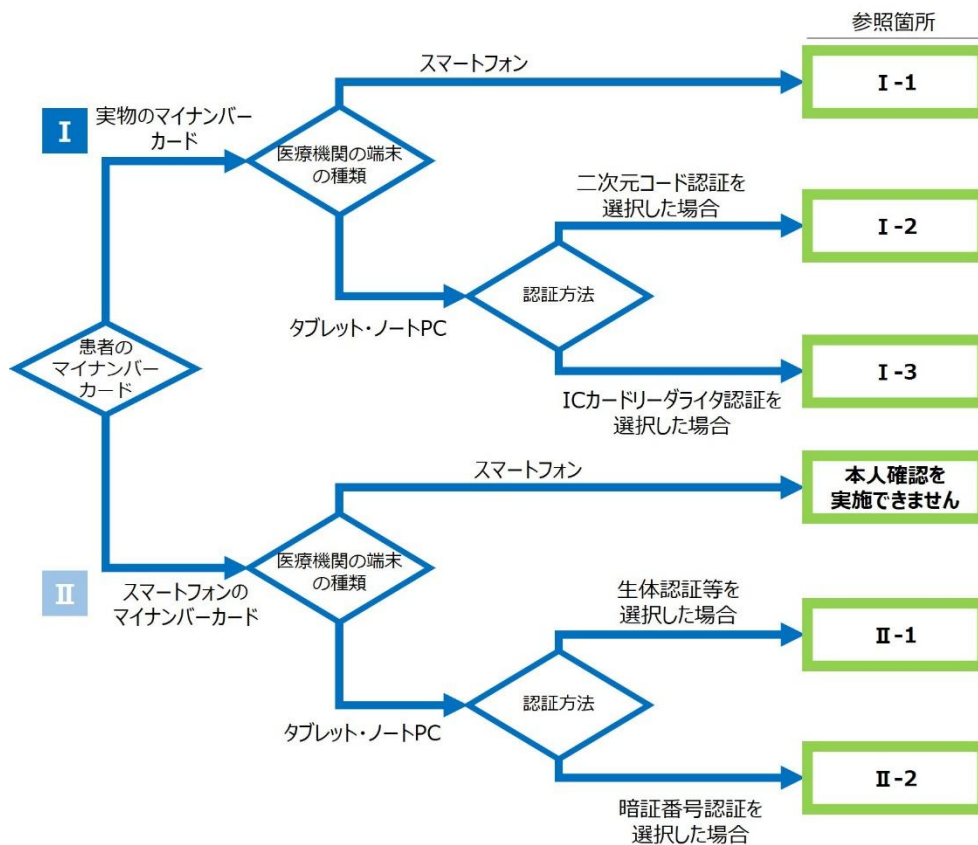
患者が診療日・同意登録内容・処方箋の発行形態の確認を行い、「同意内容を登録する」ボタンを押下します。

(6) マイナンバーカード認証



A-1 医療機関の端末でマイナ在宅受付 Web へアクセスする場合

認証方法のパターンは以下の通りです。



I. 患者が実物のマイナンバーカードを使用する場合

I-1) 医療機関の端末がスマートフォンの場合

<Android の場合>



<iPhone の場合>



- ① スマートフォンにあらかじめインストールしたマイナポータルが自動的に起動します。
- ② 患者がマイナンバーカードの4桁の暗証番号を入力します※¹。
- ③ 患者がマイナンバーカードをスマートフォンにかざします。
- ④ 本人確認完了後、画面に表示された「外部サービスに戻る」を押下する又はブラウザボタンを押下すると、マイナ在宅受付 Web に戻ります※²。

※¹ 患者が暗証番号を入力するときは、他人から暗証番号を覗かれないようにご注意ください。

※² 医療機関の端末からマイナポータルで患者のマイナンバーカードを読み取った場合、医療機関の端末のマイナポータルアプリに患者の個人情報は連携されません。

I-2) 医療機関の端末がタブレット・ノート PC で二次元コード認証を選択した場合



- ① 患者はタブレット・ノート PC 画面に表示された二次元コードを患者自身のスマートフォンのマイナポータルアプリで読み込みます。
- ② マイナンバーカードの4桁の暗証番号を入力してください（最新のマイナポータルアプリをご利用ください。）※。

※ 患者が暗証番号を入力するときは、他人から暗証番号を覗かれないようにご注意ください。

I-3) 医療機関の端末がタブレット・ノートPCでICカードリーダライタ認証を選択した場合



- ① タブレットやノート PC にあらかじめインストールしたマイナポータルが自動的に起動します。
- ② 患者がマイナンバーカードの4桁の暗証番号を入力します。※
- ③ 患者がマイナンバーカードをICカードリーダーにかざし、「読み取り開始」ボタンを押下すると利用者証明用電子証明書の照合が行われます。
- ④ ブラウザボタンを押下すると、マイナ在宅受付 Web に戻ります。

※ 患者が暗証番号を入力するときは、他人から暗証番号を覗かれないようにご注意ください。

II. 患者がスマートフォンのマイナンバーカードを使用する場合

※ 医療機関の端末がスマートフォンの場合、スマートフォンのマイナンバーカードを用いての同意登録はできません。タブレット・ノート PC の場合は二次元コード認証を選択し本人確認を実施してください。

II-1) 本人確認方法で生体認証等を選択した場合

<医療機関端末(タブレット・ノート PC)画面>



① 職員は画面に表示された「スマートフォン（二次元コード）認証で同意内容を登録する」を押下し、患者はタブレット・ノート PC 画面に表示された二次元コードを患者自身のスマートフォンのマイナポータルアプリで読み込みます。

<患者のスマートフォンが Android の場合>



② 患者はマイナポータルアプリを用いて生体認証等で本人確認を実施します。

<患者のスマートフォンが iPhone の場合>



II-2) 本人確認方法で暗証番号認証を選択した場合

<医療機関端末(タブレット・ノート PC)画面>



- ① 職員は画面に表示された「スマートフォン（二次元コード）認証で同意内容を登録する」を押下し、患者はタブレット・ノート PC 画面に表示された二次元コードを患者自身のスマートフォンのマイナポータルアプリで読み込みます。

<患者のスマートフォンが Android の場合>



- ② 患者はマイナポータルアプリにてスマホ用利用者証明用電子証明書の暗証番号を入力します。

<患者のスマートフォンが iPhone の場合>

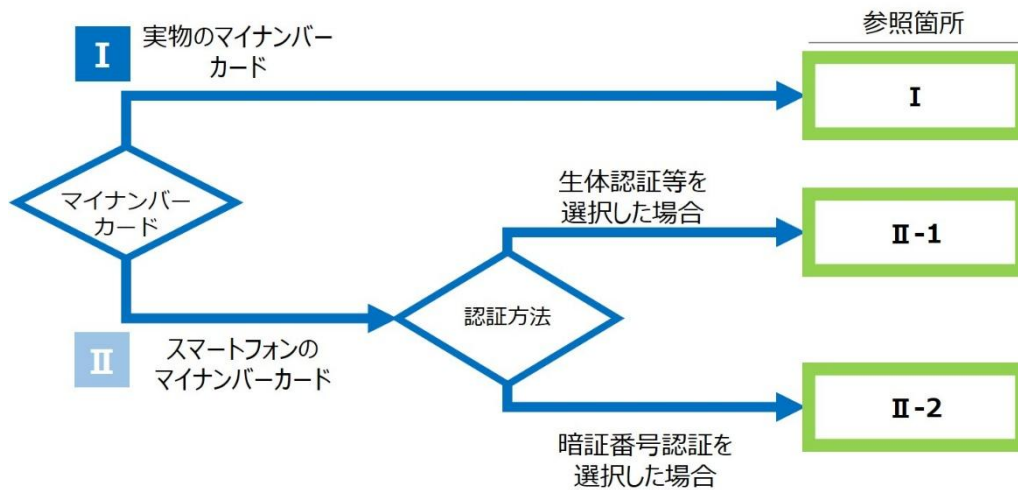


✏️ スマホ用利用者証明用電子証明書の暗証番号とは

マイナンバーカードをご自身のスマートフォンに追加する際に設定した利用者証明用電子証明書に設定した数字 4 桁の暗証番号のことです。

A-2 患者の端末でマイナ在宅受付 Web へアクセスする場合

認証方法のパターンは以下の通りです。



I. 患者が実物のマイナンバーカードを使用する場合

<Android の場合>



<iPhone の場合>



- ① スマートフォンにあらかじめインストールしたマイナポータルが自動的に起動します。
- ② 患者がマイナンバーカードの4桁の暗証番号を入力します※。
- ③ 患者がマイナンバーカードをスマートフォンにかざします。
- ④ 本人確認完了後、画面に表示された「外部サービスに戻る」又はブラウザボタンを押下すると、マイナ在宅受付 Web に戻ります。

※ 患者が暗証番号を入力するときは、他人から暗証番号を覗かれないようにご注意ください。

II. 患者がスマートフォンのマイナンバーカードを使用する場合

II-1) 本人確認で生体認証を選択した場合

<Android の場合>



- ① スマートフォンにあらかじめインストールしたマイナポータルが自動的に起動します。
- ② 患者はマイナポータルアプリを用いて生体認証等で本人確認を実施します。
- ③ 本人確認が完了後、画面に表示された「外部サービスに戻る」又はブラウザボタンを押下し、マイナ在宅受付 Web に戻ります。

<iPhone の場合>



II-2) 本人確認で暗証番号認証を選択した場合

<Android の場合>



- ① スマートフォンにあらかじめインストールしたマイナポータルが自動的に起動します。
- ② 患者はマイナポータルアプリにてスマホ用利用者証明用電子証明書の暗証番号を入力します。

✎ スマホ用利用者証明用電子証明書の暗証番号とは

マイナンバーカードをご自身のスマートフォンに追加する際に設定した利用者証明用電子証明書に設定した数字 4 桁の暗証番号のことです。

<iPhone の場合>



- ③ 本人確認が完了後、画面に表示された「外部サービスに戻る」又はブラウザボタンを押下し、マイナ在宅受付 Web に戻ります。

 **ポイント マイナンバーカードの取扱い**

個人情報保護の観点から、原則として患者本人が、医療機関等のモバイル端末等にマイナンバーカードをかざすようにしてください。職員は実物のマイナンバーカードに記載してあるマイナンバーを書き留めたり、保管したりしてはいけません。

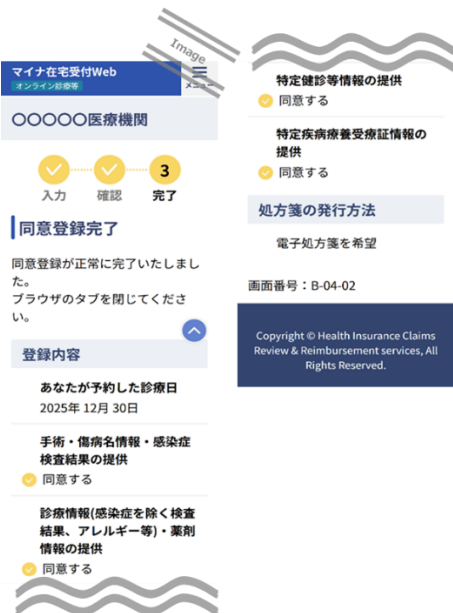
ただし、患者本人が自身でマイナンバーカードをモバイル端末等にかざすことが難しい等のやむを得ない事情があり、本人から希望があった場合、家族の方や介助者、職員等が患者本人のマイナンバーカードをモバイル端末等にかざす等の必要な支援を行うことは、差し支えありません。

 **ポイント 患者本人が暗証番号を入力できない場合**

暗証番号認証による資格確認は原則として患者本人が行う必要があります。

例外として、乳幼児又は成年被後見人については、法定代理人が患者本人に代わって暗証番号を入力することは可能です。

マイナンバーカードの暗証番号は本人確認のために重要なものであることから、慎重に扱うことが望ましく、原則として法定代理人以外の者に知らせることは適当ではありません。ただし、本人から希望があった場合に、家族の方や介助者、職員等が入力の動作補助を行うことは差し支えありません。

(7) 登録完了

資格情報の取得・同意内容・処方箋の発行形態の登録が正常に完了した場合、同意登録完了画面が表示されます※。ブラウザのタブを閉じてください。

※ 同意登録完了画面に患者の資格情報は表示されません。

**ポイント 来院前の予約時等にオンライン資格確認を行う場合**

医療機関等の通常の窓口とは異なる動線において来院前の予約時等に患者が自身の端末を使用して事前にオンライン資格確認を患者の居宅等の遠隔で行った場合は原則として、患者の来院時に顔写真付きの身分証明書（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等）を確認し、身分証明書に記載された患者の情報と予約した患者本人であることを確認してください。

(8) 患者の情報の要求・資格確認



患者情報		性別		生年月日		住所	
氏名	コウロウ シロコ	性別	男	生年月日	平成28年7月1日	住所	東京都港区1-1-1
氏名	藤野 太郎	生年月日	平成28年7月1日	性別	男	住所	東京都港区1-1-1
診療番号	12345	保険番号	XX健康	診療番号	123-4567	住所	東京都港区1-1-1
処方番号/種類	1234	5678910	01	性別	東京都港区1-1-1	住所	東京都港区1-1-1
健康保険組合	本人	0期	電話番号1	XXX-XXXX-XXXX	住所	東京都港区1-1-1	東京都港区1-1-1
診療開始年月日	平成28年7月1日	交付年月日	平成28年7月1日	電話番号2	XXX-XXXX-XXXX	住所	東京都港区1-1-1
有効期限	平成28年7月1日	～	平成28年7月1日	住所	東京都港区1-1-1	住所	東京都港区1-1-1

職員はレセプトコンピュータ等から、医療機関等コードをキーにオンライン資格確認等システムに登録されている資格情報等を照会します※。

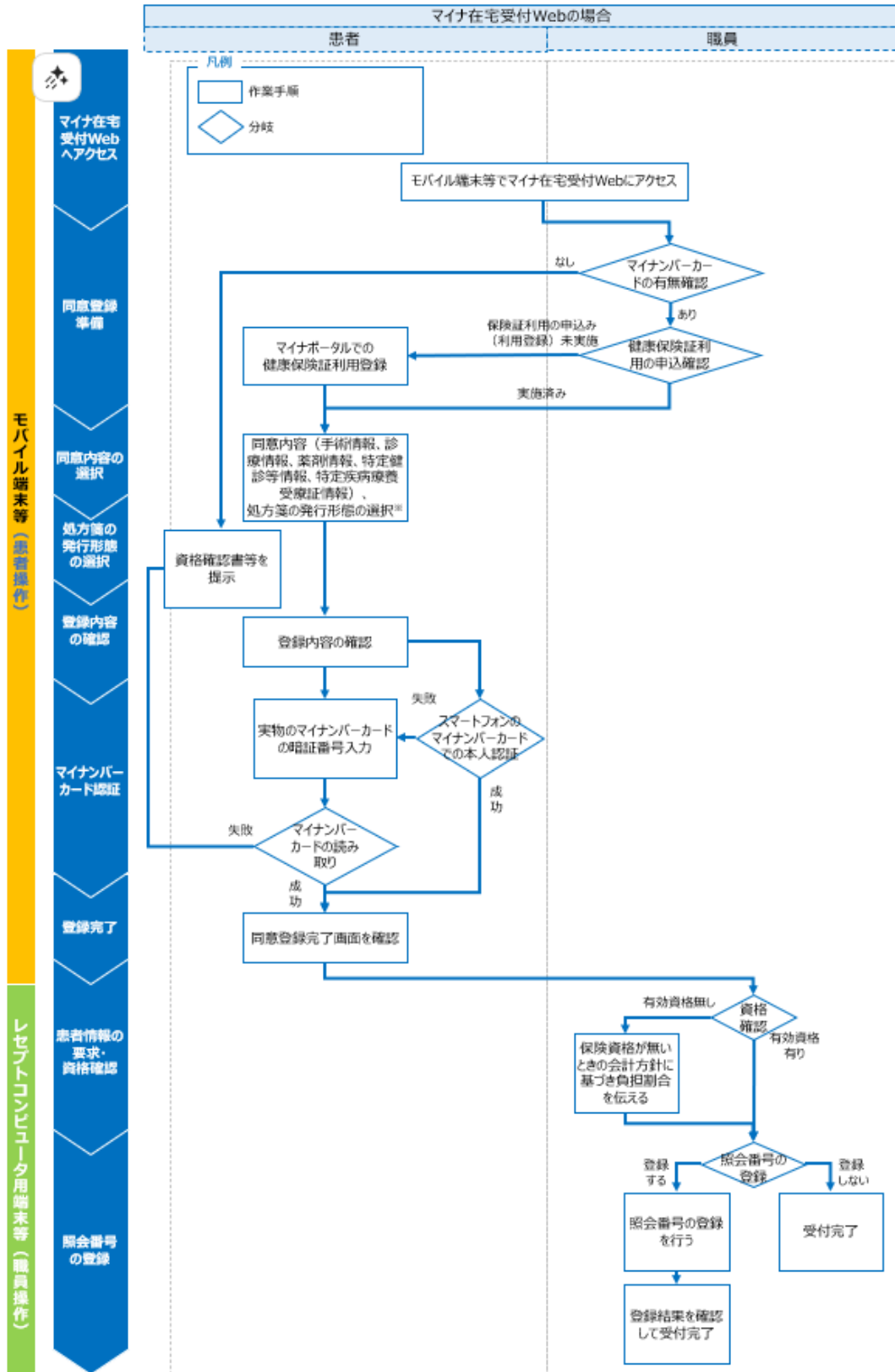
※ 医療機関等の通常の窓口とは異なる動線においては診療日の翌日未まで、診療情報・薬剤情報等の照会が可能です。（照会した情報をダウンロードし、その情報をレセプトコンピュータや電子カルテシステムで照会する場合を除く。）

(9) 照会番号の登録



病院・診療所ごとに任意で照会番号をオンライン資格確認等システムに登録しておくことができます

A マイナ在宅受付 Web の場合の対応手順フロー



※ 電子カルテ情報共有サービス利用開始に伴い、傷病名情報、感染症検査結果、感染症を除く検査結果、アレルギー等情報が同意内容に追加されます。

B マイナ資格確認アプリの場合



ポイント マイナ資格確認アプリにおいてオンライン資格確認をする際の事前準備

マイナ資格確認アプリを用いたオンライン資格確認を行うに当たり、モバイル端末へのマイナ資格確認アプリのインストール、初回ログイン及びシステム設定を事前に実施します。手順の詳細は「医療機関等向け（訪問・外来診療等）_マイナ資格確認アプリのセットアップと使い方」、操作マニュアル(管理者編)「第6章 マイナ資格確認アプリ管理」をご確認ください。

(1) ログイン




職員は生体認証又はパスコードでログインします※。

※ 設定により生体認証又はパスコードでのログインとなります。設定の詳細は「医療機関等向け（訪問・外来診療等）_マイナ資格確認アプリのセットアップと使い方」をご確認ください。

(2) 本人認証方法の選択



本人認証方法を変更する場合、職員は画面右上の歯車マーク  を押下してマイナ資格確認アプリメニューを表示し、「セキュリティ設定」を選択してください。

患者のマイナンバーカードの種類を確認した上で、本人認証方法を選択してください。

○目視による本人確認を行う場合

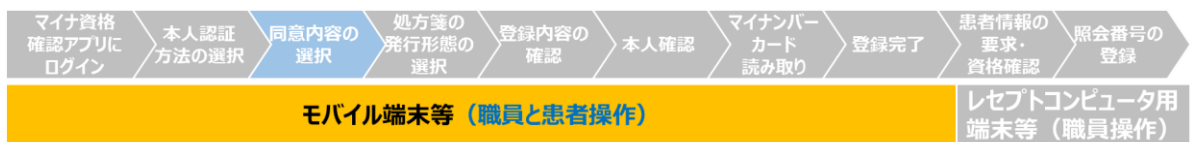
「目視確認で本人認証」が有効になっていることを確認します。

○04 桁の暗証番号の入力による本人確認を行う場合

「目視確認で本人認証」が無効になっていることを確認します。



(3) 同意内容の選択



マイナ資格確認アプリにおいて医師等が患者の手術情報、診療情報、薬剤情報^{※1}、処方・調剤情報^{※2}、特定健診情報^{※3}、臨床情報^{※4}及び特定疾病療養受療証情報を閲覧することについて、患者は同意内容を選択します^{※5}。

- ※1 画面上、診療情報と薬剤情報は「診療・薬剤情報」として一括して同意を取得しますが、オンライン資格確認等システムの環境設定情報更新画面にある閲覧同意の利用有無において、診療情報を「利用しない」と設定している病院・診療所の場合は、薬剤情報のみに対して同意を取得します。
- ※2 処方・調剤情報の閲覧同意は、「薬剤情報」の閲覧の同意と合わせて取得します。なお、処方・調剤情報は、電子処方箋管理サービスを利用する病院・診療所のみ閲覧可能です。
- ※3 特定健診情報と健康診断結果報告書は、「特定健診等情報」として一括して同意を取得します。なお、健康診断結果報告書は、病院・診療所（健診実施機関）が電子カルテ情報共有サービスに登録する情報であり、電子カルテ情報共有サービスを利用する病院・診療所のみ閲覧可能です。
- ※4 臨床情報のうち傷病名と感染症は、「手術・傷病名・感染症検査結果情報」として一括して同意を取得します。臨床情報のうち薬剤アレルギー等、その他アレルギー等及び検査の閲覧同意は、「診療情報(感染症を除く検査結果、アレルギー等)」の閲覧同意と合わせて取得します。
- ※5 画面上部に「外来診療等（通常とは異なる動線）」と表示され、正しい動作モードに設定されていることをご確認ください。表示が異なる場合は、「医療機関等向け（訪問・外来診療等）_マイナ資格確認アプリのセットアップと使い方」の「セキュリティ設定_動作モード選択」を参照してください。

閲覧同意の取得単位と閲覧可能になる情報項目

閲覧同意の取得単位	閲覧可能になる情報
手術情報	✓ 手術情報
手術・傷病名情報・感染症 検査結果 ^{※1}	✓ 手術情報 ✓ 臨床情報の一部（傷病名、感染症） ^{※1}
診療・薬剤情報	✓ 診療情報 ✓ 薬剤情報 ✓ 処方・調剤情報 ^{※2}
診療情報（感染症を除く検査結果、アレルギー等）・薬剤情報 ^{※1}	✓ 診療情報 ✓ 薬剤情報 ✓ 処方・調剤情報 ^{※2} ✓ 臨床情報の一部（検査、薬剤アレルギー等、その他アレルギー等） ^{※1}
薬剤情報 ^{※3}	✓ 薬剤情報 ✓ 処方・調剤情報 ^{※2}
特定健診等情報	✓ 特定健診情報 ✓ 健康診断結果報告書 ^{※1}
特定疾病療養受療証情報	✓ 特定疾病療養受療証情報 ^{※1}

※1 電子カルテ情報共有サービスを利用する場合のみ。

※2 電子処方箋管理サービスを利用する場合のみ。

※3 診療情報の閲覧に対応していない場合のみ。

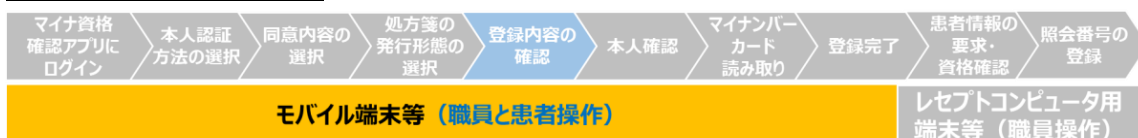
(4) 処方箋発行形態の選択（電子処方箋管理サービス対応の場合）



患者は、電子処方箋、紙の処方箋のどちらを希望するか選択します。

※1 左の処方箋の発行形態の選択画面を表示する場合は、オンライン資格確認等システム的环境設定情報更新画面で設定を行ってください。マイナ資格確認アプリで処方箋の発行形態を選択せず、診察時等に医師等が患者に直接確認し、電子カルテシステム等に発行形態を登録しても問題ありません。その場合、マイナ資格確認アプリに本画面を表示しない設定を行うことも可能です。詳しい設定方法は、操作マニュアル(管理者編)をご確認ください。

(5) 登録内容の確認



職員は患者と同意登録内容・処方箋の発行形態の確認を行います。また、患者自身が操作できる場合には、患者自身が確認・押下することが可能です。

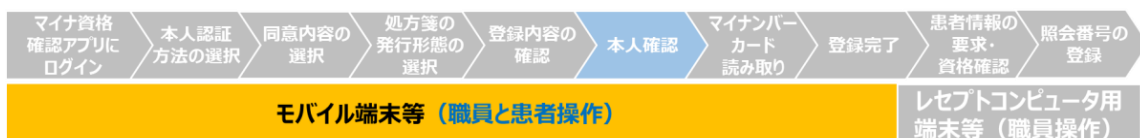
I 患者が実物のマイナンバーカードを使用する場合

「マイナンバーカード（目視）」又は「マイナンバーカード（暗証番号）」のボタンを押下します。

II 患者がスマートフォンのマイナンバーカードを使用する場合

患者のスマートフォンの機種に応じて「iPhone」又は「Android」を押下します。

(6) 本人確認



「(2) 本人認証方法の選択」で設定した方法で、職員は患者の本人確認を実施します。

I 患者が実物のマイナンバーカードを使用する場合

○目視による確認を行う場合

職員は患者のマイナンバーカードの顔写真を目視で確認し、本人確認を行います※。

※ 原則として患者本人が職員に顔写真を提示するようにしてください。



○4桁の暗証番号の入力による本人確認を行う場合

「患者に暗証番号の入力をお願いしてください」とポップアップが出るため、職員は OK ボタンを押下後に、患者に暗証番号※の入力を依頼します。

患者は暗証番号を入力し「次へ」を選択します。

※ マイナンバーカードを市区町村の窓口などで受け取った際に、利用者証明用電子証明書に設定した数字4桁の暗証番号です。

Ⅱ 患者がスマートフォンのマイナンバーカードを使用する場合

○患者のスマートフォンが iPhone の場合

「患者ご自身のスマートフォンで Apple ウォレットを立ち上げ、マイナンバーカードが表示されていることを確認し、生体認証 (FaceIDもしくは TouchID) することをお願いしてください」とポップアップが出るため、職員は OK ボタンを押下後に、患者にスマートフォンのマイナンバーカードの生体認証を依頼します。

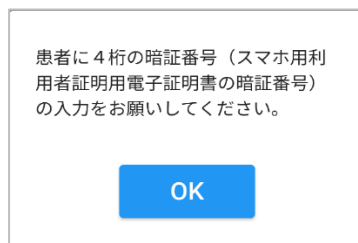


○患者のスマートフォンが Android の場合

「患者に4桁の暗証番号(スマホ用利用者証明用電子証明書の暗証番号)の入力をお願いしてください」とポップアップが出るため、職員はOKボタンを押下後に、患者に暗証番号※の入力を依頼します。

患者は暗証番号を入力し「次へ」を選択します。

※ マイナンバーカードをご自身のスマートフォンに追加する際に設定した利用者証明用電子証明書の数字4桁の暗証番号です。



ポイント 目視による確認の留意事項

目視による確認は、本人確認作業を職員の判断で行うため、第三者の利用を防止するためにも本人確認に相違がないようお願いいたします。

ポイント 患者本人が暗証番号を入力できない場合

暗証番号認証による資格確認は原則として患者本人が行う必要があります。

例外として、乳幼児又は成年被後見人については、法定代理人が患者本人に代わって暗証番号を入力することは可能です。

マイナンバーカードの暗証番号は本人確認のために重要なものであることから、慎重に扱うことが望ましく、原則として法定代理人以外の者に知らせることは適当ではありません。ただし、本人から希望があった場合に、家族の方や介助者、職員等が入力の動作補助を行うことは差し支えありません。

なお、患者本人による暗証番号の入力が難しい場合は、職員の目視による本人確認により、資格確認を行うことも可能です。

ポイント 暗証番号がロックされたら

暗証番号の入力を連続で3回間違えると暗証番号がロックされます。ロック解除及び暗証番号の初期化は、住民票がある市区町村の窓口でのみ実施可能です。

(7) マイナンバーカード読み取り



実物のマイナンバーカード

スマートフォン

汎用カードリーダー



スマートフォンのマイナンバーカード

スマートフォン

汎用カードリーダー



患者はマイナンバーカードの読み取りを行います[※]。

※ マイナンバーカードの読み取りを行うことができない一部の機種スマートフォンとタブレット・PCについては、汎用カードリーダーを用意してマイナンバーカードを読み取ってください。

 **ポイント マイナンバーカードの取扱い**

個人情報保護の観点から、原則として患者本人が、職員が持参したモバイル端末等にかざすようにしてください。職員は実物のマイナンバーカードに記載してあるマイナンバーを書き留めたり、保管したりしてはいけません。

ただし、患者本人が自身でマイナンバーカードをモバイル端末等にかざすことが難しい等のやむを得ない事情があり、本人から希望があった場合、家族の方や介助者、職員等が患者本人のマイナンバーカードをモバイル端末等にかざす等の必要な支援を行うことは差し支えありません。

ポイント スマートフォンでスマートフォンのマイナンバーカードを読み取る場合

1. スマートフォンをかざす位置

患者のスマートフォンのマイナンバーカードを、マイナ資格確認アプリで読み取る際は、NFC アンテナの位置を合わせて職員のスマートフォンにかざす必要があります。

- 職員又は患者のスマートフォンが iPhone の場合

- iPhone の NFC アンテナは端末上部にあります。
- ※ 職員と患者のスマートフォンが iPhone どうしの場合、2 台の端末の上部分を近づけてください。



- 職員又は患者のスマートフォンが Android の場合

- Android の NFC アンテナはおサイフケータイマーク付近にあります※。
- ※ おサイフケータイマークがない機種は、端末の上部中央付近を目安にかざしてください。
- 双方の端末の NFC アンテナ位置が近づくように、患者のスマートフォンをかざしてください。
- かざし位置の目安は右の画像をご参照ください。
- 各機種の NFC 位置の詳細については、以下の公的個人認証サービスポータルサイトの「スマートフォンの IC カードセット位置について」をご参照ください。



https://www.jpki.go.jp/prepare/reader_writer/android.html

2. スマートフォンのかざし方

- 患者のスマートフォンが iPhone の場合

- ① 患者に iPhone 上で生体認証等を実施し、スマートフォンのマイナンバーカードを表示すよう依頼します。
- ② 患者の iPhone にスマートフォンのマイナンバーカードが表示されていることを確認したうえで、患者の iPhone の上部を職員のスマートフォンに近づけてください※。
- ※ 職員と患者のスマートフォンが iPhone どうしの場合、スマートフォンのマイナンバーカードが表示されていない状態でかざすと、連絡先の共有画面等が表示される場合があるため、職員の iPhone では AirDrop をオフにする等ご注意ください。

- 患者のスマートフォンが Android の場合

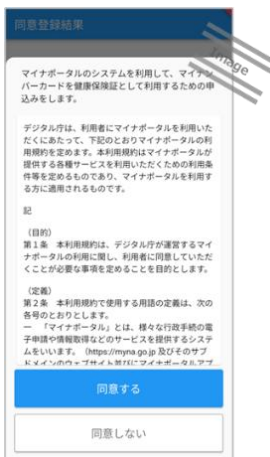
- ① 患者にマイナ資格確認アプリへ 4 桁の暗証番号の入力を依頼します。
- ② 患者が入力完了後、患者の Android を職員のスマートフォンに近づけてください。

マイナンバーカードの健康保険証利用の申込み（利用登録）が未実施の場合



I 患者が実物のマイナンバーカードを使用する場合

① 実物のマイナンバーカードの健康保険証の利用登録が未実施の場合、左図のような画面が表示されます。健康保険証の利用登録を行う場合は、「健康保険証利用登録する」ボタンを押下してください。



② マイナポータルのシステムを利用した、実物のマイナンバーカードを健康保険証等として利用するための申込みについて、患者から同意を取得します。

③ 実物のマイナンバーカードの健康保険証利用を登録します^{※1,2}。

※1 健康保険証利用の申込み（利用登録）には、目安として15秒前後要します（令和3年2月15日時点）。また、システム処理に25秒以上掛かった場合、数分たって処理が完了すれば、次回以降は通常どおり資格確認をご利用いただけるため、数分経ってからもう一度マイナンバーカードをモバイル端末にかざし、利用できるかご確認ください。

※2 ただし、メンテナンス等によるシステム停止の際は健康保険証利用の申込み（利用登録）をご利用いただけないため、資格確認書等を用いて資格確認を実施してください。

- ・ 毎日午前3時から午前6時はご利用いただけません。
- ・ メンテナンスの予定は医療機関等向け総合ポータルサイト等をご確認ください。



Ⅱ 患者がスマートフォンのマイナンバーカードを使用する場合

画面に従い、患者のスマートフォンからマイナポータルへアクセスし、マイナンバーカードの健康保険証利用の申込み（利用登録）を実施してください※。

※ 健康保険証利用の申込み（利用登録）には、最長5分要します。

(8) 登録完了



登録内容	
手術・傷病名情報・感染症検査結果の提供	同意する
診療情報（感染症を除く検査結果、アレルギー等）・薬剤情報の提供	同意する
特定健診等情報の提供	同意する
特定疾病療養受療情報の提供	同意する
処方箋の発行方法	電子処方箋を希望

照会番号 1234567890000001

確認日: 2026年03月24日

医療保険

閉じる

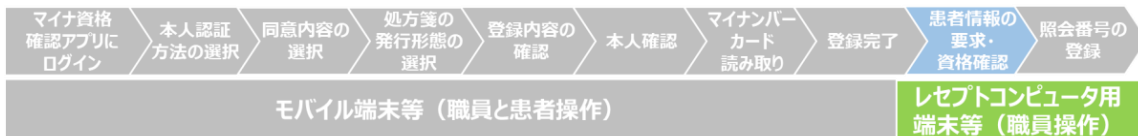
資格情報の取得・同意内容・処方箋の発行形態の登録が正常に完了した場合、同意登録完了画面が表示されますので、患者の資格情報※をご確認ください。

なお、画面一番下にある「閉じる」ボタンを押下すると、資格確認結果画面から認証選択画面に戻るため、ご注意ください。

※ 生活保護受給者の場合、資格情報は福祉事務所名・フリガナ・氏名・生年月日・性別・区分が表示されます。

患者の医療券/調剤券情報は表示されないため、現行の運用に沿って、必要な提出書類等の確認や福祉事務所への照会を行ってください。

(9) 患者情報の要求・資格確認

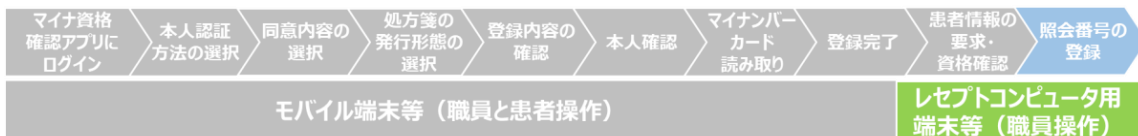


患者情報

姓	コウロウ タロウ	性別	男	生年月日	平成28年7月1日
氏名	岸野 太郎	生年月日	昭和45年1月1日	年齢	50歳
保険者番号	12345	保険者名	XX健康	照会番号	123-4567
記号・番号・区域	1234	5698910	01	住所	東京都港区XX-XX
健康区分	健康保険組合	本人	3割	電話番号1	XX-XXXX-XXXX
健康保険年月日	平成28年7月1日	交付年月日	平成28年7月1日	電話番号2	XX-XXXX-XXXX
有効期限	平成28年7月1日	—	令和4年7月1日		

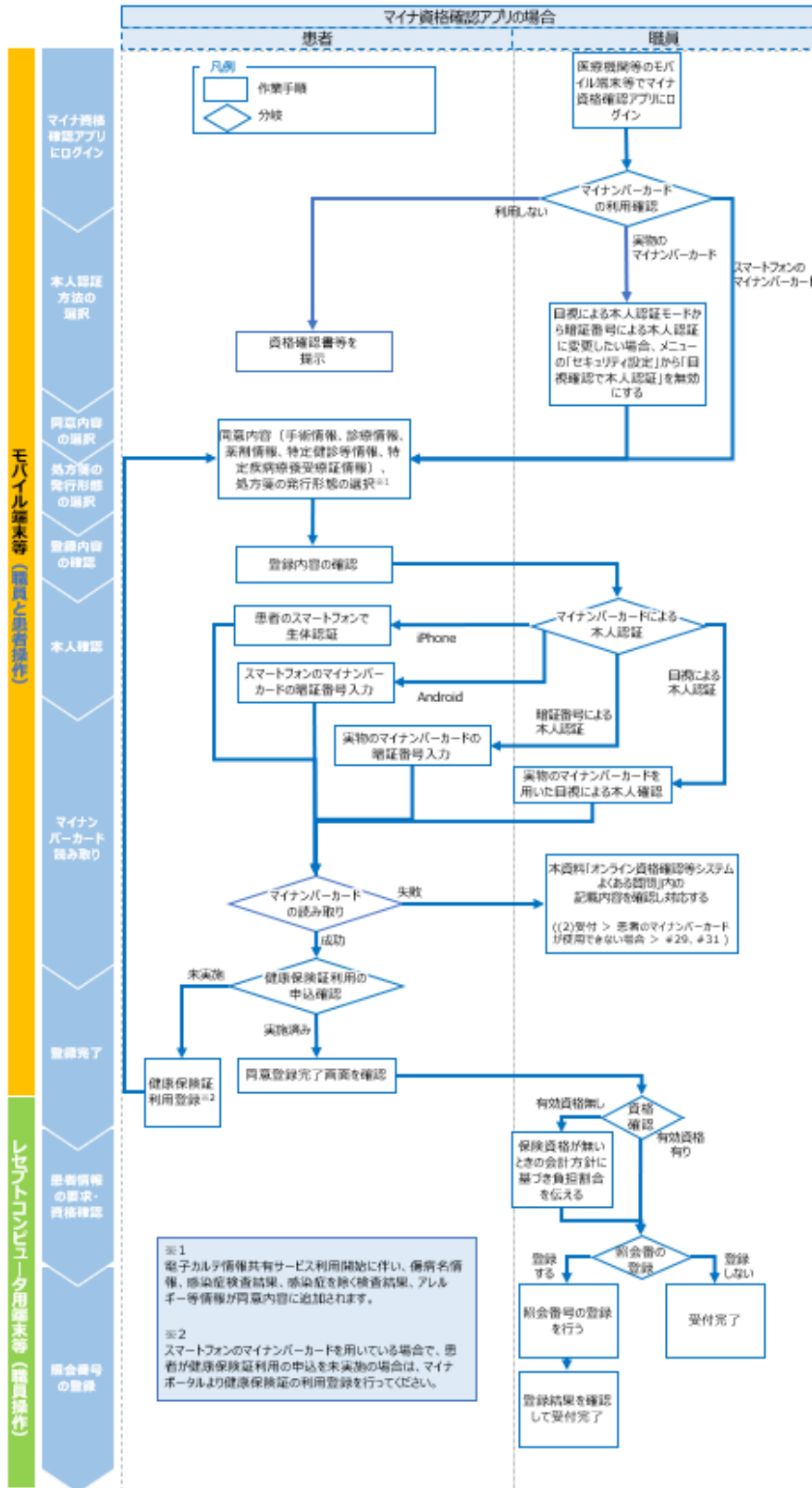
職員はレセプトコンピュータ等から、医療機関等コードをキーにオンライン資格確認等システムに登録されている資格情報等を照会します。

(10) 照会番号の登録



病院・診療所ごとに任意で照会番号をオンライン資格確認等システムに登録しておくことができます。

B マイナ資格確認アプリの場合の対応手順フロー



訪問診療等・往診時の資格確認

訪問診療等（本書では訪問診療、訪問歯科診療、訪問薬剤管理指導、訪問リハビリテーション、訪問栄養食事指導、訪問歯科衛生指導などの居宅等でのサービスをいう。）、往診ではモバイル端末等（スマートフォン、タブレット、ノート PC 等）からマイナ在宅受付 Web（訪問診療等機能）やマイナ資格確認アプリを利用することで、患者の自宅等でオンライン資格確認を実施することが可能になります。

マイナ在宅受付 Web は、マイナンバーカードに設定された暗証番号の入力やスマートフォンでの生体認証等による本人確認を行うことで、患者の自宅等において患者の資格情報の取得や診療情報等の閲覧に関する同意の取得（登録）を可能とする Web サービスであり、このほか同意内容の照会・更新や同意の取消しを行うことができます※。

マイナ資格確認アプリは、マイナンバーカードに設定された暗証番号の入力やスマートフォンの生体認証による本人確認に加えて、目視による本人確認も可能とするアプリケーションであり、資格情報の確認や同意内容の照会や同意の取消しを行うことができます※²。

※ マイナ在宅受付 Web で顔認証マイナンバーカードは使用できません。

マイナ在宅受付 Web・マイナ資格確認アプリでの本人確認方法

対応サービス	本人確認方法	
	暗証番号	目視確認
A マイナ在宅受付Web	○	×
B マイナ資格確認アプリ	○	○

A マイナ在宅受付 Web の場合

A-1 医療機関の端末でマイナ在宅受付 Web へアクセスする場合

A-2 患者の端末でマイナ在宅受付 Web へアクセスする場合



※1 スマートフォンでマイナ在宅受付 Web へアクセスした場合の画面例。

※2 電子処方箋管理サービスを利用している病院・診療所のみ。

B マイナ資格確認アプリの場合



※1 マイナ資格確認アプリをスマートフォンで利用した場合の画面例。

※2 電子処方箋管理サービスを利用している病院・診療所のみ。

A マイナ在宅受付 Web の場合

ポイント マイナ在宅受付 Web においてオンライン資格確認をする際の事前準備

マイナ在宅受付 Web を用いたオンライン資格確認を行うに当たり、「マイナ在宅受付 Web」の URL・二次元コードを生成・取得する必要があります。詳細は、「操作マニュアル(管理者編)」の「第5章 マイナ在宅受付 web 管理」を参照してください。

医療機関の端末を用いて資格確認を行う場合は、取得した URL をご利用の端末のブラウザで開き、お気に入り登録をしておくと、いつでもアクセスすることができて便利です。また、利用する端末にマイナポータルアプリをインストールしてください。詳細及び操作方法は「マイナ在宅受付 Web システム操作マニュアル(訪問診療等編)」をご確認ください。

患者の端末を用いて資格確認を行う場合は、取得した二次元コードを患者が読み取れるようにご準備ください。

(1) マイナ在宅受付 Web (訪問診療等機能) へアクセス

職員は初回訪問時に患者の資格確認、同意登録を実施します。

A-1 医療機関の端末でマイナ在宅受付 Web へアクセスする場合

URL をクリックするなどしてマイナ在宅受付 Web にアクセスします^{※1}。

※1 医療機関の端末がスマートフォンの場合、スマートフォンのマイナンバーカードを用いた同意登録はできません。また、患者がスマートフォンのマイナンバーカードを使用する場合は、患者の端末からマイナ在宅受付 Web へアクセスする方が便利です。

A-2 患者の端末でマイナ在宅受付 Web へアクセスする場合^{※2}

職員は患者に二次元コード^{※3} 又は URL を連携し、患者は自身の端末で読み込み、マイナ在宅受付 Web にアクセスします。

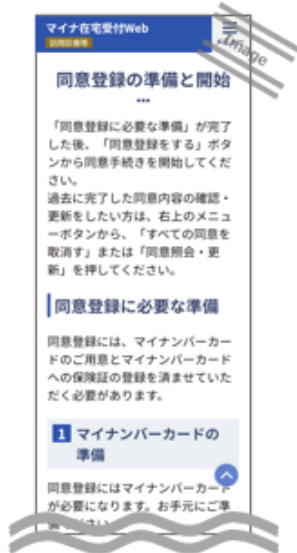
※2 患者の端末を利用する場合、同意内容の照会・更新、取消しが容易となるといった面もあります。

※3 事前に取得した二次元コードを印刷して訪問先に持っていく方法や医療機関端末でマイナ在宅受付 Web にアクセスし、メニュー画面下部にある二次元コードを利用する方法があります。

⚠ 注意事項 顔認証マイナンバーカードの場合

マイナ在宅受付 Web で顔認証マイナンバーカードは使用できません。

(2) 同意登録準備



職員は患者がマイナンバーカードを持っているか、マイナンバーカードへの健康保険証利用登録が完了しているかご確認ください。患者のマイナンバーカードの健康保険証利用登録が未実施の場合は、同意準備画面にあるマイナポータルのリンクから登録申込が可能です。

(3) 同意内容の選択



マイナ在宅受付Web
医療機関

1 入力 2 確認 3 完了

同意登録

あなたの健康・医療情報を当機関に提供することに同意しますか。この情報はあなたの診察や健康管理のために使用します。
※この同意は、当機関から継続的に診療等を受ける一定期間、有効です。

すべての項目に同意する

同意項目については、以下の項目をご確認ください。
※ ? を押すと各項目の詳細をご確認ください。

手術・傷病名情報・感染症検査結果の提供 ?

同意する 同意しない

診療情報(感染症を除く検査結果、アレルギー等)・薬剤情報の提供 ?

同意する 同意しない

マイナ在宅受付 Web において医師等が患者の手術情報、診療情報、薬剤情報^{※1}、処方・調剤情報^{※2}、特定健診情報^{※3}、健康診断結果報告書、臨床情報^{※4}及び特定疾病療養受療証情報を閲覧することについて、患者は同意内容を選択します^{※5}。

同意有効期間内に病院・診療所が電子カルテ情報共有サービス利用を開始した場合、電子カルテ情報共有サービスの利用開始に伴い同意対象が新たに追加されるため^{※6}、患者に対して改めて同意登録の実施を依頼してください。

- ※1 画面上、診療情報と薬剤情報は、「診療・薬剤情報」として一括して同意を取得しますが、オンライン資格確認等システムの環境設定情報更新画面にある閲覧同意の利用有無において、診療情報を「利用しない」と設定している病院・診療所の場合は、薬剤情報のみに対して同意を取得します。
- ※2 処方・調剤情報の閲覧同意は、「薬剤情報」の閲覧の同意と合わせて取得します。なお、処方・調剤情報は、電子処方箋管理サービスを利用する病院・診療所のみ閲覧可。
- ※3 特定健診情報と健康診断結果報告書は、「特定健診等情報」として一括して同意を取得します。なお、健康診断結果報告書は病院・診療所（健診実施機関）が電子カルテ情報共有サービスに登録する情報であり、電子カルテ情報共有サービスを利用する病院・診療所のみ閲覧可能です。
- ※4 臨床情報のうち傷病名と感染症は、「手術・傷病名情報・感染症検査結果」として一括して同意を取得します。臨床情報のうち薬剤アレルギー等、その他アレルギー等及び検査の閲覧同意は、「診療情報(感染症を除く検査結果、アレルギー等)」の閲覧同意と合わせて取得します。
- ※5 限度額適用認定証情報の取得について、マイナンバーカードを用いて資格確認を行った際は

患者による同意は不要です。

れます。

- ※6 電子カルテ情報共有サービス利用開始に伴い、手術情報に加えて傷病名情報、感染症検査結果が追加されます。また、診療情報には感染症を除く検査結果、アレルギー等情報が追加さ

閲覧同意の取得単位と閲覧可能になる情報項目

閲覧同意の取得単位	閲覧可能になる情報
手術情報	✓ 手術情報
手術・傷病名情報・感染症検査結果※1	✓ 手術情報 ✓ 臨床情報の一部（傷病名、感染症）※1
診療・薬剤情報	✓ 診療情報 ✓ 薬剤情報 ✓ 処方・調剤情報※2
診療情報（感染症を除く検査結果、アレルギー等）・薬剤情報※1	✓ 診療情報 ✓ 薬剤情報 ✓ 処方・調剤情報※2 ✓ 臨床情報の一部（検査、薬剤アレルギー等、その他アレルギー等）※1
薬剤情報※3	✓ 薬剤情報 ✓ 処方・調剤情報※2
特定健診等情報	✓ 特定健診情報 ✓ 健康診断結果報告書※1
特定疾病療養受療証情報	✓ 特定疾病療養受療証情報※1

※1電子カルテ情報共有サービスを利用する場合のみ。

※2電子処方箋管理サービスを利用する場合のみ。

※3診療情報の閲覧に対応していない場合のみ。

(4) 処方箋の発行形態の選択

(電子処方箋管理サービス対応かつ院外処方箋を発行する場合)



患者は、電子処方箋、紙の処方箋のどちらを希望するか選択します。

※2 左の処方箋の発行形態の選択画面を表示する場合は、オンライン資格確認等システムの環境設定情報更新画面で設定を行ってください。診察時等に医師等が患者に直接確認し、電子カルテシステム等に発行形態を登録する場合や、電子処方箋管理サービスを利用するものの院内処方のみを行う場合、マイナ在宅受付 Web に本画面を表示しない設定を行うことも可能です。詳しい設定方法は、操作マニュアル(管理者編)をご確認ください。

(5) 登録内容の確認



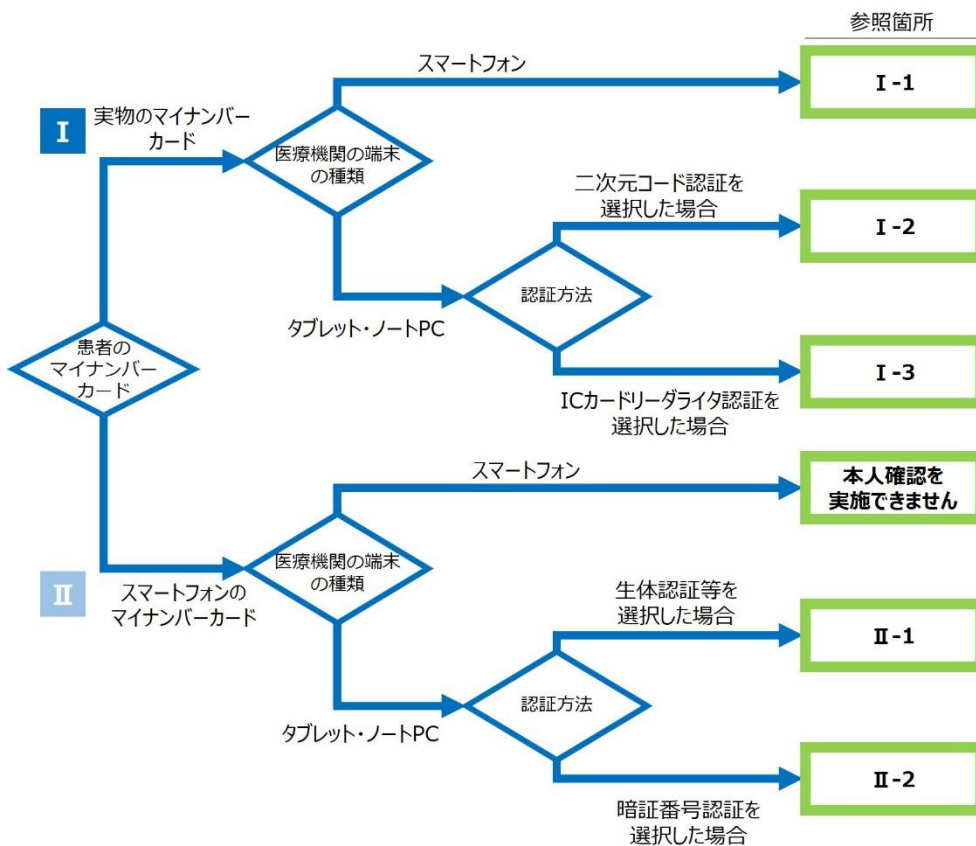
職員は患者と同意登録内容・処方箋の発行形態の確認を行い、「同意内容を登録する」ボタンを押下します。また、患者自身が操作できる場合には、患者自身が確認・押下することが可能です※。

※3 訪問診療等では、継続的な関係のもと訪問診療等が行われている間、登録された同意に基づき、患者の診療情報・薬剤情報等の照会を行うことが可能となり、患者はいつでも同意を取り消すことが可能です。職員はこれらのことについて患者等に説明を行ってください。また、患者等が 2 回目以降の訪問時について診療情報・薬剤情報等の閲覧を希望しない場合には、2 回目以降において、取得・活用することの確認を行うことが重要です。

(6) マイナンバーカード認証



A-1 医療機関の端末でマイナ在宅受付 Web へアクセスする場合
 認証方法のパターンは以下の通りです。



I. 患者が実物のマイナンバーカードを使用する場合

I-1) 医療機関の端末がスマートフォンの場合

＜Android の場合＞



- ① スマートフォンにあらかじめインストールしたマイナポータルが自動的に起動します。
- ② 患者がマイナンバーカードの4桁の暗証番号を入力します※。
- ③ 患者がマイナンバーカードをスマートフォンにかざします。
- ④ 本人確認完了後、画面に表示された「外部サービスに戻る」を押下する又はブラウザボタンを押下すると、マイナ在宅受付Webに戻ります。

※ 患者が暗証番号を入力するときは、他人から暗証番号を覗かれないようにご注意ください。

＜iPhone の場合＞



I-2) 医療機関の端末がタブレット・ノートPCで二次元コード認証を選択した場合



- ① 患者はタブレット・ノートPC画面に表示された二次元コードを患者自身のスマートフォンのマイナポータルアプリで読み込みます。
 - ② マイナンバーカードの4桁の暗証番号を入力してください（最新のマイナポータルアプリをご利用ください。）※。
- ※ 患者が暗証番号を入力するときは、他人から暗証番号を覗かれないようにご注意ください。

I-3) 医療機関の端末がタブレット・ノート PC で IC カードリーダー認証を選択した場合



- ① タブレットやノート PC にあらかじめインストールしたマイナポータルが自動的に起動します。
- ② 患者がマイナンバーカードの4桁の暗証番号を入力します※。
- ③ 患者がマイナンバーカードをICカードリーダーにかざし、「読み取り開始」ボタンを押下すると利用者証明用電子証明書の照合が行われます。
- ④ ブラウザボタンを押下すると、マイナ在宅受付 Web に戻ります。

※ 患者が暗証番号を入力するときは、他人から暗証番号を覗かれないようにご注意ください。

II. 患者がスマートフォンのマイナンバーカードを使用する場合

※ 医療機関の端末がスマートフォンの場合、スマートフォンのマイナンバーカードを用いての同意登録はできません。タブレット・ノートPCの場合は二次元コード認証を選択し本人確認を実施してください。

II-1) 本人確認方法で生体認証等を選択した場合

＜医療機関端末(タブレット・ノートPC)画面＞



① 職員は画面に表示された「スマートフォン（二次元コード）認証で同意内容を登録する」を押下し、患者はタブレット・ノートPC画面に表示された二次元コードを患者自身のスマートフォンのマイナポータルアプリで読み込みます。

＜患者のスマートフォンが Android の場合＞



② 患者はマイナポータルアプリを用いて生体認証等で本人確認を実施します。

＜患者のスマートフォンが iPhone の場合＞



II-2) 本人確認方法で暗証番号認証を選択した場合

<医療機関端末(タブレット・ノート PC)画面>




- ① 職員は画面に表示された「スマートフォン（二次元コード）認証で同意内容を登録する」を押下し、患者はタブレット・ノート PC 画面に表示された二次元コードを患者自身のスマートフォンのマイナポータルアプリで読み込みます。

<患者のスマートフォンが Android の場合>



- ② 患者はマイナポータルアプリにてスマホ用利用者証明用電子証明書の暗証番号を入力します。

 スマホ用利用者証明用電子証明書
の暗証番号とは

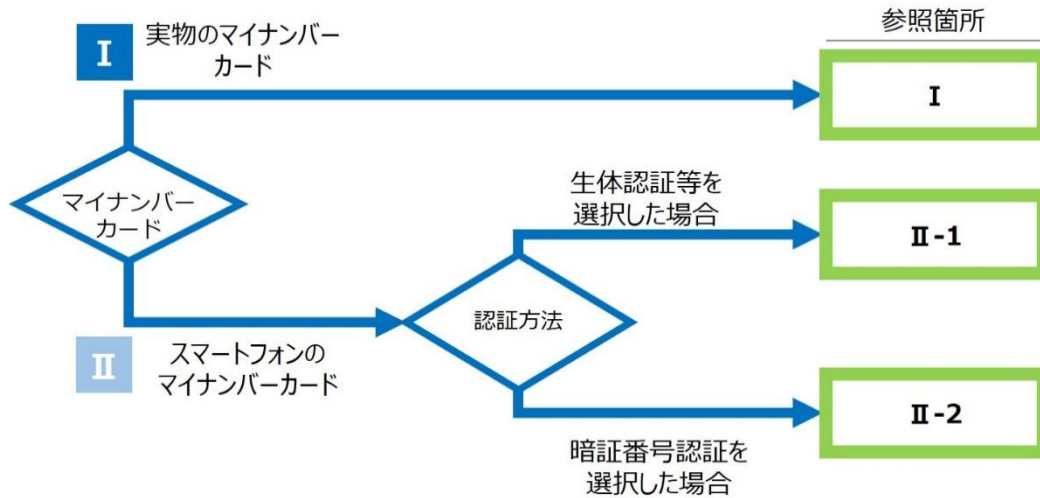
マイナンバーカードをご自身のスマートフォンに追加する際に設定した利用者証明用電子証明書に設定した数字 4 桁の暗証番号のことです。

<患者のスマートフォンが iPhone の場合>



A-2 患者の端末でマイナ在宅受付 Web へアクセスする場合

認証方法のパターンは以下の通りです。



I. 患者が実物のマイナンバーカードを使用する場合

<Android の場合>



- ① スマートフォンにあらかじめインストールしたマイナポータルが自動的に起動します。
- ② 患者がマイナンバーカードの4桁の暗証番号を入力します*。
- ③ 患者がマイナンバーカードをスマートフォンにかざします。
- ④ 本人確認完了後、画面に表示された「外部サービスに戻る」又はブラウザボタンを押下すると、マイナ在宅受付 Web に戻ります。

* 患者が暗証番号を入力するときは、他人から暗証番号を覗かれないようにご注意ください。

<iPhone の場合>



II. 患者がスマートフォンのマイナンバーカードを使用する場合

II-1) 本人確認で生体認証等を選択した場合

<Android の場合>



- ① スマートフォンにあらかじめインストールしたマイナポータルが自動的に起動します。
- ② 患者はマイナポータルアプリを用いて生体認証等で本人確認を実施します。
- ③ 本人確認が完了後、画面に表示された「外部サービスに戻る」又はブラウザボタンを押下し、マイナ在宅受付 Web に戻ります。

<iPhone の場合>




II-2) 本人確認で暗証番号認証を選択した場合

<Android の場合>



- ① スマートフォンにあらかじめインストールしたマイナポータルが自動的に起動します。
- ② 患者はマイナポータルアプリにてスマホ用利用者証明用電子証明書の暗証番号を入力します。

 スマホ用利用者証明用電子証明書の暗証番号とは

マイナンバーカードをご自身のスマートフォンに追加する際に設定した利用者証明用電子証明書に設定した数字 4 桁の暗証番号のことです。

<iPhone の場合>



- ③ 本人確認が完了後、画面に示された「外部サービスに戻る」又はブラウザボタンを押下し、マイナ在宅受付 Web に戻ります。

 **ポイント マイナンバーカードの取扱い**

個人情報保護の観点から、原則として患者本人が、職員が持参したモバイル端末等にマイナンバーカードをかざすようにしてください。職員は実物のマイナンバーカードに記載してあるマイナンバーを書き留めたり、保管したりしてはいけません。

ただし、患者本人が自身でマイナンバーカードをモバイル端末等にかざすことが難しい等のやむを得ない事情があり、本人から希望があった場合、家族の方や介助者、職員等が患者本人のマイナンバーカードをモバイル端末等にかざす等の必要な支援を行うことは、差し支えありません。

 **ポイント 患者本人が暗証番号を入力できない場合**

暗証番号認証による資格確認は原則として患者本人が行う必要があります。

例外として、乳幼児又は成年被後見人については、法定代理人が患者本人に代わって暗証番号を入力することは可能です。

マイナンバーカードの暗証番号は本人確認のために重要なものであることから、慎重に扱うことが望ましく、原則として法定代理人以外の者に知らせることは適当ではありません。ただし、本人から希望があった場合に、家族の方や介助者、職員等が入力の動作補助を行うことは差し支えありません。

なお、患者本人による暗証番号の入力が難しい場合は、マイナ資格確認アプリを用いた職員の目視による本人確認により、資格確認を行うことも可能です。

(7) 登録完了

マイナ在宅受付Webへアクセス → 同意登録準備 → 同意内容の選択 → 処方箋の発行形態の選択 → 登録内容の確認 → マイナンバーカード認証 → **登録完了** → 患者情報の要求・資格確認 → 照会番号の登録

モバイル端末等 (職員と患者操作) レセプトコンピュータ用端末等 (職員操作)

同意登録完了
同意登録が正常に完了いたしました。ブラウザのタブを閉じてください。

登録内容

- 手術・傷病名情報・感染症検査結果の提供
 同意する
- 診療情報(感染症を除く検査結果、アレルギー等)・薬剤情報の提供
 同意する
- 特定健診等情報の提供
 同意する
- 特定疾病療養受療証情報の提供
 同意する

処方箋の発行方法

- 電子処方箋を希望
- 資格情報
 - 氏名: 山崎 杏
 - フリガナ: ヤマザキ アツ
 - 区分: 一般
- 一部負担割合: 1割負担
- 限度額適用認定区分: 限度額適用区分認定証
- 限度額適用認定証適用区分: ア
- 特定疾病療養受療証認定疾病区分: 交付なし
- 高齢受給者証一部負担金割合: 1割負担
- その他情報: +

画面番号: B-04-01

Copyright © Health Insurance Claims Review & Reimbursement services, All Rights Reserved.

資格情報の取得・同意内容・処方箋の発行形態の登録が正常に完了した場合、同意登録完了画面が表示されますので、患者の資格情報※をご確認ください。終了後はブラウザのタブを閉じていただいても問題ありません。

※ 医療扶助の場合、資格情報は患者の氏名と区分のみ表示されます。患者の医療券情報は表示されません。

(8) 患者情報の要求・資格確認

マイナ在宅受付Webへアクセス → 同意登録準備 → 同意内容の選択 → 処方箋の発行形態の選択 → 登録内容の確認 → マイナンバーカード認証 → 登録完了 → **患者情報の要求・資格確認** → 照会番号の登録

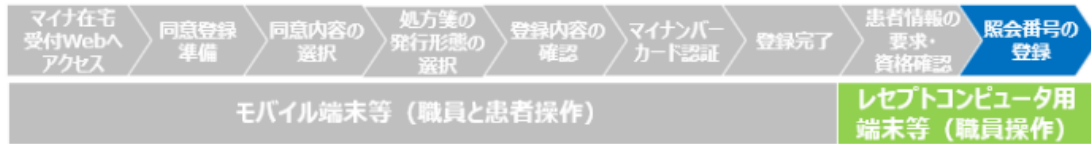
モバイル端末等 (職員と患者操作) **レセプトコンピュータ用端末等 (職員操作)**

患者情報

シメイ	コロロ タロウ	性別	男	生年月日	昭和45年1月1日	年齢	50歳
氏名	厚労 太郎	生年月日	昭和45年1月1日	年齢	50歳		
保険者番号	12345	保険者名	XX健保	郵便番号	123-4567		
駅号・番号・住所	1234	5698910	01	性別	東京都港区XX-XX		
資格区分	健康保険組合	本人	3割	電話番号1	XX-XXXX-XXXX		
資格取得年月日	平成28年7月1日	交付年月日	平成28年7月1日	電話番号2	XXX-XXX-XXXX		
有効期限	平成28年7月1日	—	令和4年7月1日				

職員はレセプトコンピュータ等から、医療機関等コードをキーにオンライン資格確認等システムに登録されている資格情報等を照会します。

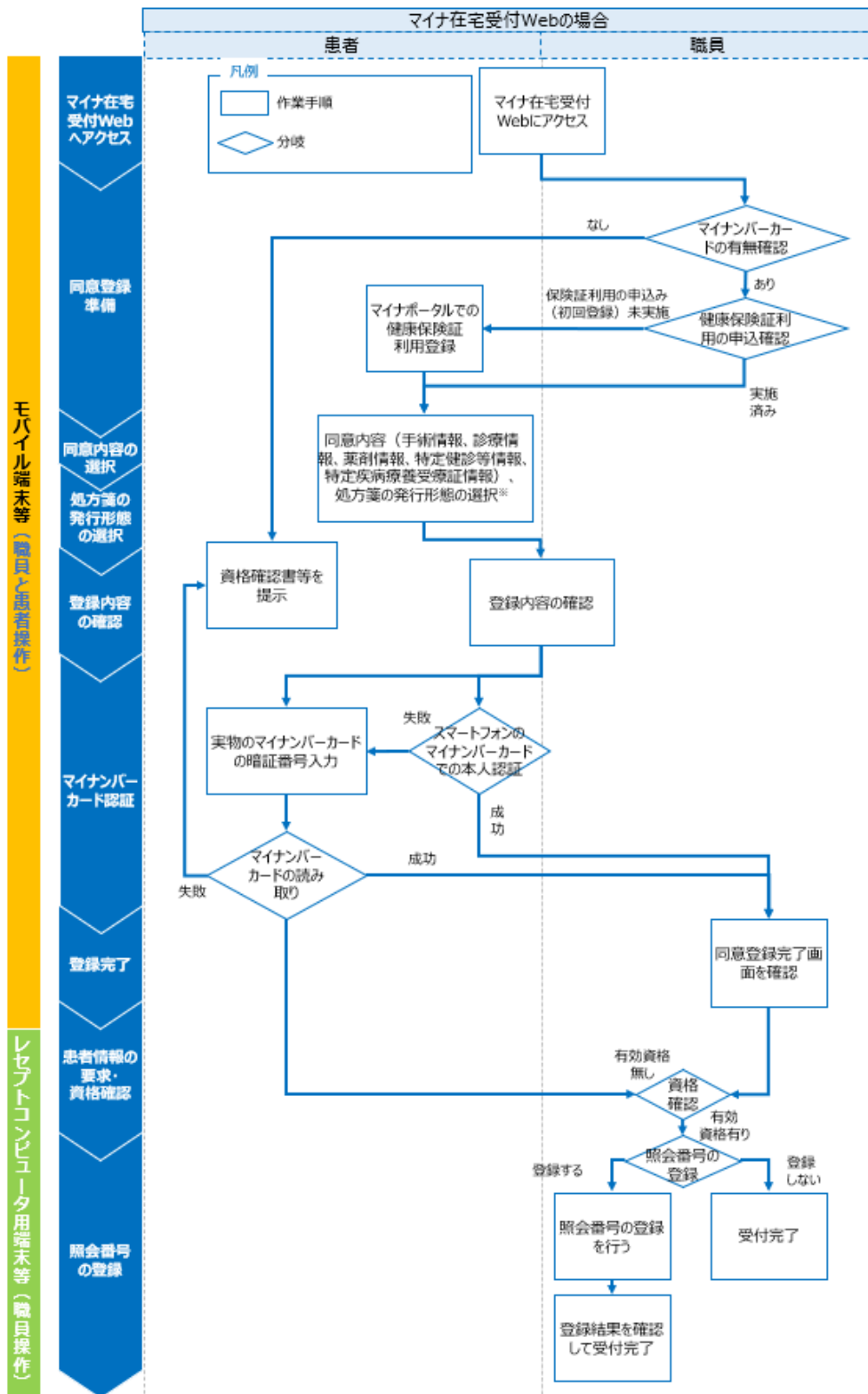
(9) 照会番号の登録



病院・診療所ごとに任意で照会番号をオンライン資格確認等システムに登録しておくことができます。

A

(2)マイナ在宅受付 Web の場合の対応手順フロー



※1 電子カルテ情報共有サービス利用開始に伴い、傷病名情報、感染症検査結果、感染症を除く検査結果、アレルギー等情報が同意内容に追加されます。

B マイナ資格確認アプリの場合

ポイント マイナ資格確認アプリにおいてオンライン資格確認をする際の事前準備

マイナ資格確認アプリを用いたオンライン資格確認を行うに当たり、モバイル端末へのマイナ資格確認アプリのインストール、初回ログイン及びシステム設定を事前に実施します。手順の詳細は「医療機関等向け（訪問・外来診療等）_マイナ資格確認アプリのセットアップと使い方」、操作マニュアル(管理者編)「第6章 マイナ資格確認アプリ管理」をご確認ください。

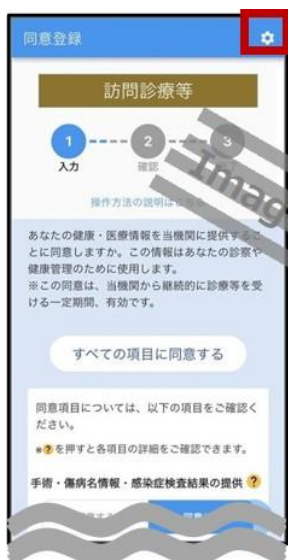
(1) ログイン

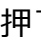


職員は生体認証又はパスコードでログインします※。

※4 設定により生体認証又はパスコードでのログインとなります。設定の詳細は「医療機関等向け（訪問・外来診療等）_マイナ資格確認アプリのセットアップと使い方」をご確認ください。

(2) 本人認証方法の選択



本人認証方法を変更する場合、職員は画面右上の歯車マーク  を押下してマイナ資格確認アプリメニューを表示し、「セキュリティ設定」を選択してください。

患者のマイナンバーカードの種類を確認した上で、本人認証方法を選択してください。

○目視による本人確認を行う場合

「目視確認で本人認証」が有効になっていることを確認します。

○4 桁の暗証番号の入力による本人確認を行う場合

「目視確認で本人認証」が無効になっていることを確認します。



(3) 同意内容の選択



マイナ資格確認アプリにおいて医師等が患者の手術情報、診療情報、薬剤情報^{※1}、処方・調剤情報^{※2}、特定健診情報^{※3}、健康診断結果報告書、臨床情報^{※4}、及び特定疾病療養受療証情報を閲覧することについて、患者は同意内容を選択します^{※5,6}。

同意有効期間内に病院・診療所が電子カルテ情報共有サービス利用を開始した場合、電子カルテ情報共有サービスの利用開始に伴い同意対象が新たに追加されるため^{※7}、患者に対して改めて同意登録の実施を依頼してください。

※1 画面上、診療情報と薬剤情報は「診療・薬剤情報」として一括して同意を取得しますが、オンライン資格確認等システムの環境設定情報更新画面にある閲覧同意の利用有無において、診療情報を「利用しない」と設定している病院・診療所の場合は、薬剤情報のみに対して同意を取得します。

※2 処方・調剤情報の閲覧同意は、「薬剤情報」の閲覧の同意と合わせて取得します。なお、処方・調剤情報は、電子処方箋管理サービスを利用する病院・診療所のみ閲覧可能です。

※3 特定健診情報と健康診断結果報告書は、「特定健診等情報」として一括して同意を取得します。なお、健康診断結果報告書は、病院・診療所（健診実施機関）が電子カルテ情報共有サービスに登録する情報であり、電子カルテ情報共有サービスを利用する病院・診療所のみ閲覧可能です。

※4 臨床情報のうち傷病名と感染症は、「手術・傷病名・感染症検査結果情報」として一括して同意を取得します。臨床情報のうち薬剤アレルギー等、その他アレルギー等及び検査の閲覧同意は、「診療情報(感染症を除く検査結果、アレルギー等)」の閲覧同意と合わせて取得します。

※5 画面上部に「訪問診療等」と表示され、正しい動作モードに設定されていることをご確認ください。表示が異なる場合は、マイナ資格確認アプリのセットアップと使い方「セキュリティ設定_動作モード選択」を参照してください。

※6 限度額適用認定証情報の取得について、マイナンバーカードを用いて資格確認を行った際は

患者による同意は不要です。

※7 電子カルテ共有サービス利用開始に伴い、手術情報に加えて傷病名情報、感染症検査結果が追加されます。また、診療情報には感染症を除く検査結果、アレルギー等情報が追加されます。

閲覧同意の取得単位と閲覧可能になる情報項目

閲覧同意の取得単位	閲覧可能になる情報
手術情報	✓ 手術情報
手術・傷病名情報・感染症検査結果※1	✓ 手術情報 ✓ 臨床情報の一部（傷病名、感染症）※1
診療・薬剤情報	✓ 診療情報 ✓ 薬剤情報 ✓ 処方・調剤情報※2
診療情報（感染症を除く検査結果、アレルギー等）・薬剤情報※1	✓ 診療情報 ✓ 薬剤情報 ✓ 処方・調剤情報※2 ✓ 臨床情報の一部（検査、薬剤アレルギー等、その他アレルギー等）※1
薬剤情報※3	✓ 薬剤情報 ✓ 処方・調剤情報※2
特定健診等情報	✓ 特定健診情報 ✓ 健康診断結果報告書※1
特定疾病療養受療証情報	✓ 特定疾病療養受療証情報※1

※1 電子カルテ情報共有サービスを利用する場合のみ。

※2 電子処方箋管理サービスを利用する場合のみ。

※3 診療情報の閲覧に対応していない場合のみ。

(4) 処方箋発行形態の選択

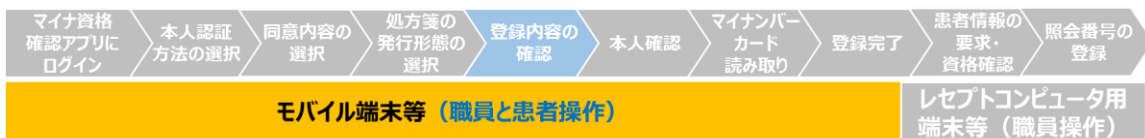
(電子処方箋管理サービス対応かつ院外処方箋を発行する場合)



患者は、電子処方箋、紙の処方箋のどちらを希望するか選択します※。

※5 左の処方箋の発行形態の選択画面を表示する場合は、オンライン資格確認等システムの環境設定情報更新画面で設定を行ってください。診察時等に医師等が患者に直接確認し、電子カルテシステム等に発行形態を登録する場合や、電子処方箋管理サービスを利用するものの院内処方のみを行う場合、マイナ資格確認アプリに本画面を表示しない設定を行うことも可能です。詳しい設定方法は、操作マニュアル(管理者編)をご確認ください。

(5) 登録内容の確認



職員は患者と同意登録内容・処方箋の発行形態の確認を行います。また、患者自身が操作できる場合には、患者自身が確認・押下することが可能です※。

※6 訪問診療等では、継続的な関係のもと訪問診療等が行われている間、登録された同意に基づき、患者の診療情報・薬剤情報等の照会を行うことが可能となり、患者はいつでも同意を取り消すことが可能です。職員はこれらのことについて患者等に説明を行ってください。また、患者等が2回目以降の訪問時について診療情報・薬剤情報等の閲覧を希望しない場合には、2回目以降において、取得・活用することの確認を行うことが重要です。

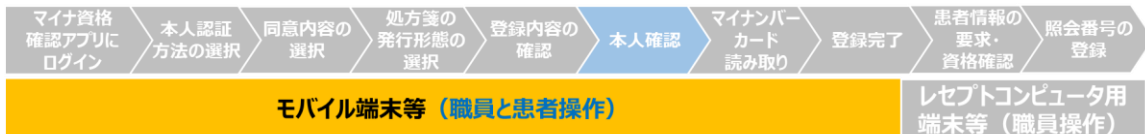
I 患者が実物のマイナンバーカードを使用する場合

「マイナンバーカード（目視）」又は「マイナンバーカード（暗証番号）」のボタンを押下します。

II 患者がスマートフォンのマイナンバーカードを使用する場合

患者のスマートフォンの機種に応じて「iPhone」又は「Android」を押下します。

（6）本人確認



「（2）本人認証方法の選択」で設定した方法で、職員は患者の本人確認を実施します。

I 患者が実物のマイナンバーカードを使用する場合

○目視による確認を行う場合

職員は患者のマイナンバーカードの顔写真を目視で確認し、本人確認を行います※。

※ 原則として患者本人が職員に顔写真を提示するようにしてください。



○4 桁の暗証番号の入力による本人確認を行う場合

「患者に暗証番号の入力をお願いしてください」とポップアップが出るため、職員はOKボタンを押下後に、患者に暗証番号※の入力を依頼します。

患者は暗証番号を入力し「次へ」を選択します。

※ マイナンバーカードを市区町村の窓口などで受け取った際に、利用者証明用電子証明書に設定した数字 4 桁の暗証番号です。

Ⅱ 患者がスマートフォンのマイナンバーカードを使用する場合

○患者のスマートフォンが iPhone の場合

「患者ご自身のスマートフォンで Apple ウォレットを立ち上げ、マイナンバーカードが表示されていることを確認し、生体認証 (FaceIDもしくは TouchID) することをお願いしてください」とポップアップが出るため、職員はOKボタンを押下後に、患者にスマートフォンのマイナンバーカードの生体認証を依頼します。

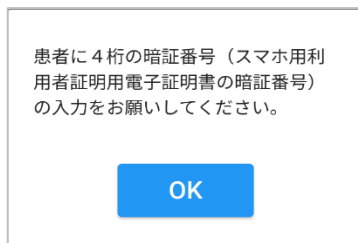


○患者のスマートフォンが Android の場合

「患者に4桁の暗証番号(スマホ用利用者証明用電子証明書の暗証番号)の入力をお願いしてください」とポップアップが出るため、職員はOKボタンを押下後に、患者に暗証番号※の入力を依頼します。

患者は暗証番号を入力し「次へ」を選択します。

※ マイナンバーカードをご自身のスマートフォンに追加する際に設定した利用者証明用電子証明書の数字4桁の暗証番号です。



ポイント 目視による確認の留意事項

目視による確認は、本人確認作業を職員の判断で行うため、第三者の利用を防止するためにも本人確認に相違がないようお願いいたします。

ポイント 患者本人が暗証番号を入力できない場合

暗証番号認証による資格確認は原則として患者本人が行う必要があります。

例外として、乳幼児又は成年被後見人については、法定代理人が患者本人に代わって暗証番号を入力することは可能です。

マイナンバーカードの暗証番号は本人確認のために重要なものであることから、慎重に扱うことが望ましく、原則として法定代理人以外の者に知らせることは適当ではありません。ただし、本人から希望があった場合に、家族の方や介助者、職員等が入力の動作補助を行うことは差し支えありません。

なお、患者本人による暗証番号の入力が難しい場合は、職員の目視による本人確認により、資格確認を行うことも可能です。

ポイント 暗証番号がロックされたら

暗証番号の入力を連続で3回間違えると暗証番号がロックされます。ロック解除及び暗証番号の初期化は、住民票がある市区町村の窓口でのみ実施可能です。

(7) マイナンバーカード読み取り



実物のマイナンバーカード

スマートフォン 汎用カードリーダー



スマートフォンのマイナンバーカード

スマートフォン 汎用カードリーダー



患者はマイナンバーカードの読み取りを行います※。

※ マイナンバーカードの読み取りを行うことができない一部の機種スマートフォンとタブレット・PC については、汎用カードリーダーを用意してマイナンバーカードを読み取ってください。

ポイント マイナンバーカードの取扱い

個人情報保護の観点から、原則として患者本人が、職員が持参したモバイル端末等にかざすようにしてください。職員はマイナンバーカードに記載してあるマイナンバーを書き留めたり、保管したりしてはいけません。

ただし、患者本人が自身でマイナンバーカードをモバイル端末等にかざすことが難しい等のやむを得ない事情があり、本人から希望があった場合、家族の方や介助者、職員等が患者本人のマイナンバーカードをモバイル端末等にかざす等の必要な支援を行うことは差し支えありません。

ポイント スマートフォンでスマートフォンのマイナンバーカードを読み取る場合

1. スマートフォンをかざす位置

患者のスマートフォンのマイナンバーカードを、マイナ資格確認アプリで読み取る際は、NFC アンテナの位置を合わせて職員のスマートフォンにかざす必要があります。

- 職員又は患者のスマートフォンが iPhone の場合

- iPhone の NFC アンテナは端末上部にあります。
- ※ 職員と患者のスマートフォンが iPhone どうしの場合、2 台の端末の上部分を近づけてください。



- 職員又は患者のスマートフォンが Android の場合

- Android の NFC アンテナはおサイフケータイマーク付近にあります※。
- ※ おサイフケータイマークがない機種は、端末の上部中央付近を目安にかざしてください。
- 双方の端末の NFC アンテナ位置が近づくように、患者のスマートフォンをかざしてください。
- かざし位置の目安は右の画像をご参照ください。
- 各機種の NFC 位置の詳細については、以下の公的個人認証サービスポータルサイトの「スマートフォンの IC カードセット位置について」をご参照ください。



https://www.jpki.go.jp/prepare/reader_writer/android.html

2. スマートフォンのかざし方

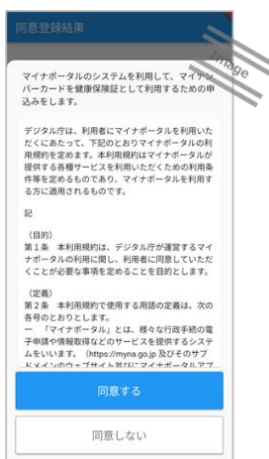
- 患者のスマートフォンが iPhone の場合

- ① 患者に iPhone 上で生体認証等を実施し、スマートフォンのマイナンバーカードを表示すよう依頼します。
- ② 患者の iPhone にスマートフォンのマイナンバーカードが表示されていることを確認したうえで、患者の iPhone の上部を職員のスマートフォンに近づけてください※。
- ※ 職員と患者のスマートフォンが iPhone どうしの場合、スマートフォンのマイナンバーカードが表示されていない状態でかざすと、連絡先の共有画面等が表示される場合があるため、職員の iPhone では AirDrop をオフにする等ご注意ください。

- 患者のスマートフォンが Android の場合

- ① 患者にマイナ資格確認アプリへ 4 桁の暗証番号の入力を依頼します。
- ② 患者が入力完了後、患者の Android を職員のスマートフォンに近づけてください。

マイナンバーカードの健康保険証利用の申込み（利用登録）が未実施の場合



I 患者が実物のマイナンバーカードを使用する場合

① 実物のマイナンバーカードの健康保険証の利用登録が未実施の場合、左図のような画面が表示されます。健康保険証の利用登録を行う場合は、「健康保険証利用登録する」ボタンを押下してください。

② マイナポータルのシステムを利用した、マイナンバーカードを健康保険証等として利用するための申込みについて、患者から同意を取得します。

③ 実物のマイナンバーカードの健康保険証利用を登録します^{※1,2}。

※1 健康保険証利用の申込み（利用登録）には、目安として15秒前後要します（令和3年2月15日時点）。また、システム処理に25秒以上掛かった場合、数分たって処理が完了すれば、次回以降は通常どおり資格確認をご利用いただけるため、数分経ってからもう一度マイナンバーカードをモバイル端末にかざし、利用できるかご確認ください。

※2 ただし、メンテナンス等によるシステム停止の際は健康保険証利用の申込み（利用登録）をご利用いただけないため、資格確認書等を用いて資格確認を実施してください。

- ・ 毎日午前3時から午前6時はご利用いただけません。
- ・ メンテナンスの予定は医療機関等向け総合ポータルサイト等をご確認ください。

Ⅱ 患者がスマートフォンのマイナンバーカードを使用する場合

画面に従い、患者のスマートフォンからマイナポータルへアクセスし、マイナンバーカードの健康保険証利用の申込み（利用登録）を実施してください※。

※ 健康保険証利用の申込み（利用登録）には、最長5分要します。

(8) 登録完了

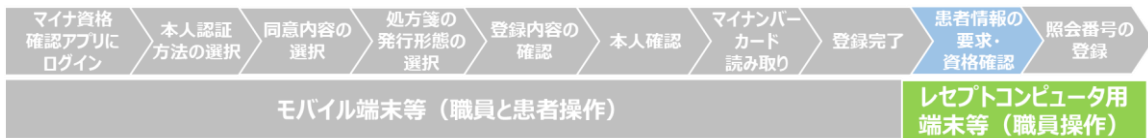


資格情報の取得・同意内容・処方箋の発行形態の登録が正常に完了した場合、同意登録完了画面が表示されますので、患者の資格情報※をご確認ください。

なお、画面一番下にある「閉じる」ボタンを押下すると、資格確認結果画面から認証選択画面に戻るため、ご注意ください。

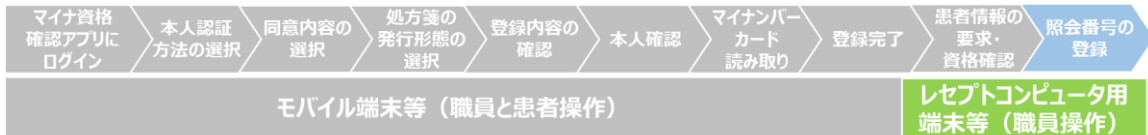
※ 生活保護受給者の場合、資格情報は福祉事務所名・フリガナ・氏名・生年月日・性別・区分が表示されます。

患者の医療券/調剤券情報は表示されないため、現行の運用に沿って、必要な提出書類等の確認や福祉事務所への照会を行ってください。

(9) 患者情報の要求・資格確認

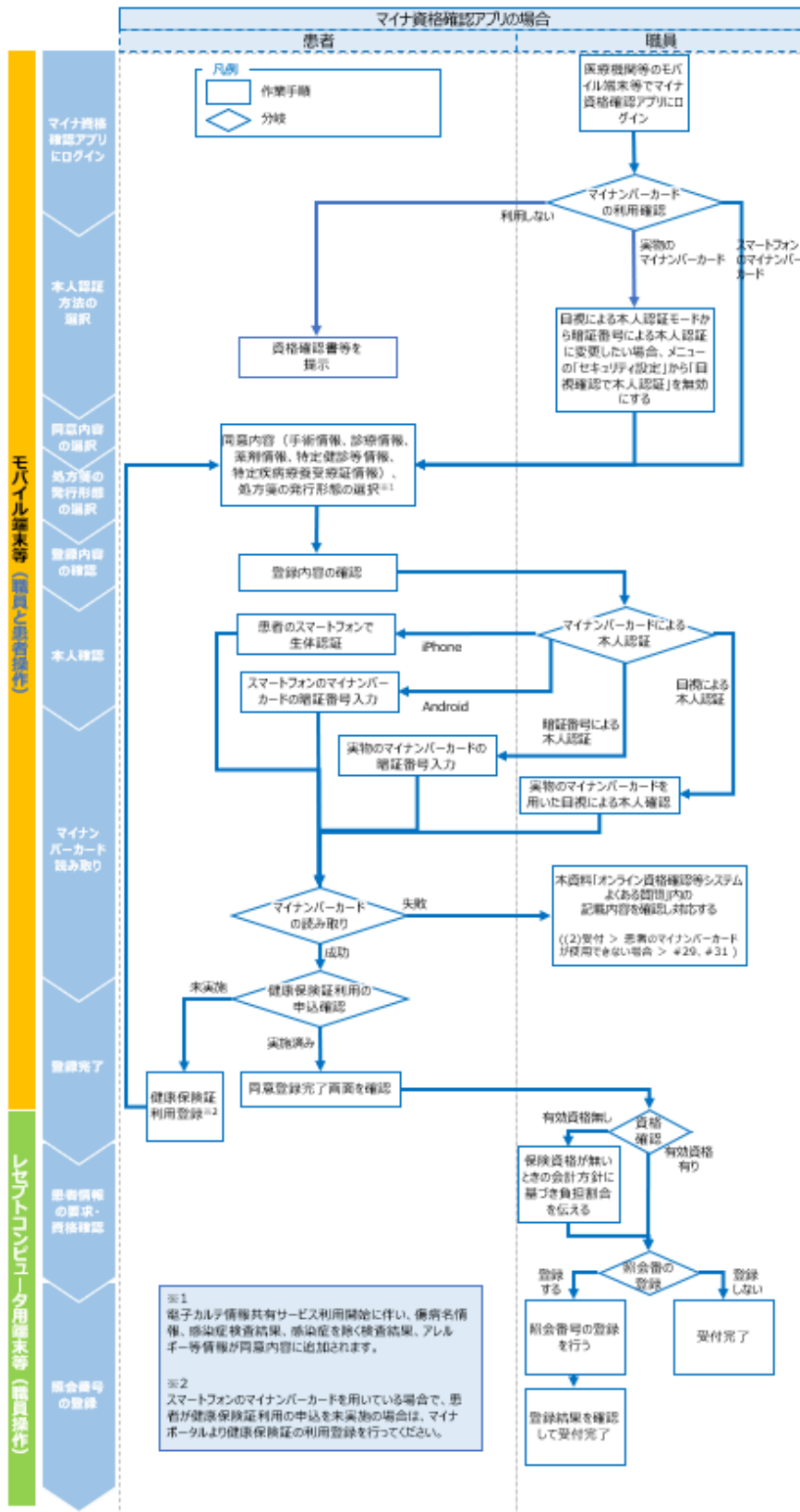
患者情報					
фамилия	タロウ	性別	男	生年月日	平成28年7月1日
氏名	伊勢 太郎	生年月日	昭和45年1月1日	年齢	50歳
保険者番号	12345	保険名	XX健保	照会番号	123-4567
記号・番号・住所	1234	5678910	01	住所	東京都港区XX-XX
健康区分	健康保険組合	本人	3割	電話番号1	XX-XXXX-XXXX
開始年月日	平成28年7月1日	交付年月日	平成28年7月1日	電話番号2	XXX-XXX-XXXX
有効期限	平成28年7月1日	～	平成4年7月1日		

職員はレセプトコンピュータ等から、医療機関等コードをキーにオンライン資格確認等システムに登録されている資格情報等を照会します。

(10) 照会番号の登録

病院・診療所ごとに任意で照会番号をオンライン資格確認等システムに登録しておくことができます。

B マイナ資格確認アプリの場合の対応手順フロー



診療情報・薬剤情報等の健康・医療情報の照会可能期間

訪問診療等においては、初回訪問時の同意取得から当該病院・診療所との継続的な関係のもと訪問診療等が行われている間(毎月訪問診療等(医療保険)が行われていることがレセプト請求の審査結果から確認できる必要がある)、患者による同意取消しやマイナ保険証の利用登録解除がなされない限り、訪問診療等の実施などの際に、オンライン資格確認等システムに対して患者の診療情報・薬剤情報等の照会を行うことが可能です。ただし、2回目以降の訪問診療等を行うに当たり、少なくとも例えば月に1回は、当該情報を照会・閲覧することについて患者本人に口頭により説明・確認し、その旨を記録することが望ましいです。

往診においては、往診を実施した際、同意情報の登録後 24 時間の間に、患者の診療情報・薬剤情報等の照会・取得を行うこととしています。

※ 照会した情報をダウンロードし、その情報をレセプトコンピュータや電子カルテシステムで照会する場合があります。

業態	照会可能期間
訪問診療等	継続的な関係のもと訪問診療等が行われている間※ (毎月訪問診療等(医療保険)が行われていること レセプト請求の審査結果から確認できる間) ※ 患者による同意取消しがなされない限り
往診	同意情報登録後 24 時間

参照

以下の項目については「患者が来院した際の資格確認」の場合と同様のため、「A.患者がマイナンバーカードを持参した場合」の該当箇所を参照してください。

- [暗証番号とは](#)
- [暗証番号がロックされたら](#)
- [処方箋の発行形態の変更](#)
- [オンライン資格確認により取得可能な資格情報の項目例](#)
- [電子証明書の有効期限切れ](#)
- [マイナンバーカードでの資格確認時に有効な資格が存在しない場合の照会結果](#)
- [資格証類等におけるオンライン資格確認可否一覧](#)
- [照会番号とは](#)
- [照会番号の登録のメリット](#)

継続的な診療等が行われている場合の2回目以降の訪問診療等前に行う資格確認

病院・診療所のレセプトコンピュータ等に既に登録されている患者について、2回目以降の訪問診療等を行う前に、患者の被保険者資格に係る記号・番号等を用いて、オンライン資格確認等システムに対して、最新の資格情報、限度額適用認定証関連情報、特定疾病療養受療証情報の再照会を行います。

詳細は「操作マニュアル（一般利用者・医療情報閲覧者編）」をご参照ください。

再照会における制限事項

項目	制限事項
回答される資格情報	照会時点の情報
利用回数	原則 1 回/日
照会可能件数	1～1000 件/回 ※訪問診療等でレセプトコンピュータから再照会する場合は 1～500 件/回
照会結果の表示制限 (Web 画面)	過去 3 回分の照会結果を表示 ※照会から 14 日以上経過した情報は表示できません。

訪問診療等時の同意内容・処方箋の発行形態の照会・更新

訪問診療等ではモバイル端末等からマイナ在宅受付 Web へアクセスすることで、同意内容や処方箋の発行形態の照会・更新を行うことが可能です。

A-1 医療機関の端末でマイナ在宅受付 Web へアクセスする場合

A-2 患者の端末でマイナ在宅受付 Web へアクセスする場合

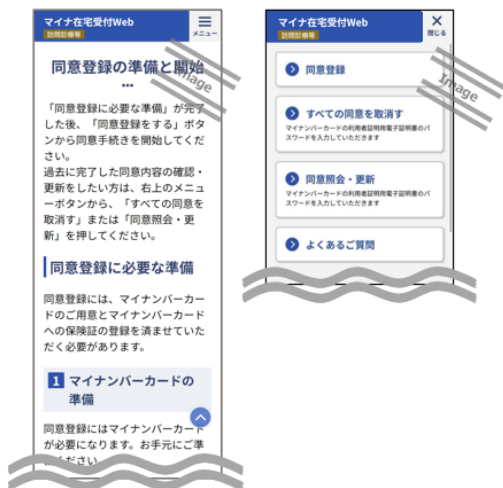


※スマートフォンでマイナ在宅受付 Web へアクセスした場合の画面例。

(1) マイナ在宅受付 Web へアクセス



モバイル端末等（職員と患者操作）



A-1 医療機関の端末でマイナ在宅受付 Web へアクセスする場合

URL をクリックするなどしてマイナ在宅受付 Web にアクセスします※1。職員は画面上部にあるメニューボタンを押下します。メニューの一覧が表示されますので、「同意照会・更新」を選択してください※2。

※1 医療機関の端末がスマートフォンの場合、スマートフォンのマイナンバーカードを用いた同意照会・更新はできません。また、患者がスマートフォンのマイナンバーカードを使用する場合は、患者の端末からマイナ在宅受付 Web へアクセスする方が便利です。

※2 タブレット・PC をご利用の場合、職員は利用する認証方法に合わせてメニューの一覧にある「同意照会・更新」を押下してください。

A-2 患者の端末でマイナ在宅受付 Web へアクセスする場合

職員は患者に二次元コード又は URL を連携します。患者は自身の端末で読み込み、マイナ在宅受付 Web にアクセスし、画面上部にあるメニューボタンを押下します。メニューの一覧が表示されますので、「同意照会・更新」を選択してください。

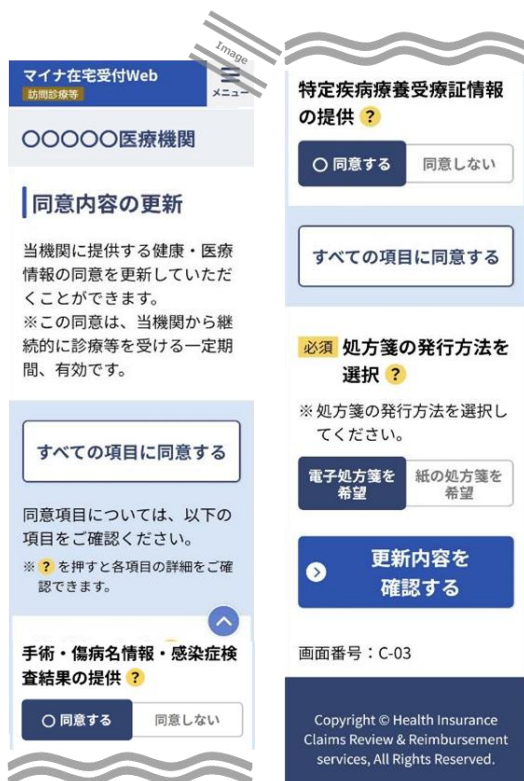
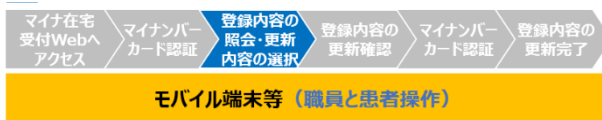
(2) マイナンバーカード認証



マイナポータルアプリにおいて、マイナンバーカード認証します。

詳細な流れは本マニュアル第2章の「訪問診療等・往診時の資格確認」の「(6) マイナンバーカード認証」をご参照ください。

(3) 登録内容の照会・更新内容の選択



照会結果に基づいて、過去の登録内容が表示されます。*

職員は患者の更新したい項目について確認し、変更をご案内してください。画面下部の「更新内容を確認する」を押下すると確認画面に遷移します。

※電子カルテ情報共有サービス利用開始後、過去の同意登録内容に関わらず患者が再度同意登録を実施するまで以下の項目は「同意しない」が表示されます。

- ・手術・傷病名情報・感染症検査結果の提供
- ・診療情報（感染症を除く検査結果、アレルギー等）の提供
- ・薬剤情報の提供

(4) 登録内容の更新確認



マイナ在宅受付Web
初回診察等

〇〇〇〇医療機関

同意内容の更新確認

画面下にある「同意内容を更新する」ボタンを押してください。

更新内容

- 手術・傷病名情報・感染症検査結果の提供
同意する
- 診療情報(感染症を除く検査結果、アレルギー等)・薬剤情報の提供
同意する

特定健診等情報の提供
同意する

限度額情報の提供
同意する

特定疾病療養受療証情報の提供
同意する

処方箋の発行方法
電子処方箋を希望

同意内容を更新する
マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書のパスワードを入力していただきます

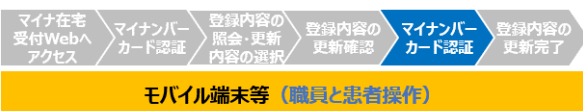
選択内容を修正する
前の画面に戻ります

画面番号：C-07

Copyright © Health Insurance Claims Review & Reimbursement services, All Rights Reserved.

職員は患者と登録内容の確認を行い、「同意内容を更新する」ボタンを押下します。また、患者自身が操作できる場合には、患者自身が確認・押下することが可能です。

(5) マイナンバーカード認証



マイナポータルアプリにおいてマイナンバーカード認証します。

詳細な流れは本マニュアル第2章の「訪問診療等・往診時の資格確認」の「(6) マイナンバーカード認証」をご参照ください。

(6) 登録内容の更新完了



モバイル端末等（職員と患者操作）

マイナ在宅受付Web
医療機関

同意内容の更新完了
同意内容の更新が正常に完了いたしました。
ブラウザのタブを閉じてください。

更新情報

- 手術・傷病名情報・感染症検査結果の提供
同意する
- 診療情報(感染症を除く検査結果、アレルギー等)・薬剤情報の提供
同意する

特定健診等情報の提供
同意する

限度額情報の提供
同意する

特定疾病療養受療証情報の提供
同意する

処方箋の発行方法
電子処方箋を希望

処方箋の発行方法
電子処方箋を希望

画面番号：C-09

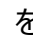
Copyright © Health Insurance Claims Review & Reimbursement services, All Rights Reserved.

登録内容の更新が正常に完了した場合、同意内容の更新完了画面が表示されますので、更新情報をご確認ください。終了後はブラウザのタブを閉じていただいても問題ありません。

マイナ資格確認アプリで資格情報や登録内容を確認する場合

マイナ資格確認アプリでは資格情報の確認や同意内容、処方箋の発行形態の照会を行うことが可能です。登録内容の更新を行うことはできませんので、ご注意ください。



- ① 画面右上の歯車マーク  を押下して表示されたメニューから「セキュリティ設定」を押下し、その画面内の「資格確認結果検索」を押下すると、過去に資格確認を行った患者の一覧が表示されます。

資格確認日時	資格確認結果
2024年07月05日 12時00分 姓 藤 一子	資格有効
2024年07月05日 12時00分 姓 本 文郎	資格有効
2024年07月04日 12時00分 姓 橋 三子	資格有効
2024年07月04日 12時00分 姓 中 四子	資格有効
2024年07月04日 12時00分 姓 藤 五郎	資格有効
2024年07月04日 12時00分 姓 田 六子	資格有効
2024年07月04日 12時00分 姓 山 七郎	資格有効
2024年07月04日 12時00分 姓 中 八郎	資格有効

- ② 確認したい項目を選択すると資格確認結果の詳細と同意内容が表示されます。
 - ※ 職員がこの画面から資格確認結果を閲覧できる期間は資格確認を行った日から翌日未までとなります。それ以降はレセプトコンピュータ用端末等から資格確認結果を閲覧してください。
 - ※ 資格確認時に資格情報が表示された患者の情報のみ検索できます。該当する資格がない場合等は、検索結果に表示されません。

訪問診療等・往診時の同意登録の取り消し

A 病院・診療所で行う方法



資格確認端末又はレプトコンピュータ用端末（職員操作）

B 患者宅で行う方法

① マイナ在宅受付 Web の場合



モバイル端末等（患者操作）

※ スマートフォンでマイナ在宅受付 Web へアクセスした場合の画面例。

② マイナ資格確認アプリの場合

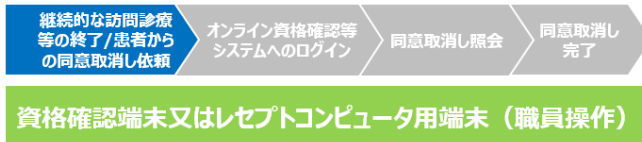


- ※ マイナ資格確認アプリをスマートフォンで利用した場合の画面例。
- ※ 同意登録の取消しを行うと、継続的な診療等が行われている場合であっても、再照会による資格確認の機能も停止されます。訪問診療等の際に、改めてマイナンバーカードによる本人確認を行うと、再び再照会による資格確認を行うことができますようになります。

A 病院・診療所で行う方法

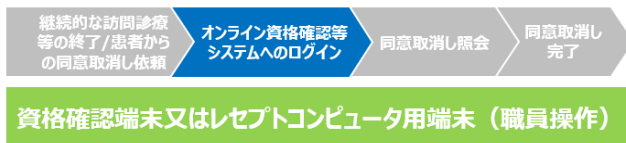
病院・診療所の職員は継続的な訪問診療等が終了した場合と、患者から依頼があった場合に、資格確認端末で同意取消を行います。（往診の際は、同意情報の登録後 24 時間以内の照会・取得の後、同意の取消しをお願いします。）

（1）継続的な訪問診療等の終了/患者からの同意取消依頼



継続的な訪問診療等の終了時又は患者から同意登録の取消依頼があった場合、病院・診療所の職員は同意取消処理を実施します。

（2）オンライン資格確認等システムへのログイン



資格確認端末においてオンライン資格確認等システムにログインし、同意取消照会をクリックします。



(3) 同意取消し照会

継続的な訪問診療
等の終了/患者から
の同意取消し依頼

オンライン資格確認等
システムへのログイン

同意取消し照会

同意取消し
完了

資格確認端末又はレセプトコンピュータ用端末（職員操作）

閲覧同意を取り消す患者の保険者番号、被保険者資格に係る番号^{※1}、生年月日、枝番^{※2}を入力し、検索をかけます。患者の最新の資格情報と閲覧同意状況が表示されるので、対象患者に間違いがないか確認します。

※1 医療扶助における「公費負担者番号」は「保険者番号」、「受給者番号」は「被保険者資格に係る番号」に相当します。

※2 枝番は後期高齢者・医療扶助の場合は不要です。

(4) 同意取消し完了

継続的な訪問診療
等の終了/患者から
の同意取消し依頼

オンライン資格確認等
システムへのログイン

同意取消し照会

同意取消し
完了

資格確認端末又はレセプトコンピュータ用端末（職員操作）

同意区分	同意有無	同意年月日	同意有効期限	同意有効期限切れの理由
資格情報提供同意区分	<input type="radio"/>	2023/01/08	2024/05/25	-
手続情報提供同意区分	-	-	-	掲載なし
診療情報提供同意区分	<input type="radio"/>	2023/01/08	2024/01/28	-
薬剤情報提供同意区分	<input type="radio"/>	2023/01/08	2024/01/28	-
特定診療情報提供同意区分	<input type="radio"/>	2023/01/08	2024/05/25	-
高度医療提供同意区分	<input type="radio"/>	2023/01/08	2024/05/25	-
特定高度医療提供同意区分	<input type="radio"/>	2023/01/08	2024/05/25	-

「同意取消」ボタンをクリックすることで、同意取消が完了します。

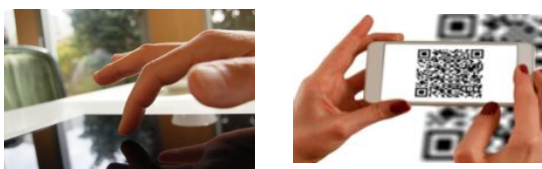
病院・診療所の職員は患者に同意取消しが完了した旨を連絡します。

B 患者宅で行う方法

訪問診療等においては基本的に病院・診療所の職員が同意登録の取消しを実施しますが、患者がマイナ在宅受付 Web やマイナ資格確認アプリを用いて同意登録の取消しを行うこともできます。

① マイナ在宅受付 Web の場合

(1) マイナ在宅受付 Web へのアクセス



○スマートフォンからアクセスした場合

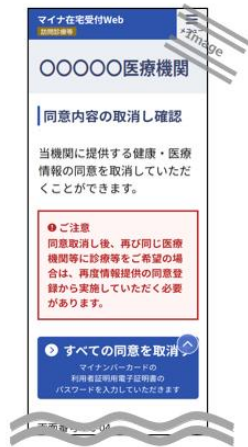
患者のスマートフォン又は職員が持参したスマートフォンで、マイナ在宅受付 Web にアクセスします[※]。メニューの中の「すべての同意を取消す」ボタンを押下します。

※ 医療機関の端末がスマートフォンの場合、スマートフォンのマイナンバーカードを用いた同意取消しはできません。また、患者がスマートフォンのマイナンバーカードを使用する場合は、患者の端末からマイナ在宅受付 Web へアクセスする方が便利です。

○タブレット・PC からアクセスした場合

マイナンバーカード認証方法としてスマートフォン（二次元コード）又は IC カードリーダー/ライターいずれかで同意取消しを選択することができます。

(2) 同意取消しの確認



○スマートフォンからアクセスした場合

「すべての同意を取消す」ボタンを押下します。

○タブレット・PC からアクセスした場合

職員は一つ前の画面で選択した二次元バーコードで利用者証明用電子証明書を認証する場合、又は IC カードリーダー/ライターで利用者証明用電子証明書を認証する場合のいずれかで「すべての同意を取消す」ボタンを押下します。

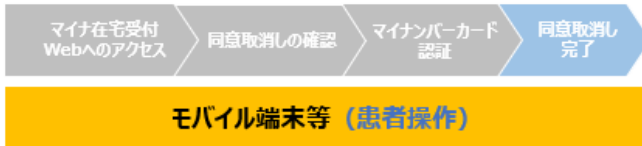
(3) マイナンバーカード認証



マイナポータルアプリにおいてマイナンバーカード認証します。

詳細な流れは本マニュアル第2章の「訪問診療等・往診時の資格確認」の「(6) マイナンバーカード認証」をご参照ください。

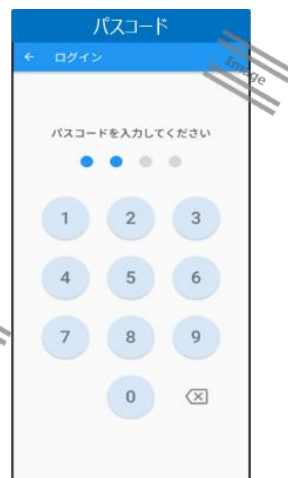
(4) 同意取消し完了



同意取消しが正常に完了した場合、同意取消し完了画面が表示されます。終了後、職員又は患者はブラウザのタブを閉じていただいて問題ありません。

② マイナ資格確認アプリの場合

(1) ログイン



職員は生体認証又はパスコードでログインします※。

※7 設定により生体認証又はパスコードでのログインとなります。設定の詳細は「マイナ資格確認アプリのセットアップと使い方」をご確認ください。



マイナンバーカード同意登録画面の下部の「登録をした同意を取消したい場合はこちら」ボタンを押下します。

(2) 同意取消しの確認



モバイル端末等（患者操作）



ポップアップの「登録した同意を取消します。同意の取消しをする場合は取消しボタンを押して、同意内容の取消し確認へ進んでください。」のメッセージにおいて、「取消し」を選択します。



同意内容の取消し確認画面において、本人認証の方法を選択します。

(3) 本人確認



モバイル端末等（患者操作）



本マニュアル第2章の「訪問診療等・往診時の資格確認」における「(2) 本人認証方法の選択」で設定した方法で、職員は患者の本人確認を実施します。

I 患者が実物のマイナンバーカードを使用する場合

○目視による確認を行う場合

職員は患者のマイナンバーカードの顔写真を目視で確認し、本人確認を行います※。

※ 原則として患者本人が職員に顔写真を提示するようにしてください。

○4桁の暗証番号の入力による本人確認を行う場合

「患者に暗証番号の入力をお願いしてください」とポップアップが出るため、職員はOKボタンを押下後に、患者に暗証番号※の入力を依頼します。

患者は暗証番号を入力し「次へ」を選択します。

※ マイナンバーカードを市区町村の窓口などで受け取った際に、利用者証明用電子証明書に設定した数字4桁の暗証番号です。



Ⅱ 患者がスマートフォンのマイナンバーカードを使用する場合

○患者のスマートフォンが iPhone の場合

「患者ご自身のスマートフォンで Apple ウォレットを立ち上げ、マイナンバーカードが表示されていることを確認し、生体認証 (Face ID もしくは Touch ID) することをお願いしてください」とポップアップが出るため、職員は OK ボタンを押下後に、患者にスマートフォンのマイナンバーカードの生体認証を依頼します。

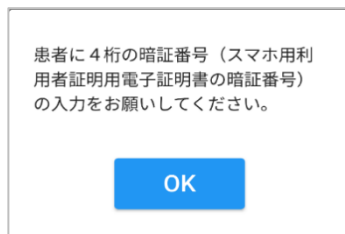


○患者のスマートフォンが Android の場合

「患者に 4 桁の暗証番号 (スマホ用利用者証明用電子証明書の暗証番号) の入力をお願いしてください」とポップアップが出るため、職員は OK ボタンを押下後に、患者に暗証番号[※]の入力を依頼します。

患者は暗証番号を入力し「次へ」を選択します。

※ マイナンバーカードをご自身のスマートフォンに追加する際に設定した数字 4 桁の暗証番号です。



(4) マイナンバーカード読み取り



モバイル端末等 (患者操作)

実物のマイナンバーカード

スマートフォン



汎用カードリーダー



スマートフォンのマイナンバーカード

スマートフォン



汎用カードリーダー



患者はマイナンバーカードの読み取りを行います※。

※ マイナンバーカードの読み取りを行うことができない一部の機種スマートフォンとタブレット・PC については、汎用カードリーダーを用意してマイナンバーカードを読み取ってください。

(5) 同意取消し完了



モバイル端末等 (患者操作)



同意取消しが正常に完了した場合、同意取消し完了画面が表示されます。終了後、職員又は患者は「閉じる」ボタンを押下して、アプリケーションを閉じていただいて問題ありません。

オンライン診療等時の資格確認

オンライン診療等（オンライン服薬指導を含む。）ではモバイル端末等（スマートフォン、タブレット、ノート PC 等）からマイナ在宅受付 Web へアクセスすることで、患者の自宅等でオンライン資格確認を実施することが可能になります。

マイナ在宅受付 Web は、患者の自宅等においても患者の資格情報の取得や診療情報等の閲覧に関する同意の取得（登録）を可能とする Web サービスであり、このほか同意内容の照会・更新や同意の取消しを行うことができます※。

※ マイナ在宅受付 Web で顔認証マイナンバーカードは使用できません。



※1 スマートフォンでオンライン診療等アプリからマイナ在宅受付 Web へアクセスした場合の画面例。

※2 電子処方箋管理サービスを利用している病院・診療所のみ。



ポイント マイナ在宅受付 Web においてオンライン資格確認する際の事前準備

マイナ在宅受付 Web を用いたオンライン資格確認を行うにあたり、「マイナ在宅受付 Web」の URL・二次元コードを生成・取得する必要があります。詳細は、操作マニュアル(管理者編)の「第 5 章 マイナ在宅受付 web 管理」を参照してください。

オンライン診療等アプリをととしてオンライン診療及びオンライン資格確認を行う場合は、あらかじめオンライン診療等アプリベンダへ取得した URL を連携してください。

オンライン診療等アプリを介さずオンライン診療を行う場合は、取得した URL を患者に送付できるようにご準備ください。

(1) マイナ在宅受付 Web へアクセス

患者のモバイル端末等から、オンライン診療等アプリ又は URL・二次元コードからマイナ在宅受付 Web にアクセスします。



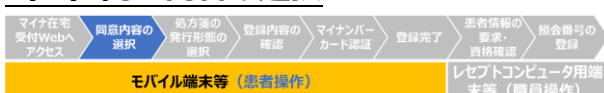
 **ポイント 初診でもスムーズにオンライン診療等を実施するために**

オンライン診療等では、患者の PC（市販の IC カードリーダーが必要）やモバイル端末等からマイナポータルにアクセスしてマイナンバーカードを読み取る必要があるため、患者には、あらかじめ、ご自身の PC やモバイル端末等を用いて、マイナポータルにログインできることの確認を求めておくと安心です。

 **注意事項 顔認証マイナンバーカードの場合**

マイナ在宅受付 Web で顔認証マイナンバーカードは使用できません。

(2) 同意内容の選択



マイナ在宅受付 Web にて予約した診療日の入力^{※1}を行うとともに、医師等が患者の手術情報、診療情報、薬剤情報^{※2}、処方・調剤情報^{※3}、特定健診情報^{※4}、健康診断結果報告書、臨床情報^{※5}、及び特定疾病療養受療証情報を閲覧することについて、患者が同意内容を選択します^{※6}。

同意有効期間内に病院・診療所が電子カルテ情報共有サービス利用を開始した場合、電子カルテ情報共有サービスの利用開始に伴い同意対象が新たに追加されるため^{※7}、患者に対して改めて同意登録の実施を依頼してください。

- ※1 診療日の入力は URL・二次元コードからアクセスした場合のみ必要です。
- ※2 画面上、診療情報と薬剤情報は、「薬剤情報」として一括して同意を取得しますが、オンライン資格確認等システムの環境設定情報更新画面にある閲覧同意の利用有無において、診療情報を「利用しない」と設定している病院・診療所の場合は、薬剤情報のみに対して同意を取得します。
- ※3 処方・調剤情報の閲覧同意は、「診療・薬剤情報」の閲覧の同意と合わせて取得します。なお、処方・調剤情報は、電子処方箋管理サービスを利用する病院・診療所のみ閲覧可能です。
- ※4 特定健診情報と健康診断結果報告書は、「特定健診等情報」として一括して同意を取得します。なお、健康診断結果報告書は病院・診療所（健診実施機関）が電子カルテ情報共有サービスに登録する情報であり、電子カルテ情報共有サービスを利用する病院・診療所のみ閲覧可能です。
- ※5 臨床情報のうち傷病名と感染症は、「手術・傷病名・感染症検査結果情報」として一括して同意を取得します。臨床情報のうち薬剤アレルギー

- ギー等、その他アレルギー等及び検査の閲覧同意は、「診療情報(感染症を除く検査結果、アレルギー等)」の閲覧同意と合わせて取得します。
- ※6 限度額適用認定証情報の取得について、マイナンバーカードを用いて資格確認を行った際は患者による同意は不要です。
- ※7 電子カルテ共有サービス利用開始に伴い、手術情報に加えて傷病名情報、感染症検査結果が追加されます。また、診療情報には感染症を除く検査結果、アレルギー等情報が追加されます。

閲覧同意の取得単位と閲覧可能になる情報項目

閲覧同意の取得単位	閲覧可能になる情報
手術情報	✓ 手術情報
手術・傷病名情報・感染症検査結果 ^{※1}	✓ 手術情報 ✓ 臨床情報の一部（傷病名、感染症） ^{※1}
診療・薬剤情報	✓ 診療情報 ✓ 薬剤情報 ✓ 処方・調剤情報 ^{※2}
診療情報（感染症を除く検査結果、アレルギー等）・薬剤情報 ^{※1}	✓ 診療情報 ✓ 薬剤情報 ✓ 処方・調剤情報 ^{※2} ✓ 臨床情報の一部（検査、薬剤アレルギー等、その他アレルギー等） ^{※1}
薬剤情報 ^{※3}	✓ 薬剤情報 ✓ 処方・調剤情報 ^{※2}
特定健診等情報	✓ 特定健診情報 ✓ 健康診断結果報告書 ^{※1}
特定疾病療養受療証情報	✓ 特定疾病療養受療証情報 ^{※1}

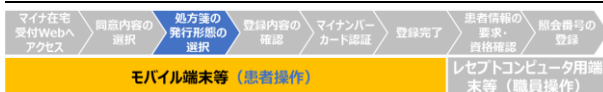
※1 電子カルテ情報共有サービスを利用する場合のみ。

※2 電子処方箋管理サービスを利用する場合のみ。

※3 診療情報の閲覧に対応していない場合のみ。

(3) 処方箋の発行形態の選択

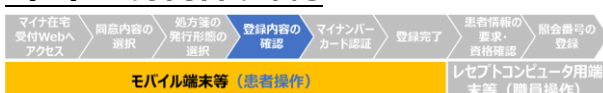
(電子処方箋管理サービス対応かつ院外処方箋を発行する場合)



患者は、電子処方箋、紙の処方箋のどちらを希望するか選択します。※

※8 左の処方箋の発行形態の選択画面を表示する場合は、オンライン資格確認等システム的环境設定情報更新画面で設定を行ってください。ただし、オンライン診療等ではオンライン診療等アプリが電子処方箋に対応していない場合はオンライン資格確認等システムで設定を行っても表示されませんので、ご注意ください。診察時等に医師等が患者に直接確認し、電子カルテシステム等に発行形態を登録する場合や、電子処方箋管理サービスを利用するものの院内処方のみを行う場合、マイナ在宅受付 Web に本画面を表示しない設定を行うことも可能です。詳しい設定方法は、操作マニュアル(管理者編)を確認してください。

(4) 登録内容の確認



診療日・同意登録内容・処方箋の発行形態の確認を行い、「同意内容を登録する」ボタンを押下します。

(5) マイナンバーカード認証



I. マイナンバーカード(実物のカード)を使用する場合

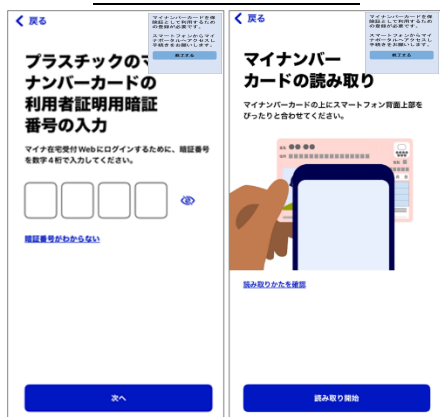
I-1) スマートフォンを使用した場合

<Android の場合>



- ① スマートフォンにあらかじめインストールしたマイナポータルが自動的に起動します。
- ② 患者がマイナンバーカードの4桁の暗証番号を入力します。
- ③ 患者がマイナンバーカードをスマートフォンにかざします。
- ④ 本人確認完了後、画面に表示された「外部サービスに戻る」又はブラウザボタンを押下すると、マイナ在宅受付 Web に戻ります。

<iPhone の場合>



I-2) タブレット・PC 利用で二次元コード認証を選択した場合



- ① 患者はタブレット・PC 画面に表示された二次元コードを患者自身のスマートフォンのマイナポータルアプリで読み込みます。
- ② マイナンバーカードの4桁の暗証番号を入力してください（最新のマイナポータルアプリをご利用ください。）※。

※9 タブレット・PC の利用で IC カードリーダライタ認証を選択し、同意内容を登録することも可能です。詳細は詳細な流れは「訪問診療等・往診時の資格確認」の「(6) マイナンバーカード認証」の「タブレット・ノート PC の利用で IC カードリーダライタ認証を選択した場合」をご参照ください。

II. スマートフォンのマイナンバーカードを使用する場合

II-1) 本人確認方法で生体認証等を選択した場合

<Android の場合>



- ① スマートフォンにあらかじめインストールしたマイナポータルが自動的に起動します。
- ② 患者はマイナポータルアプリを用いて生体認証等で本人確認を実施します。
- ③ 本人確認が完了後、画面に表示された「外部サービスに戻る」又はブラウザボタンを押下し、マイナ在宅受付 Web に戻ります。

<iPhone の場合>




II-2) 本人確認で暗証番号認証を選択した場合

<Android の場合>



- ① スマートフォンにあらかじめインストールしたマイナポータルが自動的に起動します。
- ② 患者はマイナポータルアプリにてスマホ用利用者証明用電子証明書の暗証番号を入力します。

 スマホ用利用者証明用電子証明書の暗証番号とは

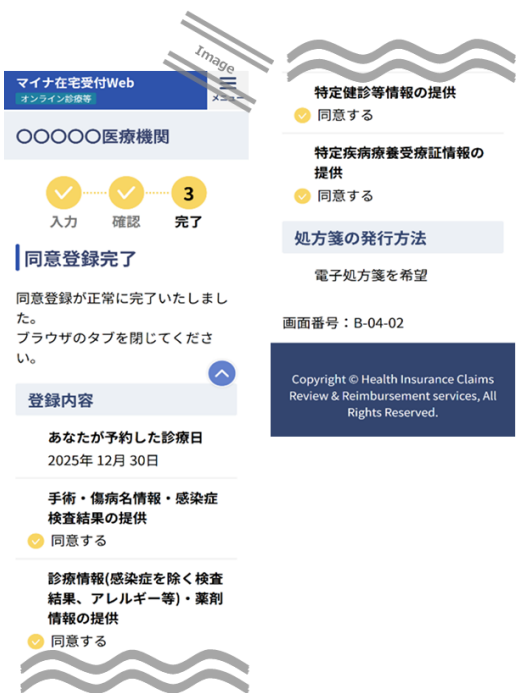
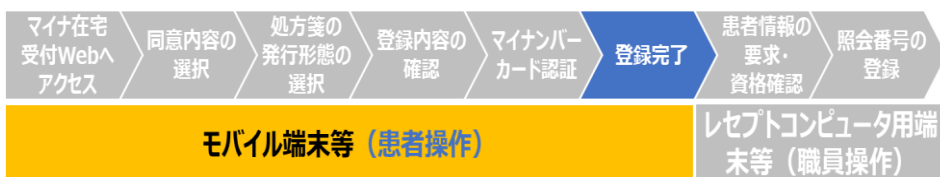
マイナンバーカードをご自身のスマートフォンに追加する際に設定した利用者証明用電子証明書に設定した数字 4 桁の暗証番号のことです。

<iPhone の場合>



- ③ 本人確認が完了後、画面に表示された「外部サービスに戻る」又はブラウザボタンを押下し、マイナ在宅受付 Web に戻ります。

(6) 登録完了

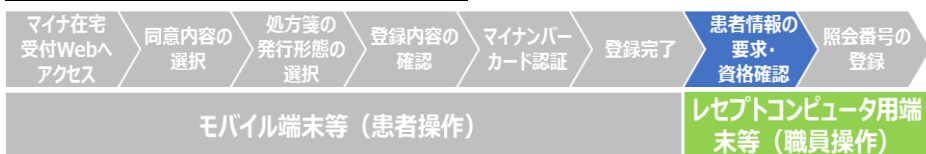


資格情報の取得・同意内容・処方箋の発行形態の登録が正常に完了した場合、同意登録完了画面が表示されます※1。「手続きを終了する」を押下するとオンライン診療等アプリに自動的に戻り、患者がオンライン診療等アプリで診療予約を確定することで予約情報が病院・診療所のオンライン診療システム等に送信されます※2。

※1 同意登録完了画面に患者の資格情報は表示されません。

※2 URL や二次元コードからマイナ在宅受付 Web にアクセスした場合は自動的にオンライン診療等アプリに戻りません。

(7) 患者情報の要求・資格確認



患者情報							
シメイ	コウロウ タロウ	性別	男	生年月日	1980年1月1日	年齢	39歳
氏名	藤野 太郎	生年月日	1980年1月1日	年齢	39歳		
保険番号	12345	保険名称	XX健保	郵便番号	123-4567		
記号・番号・住所	1234	5678910	01	住所	東京都港区XX-XX		
健康保険組合	健康保険組合	本人	3割	電話番号1	XXX-XXXX-XXXX		
健康保険年月日	平成28年7月1日	交付年月日	平成28年7月1日	電話番号2	XXX-XXXX-XXXX		
有効期限	平成28年7月1日	～	平成29年7月1日				

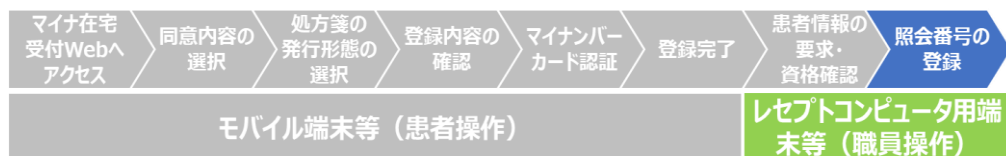
職員はレセプトコンピュータ等から、医療機関等コードをキーにオンライン資格確認等システムに登録されている資格情報等を照会します。

診療情報・薬剤情報等の健康・医療情報の照会可能期間

オンライン診療等においては同意取得から診療日の翌日末まで又は予約（同意）取り消しまで、診療情報・薬剤情報等の照会が可能です*。

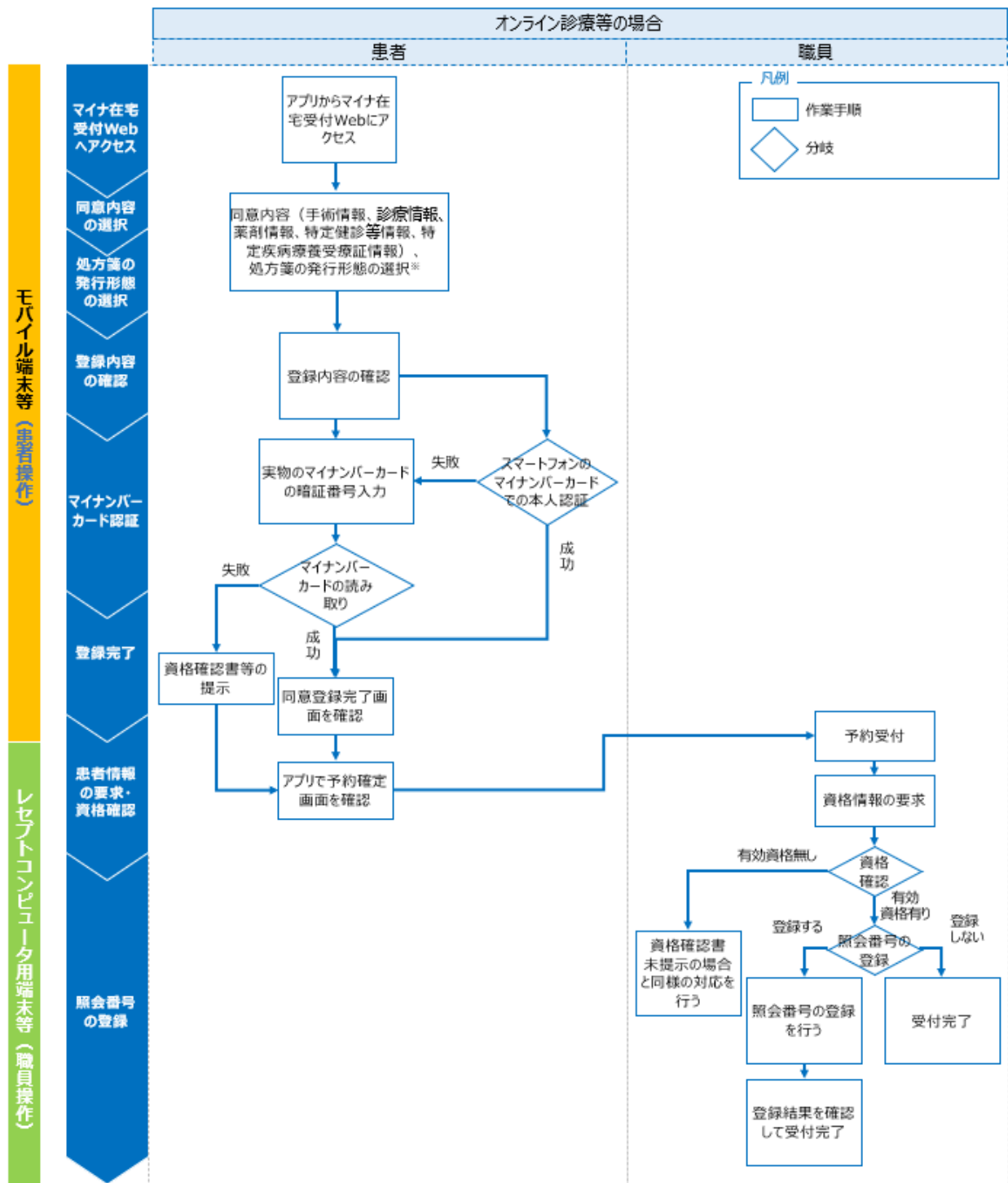
※ 照会した情報をダウンロードし、その情報をレセプトコンピュータや電子カルテシステムで照会する場合があります。

(8) 照会番号の登録



病院・診療所ごとに任意で照会番号をオンライン資格確認等システムに登録しておくことができます。

マイナ在宅受付 Web を使用したオンライン診療等の場合の対応手順フロー



※電子カルテ情報共有サービス利用開始に伴い、傷病名情報、感染症検査結果、感染症を除く検査結果、アレルギー等情報が同意内容に追加されます。

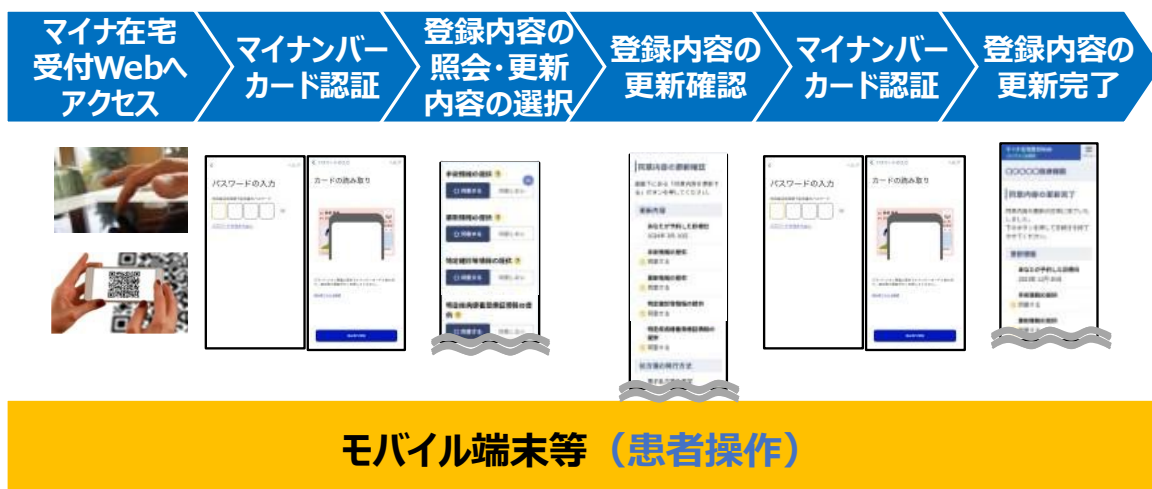
参照

以下の項目については「患者が来院した際の資格確認」の場合と同様のため、「A.患者がマイナンバーカードを持参した場合」の該当箇所を参照してください。

- [暗証番号とは](#)
- [暗証番号がロックされたら](#)
- [処方箋の発行形態の変更](#)
- [オンライン資格確認により取得可能な資格情報の項目例](#)
- [電子証明書の有効期限切れ](#)
- [マイナンバーカードでの資格確認時に有効な資格が存在しない場合の照会結果](#)
- [資格証類等におけるオンライン資格確認可否一覧](#)
- [照会番号とは](#)
- [照会番号の登録のメリット](#)

オンライン診療等時の同意内容・処方箋の発行形態の照会・更新

オンライン診療等ではモバイル端末等からマイナ在宅受付 Web へアクセスすることで、同意内容や処方箋の発行形態の照会・更新を行うことが可能です。



※10 スマートフォンでオンライン診療等アプリから本サービスへアクセスした場合の画面例。

（1）マイナ在宅受付 Web へアクセス



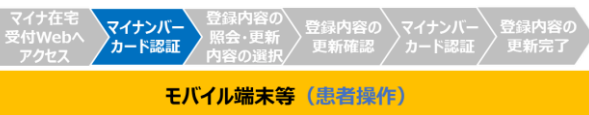
患者のモバイル端末等から、オンライン診療等アプリ又は URL・二次元コードからマイナ在宅受付 Web にアクセスします。同意内容の取消し確認画面が表示されます※1。

画面上部にあるメニューボタンを押下します。メニューの一覧が表示されますので、メニューの一覧にある「同意照会・更新」を押下してください※2。

※1 URL・二次元コードからアクセスした場合は同意登録の準備画面が表示されます。

※2 タブレット・PC をご利用の場合は利用する認証方法に合わせてメニューの一覧にある「同意照会・更新」を押下してください。

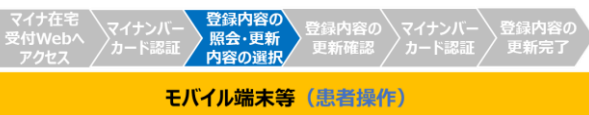
(2) マイナンバーカード認証



マイナポータルアプリにて、マイナンバーカードと4桁の暗証番号を用いてマイナンバーカード認証します。

詳細な流れは「オンライン診療等時の資格確認」の「(5) マイナンバーカード認証」をご参照ください。

(3) 登録内容の照会・更新内容の選択



照会結果に基づいて、診療日・過去の登録内容が表示されます※1。

更新したい項目を変更してください。診療日の更新はできません※2。画面下部の「更新内容を確認する」を押下すると確認画面に遷移します。

※1 URL・二次元コードからアクセスした場合は診療日の更新が可能です。

※2 電子カルテ情報共有サービス利用開始後、過去の同意登録内容に関わらず患者が再度の同意登録を実施するまで以下の項目は「同意しない」が表示されます。

- ・手術・傷病名情報・感染症検査結果の提供
- ・診療情報（感染症を除く検査結果、アレルギー等）の提供
- ・薬剤情報の提供

(4) 登録内容の更新確認



モバイル端末等（患者操作）



診療日・登録内容の確認を行い、「同意内容を更新する」ボタンを押下します。

(5) マイナンバーカード認証



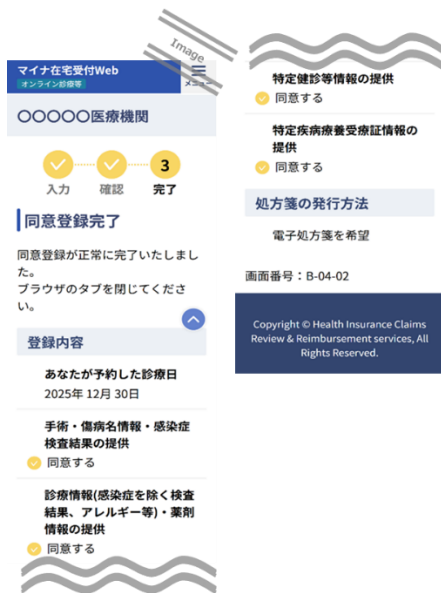
モバイル端末等（患者操作）



マイナポータルアプリにてマイナンバーカード認証します。

詳細な流れは「オンライン診療等時の資格確認」の「(5) マイナンバーカード認証」をご参照ください。

(6) 登録内容の更新完了



登録内容の更新が正常に完了した場合、同意内容の更新完了画面が表示されます。「手続きを終了する」を押下するとオンライン診療等アプリに自動的に戻ります※。

※ URL や二次元コードからマイナ在宅受付 Web にアクセスした場合は自動的にオンライン診療等アプリに戻りません。

オンライン診療等時の同意登録の取り直し

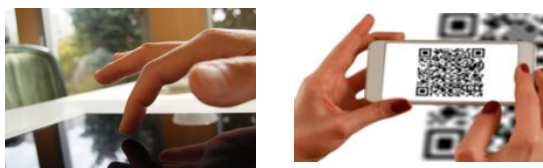
オンライン診療等の予約取消し時には、患者がマイナ在宅受付 Web で同意取消しを行います。



モバイル端末等（患者操作）

※ スマートフォンでオンライン診療等アプリから本サービスへアクセスした場合の画面例

（1）マイナ在宅受付 Web へのアクセス



○スマートフォンからアクセスした場合

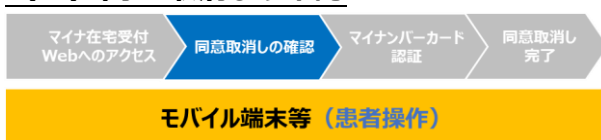
患者のスマートフォンで、マイナ在宅受付 Web にアクセスします。メニューの中の「すべての同意を取消す」ボタンを押下します。

○タブレット・PCからアクセスした場合

マイナンバーカード認証方法としてスマートフォン（二次元コード）又は IC カードリーダー/ライターいずれかで同意取消しを選択することができます。



(2) 同意取消しの確認



○スマートフォンからアクセスした場合

「すべての同意を取消す」ボタンを押下します。

○タブレット・PCからアクセスした場合

職員は一つ前の画面で選択した二次元バーコードで利用者証明用電子証明書を認証する場合、又は IC カードリーダーで利用者証明用電子証明書を認証する場合のいずれかで「すべての同意を取消す」ボタンを押下します。

(3) マイナンバーカード認証



マイナポータルアプリにてマイナンバーカード認証します。

詳細な流れは「オンライン診療等時の資格確認」の「(5) マイナンバーカード認証」をご参照ください。

(4) 同意取消し完了



同意取消しが正常に完了した場合、同意取消し完了画面が表示されます。終了後、職員又は患者はブラウザのタブを閉じていただいて問題ありません。

資格確認結果の取扱い・留意事項

【資格確認結果を踏まえた取扱い】

- ✓オンライン資格確認にて取得できる情報は医療保険者等が登録した正確な情報のため、表示された内容のままレセプト請求していただくことが可能です。なお、資格証類の情報も活用し、各医療機関等のご判断により、券面情報に基づいて資格情報の修正を行ってレセプト請求を行っていただいても差し支えありません。
- ✓各医療保険制度や公費負担医療制度の資格証類における項目と、オンライン資格確認で提供する項目の差異や留意事項を以下にまとめています。

基本情報及び資格情報

オンライン資格確認データ項目	内容
基本情報※	
※過去の日付で資格確認した場合であっても、現時点での氏名や住所等の情報を提供します。	
1 氏名	<p>【照会結果に係る留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「●」が含まれる ・医療保険者等がオンライン資格確認等システムで扱える文字の範囲外の文字で登録をしている場合、「●」で表示されます。 ・個別設定マスタで文字コード識別が「1 (Shift_JIS)」に設定されている医療機関等（第1水準、第2水準漢字を使用）では、第3水準以降の文字の一部について、第1水準、第2水準漢字に変換して提供します。ただし、変換できないものは「●」で表示されます。 ・表示された「●」の内容のまま、レセプト請求していただくことが可能です。
2 氏名カナ	<p>【照会結果に係る留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○空欄になっている ・医療保険者等に可能な限りデータ登録を依頼している項目ではありますが、任意項目であるため、該当情報が空白となる場合があります。 ○資格確認書における記載項目との違い ・「氏名カナ」の小文字が大文字になっている（例：特約が特約となっている）場合については、現在保険者にて修正対応中です。
3 氏名 (その他) 氏名カナ (その他)	<p>【項目説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通称等の理由で、本名とは別の氏名を資格確認書の表面に記載している場合、本項目では対象者本人の本名が設定されます。
4 性別 1	<p>【項目説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格確認書の表面記載の性別となります。
5 性別 2	<p>【項目説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格確認書の裏面記載の戸籍上の性別となります。 ・対象者本人から、資格確認書の表面に性別に記載されることを希望しない届出があった場合に設定されます。
6 生年月日	<p>【照会結果に係る留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「1900-01-01」と表示されている ・医療扶助の場合において、生活保護受給者の生年月日が不明な場合は、「1900-01-01」が設定されます。
7 住所 郵便番号	<p>【照会結果に係る留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○空欄になっている ・医療保険者等に可能な限りデータ登録を依頼している項目ではありますが、任意項目であるため、該当情報が空白となる場合があります。 ○「住所」に「●」が含まれる ・医療保険者等がオンライン資格確認等システムで扱える文字の範囲外の文字で登録をしている場合、「●」で表示されます。 ・個別設定マスタで文字コード識別が「1 (Shift_JIS)」に設定されている医療機関等（第1水準、第2水準漢字を使用）では、第3水準以降の文字の一部について、第1水準、第2水準漢字に変換して提供します。ただし、変換できないものは「●」で表示されます。
資格情報	
8 区分	<p>【項目説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区分を示す項目となります。 <p>【補足事項】</p> <p>※令和6年12月2日より、一般、特別療養費支給対象者、自衛官、医療扶助のいずれかを表示します。</p> <p>■区分の変更</p> <p>区分の変更に関して令和6年12月2日における変更前後について以下のように記載しております。</p> <p>「【令和6年12月1日以前】変更前の区分」⇒「【令和6年12月2日以降】変更後の区分」</p> <p>01：被保険者証（一般）⇒ 一般 02：被保険者証（退職）⇒ 【欠番】 03：短期被保険者証（一般）⇒ 【欠番】 04：短期被保険者証（退職）⇒ 【欠番】 05：被保険者資格証明書⇒ 特別療養費支給対象者 06：特例退職被保険者証⇒ 【欠番】 07：自衛官診療証⇒ 自衛官 A1：医療扶助 ※変更なし</p>
9 記号 番号 枝番	<p>【照会結果に係る留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療扶助の場合、被保険者番号は受給者番号に相当します。 ○記号が空欄になっている ・医療扶助の場合、空欄となります。 ○枝番が空欄になっている ・後期高齢者医療制度、医療扶助の場合、空欄となります。
10 本人・家族の別	<p>【項目説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者本人（国保の場合は世帯主）か家族を表す項目となります。 <p>【照会結果に係る留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○空欄になっている ・後期高齢者医療制度、医療扶助の場合、加入するのは本人のみであることから空欄となります。

11	被保険者氏名	<p>【項目説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「本人・家族の別」が「本人」の場合、加入者の氏名が表示されます。 ・「本人・家族の別」が「家族」の場合、加入者を扶養している被保険者（国保の場合は世帯主）の氏名が表示されます。 <p>【照会結果に係る留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 空欄になっている ・医療扶助の場合、空欄となります。
12	有効開始年月日	<p>【項目説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各保険資格における以下の項目に該当しますが、保険資格によってはオンライン資格確認と日付が異なる場合があります。 ・被用者保険：資格取得年月日（認定年月日） ・国民健康保険（市町村国保）：適用開始年月日 ・国民健康保険（国保組合）：資格取得年月日（認定年月日） ・後期高齢者医療制度：資格取得年月日、発効期日 ・船員保険：資格取得年月日（認定年月日） <p>【照会結果に係る留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 空欄になっている ・医療扶助の場合、空欄となります。 <p>【補足事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 資格確認書とオンライン資格確認で日付が異なる場合は、以下の理由が考えられます。 ・市町村国保の場合、資格確認書の適用開始年月日は国民健康保険への加入日ですが、有効開始年月日は年次の更新日としている場合があります。 ・市町村国保以外においては、有効開始年月日を更新日や事業所変更日としている場合があります。
13	有効終了年月日	<p>【項目説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンライン資格確認では原則として空欄で返却されますが、保険者によっては更新日や75歳到達日前日を入れている場合があります。
14	交付年月日	<p>【照会結果に係る留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 記号が空欄になっている ・医療扶助の場合、空欄となります。 <p>【補足事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被保険者証の交付年月日が連携される項目でしたが、令和6年12月2日より、有効開始年月日と同じ値が連携されます。 ※ 資格確認書に記載されている交付日とは異なる項目となります。
15	保険者番号	<p>【項目説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療扶助の場合は、公費負担者番号に該当します。
16	保険者名称	<p>【項目説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療扶助の場合は、自治体・福祉事務所に該当します。 <p>【照会結果に係る留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ その他関連項目の提供について ・各種証類に記載されている「保険者所在地」「保険者連絡先」については提供されません。
17	一部負担金割合	<p>【照会結果に係る留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 空欄になっている ・「一部負担金割合」は後期高齢医療の場合のみ割合を設定し、それ以外の制度では空白を設定します。

オンライン資格確認システム固有項目

-	資格取得年月日	<p>【項目説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加入者資格の取得日となります。 ・医療扶助の場合は、原則、生活保護が開始又は再開した年月日を設定します。
-	資格喪失年月日	<p>【項目説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加入者資格の喪失日となります。 ・医療扶助の場合は、原則、生活保護を停止又は廃止した年月日を設定します。
-	未就学区分	<p>【項目説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・義務教育就学前の患者への2割負担の適用が漏れないように、生年月日を基に年齢を算出し、対象者の場合には未就学であることをお知らせします。
-	資格喪失事由	<p>【項目説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格を喪失した理由として、死亡、生活保護受給開始、医療保険等の資格取得、その他のいずれかが設定されます。 ・75歳到達日を設定している場合など、喪失していない段階でも、設定されることがあります。
-	照会番号	<p>【項目説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関等からオンライン資格確認の資格情報に対して任意で登録する番号となります。 ・「照会番号」を登録することでオンライン資格確認の際に、登録した「照会番号」を付加して資格確認結果を医療機関に提供します。 <p>【補足事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 登録に伴う利便性について ・「照会番号」は一度登録すれば、患者の保険者が変わっていても、同一人であればオンライン資格確認システムにおいて同じ「照会番号」で管理されるため、スムーズに患者の特定ができます。 ・診察券番号・カルテ番号等の医療機関等で患者を一意に特定する番号を登録して、オンライン資格確認結果を医療機関等システムにひも付け、取り込んでいただく際に利用することを想定しています。

令和6年12月2日より、資格確認書が交付されます。以下に示す資格確認書サンプルを参照の上、本資料をご確認ください。

資格確認書はカード型、はがき型（高齢受給者証と同様のサイズ）、A4型の3種類があります。

※カード型又ははがき型を基本とし、A4型は、マイナンバーカードの紛失時等、短期の有効期限内で発行する場合の活用を想定しています。

資格確認書（カード型）サンプル（表面）

健康保険 資格確認書 本人（被保険者） 令和 年 月 日 交付

記号 番号 (枝番)

氏名

性別

生年月日 年 月 日

発給年月日 年 月 日

一部負担金の割合

有効期限 年 月 日

保険者番号

保険者名称

保険者所在地

印

資格確認書（カード型）サンプル（裏面）

住所 7

備考 3 5

※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます。記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。

1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。

2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。

3. 私は、臓器を提供しません。

《1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。》

【 心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球 】

〔特記欄： 年 月 日〕

署名年月日： 年 月 日

本人署名（自筆）： _____

家族署名（自筆）： _____

資格確認書（はがき型、A4型）サンプル（表面）

健康保険資格確認書

家族（被扶養者） 令和 年 月 日 交付

記号 番号 (枝番)

氏名

性別

生年月日 年 月 日

発給年月日 年 月 日

一部負担金の割合

有効期限

保険者番号

保険者名称

保険者所在地

資格確認書（はがき型、A4型）サンプル（裏面）

住所 7

備考 3 5

※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます。記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。

1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。

2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。

3. 私は、臓器を提供しません。

《1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。》

【 心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球 】

〔特記欄： 年 月 日〕

署名年月日： 年 月 日

本人署名（自筆）： _____

家族署名（自筆）： _____

高齢受給者証

オンライン資格確認データ項目	内容
高齢受給者証情報	
18 高齢受給者証有効開始年月日	【項目説明】 ・健康保険高齢受給者証や船員保険高齢受給者証における「発効年月日」、国民健康保険高齢受給者証や後期高齢者医療被保険者証における「発効期日」に該当します。
19 高齢受給者証有効終了年月日	【項目説明】 ・各種高齢受給者証における「有効期限」に該当します。
20 高齢受給者証交付年月日	【補足事項】 ○高齢受給者証の交付年月日が連携される項目でしたが、令和6年12月2日より、高齢受給者証有効開始年月日と同じ値が連携されます。
21 高齢受給者証一部負担金割合	-

高齢受給者証サンプル

健康保険 高齢受給者証

令和 年 月 日 交付

記号 番号 (枝番)

被保険者 氏名 性別

生年月日 年 月 日

対象者 氏名 性別

生年月日 年 月 日

住所

発効年月日 令和 年 月 日

有効期限 令和 年 月 日

一部負担金の割合

保 所 在 地

保 険 者 番 号

保 険 者 名 称

者 名 姓 氏 及 び 印

健康保険 高齢受給者証

令和 年 月 日 交付

記号 番号 (枝番)

被保険者氏名

性別

生年月日 年 月 日

発効年月日 年 月 日

有効期限 年 月 日

一部負担金の割合

保険者所在地

保険者番号

保険者名称

印

限度額適用認定関連情報

オンライン資格確認データ項目	内容
限度額適用認定関連情報	
22 限度額適用認定証区分	-
23 限度額適用認定証有効開始年月日	【項目説明】 ・健康保険限度額適用認定証や船員保険限度額適用認定証における「発効年月日」、国民健康保険限度額適用認定証や後期高齢者医療限度額適用認定証における「発効期日」に該当します。
24 限度額適用認定証有効終了年月日	【項目説明】 ・オンライン資格確認では原則空欄で返却されますが、保険者によっては次の限度額適用認定証の更新日を入れている場合があります。
25 限度額適用認定証交付年月日	【補足事項】 ○限度額適用認定証の交付年月日が連携される項目でしたが、令和6年12月2日より、限度額適用認定証有効開始年月日と同じ値が連携されます。
26 限度額適用認定証適用区分	-
27 限度額適用認定証長期入院該当年月日	-

限度額適用認定証サンプル

〇〇都道府県国民健康保険
22 限度額適用・標準負担額減額認定証

23 有効期限 年 月 日
交付年月日 年 月 日

記号 番号 (校番)

世住所

番主氏名 男・女

付随者氏名 男・女

生年月日 年 月 日

発効期日 25 年 月 日

適用区分 26

長期入院該当年月日 27 年 月 日 交付者印

保険者番号並びに交付者の名称及び印

22 健康保険限度額適用認定証

令和 年 月 日交付

記号 番号 (校番)

被保険者氏名 男・女

生年月日 昭和・平成・令和 年 月 日

適用者氏名 男・女

生年月日 昭和・平成・令和 年 月 日

住所

発効年月日 23 令和 年 月 日

有効期限 24 令和 年 月 日

適用区分 26

所在地

保険者番号及び印

特定疾病療養受療証

オンライン資格確認データ項目	内容
特定疾病療養受療証情報	
28 特定疾病療養受療証有効開始年月日	【項目説明】 ・各種特定疾病療養受療証における「発効期日」に該当します。
29 特定疾病療養受療証有効終了年月日	【項目説明】 ・オンライン資格確認では原則として空欄で返却されますが、保険者によっては次の特定疾病療養受療証の更新日を入れている場合があります。
30 特定疾病療養受療証交付年月日	【補足事項】 ○特定疾病療養受療証の交付年月日が連携される項目でしたが、令和6年12月2日より、特定疾病療養受療証有効開始年月日と同じ値が連携されます。
31 特定疾病療養受療証認定疾病区分	【項目説明】 ・各種特定疾病療養受療証における「認定疾病名」に該当します。
32 特定疾病療養受療証自己負担限度額	-

特定疾病療養受療証サンプル

〇〇都道府県国民健康保険
特定疾病療養受療証

28 有効期限 年 月 日
交付年月日 年 月 日

認定疾病名 31

記号 番号 (校番)

被保険者氏名 男・女

生年月日 年 月 日

発効期日 29 年 月 日

自己負担限度額 32

保険者番号並びに交付者の名称及び印

健康保険特定疾病療養受療証

令和 年 月 日交付

認定疾病名 31

被保険者氏名 男・女

生年月日 昭和・平成・令和 年 月 日

住所

被保険者氏名 男・女

生年月日 昭和・平成・令和 年 月 日

自己負担限度額 32

発効期日 29 令和 年 月 日 日0-5有効

保険者番号及び印

医療券・調剤券

オンライン資格確認データ項目	内容
医療券・調剤券情報	
- 医療券・調剤券別	【項目説明】 ・医療券・調剤券別が設定されます。
- 医療券・調剤券有効開始年月日	【項目説明】 ・医療券・調剤券に記す診療年月において、有効開始となる日付が設定されます。 ※医療券・調剤券は毎月切り替わります。
- 医療券・調剤券有効終了年月日	【項目説明】 ・医療券・調剤券に記す診療年月において、有効終了となる日付が設定されます。 ※医療券・調剤券は毎月切り替わります。
- 交付番号	【項目説明】 ・交付番号が設定されます。
- 診療年月	【項目説明】 ・生活保護受給者が診療を受ける年月が設定されます。
- 指定医療機関コード	【項目説明】 ・生活保護受給者を委託する指定医療機関コードが設定されます。
- 指定医療機関確認フラグ	【項目説明】 ・病院・診療所の医療機関コードと医療券・調剤券の指定医療機関コードが不一致の場合に、「不一致」と設定されます。 ※不一致の例 ・承継等により医療機関コードが変更となるケースにおいて、旧医療機関コードで要求があった場合、新しい医療機関コードの医療券・調剤券も返却するケース ・医科歯科併設医療機関において、医科の医療機関コードで要求があった場合、歯科の医療機関コードの医療券も返却するケース
- 指定医療機関名	【項目説明】 ・生活保護受給者を委託する指定医療機関名が設定されます。
- 処方箋発行元医療機関コード	【項目説明】 ・処方箋発行元医療機関コードが設定されます。
- 処方箋発行元医療機関名	【項目説明】 ・処方箋発行元医療機関名が設定されます。
- 傷病名1	【項目説明】 ・医療券・調剤券に記す傷病名が設定されます。
- 傷病名2	【項目説明】 ・医療券・調剤券に記す傷病名が設定されます。
- 傷病名3	【項目説明】 ・医療券・調剤券に記す傷病名が設定されます。
- 診療別	【項目説明】 ・診療別が設定されます。
- 本人支払額（自己負担額）	【項目説明】 ・医療券・調剤券に記す本人支払額（自己負担額）が設定されます。
- 地区担当員名	【項目説明】 ・医療券・調剤券の内容点検を行った地区担当員名が設定されます。
- 取扱担当者名	【項目説明】 ・医療券・調剤券の交付事務における取扱責任者名（医療事務担当者名）が設定されます。
- 単独・併用別	【項目説明】 ・医療券・調剤券に記す診療年月における単独・併用別が設定されます。
- 社会保険状況	【項目説明】 ・社会保険の該当有無が設定されます。
- 社会保険状況の整合性フラグ	【項目説明】 ・マイナンバーカードによる資格確認で、医療券・調剤券情報の社会保険状況は「あり」になっているにも関わらず有効な医療保険の資格データが存在しない場合や、医療券・調剤券情報の社会保険状況が「なし」になっているにも関わらず有効な医療保険の資格データが存在する場合に、不整合が起きている旨を通知します。
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条の2の該当状況	【項目説明】 ・生活保護受給者の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条の2の該当有無が設定されます。
- 後期高齢者医療の該当状況	【項目説明】 ・生活保護受給者の後期高齢者医療の該当有無が設定されます。
- 都道府県費の該当状況	【項目説明】 ・生活保護受給者の都道府県費の該当有無が設定されます。

- 備考1	【項目説明】 ・以下のいずれかに該当する場合に、傷病名又は公費医療の名称が設定されます。 ①「傷病名1」「傷病名2」「傷病名3」以外に、医療券・調剤券に記す傷病名がある場合 ②障害者自立支援法等の公費負担医療が適用される生活保護受給者である場合
- 備考2	【項目説明】 ・以下のいずれかに該当する場合に、傷病名又は公費医療の名称が設定されます。 ①「傷病名1」「傷病名2」「傷病名3」以外に、医療券・調剤券に記す傷病名がある場合 ②障害者自立支援法等の公費負担医療が適用される生活保護受給者である場合
- 備考3	【項目説明】 ・以下のいずれかに該当する場合に、傷病名又は公費医療の名称が設定されます。 ①「傷病名1」「傷病名2」「傷病名3」以外に、医療券・調剤券に記す傷病名がある場合 ②障害者自立支援法等の公費負担医療が適用される生活保護受給者である場合

病院・診療所が受領する電子レセプトに関する連絡内容

審査支払機関が実施する電子レセプトでの資格確認※結果に応じて、レセプトの送付先が変更となる場合があります。病院・診療所が審査支払機関から連絡を受ける場合があります。

※ 電子レセプトでの資格確認では、レセプトに記録された算定日等を「受診日」として扱います。

資格登録状況ごとの病院・診療所への連絡内容

#	審査支払機関の対応		病院・診療所が受領する連絡内容
	想定ケース	具体的な対応内容	
1	受診日時点で有効な資格が1件	受診日時点での保険者がレセプトに記録された資格と一致している場合	-
2		受診日時点での保険者がレセプトに記録された資格と異なる場合	レセプトを別の保険者へ振り替えた旨を受領
3	受診日時点で有効な資格が複数存在する場合		-
4	受診日時点で有効な資格が存在しなく、資格が1件も登録されていない場合※2		-

※1 公費併用レセプト及び高額療養費該当等レセプトは振替対象外とします。

※2 次の事例が該当します。

- ・ 新資格証類により病院・診療所を受診したが、レセプトの提出時点においても資格の登録が遅れている者
- ・ マイナンバーの提出拒否者等

第3章 電子処方箋管理サービス

（電子処方箋管理サービス対応病院・診療所向け）

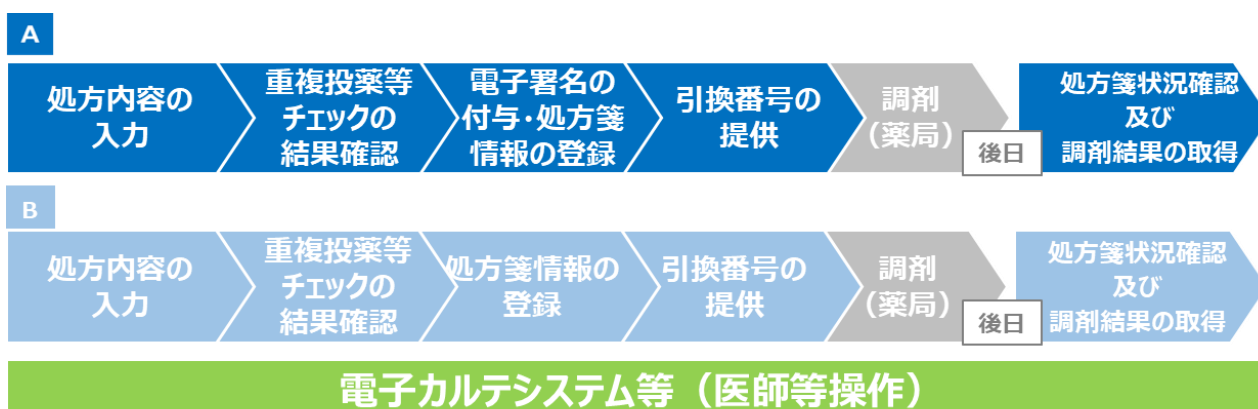
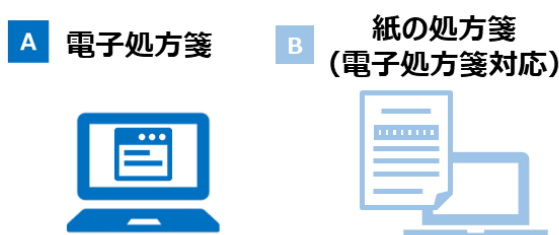
概要

医師等は、電子処方箋管理サービスへ処方箋情報、院内処方等情報を登録します。処方箋の発行や院内処方等情報（特に外来患者への院内処方）の登録に当たっては、重複投薬等チェックを行い、処方箋内容や院内処方等情報に重複投薬や併用禁忌がないか確認します。

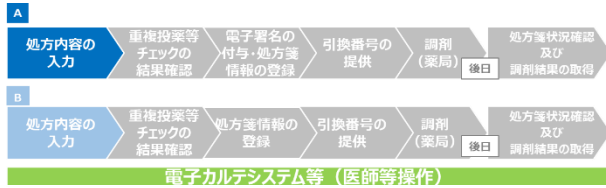
なお、業務上で問題が発生した場合には「第9章 困った時には」をご確認ください。

院外処方箋の発行・調剤結果の取得

患者が希望した処方箋の発行形態によって、対応手順が異なります。



（1）処方内容の入力



A B 電子処方箋/紙の処方箋 共通

処方箋を発行する前に、電子カルテシステム等へ患者の処方内容を入力し、重複投薬等チェックを行います。

（2）重複投薬等チェックの結果確認



チェック区分	入力薬剤名	チェック対象薬剤名	備考
併用禁忌チェック	ハルシオン 0.25mg錠	イリソールカプセル50	【エラー】他の薬剤と服用【指示】警告
併用禁忌チェック	アスバラウム錠 300mg	セララ錠25mg ※他院（調剤済）	【エラー】他の薬剤と服用【指示】警告 【血清カリウム値の上昇のおそれがある】


OK

A B 電子処方箋/紙の処方箋 共通

表示された重複投薬等チェックの結果を確認します。重複や併用禁忌ありの結果の場合、処方内容を変更するか、問題ないと判断した旨のチェックを入れます。必要に応じて理由を補足します。

重複投薬等チェックの結果の主な表示項目

閲覧同意の取得		参照可否	区分説明	表示項目
マイナンバーカード	口頭同意			
不要		閲覧可能	今回の重複投薬等チェックに関する情報	重複投薬等チェックで重複／併用禁忌となる薬剤が検知された場合、今回処方しようとする薬剤について、主に以下の情報が表示されます。 <ul style="list-style-type: none"> どの薬剤が重複／併用禁忌に該当するか。（医薬品名称、成分名称） 該当の薬剤は重複投薬となるか、併用禁忌となるか。 これらの情報は、患者の薬剤情報閲覧同意の有無にかかわらず表示されます。
○	-	閲覧不可	過去の処方／調剤内容に関する情報	重複投薬等チェックで重複／併用禁忌となる薬剤が検知された場合、過去に処方／調剤された薬剤のうち、該当する薬剤について主に以下の情報が表示されます。 <ul style="list-style-type: none"> いつ処方／調剤されたか。（処方箋交付日／調剤実施日／医療機関内での処方・調剤・投薬年月日） どこで処方／調剤されたか。（医療機関／薬局名称） どの薬剤が、重複投薬／併用禁忌にあたるか。（医薬品名称） これらの情報は、患者の薬剤情報閲覧同意（口頭同意含む）がない場合、 非表示 となります。
×	○			
×	×			

 **重複投薬等チェックとは**

患者に過去 100 日以内に処方・調剤された薬剤の成分情報と、新たに処方・調剤される薬剤の成分情報を突合し、同一投与経路、同一成分の重複又は併用禁忌がないかを確認する機能です。チェック結果は、処方にあたっての参考情報として活用してください。


患者が処方日当日に服用中である薬剤を特定するに当たり、服用期間を以下の方法で判定します。

- ・ 用法等を基に服用期間が判定可能な医薬品（内服薬など）は、該当する服用期間を利用する。
- ・ 服用期間が判定不可能な医薬品（外用薬や頓服薬など）は、一律 14 日間を仮の服用期間とみなす。
- ・ リフィル処方箋では服用期間が 100 日を超える場合でも重複投薬等チェックの対象とする。
- ・ 外来患者や退院日の患者に対して医療機関内で投薬を行う場合は、一律 1 日を仮の服用期間とみなす。

重複投薬等チェックは、保険適用の医薬品のみが対象となります。

併用禁忌は、医薬品の添付文書上で「併用禁忌」と定義されている情報を対象にチェックを実施します。

入院患者に対する院内処方等情報については、入院期間中に服用まで完了していることから、他の医療機関等における重複投薬等チェックの対象データとして含まれることはありません。

 **リフィル処方箋とは**

一定期間内に反復利用できる処方箋のことであり、電子処方箋を導入していなくても紙の処方箋により発行することができます。

ただし、本マニュアルにおけるリフィル処方箋とは、リフィル処方箋における電子処方箋管理サービスでの対応を指しています。

 **注意事項 重複投薬等チェックの結果の表示項目が制限されるケース**

患者が薬剤情報の閲覧に同意したかどうかによって、重複投薬等チェックで表示される項目が異なります。患者が薬剤情報の閲覧に同意していない場合、今回処方しようとする薬剤のうちどの薬剤が重複又は併用禁忌と判断されたかは表示されますが、過去の処方・調剤された情報（医療機関名や処方日、薬剤名、日数、用法など）は表示されません。

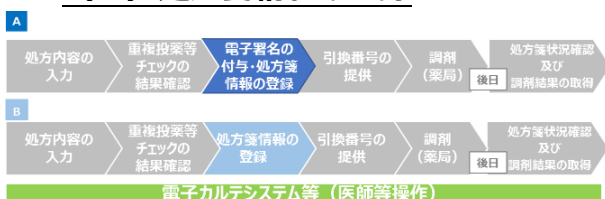
必要に応じて口頭等で同意を得る、過去の処方等の内容を患者に確認するなどの対応をしてください。

ポイント 口頭同意

資格確認書等による受診や顔認証付きカードリーダー等において患者が不同意を選択した場合でも、重複投薬・併用禁忌の対象となる過去の処方・調剤内容を確認してもよいか診察時に口頭等で同意を取得することで、過去の処方・調剤内容を確認することが可能です。口頭等で同意を得た場合は、その旨を必ず電子カルテシステム等へ記録してください。なお、口頭同意では薬剤情報、診療情報、処方・調剤情報、特定健診情報は、閲覧できず、実際に重複投薬や併用禁忌と判断された過去の薬剤に関する一部の情報を閲覧可能です。

また、患者が処方・調剤情報の閲覧に同意していないにも関わらず、同意済みの操作をすることで過去の処方/調剤に関する情報が表示されてしまう可能性があるため、必ず患者から同意を得た上で操作してください。

(3) 処方箋情報の登録



The screenshot shows a prescription registration form with the following fields:

患者ID:00000	2000年x月x日 生
資格 太郎	22歳xか月 男性
処方日: 2022年x月xx日 外来 XX科 担当医: 資格 一郎	
薬剤	xxxxx 100mg 3 錠
用法	毎食後 10 日分

Buttons: 確定 (Confirm), キャンセル (Cancel)

A 電子処方箋の場合

処方箋情報に医師等の電子署名を付与した上で、処方箋情報を登録します。

B 紙の処方箋の場合

電子カルテシステム等で、処方箋情報を登録します。

⚠ 注意事項 電子処方箋管理サービスへ処方箋情報の登録を行わないケース

以下に該当する場合は、電子処方箋管理サービスへの処方箋情報の登録ができないため、引換番号の付かない紙の処方箋を発行してください。

- ① 医師の判断による分割調剤の場合
- ② オンライン資格確認で有効な資格を確認できない患者に処方箋を発行する場合
- ③ 医療保険適用外の医薬品を処方する場合
- ④ 医療保険又は医療扶助適用外の診療時に処方箋を発行する場合
- ⑤ 解消に時間を要するエラーなどにより、電子処方箋管理サービスに登録できない場合

**ポイント 処方箋の取消/変更を行いたい場合**

電子処方箋管理サービスに登録した処方箋情報の取消/変更を行える期間は、薬局が処方箋の受付を行うまでです。リフィル処方箋の場合も同じであり、1回目の調剤時に処方箋受付を行った後は取消できません。電子処方箋管理サービスに登録した処方箋情報の取消/変更を行った際は、その旨を患者に伝達するようにしてください。

なお、疑義照会を踏まえて処方する薬剤が変更された場合、医療機関側では電子処方箋管理サービスのデータを変更する必要はありません。電子カルテシステム等上で事後的に変更内容を記載する場合は、処方箋情報を再発行しないようにしてください。

⚠ 注意事項 処方箋情報登録時などの枝番の取扱いについて

電子処方箋管理サービスでは処方箋を個人単位で管理するため、重複投薬等チェックや処方箋情報登録の際に枝番が必要となります。オンライン資格確認などにより枝番を確認してください。

なお、後期高齢者医療制度・医療扶助の患者の場合は、枝番なしで重複投薬等チェック及び処方箋情報の登録が可能です。

電子署名の付与

電子署名を付与する際は、自施設において利用可能な署名方法をご確認ください。

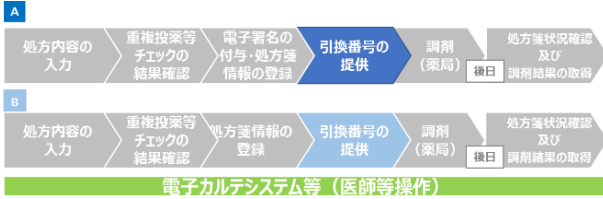
電子署名の方法	概要
ローカル署名	HPKI カード内の電子証明書を用いる方式
リモート署名	クラウド上の電子証明書（HPKI セカンド電子証明書）を用いる方式

※運用等の詳細は、以下の資料を参照してください。

「電子処方箋における電子署名について」

<https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/001242673.pdf>

（４）引換番号の提供



A 電子処方箋の場合

電子カルテシステム等から、引換番号及び処方箋参考情報が印字されたPDFファイルを取得し、印刷したものを処方内容（控え）として患者に提供します。

- ※ 処方内容（控え）は、処方箋登録時に作成され、24時間以内であれば再取得可能です。
- ※ 電子カルテシステム等に処方内容（控え）を保持している場合、電子カルテシステム等の仕様に応じて再取得可能な期間が異なることがあります。
- ※ 患者がマイナポータルで処方内容を開覧することができるなどの理由により、患者が処方内容（控え）を不要とする場合は交付しなくても構いません。

B 紙の処方箋の場合

引換番号付き処方箋を印刷し、患者へ提供します。

引換番号とは

病院・診療所が電子処方箋管理サービスに処方箋情報のファイルを登録した場合に、患者が薬局に処方内容を伝えるために使用する番号です。患者は、マイナンバーカードによる受付のほかに資格情報と引換番号を薬局に伝えることで、薬局は処方箋情報を確認することができます。

処方内容（控え）とは

電子処方箋を選択し、紙の処方箋が発行されない状況においても患者が処方内容を確認できるよう、処方箋の情報が印刷された紙です。引換番号も印字されています。**処方箋の原本ではないので、注意してください。**

（5）（薬局における調剤後）

調剤結果の取得




A B 電子処方箋／紙の処方箋 共通

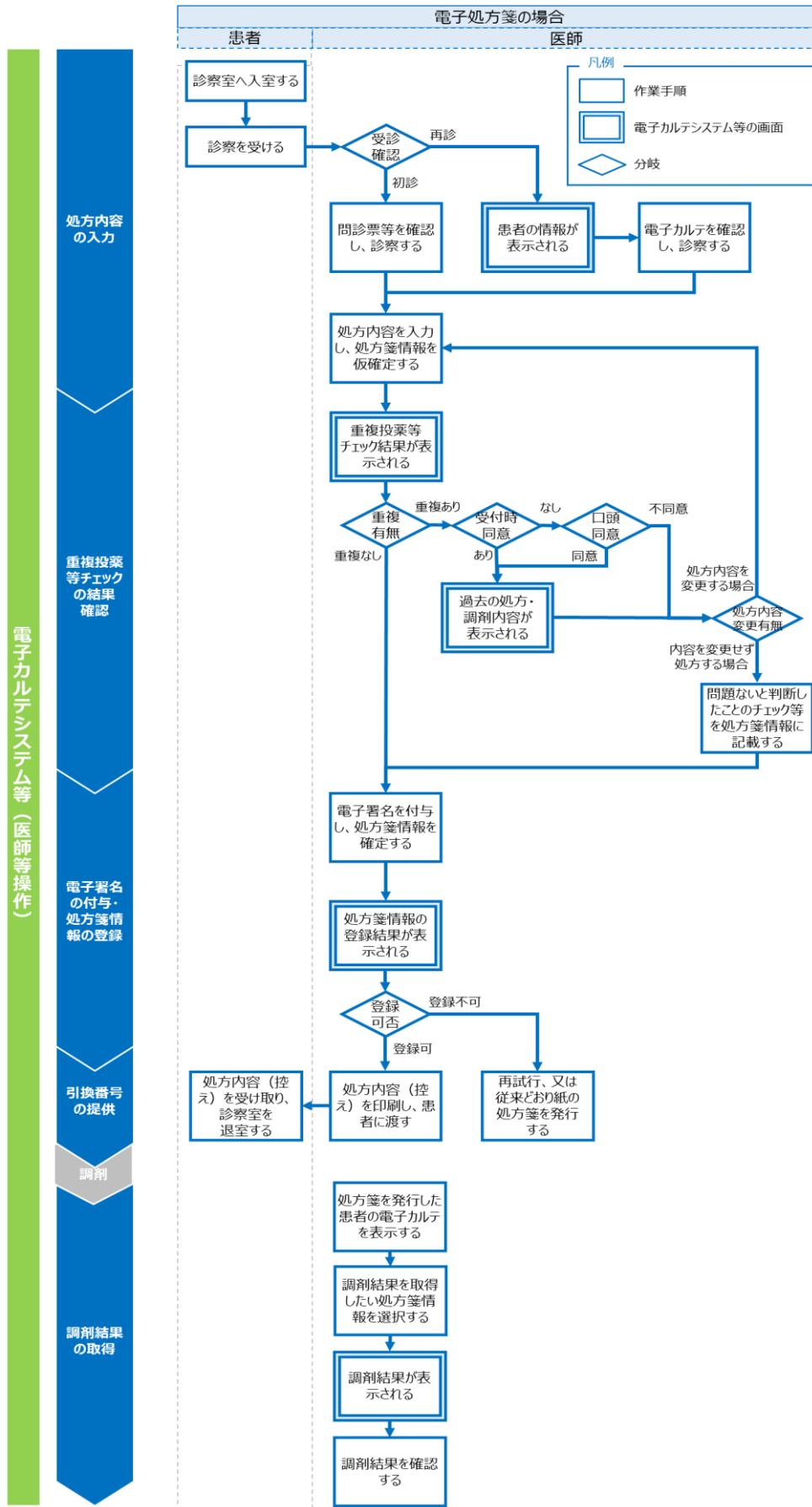
電子処方箋管理サービスに登録された自医療機関の処方に対する調剤結果を取得します。調剤結果に加え、薬剤師からの伝達事項が含まれている場合があります。

- ※ 電子カルテシステム等によっては、日次で自動的に調剤結果を取得する仕様の場合があります。
- ※ 手術情報、診療/薬剤情報（処方・調剤情報含む）、特定健診情報の患者の閲覧同意の有無とは関係なく、本機能は使用可能です。
- ※ 調剤結果の取得可能期間は、調剤日から100日間です。

処方箋を受け付けている薬局の確認

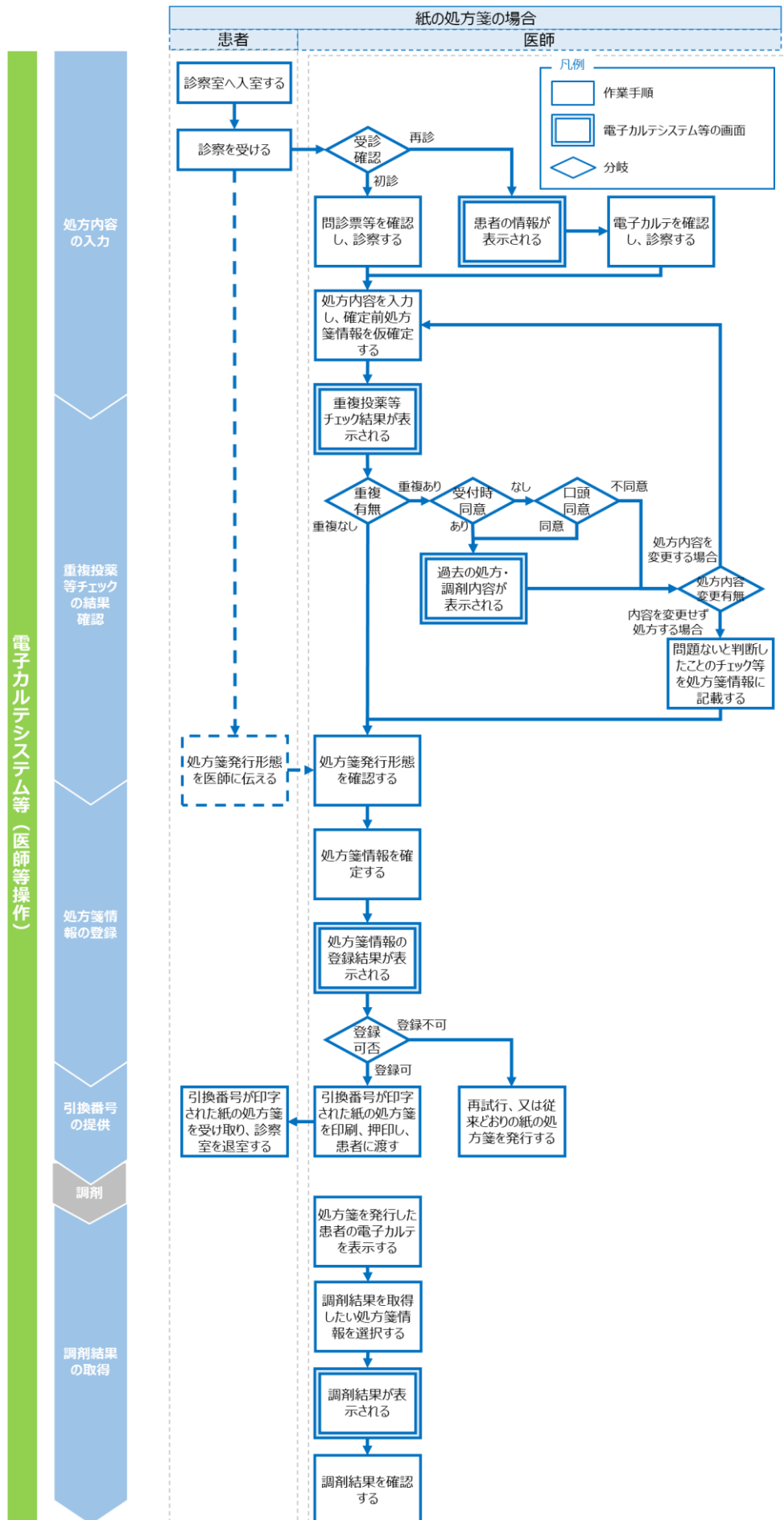
自医療機関が発行した電子処方箋がどの薬局で受け付けられているかを知りたいときは、電子カルテシステム等から電子処方箋管理サービスに問い合わせることで確認することができます。

A  患者が電子処方箋を希望した場合の対応手順フロー





患者が紙の処方箋を希望した場合の対応手順フロー



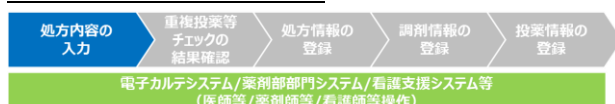
入院患者に対し院内処方（薬剤交付・投薬）を実施し、院内処方等情報を登録する場合

入院患者に対する院内処方等情報（退院時処方に係る院内処方等情報を含む。）を登録します。また、入院患者の持参薬の確認に、薬剤情報閲覧機能を活用することも可能です。薬剤情報閲覧機能については「第4章 薬剤情報、診療情報、処方・調剤情報、特定健診情報等の閲覧」をご確認ください。

- ※ 院内処方等情報として電子処方箋管理サービスに登録された情報を参照して、医療機関内の薬剤師が調剤する運用や医療機関内の看護師が投薬する運用は想定されません。医療機関ごとに定められた従来の運用に沿って、処方・調剤・投薬等を実施し、院内処方等情報を登録してください。



（1）処方内容の入力



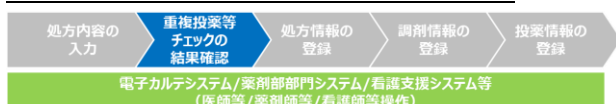
処方を確定する前に、電子カルテシステム等へ患者の処方内容を入力します。入院中は患者が服用する薬剤を把握できていることから、電子処方箋管理サービスを用いての重複投薬等チェックは任意です。

- ※ 上記のタイミング以外にも、調剤する前など任意のタイミングで重複投薬等チェックを行うことが可能です。重複投薬等チェックの実装有無については、担当ベンダにご確認ください。

⚠ 注意事項 **重複投薬等チェックの事前処理のタイミング**

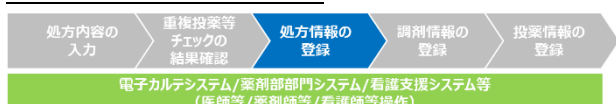
診察当日より前の任意のタイミングで重複投薬等チェックの事前処理を要求することが可能ですが、直近の処方・調剤情報の内容が反映された状態でチェックを行うことが重要であるため、診察前のタイミングで実施することを推奨します。

（2）重複投薬等チェックの結果確認



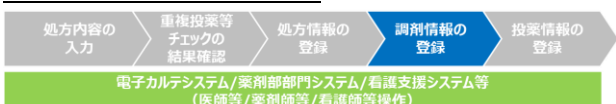
重複投薬等チェックを行った場合、表示された重複投薬等チェックの結果を確認します。重複や併用禁忌ありの結果の場合、処方内容を変更するか検討してください。

（3）処方情報の登録



電子カルテシステム等から、処方情報/調剤情報/投薬情報のうち原則いずれか1つを電子処方箋管理サービスに登録します。

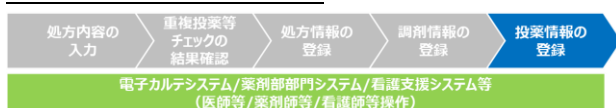
（4）調剤情報の登録



※ 電子署名の付与は任意（原則不要）です。

※ 院内処方等情報の登録においては、患者の服用実績に近い情報を電子処方箋管理サービスに登録する方針としています。（3）処方情報の登録・（4）調剤情報の登録・（5）投薬情報の登録のうち、どの情報が、どのタイミング（都度や会計時、退院時等）で電子処方箋管理サービスに登録されるかは、医療機関の運用やシステムの構成により異なるため、担当ベンダにご確認ください。

（5）投薬情報の登録



ポイント 退院する患者に対する院内処方等情報を登録する場合

退院日に医療機関内で処方・調剤・投薬を行い電子処方箋管理サービスに登録された薬剤の情報は、他の医療機関等での重複投薬等チェックの対象となります。また、退院日より前に、退院する患者に対する院内処方等情報を登録することも可能です。

なお、入院患者に対してであっても、退院時等に院外処方箋を発行する場合は、本マニュアル第3章の「院外処方箋の発行・調剤結果の取得」をご参照ください。



ポイント 処方等年月日の取り扱いについて

医療機関内で処方・調剤・投薬を実施した日（処方等年月日という。）は以下のとおり記録してください。処方・調剤・投薬当日以外でも院内処方等情報を登録/変更/取消することができますが、処方等年月日については、変更、取消が発生した場合も修正は不要です。

- ・ 処方情報を登録する場合：処方/注射オーダーを登録した日※
 - ・ 調剤情報を登録する場合：処方/注射オーダーに基づき、調剤を行った日
 - ・ 投薬情報を登録する場合：投薬を実施した日
- ※ 退院する患者に対する院内処方等情報を登録する場合は、処方等年月日として退院日の入力が可能

△注意事項 院内処方等情報の運用について

院内処方等情報を電子処方箋管理サービスに登録することで、重複投薬等チェックに活用できるほか、オンライン資格確認システムを通じた薬剤情報の閲覧や、患者によるマイナポータル等でのリアルタイムな閲覧が可能となります。

一方、院内処方の場合には院外処方と異なり、院内における特定の薬に関する情報がマイナポータル等に表示されることで、診療や疾病の予後に関して患者に不安を与え、治療の継続を困難にするおそれが、少数ながら想定されます。（例：がんの告知を行っていない状況における抗がん剤の投薬情報）

そのため、患者にリアルタイムで情報を伝達・閲覧させることが適切でないと考えられる場合には、各医療機関での患者説明に関する運用やシステム対応状況を踏まえ、以下を参考に適切な運用をお願いします。

1. 入院中に**都度**、院内処方等情報を登録するシステム・運用である場合
（例）
 - 配慮が必要な医薬品が処方された患者についてのみ、説明終了後・退院時・会計時にまとめて登録を行う。
 - 配慮が必要な医薬品以外の院内処方等情報を先に登録し、説明後に配慮が必要な医薬品の登録を行う
2. （配慮が必要な患者かどうかによらず）退院時・会計時に**まとめて**登録するシステム・運用である場合
 - 退院時・会計時まで病名や治療内容の説明を行われると考えられるため、そのまま退院時・会計時にまとめて院内処方等情報の登録を行う

なお、院内処方の場合でもレセプト請求後には、患者はマイナポータル等を通じて、配慮が必要な薬剤名を含む薬剤情報を閲覧可能です。したがって、上記対応は、レセプト請求までの間に電子処方箋管理サービス由来の情報がリアルタイムで閲覧可能となることに関するものとお考えください。

参照

以下の項目については、「院外処方箋の発行」の場合と同様のため、「院外処方箋の発行・調剤結果の取得」の該当箇所を参照してください。なお、「処方箋/処方箋情報」とあるのは、「院内処方等情報」と読み替えてください。

- [重複投薬等チェックの主な表示項目](#)
- [重複投薬等チェックとは](#)
- [注意事項 重複投薬等チェックの結果の表示項目が制限されるケース](#)
- [ポイント 口頭同意](#)

- [注意事項 電子処方箋管理サービスへ処方箋情報の登録を行わないケース](#)
- [注意事項 処方箋情報登録時などの枝番の取扱いについて](#)

外来患者に対し院内処方（薬剤交付・投薬）を実施し、院内処方等情報を登録する場合

外来患者に対する院内処方等情報を登録します。

- ※ 院内処方等情報として電子処方箋管理サービスに登録された情報を参照して、医療機関内の薬剤師が調剤する運用や医療機関内の看護師が投薬する運用は想定されません。病院・診療所ごとに定められた従来の運用に沿って、処方・調剤・投薬等を実施し、院内処方等情報を登録してください。

A 医療機関内で投薬する場合

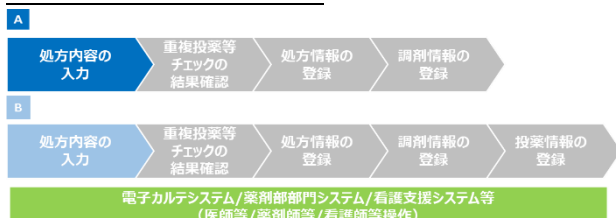


B 患者が持ち帰る場合



電子カルテシステム/薬剤部部門システム/看護支援システム等
（医師等/薬剤師等/看護師等操作）

（1）処方内容の入力

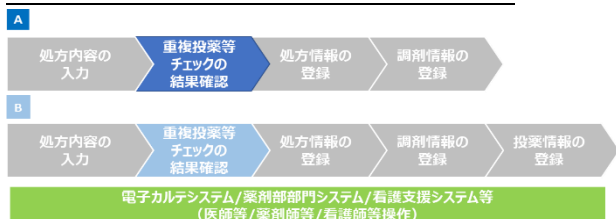


A B 医療機関内で投薬する場合・患者が持ち帰る場合共通

処方を確定する前に、電子カルテシステム等へ患者の処方内容を入力し、重複投薬等チェックを行います。

- ※ 上記のタイミング以外にも、調剤する前など任意のタイミングで重複投薬等チェックを行うことが可能です。

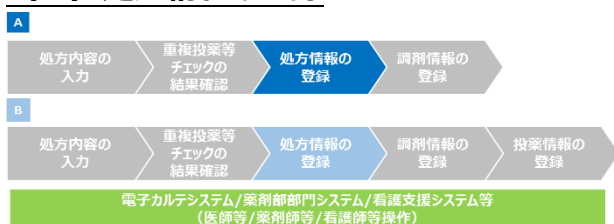
（2）重複投薬等チェックの結果確認



A B 医療機関内で投薬する場合・患者が持ち帰る場合共通

表示された重複投薬等チェックの結果を確認します。重複や併用禁忌ありの結果の場合、処方内容を変更するか検討してください。

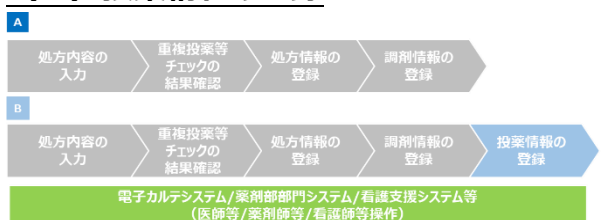
（3）処方情報の登録



（4）調剤情報の登録



（5）投薬情報の登録



A 医療機関内で投薬する場合

電子カルテシステム等から、処方情報/調剤情報/投薬情報のうち原則いずれか 1 つを電子処方箋管理サービスに登録します。※

B 患者が持ち帰る場合

電子カルテシステム等から、処方情報/調剤情報のうち原則いずれか 1 つを電子処方箋管理サービスに登録します。※

- ※ 電子署名の付与は任意（原則不要）です。
- ※ 院内処方等情報の登録においては、患者の服用実績に近い情報を電子処方箋管理サービスに登録する方針としています。（3）処方情報の登録・（4）調剤情報の登録・（5）投薬情報の登録のうち、どの情報が、どのタイミング（都度や会計時、退院時等）で電子処方箋管理サービスに登録されるかは、医療機関の運用やシステムの構成により異なるため、担当ベンダにご確認ください。

△注意事項 院内処方等情報の運用について

院内処方等情報を電子処方箋管理サービスに登録することで、重複投薬等チェックに活用できるほか、オンライン資格確認システムを通じた薬剤情報の閲覧や、患者によるマイナポータル等でのリアルタイムな閲覧が可能となります。

一方、院内処方の場合は院外処方と異なり、院内における特定の薬に関する情報がマイナポータル等に表示されることで、診療や疾病の予後に関して患者に不安を与え、治療の継続を困難にするおそれが、少数ながら想定されます。（例：がんの告知を行っていない状況における抗がん剤の投薬情報）

そのため、患者にリアルタイムで情報を伝達・閲覧させることが適切でないと考えられる場合には、各医療機関での患者説明に関する運用やシステム対応状況を踏まえ、適切な運用をお願いします。（例：病名や治療内容を説明した上で、院内処方等情報の登録を行う）

なお、院内処方の場合でもレセプト請求後には、患者はマイナポータル等を通じて、配慮が必要な薬剤名を含む薬剤情報を閲覧可能です。したがって、上記対応は、レセプト請求までの間に電子処方箋管理サービス由来の情報がリアルタイムで閲覧可能となることに関するものとお考えください。

参照

以下の項目については、「院外処方箋の発行」の場合と同様のため、「院外処方箋の発行・調剤結果の取得」の該当箇所を参照してください。なお、「処方箋/処方箋情報」とあるのは、「院内処方等情報」と読み替えてください。

- [重複投薬等チェックの主な表示項目](#)
- [重複投薬等チェックとは](#)
- [注意事項 重複投薬等チェックの結果の表示項目が制限されるケース](#)
- [ポイント 口頭同意](#)
- [注意事項 電子処方箋管理サービスへ処方箋情報の登録を行わないケース](#)
- [注意事項 処方箋情報登録時などの枝番の取扱いについて](#)

第4章 薬剤情報、診療情報、 処方・調剤情報、特定健診 情報の閲覧

概要

医師等は、手術情報、薬剤情報、診療情報、処方・調剤情報、特定健診情報（本章においては、「薬剤情報等、特定健診情報」とする。）の閲覧を許可されたアカウントを利用し閲覧業務を行います。

なお、業務上で問題が発生した場合には「第9章 困った時には」をご確認ください。

手順

（1）薬剤情報等、特定健診情報検索

薬剤情報等、
特定健診情報
検索

検索条件で
情報を検索

薬剤情報等、
特定健診情報
閲覧

薬剤情報等、
特定健診情報を閲覧

電子カルテシステム等
(医師等操作)



患者が受付時に薬剤情報等、特定健診情報の閲覧に同意している場合、閲覧が可能です。

対象患者の情報を確認し、薬剤情報、診療情報、処方・調剤情報については診療期間を指定した上で電子カルテシステム等の端末から検索します。

特定健診情報については、照会可能な全ての情報を取得するため期間の指定はありません。

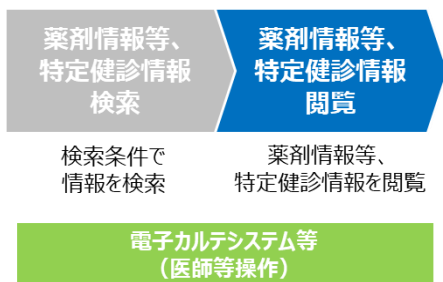
※ 処方・調剤情報は、電子処方箋管理サービスを利用する病院・診療所のみ閲覧可能です。

薬剤情報等、特定健診情報の照会可能期間

業態	同意取得方法	照会可能期間
医療機関等の通常の窓口	顔認証付きカードリーダー IC カードリーダー(資格閲覧端末接続)	同意情報登録後 24 時間
医療機関等の通常の窓口とは異なる動線	マイナ在宅受付 Web	同意情報登録後から診療日の翌日 23 時 59 分まで
	マイナ資格確認アプリ	同意情報登録日の翌日 23 時 59 分まで
訪問診療等	マイナ在宅受付 Web マイナ資格確認アプリ	継続的な関係のもと訪問診療等が行われている間※ (毎月訪問診療等(医療保険)が行われていること レセプト請求の審査結果から確認できる間) ※患者による同意取消しがなされない限り
往診	マイナ在宅受付 Web マイナ資格確認アプリ	同意情報登録後 24 時間
オンライン診療等	マイナ在宅受付 Web	同意情報登録後から診療日の翌日 23 時 59 分まで※ ※予約(同意)取消しがなされない限り

(2) 薬剤情報等、特定健診情報

閲覧



電子カルテシステム等の端末から当該患者の薬剤情報等、特定健診情報を閲覧します※1,2。

※1 閲覧可能な薬剤情報等、特定健診情報の全項目については、本マニュアル別紙の参考資料「薬剤情報項目一覧」、「薬剤情報・診療情報項目一覧」、「処方・調剤情報項目一覧」及び「特定健診情報項目一覧」をご参照ください。

※2 ファイル形式が XML の場合、電子カルテシステム等側の開発により、デザイン、表示項目等が編集されている場合があります。

 **ポイント 閲覧上の留意点**

閲覧照会は医師等や薬剤師その他機関の長によって閲覧権限を付与されたアカウントからのみ可能であり、その他の職員のアカウントから閲覧することはできません。

また、一度電子カルテシステムサーバー等に登録された薬剤情報等、特定健診情報は、診療日・服薬指導日以降も常時閲覧が可能です。


 **注意事項 特定健診情報が閲覧できないケース**

特定健診情報の保険者による登録は任意となっており、患者によって特定健診情報が表示されない場合があります。保険者が最新の特定健診情報を登録する時期につきましては、厚生労働省 HP 掲載の各保険者の特定健診情報登録予定をご参照ください。

- 健診を受診していない者
- 保険者等の登録が完了していない場合

 **薬剤情報とは**

病院・診療所や薬局から審査支払機関に提出された令和3年9月分以降のレセプトから抽出した、診療（調剤）の医薬品データです。毎月5～10日までに受け付けた医薬品データは一括して11日の朝までに登録されます。11～12日に受け付けたレセプトはそれぞれ翌朝までに登録されます。閲覧・保存期間は5年間です。

 **診療情報とは**

病院・診療所から令和4年6月以降に提出されたレセプトから抽出した診療行為データです。（令和3年9月以降に行われた診療行為に限ります。）毎月5～10日までに受け付けた診療行為データは一括して11日の朝までに登録されます。11～12日に受け付けたレセプトはそれぞれ翌朝までに登録されます。閲覧・保存期間は5年間です。

処方・調剤情報とは

電子処方箋管理サービスを利用している病院・診療所・薬局が、電子処方箋管理サービスに登録した情報（発行された処方箋における処方情報、発行された処方箋に基づき薬局が調剤した薬剤の情報及び院内処方等情報[※]）から、病院・診療所・薬局及び患者からの参照等を目的として抽出された医薬品データです。薬剤情報とは異なり、医師等、薬剤師が電子処方箋管理サービスに情報を登録した都度データとして反映されます。なお、閲覧・保存期間は処方箋交付日・調剤日・医療機関内で処方・調剤・投薬した日から100日です。

※院内処方等情報は、処方情報の項目の中に表示されます。

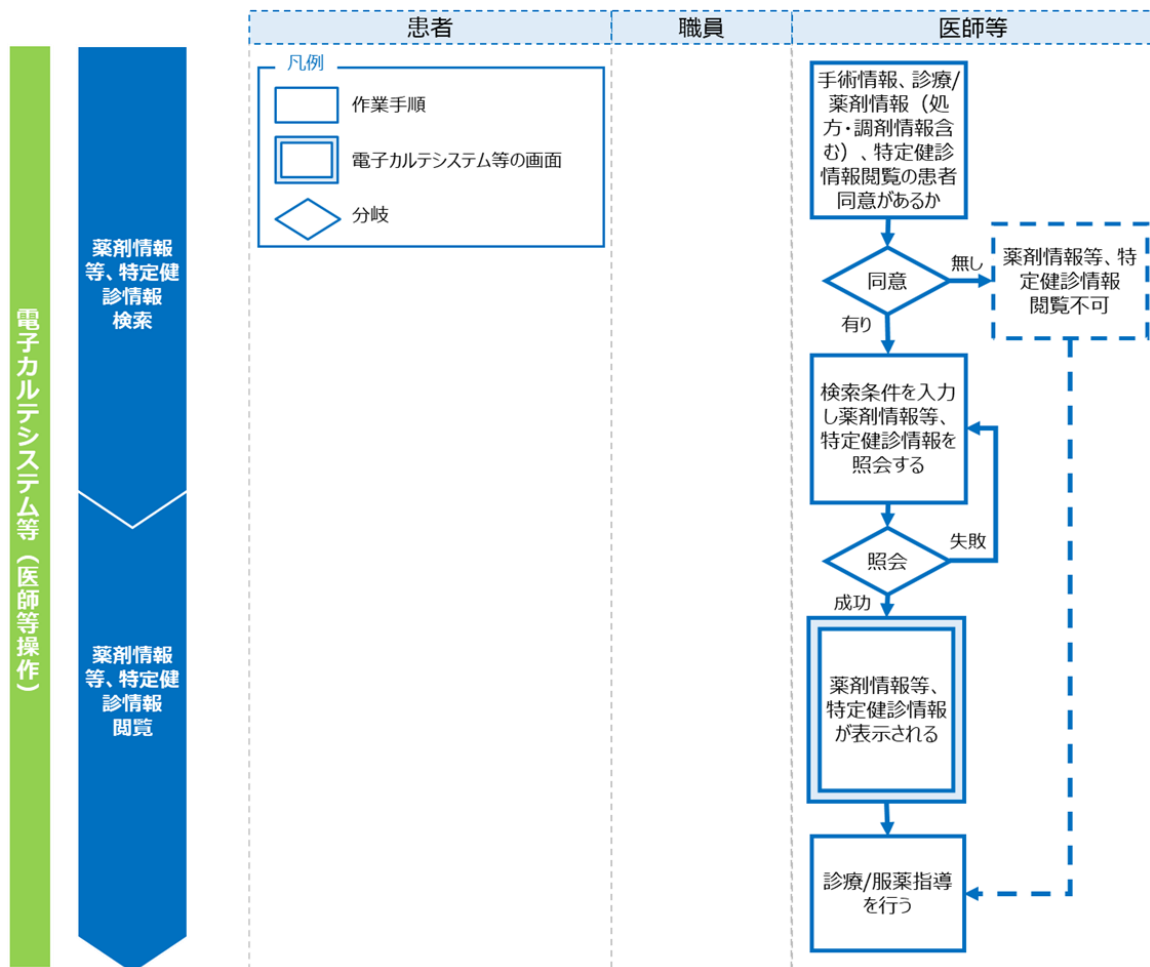
特定健診情報とは

医療保険者が、40歳以上74歳以下の被保険者及び被扶養者に対する特定健診（高血圧や脂質異常症、糖尿病その他の内臓脂肪の蓄積に起因する生活習慣病に関する健康診査）、75歳以上の後期高齢者に対する健診、市町村（特別区を含む）が健康増進法に基づき実施した健診、並びに事業者が労働安全衛生法に基づき40歳未満の被保険者及び被扶養者に対し実施した健診に関する情報の総称です。

連携可能な医療保険者等が順次、令和2年度分以降の情報を提供・登録します。登録完了時期は健診受診年度の翌年度11月1日までとなります[※]。なお、閲覧・保存期間は5年間です。

※健康増進法に基づき実施した健診の登録時期は、月次又は年次となります。

🔍 薬剤情報等、特定健診情報の閲覧手順フロー



✎ 補足 閲覧用端末又は資格確認端末で薬剤情報等、特定健診情報を閲覧することとしている場合、受付時に閲覧に同意している患者がリストに表示されるため、薬剤情報等の閲覧が必要な患者を選択してください。また、閲覧用端末又は資格確認端末を使用する場合は、PDF形式でのみ薬剤情報等、特定健診情報の閲覧が可能です。

✎ 補足 薬局が処方箋を回収した場合の処方・調剤情報の閲覧について
 疑義照会等を踏まえ薬剤師が調剤すべきでないと判断し処方箋回収機能を使用した処方箋については、回収済みの旨を含む処方情報のみが閲覧が可能です。
 リフィル処方箋の場合においては、2（3）回目の受付時に、薬局が調剤せず処方箋回収機能を使用した場合には、当該処方箋については、回収済みの旨を含む処方情報と、回収前に登録された調剤情報（リフィル処方箋に基づく1（1及び2）回目の調剤情報）の閲覧が可能です。

第5章 診療情報提供書の 登録・閲覧（電子カルテ情報共有 サービス対応病院・診療所向け）

概要

病院・診療所の医師、看護師、薬剤師及び病院・診療所で電子カルテ情報共有サービスの利用を許可された方（以下「医療従事者等」という。）は、電子カルテ情報共有サービスへ診療情報提供書を登録します※。必要に応じて、退院時サマリーやキー画像、各種検査レポート等を添付して登録することも可能です。また、紹介先の病院・診療所の医療従事者等は、電子カルテ情報共有サービスから診療情報提供書を取得し、閲覧します※。

なお、電子カルテ情報共有サービスにおいては、診療情報提供書の別紙様式 11（保険医療機関等への診療情報提供書）の用途に沿った診療情報提供書の送受信に対応しており、その他の様式の診療情報提供書に関しては対象外となる点にご留意ください。また、紹介先の病院・診療所が診療情報提供書を閲覧するためには、患者の閲覧同意が必要となります。

業務上で問題が発生した場合には「第9章 困った時には」をご確認ください。

※ 保険医療機関（歯科）は対象外です。ただし、医科歯科併設医療機関は対象となります。

⚠ 注意事項 医療扶助における診療情報提供書の登録・閲覧

医療扶助においても、電子カルテ情報共有サービスを利用して診療情報提供書の登録及び閲覧が可能です。

診療情報提供書の登録後、医療券を発行するため、**患者の来院前に福祉事務所から紹介先の病院・診療所に対して、電話等で診療情報提供書の登録状況を確認することがあります**。その際、患者の診療情報提供書が自施設宛に登録されているか、電子カルテ情報共有サービスから確認してください。福祉事務所は、診療情報提供書の登録状況について確認が取れ次第、紹介先の病院・診療所へ医療券を発行します。

被保護者である患者が医療券を持参せずに来院した場合であっても、当該患者の診療情報提供書が電子カルテ情報共有サービスに登録されている場合は、

- ① 当該患者が属する福祉事務所に対し、医療券発行の有無を照会するとともに、
- ② これに併せて**診療情報提供書が登録されていることを福祉事務所に伝達してください**。

福祉事務所では、紹介先の病院・診療所宛に診療情報提供書が登録されていることを確認後、医療券を発行します。その際、福祉事務所が必要と判断した場合には、紹介先のみならず、**紹介元の病院・診療所に対しても電話等で診療情報提供書の登録状況を確認することがあります**ので、ご注意ください。

※ 紹介先の病院・診療所は、医療券の情報や照会先の福祉事務所の情報をオンライン資格確認等システムでも確認できます。

手順

A 診療情報提供書を登録する場合



電子カルテシステム等端末（医療従事者等操作）

B 診療情報提供書を閲覧する場合



電子カルテシステム等端末（医療従事者等操作）

A 診療情報提供書を登録する場合

(1) 紹介先の利用状況確認

A

紹介先の利用状況確認

診療情報提供書
発行方法・同意
パターンの確認

診療情報提供書
の作成

診療情報提供書
の登録

電子カルテシステム等端末（医療従事者等操作）

施設利用状況検索

施設利用状況検索

医療機関名 医療機関名(カナ)

医療機関コード

都道府県 郵便番号

所在地 電話番号

戻る 検索

Image

電子カルテ情報共有サービスを利用して診療情報提供書を送信するには、自施設だけではなく、紹介先の病院・診療所も電子カルテ情報共有サービスを利用している必要があります。

紹介先の病院・診療所の利用状況を確認するには、以下の2つの方法があります。

① 電子カルテ情報共有サービスの検索機能を利用する方法

② 保険医療機関マスタを用いるなどシステムベンダが独自に実装した機能を利用する方法

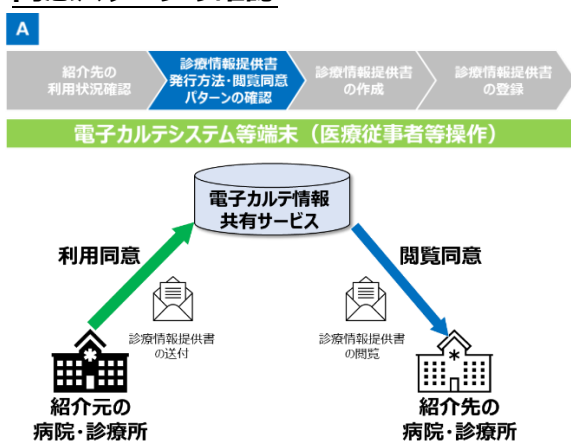
①の場合は、都道府県コードを指定した上で、医療機関コード・医療機関名※・医療機関名(カナ)※・電話番号・郵便番号・所在地※の検索キーを組み合わせることにより紹介先の病院・診療所を検索可能です。一方、②の場合は、システムベンダによって検索機能の仕様が異なることが予想されるため、詳細についてはお使いの電子カルテシステム等の仕様をご確認ください。

確認の結果、紹介先の病院・診療所が電子カルテ情報共有サービスを利用している場合は後続の手順に従ってください。利用していない場合は、紙の診療情報提供書を発行してください。

※ あいまい検索に対応しています。

（2）診療情報提供書発行方法・閲覧

同意パターンの確認



医療従事者等は、患者から以下の同意を取得してください。

- 利用同意：「電子カルテ情報共有サービスを利用して、紹介先の病院・診療所に診療情報提供書を送付してよいか」
- 閲覧同意^{※1,2}：「紹介先の病院・診療所が診療情報提供書を閲覧することを許可してよいか」

確認の結果、患者から利用同意が得られた場合は、診療情報提供書の作成及び登録に進んでください。利用同意が得られなかった場合は、紙の診療情報提供書を発行してください。なお、患者の生命、身体の保護の必要があり、患者からの同意取得が困難な場合は、個人情報保護法第27条第1項第2号の例外規定に基づき、医師の判断で登録が可能（次頁記載の「閲覧同意パターン①口頭」と同様の登録手順）で、登録した時点から紹介先の病院・診療所が該当の診療情報提供書を閲覧することが可能です。

※1 診察が終わるまでに閲覧に同意するかを判断できない場合、診察後であっても患者自身で閲覧同意することができる旨を患者に伝え、診療情報提供書を電子カルテ情報共有サービスに登録してください。この場合は、患者本人がマイナポータルや紹介先の病院・診療所の顔認証付きカードリーダーで同意ボタンを押さない限り、紹介先の病院・診療所は閲覧できません。

※2 診療情報提供書における同意取得については、今後厚生労働省において検討が行われ、別途公表される予定です。

閲覧同意の取得方法※

患者が閲覧同意（紹介先の病院・診療所が診療情報提供書を閲覧することを許可してよいか）を表明する方法は、次頁の表「閲覧同意パターンの説明」に示す3パターンとなります。いずれかのパターンで患者が閲覧同意した場合に限り、紹介先の病院・診療所の医療従事者等が診療情報提供書を閲覧できます。

いずれのパターンでも、患者による閲覧同意が得られない場合には、診療情報提供書は「閲覧保留」※の状態となり、紹介先の病院・診療所では閲覧できません。

⚠ 注意事項 患者自身で閲覧同意する場合はマイナンバーカードが必要です

パターン②とパターン③での閲覧同意では、マイナポータル又は顔認証付きカードリーダーを利用するため、マイナンバーカードを取得していない又は有効期限が切れている場合は利用できません。患者がマイナンバーカードを取得していない場合には、パターン①でのみ閲覧同意が可能である旨を患者にご案内ください。

※ 診療情報提供書における同意取得については、今後、厚生労働省において検討が行われ、別途公表される予定です。

診療情報提供書における同意取得については、今後、厚生労働省において検討が行われ、別途公表される予定です。

閲覧同意パターンの説明

閲覧同意パターン	説明	閲覧同意の取得タイミング	利用条件		補足
			マイナンバーカードの所持	マイナポータルアカウントの所有	
パターン① 口頭	紹介元の病院・診療所の医療従事者等が、口頭で患者から閲覧同意を取得する	紹介元の病院・診療所での診察中	×	×	<ul style="list-style-type: none"> 患者から同意を取得して電子カルテ情報共有サービスへ診療情報提供書を登録した時点から、紹介先の病院・診療所が該当の診療情報提供書を閲覧することが可能となる。 ※ 患者の生命、身体保護の必要があり、患者からの同意取得が困難な場合は、個人情報保護法第27条第1項第2号の例外規定に基づき、医師の判断で登録が可能です。 パターン①で閲覧同意を取得することで、パターン②、③の補足に記載の事象を防ぐことができる。
パターン② マイナポータル	患者が、マイナポータル上で閲覧同意を行う ※マイナポータルの診療情報提供書一覧画面から今回閲覧同意を行う診療情報提供書を選択し、同意保留文書の同意実行画面へ移動します。同意実行画面上で閲覧同意のボタンにチェックを付けて、診療情報提供書の送信に同意します。	患者が紹介先の病院・診療所に来院するまで又は来院当日	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 患者が紹介先の病院・診療所への来院直前まで閲覧同意を行わなかった場合、事前に事務作業等ができない。 患者がマイナポータル上での操作ミス等で閲覧に同意していない場合、紹介元の病院・診療所に連絡し、紙の診療情報提供書を発行を依頼するなどの対応が必要となる。
パターン③ 顔認証付きカードリーダー	患者が、紹介先の病院・診療所の顔認証付きカードリーダー上で閲覧同意を行う ※顔認証付きカードリーダー上でマイナンバーカードを用いて資格確認を行った後、提出する診療情報提供書の選択を行います。	紹介先の病院・診療所への来院当日	○	×	<ul style="list-style-type: none"> 患者来院当日まで診療情報提供書の取得・閲覧ができないため、事前に事務作業等ができない。 患者が紹介先の病院・診療所にマイナンバーカードを持参し忘れたなどで閲覧同意が得られない場合、患者にマイナンバーカードを取りに戻って再度来院いただく/紹介元の病院・診療所に連絡し、紙の診療情報提供書を発行を依頼するなどの対応が必要となる。

診療情報提供書における同意取得については、今後、厚生労働省において検討が行われ、別途公表される予定です。

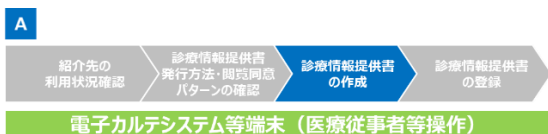
閲覧同意パターンごとの運用フロー



紹介元の病院・診療所での診察中に患者から口頭で診療情報提供書の閲覧同意を取得することが多いと想定されるため、通常はパターン①になります。後から紹介先の病院・診療所を変更する可能性があり、同意するか時間をかけて検討したい等の理由で診察中に患者が閲覧同意の判断ができない場合は、パターン②又はパターン③の閲覧同意パターンを患者にご案内ください。

また、診察中に閲覧同意が得られず、診察後に電話などの非対面で患者から閲覧同意が伝えられた場合、患者のなりすましが懸念されます。その場合にも、パターン②又はパターン③での患者自身による閲覧同意パターンをご案内ください。

（3）診療情報提供書の作成



医療従事者等が診療情報提供書を作成するに当たり、宛先が空白の診療情報提供書は電子カルテ情報共有サービスに登録できませんので、お使いの電子カルテシステム等の仕様に従って**必ず宛先を入力してください**。紹介先の病院・診療所が決まっておらず宛先を入力できない場合は、紙の診療情報提供書を発行してください。

「（2）診療情報提供書発行方法・閲覧同意パターンの確認」で確認した患者の閲覧同意パターンに応じて、閲覧同意区分を選択します。選択方法は電子カルテシステムの仕様により異なりますので、詳細はお使いの電子カルテシステムのシステムベンダにお問い合わせください。

<閲覧同意区分>

- ・パターン①（口頭）：「閲覧同意あり」を選択
- ・パターン②（マイナポータル）：「閲覧同意なし」を選択
- ・パターン③（顔認証付きカードリーダー）：「閲覧同意なし」を選択

また、必要に応じて、診療情報提供書に退院時サマリーやキー画像、各種検査レポート等を添付します。

添付可能な情報

診療情報提供書には、以下の情報を添付情報として付与できます。

- 退院時サマリー（電子カルテシステム等で作成した文書）
- キー画像（PNG・JPEG・TIFF ファイル）
- 各種検査レポート（PDF ファイル）

なお、画像検査の DICOM データ等は付与できません。診療情報提供書とは別に CD-ROM 等での郵送又は患者に直接手渡し、患者に紹介先の病院・診療所への来院時に持参してもらう等でご対応ください。

⚠ 注意事項 総ファイルサイズ・ファイル数の制限

電子カルテ情報共有サービスに登録できる診療情報提供書及び添付情報のファイルサイズやファイル数には上限がありますのでご注意ください。添付情報は、ファイルサイズとファイル数の両方が上限を超えないようにする必要があります。

対象	上限	
	ファイルサイズ（合計）	ファイル数
診療情報提供書 （退院時サマリーを含む）	6MB	—
添付情報	10MB	20 ファイル

※ 実際に取り扱えるファイルサイズとファイル数はお使いの電子カルテシステムの仕様により異なりますので、詳細はお使いの電子カルテシステムのシステムベンダにお問い合わせください。

📌 ポイント 退院時サマリーの添付について※

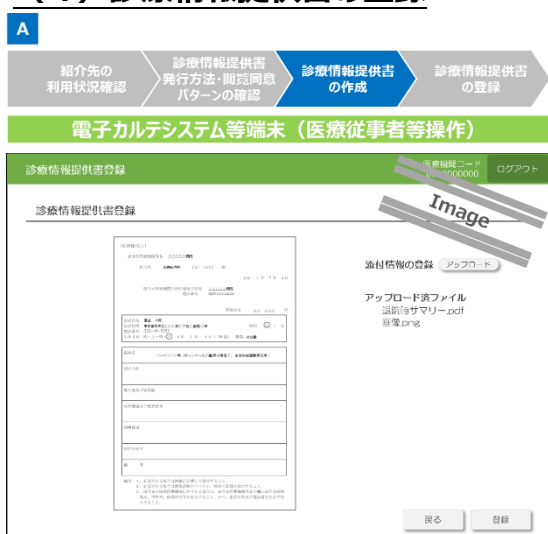
原則として退院時サマリーは診療情報提供書の添付文書として取り扱いますが、電子カルテ情報共有サービスでは診療情報提供書の送付後や患者の退院後においても、退院時サマリーを紹介先の病院・診療所へ追加送付を行うことが可能です。

これにより、退院後のフォローアップや在宅療養支援、地域包括ケアにおける診療情報の継続的な共有と適切な情報継承が可能となります。

※退院時サマリーの実装は任意であるため、退院時サマリーの各機能（登録・照会・編集）の導入可否については電子カルテシステム等のシステムベンダに確認してください。

なお、入院機能を有しない病院・診療所では、退院時サマリーを作成する業務自体が存在しないため、退院時サマリー機能を導入する必要はありません。また、入院機能を有していても、退院時サマリーを他の病院・診療所に連携する運用を行っていない場合には、病院・診療所の判断により、退院時サマリーの各機能を導入しない運用も可能です。

（４）診療情報提供書の登録



医療従事者等が診療情報提供書を電子カルテ情報共有サービスに登録する際、多職種の職員が連携しながら診療情報提供書の準備・作成・発行を行う運用が想定されますが、必ず医師の判断を経た上で登録を行ってください。

登録する際には、必要に応じて電子署名を付与します※。

※ 電子署名の付与は、任意での運用となり、実施の有無は施設ごとにご判断をお願いします。電子署名の付与方法は、「第3章 電子処方箋管理サービス（電子処方箋管理サービス対応病院・診療所向け）」の「電子署名の付与」と同様です。

⚠ 注意事項 診療情報提供書登録時の留意事項

電子カルテ情報共有サービスに診療情報提供書を登録する際は、登録後に表示される登録成功のメッセージを確認してから次の手順に移るようお願いします。登録情報に不備がある等の理由で登録できずエラーメッセージが電子カルテシステム等から返却された場合は、エラー内容に従って修正対応を行い、再度登録してください。エラーの解消が難しい場合や時間がかかる場合は、紙の診療情報提供書を発行してください※。紙の診療情報提供書に切り替えた場合は、患者への連絡も忘れずに行うようお願いします。

エラーメッセージの内容はお使いの電子カルテシステム等によって異なるため、詳細はお使いの電子カルテシステム等のシステムベンダにお問い合わせください。

※ 病院・診療所でエラーの修正対応を行えない場合や患者帰宅後にエラーに気付いた場合の対応は、本マニュアル「第9章 困った時には」の「電子カルテ情報共有サービス よくある質問」をご参照ください。

△ 注意事項 電子署名の留意事項

電子的に文書をやり取りするに当たり、医師が文書を記録したことを証明するため、従来の紙への記名・押印を電子的に実施することを電子署名といいます。

電子カルテ情報共有サービスは、電子署名の付与は任意ですが、電子署名を付与しない場合、以下のリスクがあります。以下の内容を参照し、お使いの電子カルテシステム等のシステムベンダと協議の上で、病院・診療所ごとの判断で、電子署名の実装の有無をご検討ください。

- 情報の改ざん：
電子署名を行わない場合、診療情報提供書の内容が第三者に改ざんされた際に、紹介先の病院・診療所は文書が真正かを検証することができず、改ざんされた文書を受け取るリスクがあります※。
 - なりすまし：
電子署名を行わない場合、第三者が紹介元の病院・診療所になりすまして診療情報提供書を送付する可能性があります。紹介先の病院・診療所は診療情報提供書の送付元が正しい紹介元の病院・診療所であるか確認することができず、第三者によって発行された文書を受け取るリスクがあります。
 - 否認：
電子署名を行わない場合、紹介元の病院・診療所の診療情報提供書の送付者が後になって「自分は診療情報提供書を送付していない」と主張したときに、その主張の信憑性を評価できないリスクがあります。
 - 責任の所在が不明確：
電子署名を行わない場合、誰が診療情報提供書を承認したのか責任の所在が曖昧になります。また、電子署名を行わず「情報の改ざん」や「なりすまし」等によるセキュリティ事案が発生した場合には、病院・診療所には、調査や患者に対しての説明を求められる可能性があります。
- ※ 電子署名の検証時に、医師・薬剤師及び看護師等の国家資格に関する情報を確認する機能が必要となる場合は、HPKI 対応ツールが必要となります。お使いの電子カルテシステム等のシステムベンダへご相談ください。

 **ポイント 登録状況の履歴照会※1**

医療従事者等が過去に電子カルテ情報共有サービスに登録した診療情報提供書について、患者による閲覧同意状況（閲覧同意区分）や紹介先の病院・診療所における取得状況（文書情報ステータス）等を確認したい場合、電子カルテ情報共有サービスに登録状況の照会を行います※2。

※2 履歴照会で確認できる閲覧同意区分及び文書情報ステータスは、以下のとおりです。

- ・ 閲覧同意区分：「閲覧同意（紹介元）」、「閲覧同意（紹介先）」、「閲覧同意（マイナポ）」、「閲覧同意なし」
- ・ 文書情報ステータス：「未取得」、「取得済み」、「取消」

※1 診療情報提供書における同意取得については、今後、厚生労働省において検討が行われ、別途公表される予定です。

 **ポイント 登録後に取消/変更を行いたい場合※**

誤った情報を登録してしまった場合や修正を加えたい場合には、電子カルテ情報共有サービス上の診療情報提供書の取消/変更が可能です。操作方法はお使いの電子カルテシステム等のシステムベンダにご確認の上、実装された仕様にしたがって取消/変更してください。

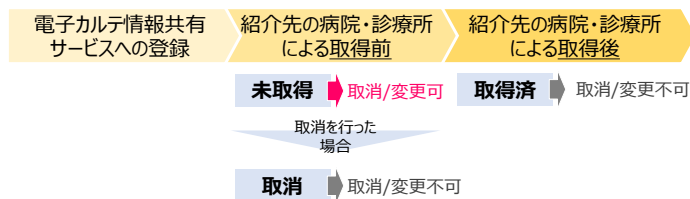
なお、**取消/変更ができるのは紹介先の病院・診療所が未取得の診療情報提供書のみ**となります。紹介先の病院・診療所が取得済みである場合、電子カルテ情報共有サービス上の診療情報提供書は取消/変更できません。

取消したい場合は、電話等により紹介先の病院・診療所に連絡し、電子カルテシステム等に保存された該当文書の削除を依頼してください。変更したい場合は、変更済みの診療情報提供書を電子カルテ情報共有サービスに登録した上で、紹介先の病院・診療所に正しい診療情報提供書を登録した旨、必要に応じて紹介先の病院・診療所の電子カルテシステム等に保存された該当文書を削除いただきたい旨を連絡してください。

※ 診療情報提供書の宛先を変更する場合は、変更後の病院・診療所に対して本章 205 ページの「閲覧同意パターンの説明」に記載のいずれかの方法で改めて患者から閲覧同意を取得する必要があります。また、診療情報提供書における同意取得については、今後、厚生労働省において検討が行われ、別途公表される予定です。

◆ 診療情報提供書の登録・取得フロー

電子カルテ情報共有サービスへの登録後、紹介先の病院・診療所の取得状況や取消状況によって、文書情報ステータスが異なります。取消/変更ができるのは、文書情報ステータスが「未取得」の診療情報提供書のみです。

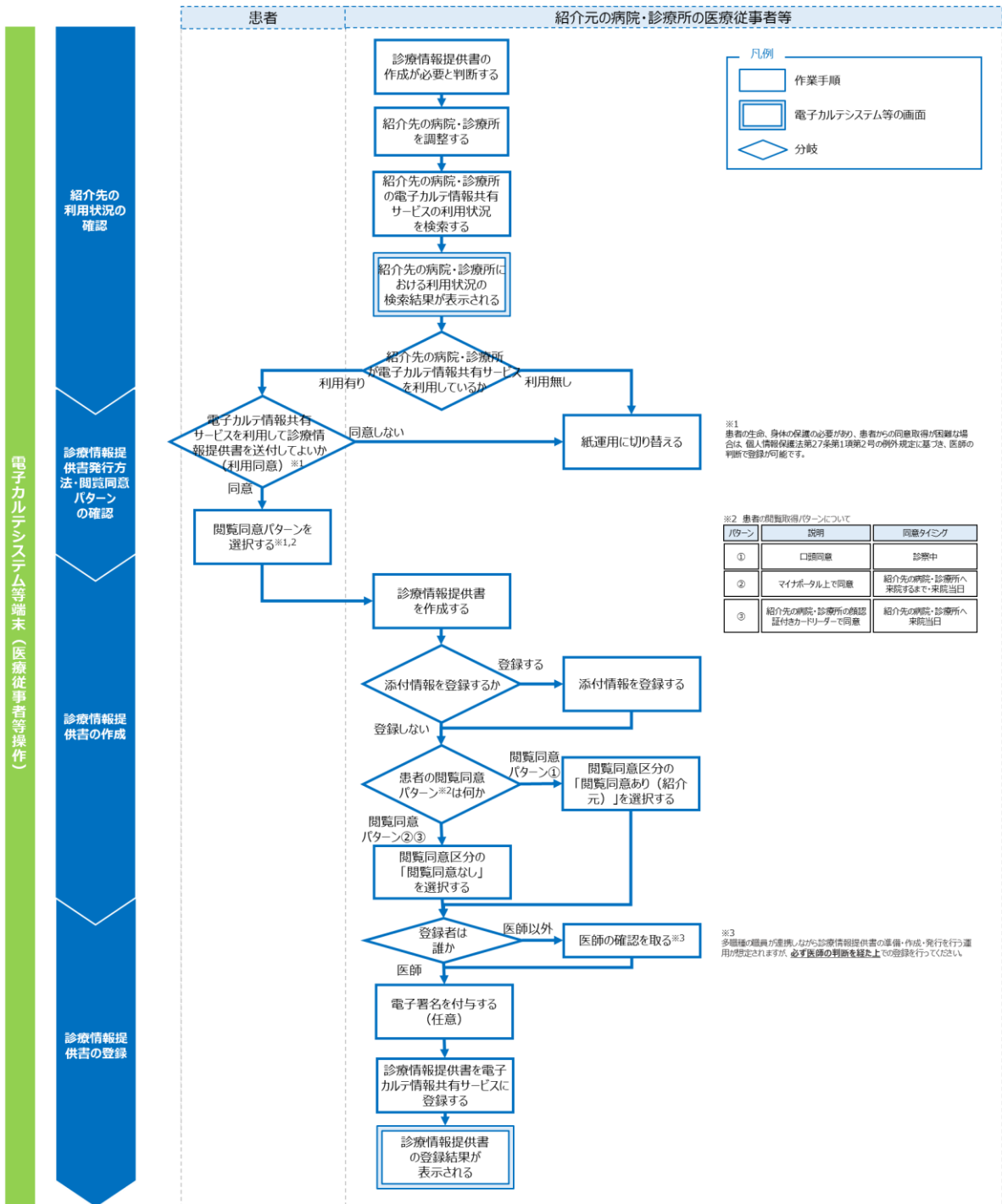


※ **文書情報ステータス**

文書情報ステータス	概要
未取得	【閲覧同意ありの場合】 ・ 紹介先の病院・診療所が診療情報提供書を取得するまでの間 【閲覧同意なしの場合】 ・ 患者による閲覧同意が未確認の間
取得済	・ 紹介先の病院・診療所が診療情報提供書を取得した後
取消	・ 紹介先の病院・診療所が診療情報提供書を取得する前に（文書情報ステータスが「未取得」の間）、紹介元の病院・診療所が取消操作を行った場合

※ 診療情報提供書における同意取得については、今後、厚生労働省において検討が行われ、別途公表される予定です。

A 診療情報提供書等を登録する場合の手順フロー



B 診療情報提供書を閲覧する場合

（1）受信文書一覧の取得



受信文書一覧取得結果

医療機関名 △△△△病院 医療機関コード 1111111111 診療科名 消化器内科 医師名 山田 太郎

保険者番号 111111112 保険者記号 - 保険者証番号 1234567 保険者証持主 -

患者氏名 △△ △△ 生年月日 1991/1/1 性別 男性

文書ID XXXXXXXX 閲覧同意区分 閲覧同意あり

医療機関名 □□□□病院 医療機関コード 2222222222 診療科名 産婦人科 医師名 佐藤 花子

保険者番号 111111114 保険者記号 - 保険者証番号 1234567 保険者証持主 -

患者氏名 □□ □□ 生年月日 1990/2/13 性別 女性

文書ID XXXXXXXX 閲覧同意区分 閲覧同意あり（紹介元）

医療機関名 ○○○○病院 医療機関コード 3333333333 診療科名 腫瘍科 医師名 鈴木 次郎

保険者番号 111111115 保険者記号 - 保険者証番号 1234567 保険者証持主 -

患者氏名 ○○ ○○ 生年月日 1993/3/27 性別 男性

文書ID XXXXXXXX 閲覧同意区分 閲覧同意なし（マイナポ）

戻る 進む

医療従事者等は、自施設が宛先となっている診療情報提供書を閲覧するに当たって、電子カルテ情報共有サービスから自施設宛の受信文書一覧を取得します。受信文書一覧では、閲覧同意区分（閲覧同意あり（紹介元）/閲覧同意あり（マイナポ）/閲覧同意なし）等を確認できます。なお、受信文書一覧上では、患者による閲覧同意が行われていない状態（閲覧同意区分が「閲覧同意なし」）の診療情報提供書も表示されます。また、受信文書一覧には、未取得の診療情報提供書のみが表示されます。

受信文書一覧は、お使いの電子カルテシステム等によって自動的に更新される場合や手動での更新が必要な場合もあります。自施設宛の診療情報提供書を見落とさないよう、お使いの電子カルテシステム等での仕様をご確認ください。

（2）診療情報提供書の取得・閲覧※



診療情報提供書閲覧

医療機関コード 00000000 ログアウト

添付情報
添付ファイル.pdf
画像.jpg

戻る

医療従事者等は、自施設宛での受信文書一覧のうち取得・閲覧したい診療情報提供書を電子カルテ情報共有サービスからお使いの電子カルテシステム等にダウンロードします。

診療情報提供書の取得から診察までに、以下のような業務が発生することが考えられますので、運用検討の際の参考にしてください。

<作業リスト（例）>

- ・患者種別確認（既存患者/新規患者等）
- ・紹介目的確認（外来/入院・転院等）
- ・診療科調整（診療科予約状況確認、担当医師の決定等）
- ・担当の医師・看護師への連絡
- ・来院予約調整・確認
- ・新患手続き（診察券発行等）

⚠ 注意事項 診療情報提供書の取得可能期間

診療情報提供書及び添付情報は、電子カルテ情報共有サービスから取得できる期間が決まっています。下記の期間を超過すると、診療情報提供書及び添付文書は電子カルテ情報共有サービスから削除され、取得できなくなります。

紹介先の病院・診療所が未取得の場合：登録日から 180 日間

紹介先の病院・診療所が取得済であって、再度取得する場合：取得日から 7 日間

病院・診療所システム内で取得ファイルが正常に保持されない場合に備え、電子カルテ情報共有サービスから取得した文書情報には再取得可能な期間が定められています。診療情報提供書及び添付情報は、この再取得期間を超過すると電子カルテ情報共有サービスから削除され、再取得できなくなります。例えば、紹介先の病院・診療所において診療情報提供書を一度取得した後、7 日間超過後に再取得が必要となる場合は、同一文書であっても紹介元の病院・診療所に連絡して新たに再登録を依頼してください。

⚠ 注意事項 患者が閲覧同意を行っていない診療情報提供書は取得不可[※]

患者による閲覧同意がなされていない状態（閲覧同意区分が「閲覧同意なし」）の診療情報提供書については、受信文書一覧上にあっても取得はできません。万一、紹介患者の受付が完了しているにもかかわらず、閲覧同意区分が「閲覧同意なし」の状態の場合は、患者に以下のように案内してください。

- マイナポータル上で閲覧同意を行う（閲覧同意パターン②）
- 自施設の顔認証付きカードリーダー上で閲覧同意を行う（閲覧同意パターン③）

※ 上記いずれかの対応を行うためには、患者がマイナンバーカードを持参する必要があります。

※診療情報提供書における同意取得については、今後、厚生労働省において検討が行われ、別途公表される予定です



ポイント 書面を用いた同意取得

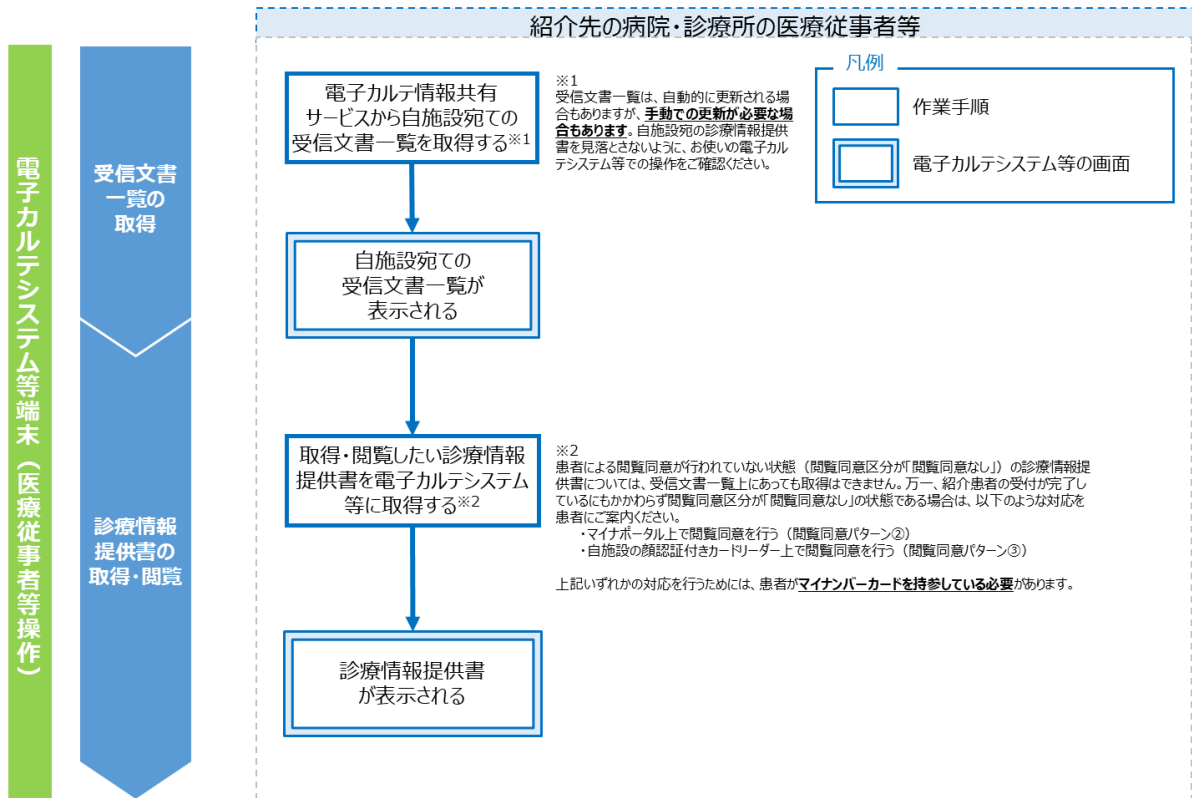
汎用カードリーダーを用いて同意を取得したい場合は、医療機関等向け総合ポータルサイトに掲げている同意書等の書面を用いて、患者に対し情報閲覧に関する説明を行い、同意を取得してください。同意取得後は、資格情報確認画面から閲覧保留文書同意画面に進み、同意を取得した文書の「同意」ボタンを押下してください[※]。オンライン資格確認端末での操作後、同意取得が完了となりますので、お使いの電子カルテシステム等の仕様に従って診療情報提供書を閲覧してください。

※ 同意取得後のオンライン資格確認端末上での操作方法は、「操作マニュアル（一般利用者・医療情報閲覧者編）」第2章をご参照ください。

返書の取扱いについて

返書（診療情報提供書に対するお礼や報告を目的とし、診療情報提供料の算定対象外となる文書）は、診療情報を伴わない返事のためのケースもあることから、電子カルテ情報共有サービスを利用した送付はできません。

B 診療情報提供書を閲覧する場合の手順フロー



第6章 健康診断結果報告書の登録・閲覧（電子カルテ情報共有サービス対応病院・診療所向け）

概要

病院・診療所の医療従事者等は、電子カルテ情報共有サービスに各種健康診断結果報告書を登録することで、病院・診療所の医療従事者等や受診者本人、医療保険者等^{※1}が当該文書を取得・閲覧することができます^{※2,3}。電子カルテ情報共有サービスへの登録対象の健診種別及び健診項目^{※4}については、以下の表をご参照ください。

業務上で問題が発生した場合には、「第9章 困った時には」をご確認ください。

- ※1 登録された健康診断結果報告書の健診項目については医療保険者等にも連携されます。健診項目の詳細については、厚生労働省 HP 掲載の「電子カルテ状況共有サービス向け健診マスタ」をご参照ください。
- ※2 健康診断結果報告書の登録については、保険医療機関（歯科）は対象外です。ただし、医科歯科併設医療機関は対象となります。
- ※3 電子カルテ情報共有サービスでは交換用基本情報ファイルを自動作成するため、随時報告、法定報告で保険者に対して提出している交換用基本情報ファイルを記録していただく必要はありません。また、電子カルテ情報共有サービスでは決済情報は取り扱いません。
- ※4 従来、オンライン資格確認等システムで取得できていた健診結果項目に加え、電子カルテ情報共有サービスでは新たに「業務歴」「視力」「聴力」「胸部エックス線検査」「喀痰検査」の5項目が追加されています。

健診種別[※]

No.	電子カルテ情報共有サービスで取り扱う健診種別	対象者		補足事項
		被保険者及び被扶養者	医療扶助における被保護者	
1	特定健康診査（特定健診）	対象	対象外	受診者本人からの同意取得は不要。
2	後期高齢者医療健康診査（後期高齢者健診）	対象	対象外	
3	事業者健診（一般定期健康診断等）	対象	対象外	
4	学校保健安全法及び労働安全衛生法に基づく職員健診	対象	対象外	
5	保険者が実施する特定健診等以外の健診	対象	対象外	
6	保険者以外が行う特定健診等に相当する健診	対象	対象	口頭あるいは問診票等の書面で、医療保険者等に対して情報を提供することについて受診者から提供に関する同意を取得できた場合のみ、電子カルテ情報共有サービスへの登録対象とする。

※ 健康増進法施行規則に基づき実施する健康診査のうち生活保護法に規定する被保護者に対して行う健康診査は対象外です。

電子カルテ情報共有サービスで取り扱う健診種別の説明については、下記の「ポイント 電子カルテ情報共有サービスで取り扱う健診種別の詳細」をご覧ください。



ポイント **電子カルテ情報共有サービスで取り扱う健診種別の詳細**

電子カルテ情報共有サービスで取り扱う各健診種別の詳細は以下のとおりです。

No.	電子カルテ情報共有サービスで取り扱う健診種別	各健診種別の詳細説明
1	特定健康診査（特定健診）	保険者が高齢者の医療の確保に関する法律（高確法）に基づき実施する生活習慣病の予防を目的とした健診。
2	後期高齢者医療健康診査（後期高齢者健診）	保険者が高齢者の医療の確保に関する法律（高確法）に基づき実施する健診。
3	事業者健診（一般定期健康診断等）※	〈事業者健診（一般定期健康診断）に含まれる健診〉 一般定期健康診断や雇入れ時の健康診断、特定業務従事者の健康診断など、事業主が実施主体となる労働安全衛生法に基づく健康診断 上記の健診に加えて、パートタイマー等に対し、事業者が法令に基づかず独自に実施する健康診断についても、電子カルテ情報共有サービスでは事業主健診として取り扱うことが可能である。
4	学校保健安全法及び労働安全衛生法に基づく職員健診	電子カルテ情報共有サービスでは学校保健安全法及び労働安全衛生法に基づく職員健診は事業主健診の一形態として取扱う。 受診者が学校職員であることが健診システム上で明確に判別できる場合には、学校職員健診として登録することが可能である。
5	保険者が実施する特定健診等以外の健診※	電子カルテ情報共有サービスでは保険者が高齢者の医療の確保に関する法律（高確法）に基づき実施する特定健診・後期高齢者健診に加え、保険者が独自に実施するその他の健診についても取り扱うことが可能である。 〈保険者が実施する特定健診等以外の健診に含まれる健診〉 <ul style="list-style-type: none"> ● 協会けんぽ（全国健康保険協会）が実施する生活習慣病予防健診 ● 企業健保組合等が加入者向けに実施する健診（健保連人間ドック等） ● 保険者が保健事業として健康保持増進のために実施する健診（若年層向け健診等）
6	保険者以外が行う特定健診等に相当する健診※	電子カルテ情報共有サービスでは、特定健診・後期高齢者健診と同等の項目構成を持つ健診であって、医療機関が独自に提供する健診についても、「保険者以外が行う特定健診等に相当する健診」として取り扱うことが可能である。 〈保険者以外が行う特定健診等に相当する健診に含まれる健診〉 <ul style="list-style-type: none"> ● 医療機関が自費（自由診療）メニューとして提供する健診 ● 医療機関が診療の一環として実施する、特定健診等と同項目の検査

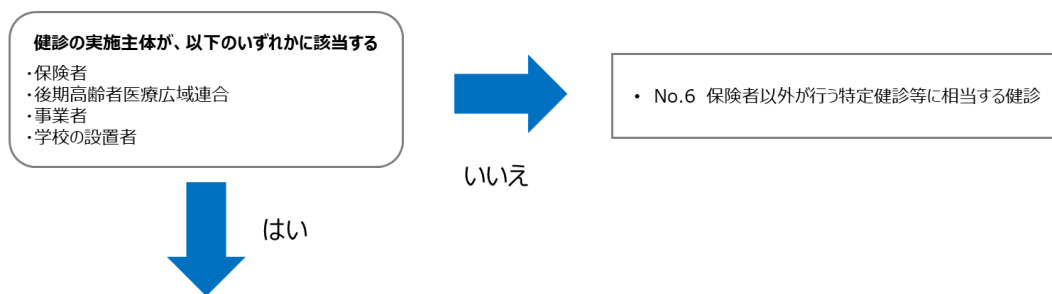
健診項目

種別	健診項目
診察	既往歴、業務歴、自覚症状、他覚症状
身体測定	身長、体重、腹囲、BMI
血圧	収縮期血圧、拡張期血圧
肝機能検査	AST（GOT）、ALT（GPT）、γ-GT（γ-GTP）
血中脂質検査	空腹時中性脂肪、随時中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール、Non-HDLコレステロール
血糖検査	空腹時血糖、HbA1c、随時血糖
尿検査	尿糖、尿蛋白
血液学検査(貧血検査)	ヘマトクリット値、血色素量（ヘモグロビン値）、赤血球数
その他	採血時間※、心電図、眼底検査、血清クレアチニン（eGFR）、視力、聴力、胸部エックス線検査、喀痰検査
医師の判断	医師の診断（判定）、メタボリックシンドローム判定、保健指導レベル
質問票	標準的な質問票、後期高齢者の質問票

- ※ 採血時間は、医療機関等システム、マイナポータルには共有されません。
- ※ No. 3 事業者健診(一般定期健康診断等)、No. 4 保険者が実施する特定健診等以外の健診、No.5 保険者以外が行う特定健診等に相当する健診において、電子カルテ情報共有サービスへ登録するためには、最低限、「体重、収縮期血圧、拡張期血圧、尿糖、尿蛋白、医師の診断（判定）」の健診項目の結果が揃っている必要があります。これらの項目が確認できない場合は、電子カルテ情報共有サービスに登録は行えませんがご留意ください。

健診種別の選択方法フロー/マトリクス

以下の図に健診種別の選択方法のフローとマトリクスを参考として示しますので、電子カルテ情報共有サービスに登録する際は、受診者ごとに適切な健診種別を選択してください。



受診者の属性	医療保険の被保険者・被扶養者 (実施主体：保険者、後期高齢者医療広域連合)	労働者 (実施主体：事業者)	うち学校職員 (実施主体：学校の設置者)
	～39歳	<ul style="list-style-type: none"> No.5 保険者が実施する特定健診等以外の健診 	
40～74歳	<ul style="list-style-type: none"> No.1 特定健康診査（特定健診） No.5 保険者が実施する特定健診等以外の健診 	<ul style="list-style-type: none"> No.3 事業者健診（一般定期健康診断等） 	<ul style="list-style-type: none"> No.4 学校保健安全法、及び労働安全衛生法に基づき職員健診
75歳～	<ul style="list-style-type: none"> No.2 後期高齢者医療健康診査（後期高齢者健診） 		

マイナポータルへの掲載

健康診断結果報告書はマイナポータルにも掲載され、患者本人が健康診断結果報告書を迅速かつ電子的に確認することができます。なお、健康診断結果報告書がマイナポータルに掲載されると患者に通知が届きます。

マイナポータル掲載イメージ

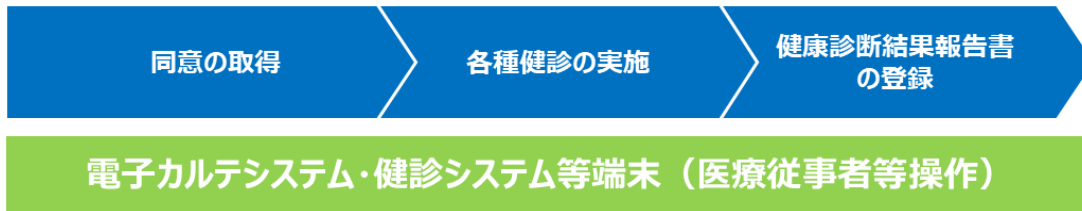
※画面は初期イメージであり、今後変更される可能性があります。

The screenshot shows the following data tables:

項目	2024/08/20 医療機関名 開也	2023/07/20 医療機関名 開也	2022/06/11 医療機関名 開也
身長 [cm]	169.0	168.0	167.0
体重 [kg]	60.0	57.5	55.0
腰囲 [cm]	60.0	57.5	55.0
内臓脂肪面積 [cm²]	40.0	37.5	35.0
BMI [kg/m²]	21.0	20.4	19.7
収縮期血圧 [mmHg]	H 160	H 149	138
拡張期血圧 [mmHg]	H 110	H 99	88

手順

A 健康診断結果報告書を登録する場合



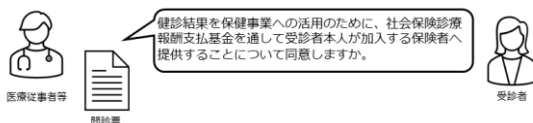
B 健康診断結果報告書を閲覧する場合



A 健康診断結果報告書を登録する場合

（1）同意の取得

※「保険者以外が行う特定健診等に相当する健診」の場合のみ実施してください。その他の健診種別の場合は、「（2）各種健診の実施」の手順に従ってください。



健診種別 No.6 の「保険者以外が行う特定健診等に相当する健診」※の健康診断結果報告書を電子カルテ情報共有サービスに登録する場合に限り、口頭あるいは問診票等の書面で、医療保険者等に対して情報を共有することについて、受診者から提供に関する同意を取得してください。

なお、以下の理由から、同意を問診票で取得することが推奨されます。

- 業務フロー上、同意取得の有無を後日振り返る必要が生じる場合がある
- セキュリティポリシー等により、同意情報の記録が求められる場合がある
- 口頭同意を取得したか否かを後で確認する必要があるケースがある

受診者が同意しない場合は、健康診断結果報告書を電子カルテ情報共有サービスに登録しないでください。

＜受診者から取得すべき同意の内容＞

健診結果を保険事業への活用のために、社会保険診療報酬支払基金を通して受診者本人が加入する医療保険者等へ提供することについての同意を受診者から取得してください。

※健診種別 No. 6 の「保険者以外が行う特定健診等

に相当する健診」の場合のみ実施してください。その他の健診種別の場合は、「（2）各種健診の実施」の手順に従ってください。

（2）各種健診の実施



各種健診を実施します。

（3）健康診断結果報告書の登録

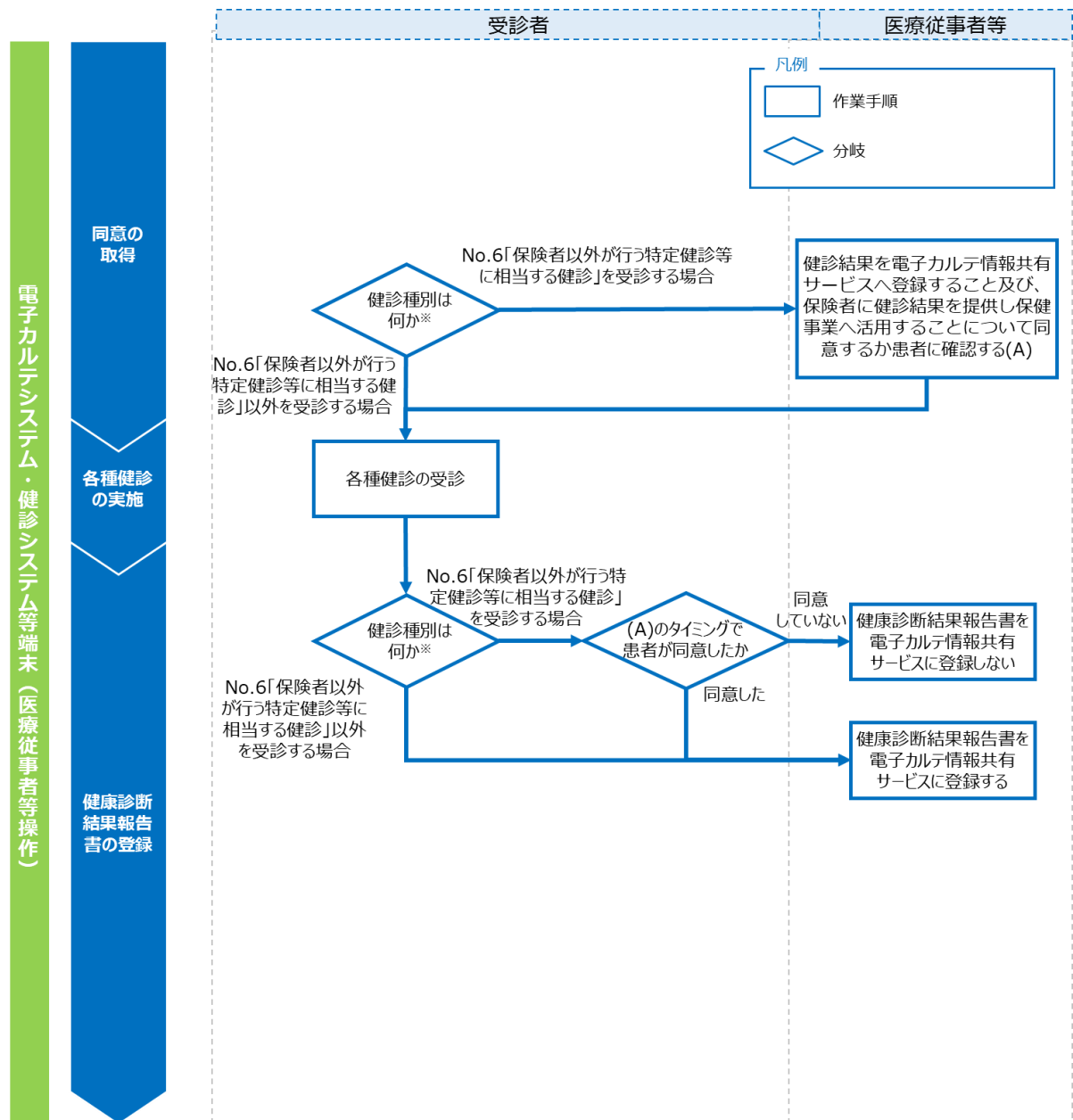


医療従事者等が受診者の健康診断結果報告書を作成し、電子カルテシステム・健診システム等で健康診断結果報告書を登録します。



なお、電子カルテ情報共有サービスで健康診断結果報告書を共有するメリットの一つとして、迅速な健診情報の連携が挙げられます。全国の病院・診療所及び患者本人がこのメリットを享受するために、健診実施後は結果が揃い次第、速やかにご登録ください。

A 健康診断結果報告書の登録手順フロー



※ポイント 電子カルテ情報共有サービスで取り扱う健診種別の詳細については参照してください。

 **ポイント 登録状況の履歴照会**

医療従事者等が過去に登録した健康診断結果報告書を確認したい場合は、電子カルテ情報共有サービスに照会することで、登録情報の履歴を確認することができます。

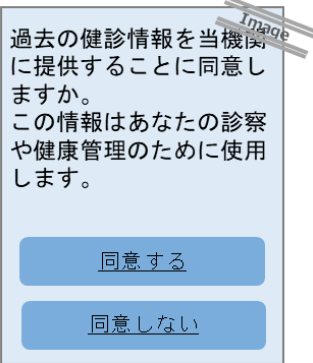
ポイント **登録後に取消/変更を行いたい場合**

誤った情報を登録してしまった場合や修正を加えたい場合には、健康診断結果報告書の取消/変更を行うことができます。健康診断結果報告書の取消/変更を行える期間は、保存期間と同様に登録/更新日から5年間です。

操作方法はお使いの電子カルテシステム等のシステムベンダにご確認ください。

B **健康診断結果報告書を閲覧する場合**

(1) 閲覧同意の取得



医療従事者等が患者の健康診断結果報告書を取得するには、患者本人が閲覧同意をする必要があります。病院・診療所の受付担当者等が、顔認証付きカードリーダーで患者本人による閲覧同意を求めます。同意を得られない場合は健康診断結果報告書を閲覧できません。

なお、健康診断結果報告書の照会可能期間は、**顔認証付きカードリーダーでの閲覧同意取得後から 24 時間**です。24 時間を超過した場合は、再度患者に閲覧同意を行っていただく必要があるので、ご注意ください。

📄 ポイント **書面を用いた同意取得**

汎用カードリーダーを用いて同意を取得したい場合は、医療機関等向け総合ポータルサイトに掲げている同意書等の書面を用いて、患者に対し情報閲覧に関する説明を行い、同意を取得してください。同意取得後は、資格情報照会画面で同意を取得した医療情報の横にあるチェック欄を押下してください[※]。オンライン資格確認端末での操作後、同意取得が完了になりますので、お使いの電子カルテシステム等の仕様に従って健康診断結果報告書を閲覧してください。

※ 同意取得後のオンライン資格確認端末上での操作方法は、「操作マニュアル（一般利用者・医療情報閲覧者編）」第2章をご参照ください。

（2）健康診断結果報告書の取得・閲覧

B

閲覧同意の取得 → 健康診断結果報告書の取得・閲覧

顔認証付きカードリーダー（患者操作） → 電子カルテシステム等端末（医療従事者等操作）

健康診断結果報告書閲覧

健康診断結果報告書閲覧

受診者情報

氏名	鈴木 太郎
性別	男性
生年	1980
生月	01
生日	15

健診種別

検査項目

検査項目	検査結果	基準
体温	36.5	37.0
血圧	110/70	120/80
脈拍	60	60-90
BMI	21.3	18.5-24.9
血糖	110	100-125
脂質	180	150-199
肝機能	18	30以下
腎機能	19	30以下
腎臓	82	50以下
尿酸	147	40-110
HDL	49	40以上
中性脂肪	100	30-149

戻る

医療従事者等は、診察に当たって患者の健康診断結果報告書を電子カルテ情報共有サービスから取得します。取得した健康診断結果報告書を電子カルテシステム等の端末で閲覧します。

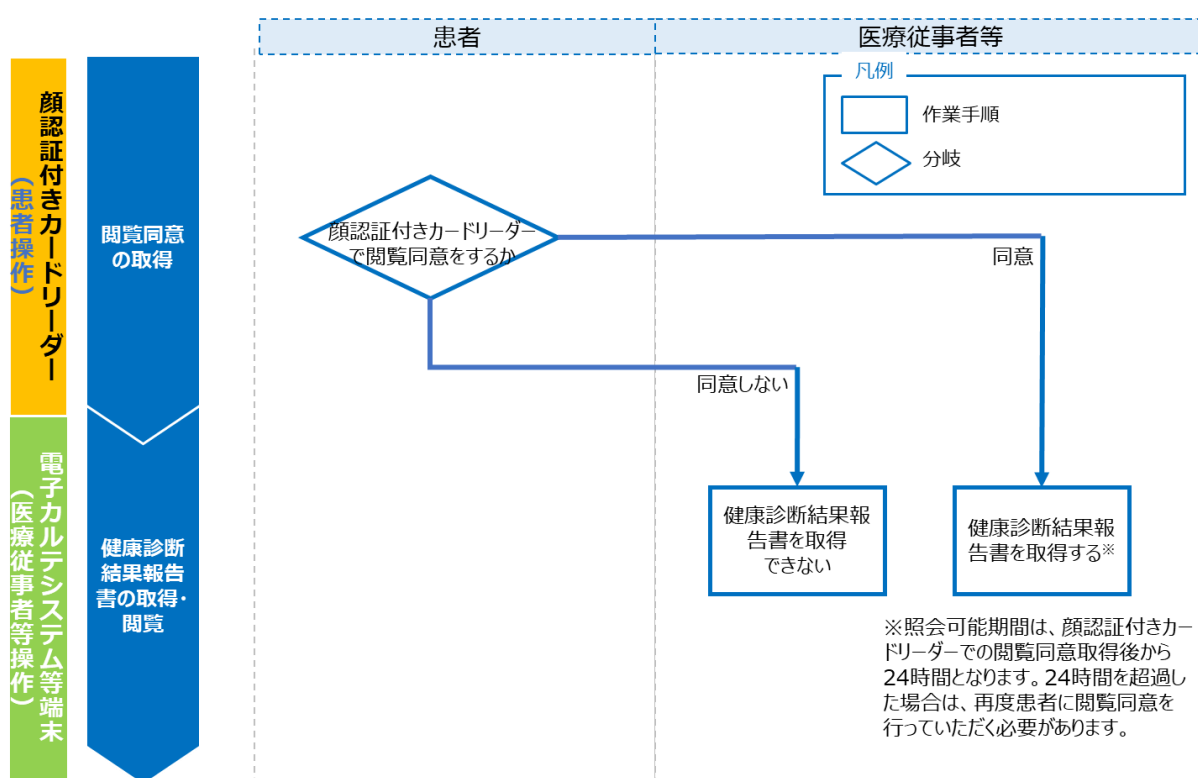
なお、**電子カルテ情報共有サービスに登録された日から起算して5年間**は健康診断結果報告書の取得・閲覧が可能です。

※ 閲覧可能な健康診断結果報告書の全項目については、本マニュアル別紙の参考資料「健康診断結果報告書項目一覧」をご参照ください。

⚠ 注意事項 取扱い対象の健康診断結果報告書

電子カルテ情報共有サービスで取り扱う健康診断結果報告書は、「第4期 特定健診・事業者健診」が開始された「**2024年4月1日以降に実施したもの**」に限定されますのでご注意ください。

B 健康診断結果報告書を閲覧する場合の手順フロー



📌 ポイント 閲覧上の留意点

閲覧照会は健康診断結果報告書の閲覧を許可された医師等のアカウントからのみ可能であり、その他の職員のアカウントから閲覧することはできません※。

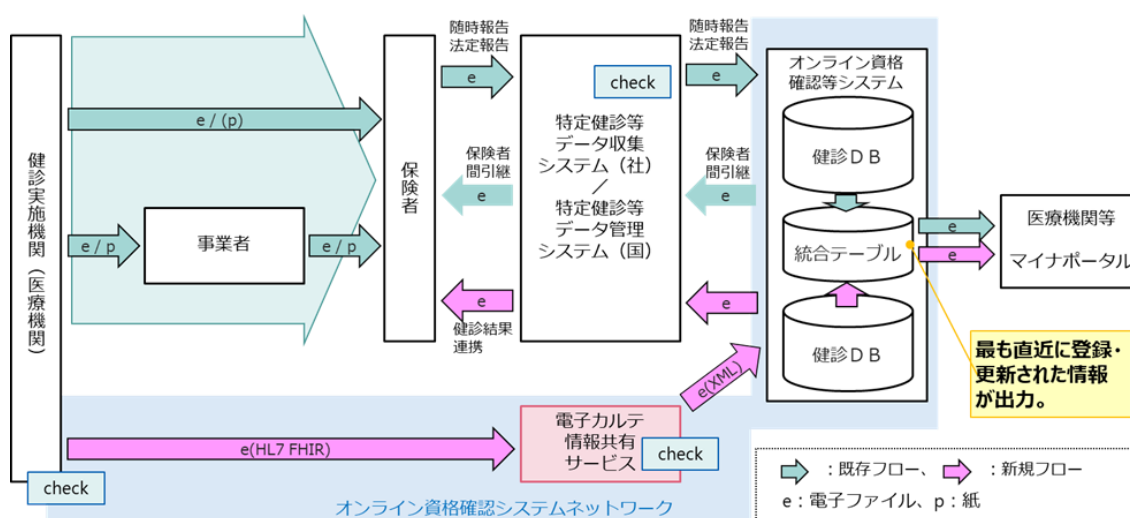
また、一度電子カルテシステムサーバー等に取得済みの健康診断結果報告書は、照会可能期間（顔認証付きカードリーダーでの閲覧同意取得後から24時間）以降も常時閲覧が可能です。

※ オンライン資格確認等システムのアカウントの種類及び各アカウントの付与方法については、「操作マニュアル（管理者編）」をご参照ください。

健康診断結果報告書の提出フロー

電子カルテ情報共有サービス導入後は、電子カルテ情報共有サービスを経由して、病院・診療所から直接オンライン資格確認等システムに健康診断結果報告書を登録することが可能になります（下図の新規フローを参照）。これにより、病院・診療所においては、より迅速に患者の健診結果を確認することができます。

ただし、**電子カルテ情報共有サービス経由で健康診断結果報告書を登録した場合であっても、病院・診療所(健診実施機関)から医療保険者等や事業者等への健康診断結果報告書の提出は必要です。**提出しない場合、医療保険者等において健康保険法等に基づく随時報告や法定報告や費用決済を行えない事態が発生する可能性があります。医療保険者等や事業者等への提出は電子カルテ情報共有サービスの導入前と同様に必要である点にご留意ください。



既存フロー：健診結果について、健康保険法等に基づき医療保険者等に提出される経路

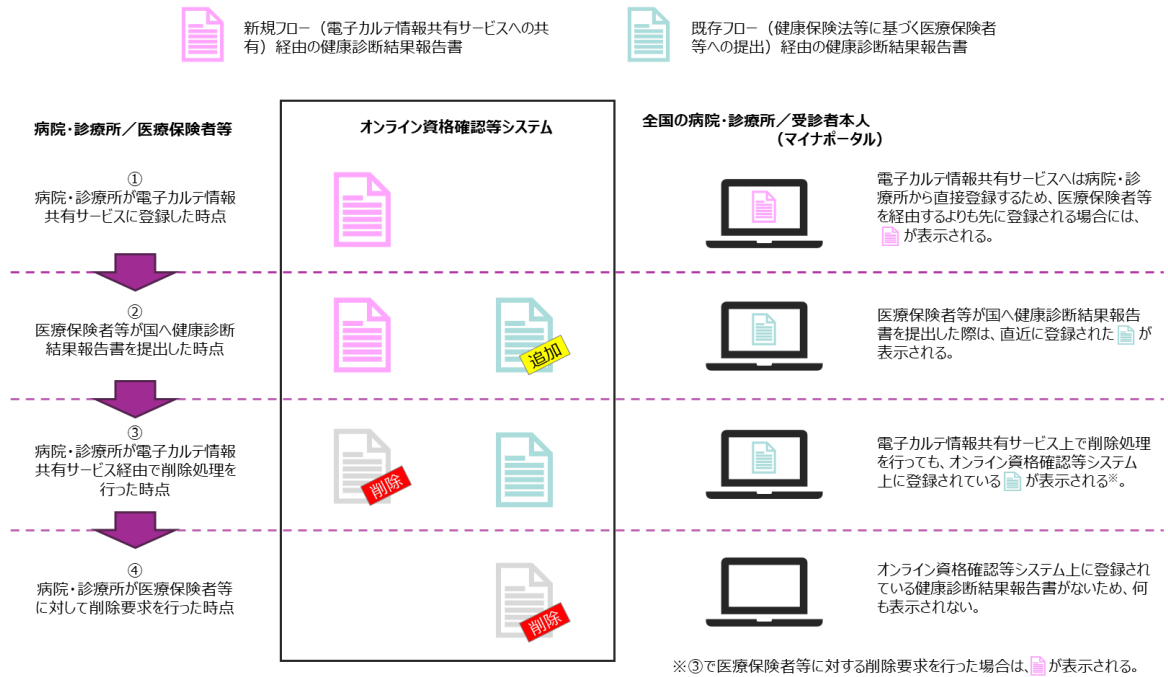
新規フロー：新たに電子カルテ情報共有サービスを経由して病院・診療所から登録される経路

なお、同一日に実施した健診については、「既存フロー経由で登録される健康診断結果報告書」と「新規フロー経由で登録される健康診断結果報告書」の両方が、オンライン資格確認等システムに登録されます。どちらか一方が削除されることはありません。ただし、病院・診療所や受診者本人（マイナポータル）に対しては、直近に登録又は更新された方の健康診断結果報告書が表示されます。

健康診断結果報告書の内容に誤りがあり、「既存フロー経由で登録される健康診断結果報告書」と「新規フロー経由で登録される健康診断結果報告書」のどちらか一方の誤りがある健康診断結果報告書が削除された場合、オンライン資格確認等システム上に残存する方の健康診断結果報告書が病院・診療所及び受診者本人に共有されます。つまり、新規フローで登録した健康診断結果報告書を電子カルテ情報共有サービス上で削除を行ったとしても、「既存フロー経由で登録された健康診断結果報告書」は削除されないため、病院・診療所やマイナポータル上には「既存フロー経由で登録された健康診断結果報告書」が削除されずに表示されていることとなります（医療保険者等が未提出の場合は表示されません）。健康診断結果報告書そのものを削除する必要がある場合は、既存フロー経由と新規フロー経由の双方で登録された健康診断結果報告書を削除する必要があります。したがって、電子カルテ情報共有サービスに対してシステム上で削除要求を行うだけでなく

医療保険者等に対しても健康診断結果報告書の削除を依頼する必要がある点に留意してください。

◆病院・診療所が登録／削除処理を行った際に、全国の病院・診療所／受診者本人が取得・閲覧する健康診断結果報告書の例





ポイント 利用設定に応じた健診情報の取得範囲

資格確認端末の環境設定画面において、「電子カルテ情報共有サービスを利用する」設定にしているかどうかによって、取得できる健診情報の範囲が異なります。

<「電子カルテ情報共有サービスを利用する」に設定している場合>

- ・ 電子カルテ情報共有サービスで取り扱う健診項目について、電子カルテ情報共有サービス経由で連携される健診情報を含め、過去 5 年間に実施されたすべての健診データを取得することができます。
- ・ 同一年内に複数回健診を受診している場合は、その受診回数分すべての情報が取得対象となります。年度内に 2 回受診している場合は 6 回分以上取得することが可能です。
- ・ なお、PDF 形式の健診結果報告書については、従来どおり過去 5 回分が表示対象となります。

<「電子カルテ情報共有サービスを利用しない」に設定している場合>

- ・ 従来どおり、保険者が随時提出又は法定報告した特定健診等の情報のみが取得対象です。
- ・ 取得範囲は過去 5 年分・計 5 回分の健診情報（75 歳以上は後期高齢者健診、40 歳未満は事業主健診（一般定期健康診断等））です。電子カルテ情報共有サービス経由の情報は含まれません。

第7章 臨床情報の登録・閲覧（電子カルテ情報共有サービス対応病院・診療所向け）

概要

病院・診療所の医療従事者等は、自施設に来院した患者の臨床情報を電子カルテ情報共有サービスに登録します※。全国の病院・診療所の医療従事者等は、電子カルテ情報共有サービスに登録された臨床情報を取得・閲覧します。臨床情報の概要については以下の表をご参照ください。

業務上で問題が発生した場合には「第9章 困った時には」をご確認ください。

※ 臨床情報の登録については、保険医療機関（歯科）は対象外です。ただし、医科歯科併設医療機関は対象となります。

	情報名	概要	通常の取得・閲覧可能期間 (長期保存フラグを設定しない場合)	フラグ設定対象
				長期保存フラグ
臨床情報	傷病名	診断をつけた傷病名	電子カルテ情報共有サービス登録日から5年間	対象
	感染症	5項目の検査結果 ・梅毒STS ・梅毒TP抗体 ・HBs ・HCV ・HIV	電子カルテ情報共有サービス登録日から5年間	対象
	薬剤アレルギー等	薬剤アレルギー等	電子カルテ情報共有サービス登録日から5年間	対象
	その他アレルギー等	薬剤以外のアレルギー等 (食品・飲料、環境等)	電子カルテ情報共有サービス登録日から5年間	対象
	検査	救急・生活習慣病に関わる 43項目の検体検査結果	電子カルテ情報共有サービス登録日から1年間もしくは直近3回分※1	対象外

※1 直近3回分の情報は期間に関わらず閲覧可能ですが、直近3回目より過去の情報は登録から1年間経過すると取得・閲覧対象外となります。

※2 直近3回分の情報は期間に関わらず閲覧可能ですが、直近3回目より過去の情報は登録から100日間経過すると取得・閲覧対象外となります。



ポイント **未提供フラグ・未告知フラグとは**※

傷病名に未提供フラグや未告知フラグを設定することで、全国の病院・診療所や患者本人への閲覧制御が可能となります。ただし、フラグを設定しても、傷病名は電子カルテ情報共有サービス上に登録されます。

フラグ名	設定対象	設定方法	設定結果	フラグ設定が必要な状況例
未提供フラグ	傷病名	医師が共有に適さないと判断した傷病名に対して、フラグを設定する。	電子カルテ情報共有サービス上には登録されるが、全国の病院・診療所及び患者本人には共有されない。	<ul style="list-style-type: none"> 診療初期に設定した病名であり、診療の過程でより詳細・確実な病名に変更される見込みがある。 疑われる病名について、疑いの度合いに応じて情報の共有範囲を調整したい。 (前立腺癌の疑いとして検査中であるが実際に前立腺癌がある可能性は低く、前立腺癌疑いについて他の病院・診療所や患者へ共有すると、不必要な懸念を招く可能性がある等)
未告知フラグ	傷病名	医師が患者に告知していない傷病名に対して、フラグを設定する。	電子カルテ情報共有サービス上には登録され、全国の病院・診療所に共有されるが、未告知である旨が表示される。患者本人には共有されない。	<ul style="list-style-type: none"> 患者本人に傷病名を告知しておらず、患者家族のみに告知している。 患者本人に対して、該当する傷病について十分に説明できていない。 患者本人・家族が傷病名の告知を望んでいない。

注意事項

- 各フラグの設定判断を誤ると、本人が認知していない傷病名がマイナポータル上で閲覧できてしまう恐れがあります。多職種の職員が連携しながら登録を行う運用が想定されますが、**医師の判断を経た上**での登録を行ってください。
- 各フラグの設定がない傷病名は、電子カルテ情報共有サービスに登録された時点で患者本人がマイナポータル上で閲覧可能となりますので、**患者への説明が適切に行われていないまま登録されてしまうと、患者に混乱が生じるおそれがあります**。可能な限り患者への説明と同じタイミングでフラグを設定するなど、設定のタイミングを誤らないよう、十分に注意して登録してください。

なお、各フラグの組合せによって、以下のように閲覧が制御されます。

未告知フラグ	未提供フラグ	全国の病院・診療所	患者本人
あり	あり	閲覧不可	閲覧不可
なし	あり	閲覧不可	閲覧不可
あり	なし	閲覧可 (未告知である旨も併せて表示)	閲覧不可
なし	なし	閲覧可	閲覧可

※未告知フラグおよび未提供フラグの仕様見直しおよび運用上の考え方や判断基準については、今後、厚生労働省において検討が行われ、別途公表される予定です。

ポイント 長期保存フラグとは

傷病名、感染症、薬剤アレルギー等、その他アレルギー等に長期保存フラグを設定すると、フラグの付いた傷病名等は、通常の保存期間（登録日から5年間）を超えて、長期間、電子カルテ情報共有サービス上に保存されます。

フラグ名	設定対象	設定方法	設定結果	フラグ設定が必要な状況例
長期保存フラグ	傷病名 感染症 薬剤アレルギー等 その他アレルギー等	長期の保存が望ましいと医療従事者等が判断した情報に対して、フラグを設定する。	通常の保存期間（5年間）を超えて、電子カルテ情報共有サービス上に情報を長期間保存する。	生涯負う可能性の高い「遺伝性疾患」や「慢性疾患」

注意事項

長期保存すべきか否かは、**医療従事者等が判断し**、フラグを設定してください。長期保存フラグがむやみに付与されないよう、医療機関内で適切な運用ルールを定めてください。

ポイント 長期保存フラグと廃止医療機関名の表示

長期保存フラグが付与されると、過去に廃止された医療機関で登録された臨床情報が更新されないまま臨床情報一覧に表示され続ける場合があります。そのため、電子カルテ情報共有サービスで出力される臨床情報一覧には、医療機関等マスタに登録された廃止情報に基づき、医療機関名の表示方法を以下のとおり定めています。

廃止年月日が登録されている医療機関廃止年月日以降は、医療機関名の先頭に「【廃】」を付けて表示します。*

ポイント 保存期間の起算日について（長期保存フラグを設定していない場合）

電子カルテ情報共有サービスにおける保存期間の起算日は、電子カルテ情報共有サービスに登録した日です。登録済みの情報を更新した場合は、更新した日が新たな保存期間の起算日となります。

マイナポータルへの掲載

臨床情報はマイナポータルにも掲載され、患者本人が臨床情報を迅速かつ電子的に確認することができます。

マイナポータル掲載イメージ

※画面は初期イメージであり、今後変更される可能性があります。

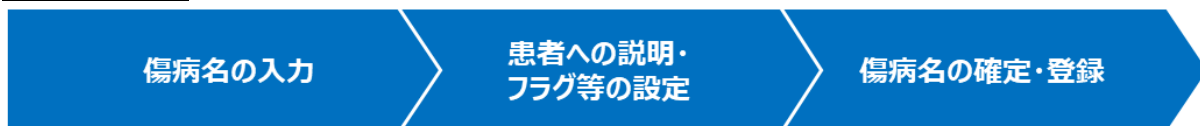
The image displays four screenshots of the My Number Portal app interface, each showing a different category of clinical information:

- 傷病名 (Injuries):** Lists various conditions such as Acute Kidney Injury, Postoperative Liver Cancer, Influenza, and Shoulder Dislocation, with details on registration dates and hospital/clinic names.
- 感染症 (Infections):** Shows results for Syphilis (梅毒STS) tests, including test dates, locations, and results (e.g., (+), (-), or quantitative values like 5.2 U).
- アレルギー等 (Allergies):** Lists medications like Penicillin and Cefazolin, along with other allergens like Pollen (スギ花粉), detailing diagnosis status, severity, and symptoms.
- 検査結果 (Test Results):** Displays a table of test results for Total Protein (総蛋白), Albumin (アルブミン), and ALT (GPT) across different dates and locations.

手順

A 臨床情報を登録する場合

傷病名の登録



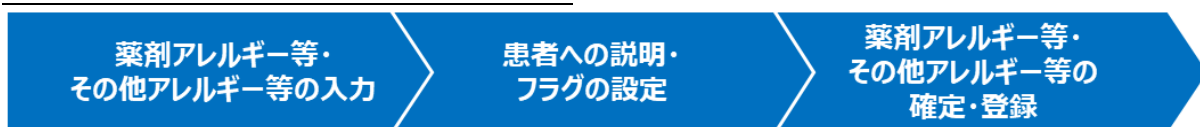
電子カルテシステム等端末（医療従事者等操作）

感染症の登録



電子カルテシステム等端末（医療従事者等操作）

薬剤アレルギー等・その他アレルギー等の登録



電子カルテシステム等端末（医療従事者等操作）

検査の登録



電子カルテシステム等端末（医療従事者等操作）

B 臨床情報を閲覧する場合



顔認証付きカードリーダー
（患者操作）

電子カルテシステム等端末
（医療従事者等操作）

A 臨床情報を登録する場合

傷病名の登録

(1) 傷病名の入力



医療従事者等は、診察結果や検査結果から判断した患者の傷病名を電子カルテシステム等に入力します。

(2) 患者への説明・フラグ等の設定



医療従事者等は、診断をつけた傷病名について、必要に応じて患者に説明します。

患者に説明した結果を受けて、疑い区分（確定病名又は疑い病名）や主病名区分（主傷病又は副傷病）、未提供フラグ、未告知フラグ※、長期保存フラグの有無の設定をします。

疑い区分や主病名区分、未提供フラグ、未告知フラグの有無の設定は医師以外が代行することも可能ですが、必ず医師の判断を経た上で登録を行ってください。長期保存フラグは、無作為に設定しないよう、医療従事者等の判断の上で行ってください。

※ 未告知フラグおよび未提供フラグの仕様見直しおよび運用上の考え方や判断基準については、今後、厚生労働省において検討が行われ、別途公表される予定です。

傷病名の登録項目・登録に当たっての注意事項※

傷病名の登録に当たって、ご注意いただきたい事項を示します。

※電子カルテ情報共有サービスに登録する傷病名の判断基準や考え方については、今後、厚生労働省において検討が行われ、別途公表される予定です。

登録項目

No.	項目	表示内容	PDF 帳票ファイルの出力場所
1	病名開始日*	<ul style="list-style-type: none"> 日付は、年や年月だけ表示される可能性があります。 日付の新しいものから順に表示されます。 	1
2	終了日*	<ul style="list-style-type: none"> 日付は、年や年月だけ表示される可能性があります。 終了日が登録されている傷病名は、終了病名の欄に表示されます。 	2
3	傷病名*	<ul style="list-style-type: none"> 標準病名履歴マスタに基づく傷病名が表示されます。 「前置修飾語 + 傷病名 + 後置修飾語」の形式で表示されます。 	3
4	疑い*	<ul style="list-style-type: none"> お使いの電子カルテシステム等における疑い病名の登録方法にかかわらず、閲覧時は「●●の疑い」（例：前立腺癌の疑い）と表示されます。 	
5	主傷病*	<ul style="list-style-type: none"> 主傷病に設定された傷病名は、傷病名欄の先頭に「主」と表示されます。 	
6	未告知*	<ul style="list-style-type: none"> 未告知フラグを設定した傷病名は、傷病名欄の末尾に「未告知」と表示されません。 	
7	未提供*	<ul style="list-style-type: none"> 未提供フラグを設定した傷病名は、傷病名欄に表示されません。 	—
8	臨床の状態	<ul style="list-style-type: none"> 存続、不明、寛解、治癒と表示されます。 	4
9	登録医療機関名*	<ul style="list-style-type: none"> 医療機関等マスタに基づく医療機関名称が表示されます。 	5
10	長期保存	<ul style="list-style-type: none"> 長期保存フラグを設定した傷病名は、長期保存欄に「○」が表示されます。 	6

*：登録が必須となる項目です。

*：登録内容次第で必須となる場合があります。お使いの電子カルテシステム等上で必須となっているか、ご確認ください。

PDF 帳票ファイル(イメージ)

傷病名の表示レイアウトは今後変更の可能性があります。

病院・診療所が、電子カルテ情報共有サービスに登録された患者の傷病名を閲覧する際には、以下のイメージで表示されます。

傷病名
病名

閲覧同意：あり

病名開始日 1	傷病名 2	臨床の状態 4	登録医療機関名 5	長期保存 6
2023年12月21日	主 【疑】高血圧症	存続	△△病院	
2023年12月21日	特発性嘔吐症	不明	△△病院	
2016年	主 慢性腎不全	未告知	【廃】××診療所	○

終了病名

病名開始日 1	終了日 2	傷病名 3	臨床の状態 4	登録医療機関名 5	長期保存 6
2023年10月11日	2023年10月11日	主 インフルエンザ	治癒	△△病院	
2023年10月11日	2023年10月11日	特発性嘔吐症	軽快	△△病院	
2023年07月10日	2024年01月22日	主 【疑】HIVパーキットリンパ腫	未告知	【廃】○○内科クリニック	○
2023年05月	2023年05月05日	主 あから顔		△△病院	
2020年	2020年04月30日	主 垂脱臼		【廃】○○内科クリニック	



ポイント 電子カルテ情報共有サービスに登録される傷病名の範囲

電子カルテ情報共有サービスへの傷病名登録の際は、新規に登録する傷病名だけでなく、以下の条件に該当する電子カルテシステム等上の傷病名も同時に連携されます。そのため、必要に応じてフラグ等の登録項目の再設定を行ってください。

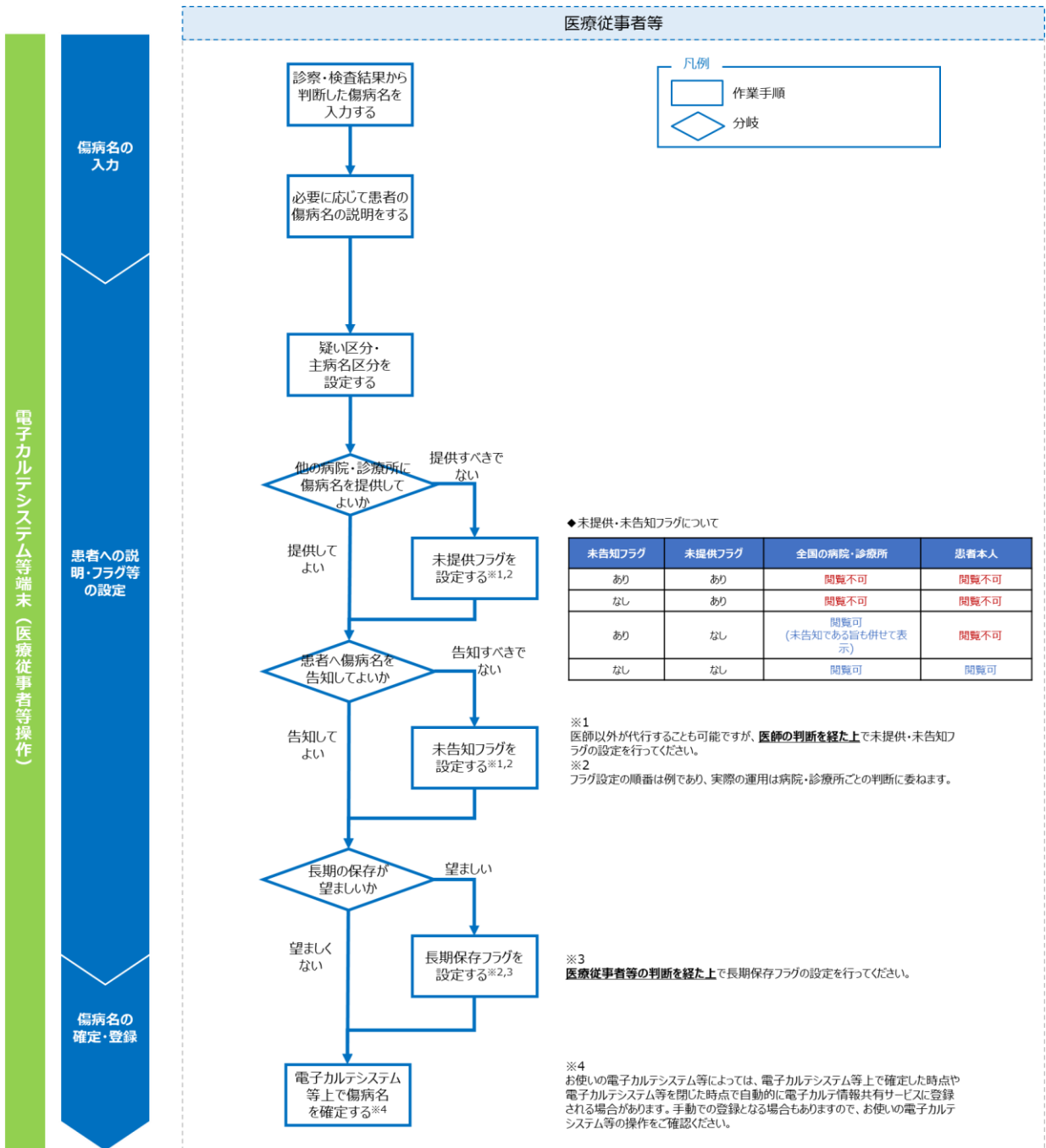
＜電子カルテ情報共有サービスに登録される傷病名＞

以下のいずれかに該当する傷病名が対象です。

- ・電子カルテ情報共有サービスへの登録時点で終了日等[※]が5年以内
- ・終了日等[※]が存在しない

※ 傷病名の削除日、転帰日、完了日などが記載され、その患者に登録されていた情報がなくなった（消失した）とされた日

傷病名の登録の対応手順フロー



感染症の登録

（1）検査オーダーの送信

医療従事者等は、感染症の検査が必要と判断した場合、電子カルテシステム等から部門システム（検査システム等）へ検査オーダーを送信します。

（2）感染症検査結果の確認

医療従事者等は、部門システムから返却された感染症検査結果を確認します。

（3）患者への説明・フラグの設定※

医師は、感染症検査結果について患者に説明します。医師からの説明の前に患者がマイナポータル上で検査結果を閲覧してしまった場合、誤った解釈をもたらす可能性があるため、必ず「（4）感染症検査結果の確定・登録」を実施する前に、医師が患者に対して検査結果を説明してください。

また、感染症検査結果を踏まえて長期保存フラグを設定します。長期保存フラグは無作為に設定することのないよう、医療従事者等の判断の上で行ってください。

※感染症の結果の説明と登録タイミングの考え方については、今後、厚生労働省において検討が行われ、別途公表される予定です。

（4）感染症検査結果の確定・登録



電子カルテシステム等上で感染症検査結果を確定し、電子カルテ情報共有サービスに登録します。

お使いの電子カルテシステム等によっては、電子カルテシステム等上で確定した時点で自動的に電子カルテ情報共有サービスに登録される場合や、手動での登録となる場合もありますので、お使いの電子カルテシステム等の仕様をご確認ください。

⚠ 注意事項 **感染症の登録タイミングについて**※

感染症の登録タイミングは医療従事者等の判断に委ねますが、次回診療日中（夜間も可）にご登録いただくよう、ご協力をお願いします。なお、期限を過ぎて登録してもエラーとはなりません。また、入院患者の場合は、次回診療日中や退院日までの登録が想定されますが、具体的な登録タイミングは医療従事者等の判断に委ねます。

なお、「（3）患者への説明・フラグの設定」にもあるとおり、医師が感染症の検査結果を患者に説明する前に、患者がマイナポータル上で検査結果を閲覧してしまうと、誤った解釈に至る可能性があります。そのため、感染症の検査結果を電子カルテ情報共有サービスに登録するのは、**医師が患者に検査結果を説明した後**とする必要があります。

また、お使いの電子カルテシステム等によっては、電子カルテシステム等上での確定と同時に、自動的に電子カルテ情報共有サービスに登録される場合もあります。病院・診療所の現行の運用フローにおいては、電子カルテシステム等上での確定後に患者へ説明する場合もあると想定されますが、上述のとおり誤った解釈を防ぐため、お使いの電子カルテシステム等の仕様を確認の上、必要に応じて自動登録とならないよう、電子カルテシステム等のシステムベンダと調整してください。

◆ 感染症の登録運用フロー（例）



※ 感染症の結果の説明と登録タイミングの考え方については、今後、厚生労働省において検討が行われ、別途公表される予定です。

感染症の登録項目・登録に当たっての注意事項※

感染症の登録に当たって、ご注意いただきたい事項を示します。

※ 電子カルテ情報共有サービスに登録する感染症の判断基準や考え方については、今後、厚生労働省において検討が行われ、別途公表される予定です。

登録項目

No.	項目	表示内容	PDF 帳票ファイルの出力場所
1	検体採取日時※1*	<ul style="list-style-type: none"> 日付は、YYYY年MM月DD日hh時mm分あるいはYYYY年MM月DD日の形式で表示されます。 日付の新しいものから順に表示されます。 	1
2	検査項目*	<ul style="list-style-type: none"> 電子カルテ情報共有サービスで取り扱う感染症（梅毒 STS、梅毒 TP 抗体、HBs、HCV、HIV）の具体的な検査項目が表示されます。 	2
3	基準値*	<ul style="list-style-type: none"> 登録元の病院・診療所が電子カルテ情報共有サービスに登録した基準値がそのまま表示されます※2。 	3
4	検査結果*	<ul style="list-style-type: none"> 登録元の病院・診療所が電子カルテ情報共有サービスに登録した検査結果がそのまま表示されます。 	4
5	評価	<ul style="list-style-type: none"> 基準値に比べて「High」（H）の場合、もしくは「Low」（L）の場合のみ検査結果の後に表示されます。「Normal」（基準値範囲内）の場合は表示されません。 	5
6	登録医療機関名*	<ul style="list-style-type: none"> 医療機関等マスタに基づく医療機関名称が表示されます。 	6
7	長期保存	<ul style="list-style-type: none"> 長期保存フラグを設定した検査項目は、長期保存欄に「○」が表示されます。 	7

*：登録が必須となる項目です。

*：登録内容次第で必須となる場合があります。お使いの電子カルテシステム等上で必須となっているか、ご確認ください。

※1 検体採取日時を記述する際は、検体を採取した実際の時刻を記録してください。システム上で採取時刻を管理していない場合や、時刻情報を取得できない運用である場合には、採取日付を記述してください。

※2 基準値は試薬・検査機器、測定方法、性差や学会のガイドライン等の違いによって値が異なる場合があります、医師が経時比較をする上での重要な情報となるため、電子カルテシステム等で当該情報を保持している場合には、必ず登録してください。既に電子カルテシステム等に基準値が登録されている場合は、電子カルテ情報共有サービスに都度入力せずに登録済の基準値を連携することも可能であるため、お使いの電子カルテシステム等の仕様をご確認ください。

単位に関する方針や登録タイミングの考え方の見直しにより感染症の表示レイアウトは今後変更の可能性があります。

PDF 帳票ファイル(イメージ)

病院・診療所が、電子カルテ情報共有サービスに登録された患者の感染症を閲覧する際には、以下のイメージで表示されます。

感染症情報		閲覧同意：あり あり				
検体採取日時 1	検査項目 2	基準値 3	検査結果 4 5	登録医療機関名 6	長期保存 7	
2023年12月21日15時10分	梅毒 TP 抗体	(-)	(+)	△△病院	○	
2023年12月21日15時00分	HBs	(-)	(-)	【廃】◇◇内科		



ポイント **電子カルテ情報共有サービスに登録される感染症の範囲**

電子カルテ情報共有サービスへの感染症登録の際は、新規に登録する感染症だけでなく、以下の条件に該当する電子カルテシステム等上の感染症も同時に連携されます。そのため、必要に応じてフラグ等の登録項目の再設定を行ってください。

<電子カルテ情報共有サービスに登録される感染症>

以下のいずれかに該当する感染症が対象です。

- ・電子カルテ情報共有サービスへの登録時点で終了日等[※]が5年以内
- ・終了日等[※]が存在しない

※ 感染症の削除日、転帰日、完了日などが記載され、その患者に登録されていた情報がなくなった（消失した）とされた日

**ポイント 感染症 5 項目について**

感染症 5 項目は、梅毒、HBV、HCV、HIV に関する以下の検査結果を対象としています。なお、PDF 帳票ファイルには、FHIR 項目名称に記載された内容が検査項目として表示されます。また、検査結果については、正常値（陰性）の情報も登録可能です。

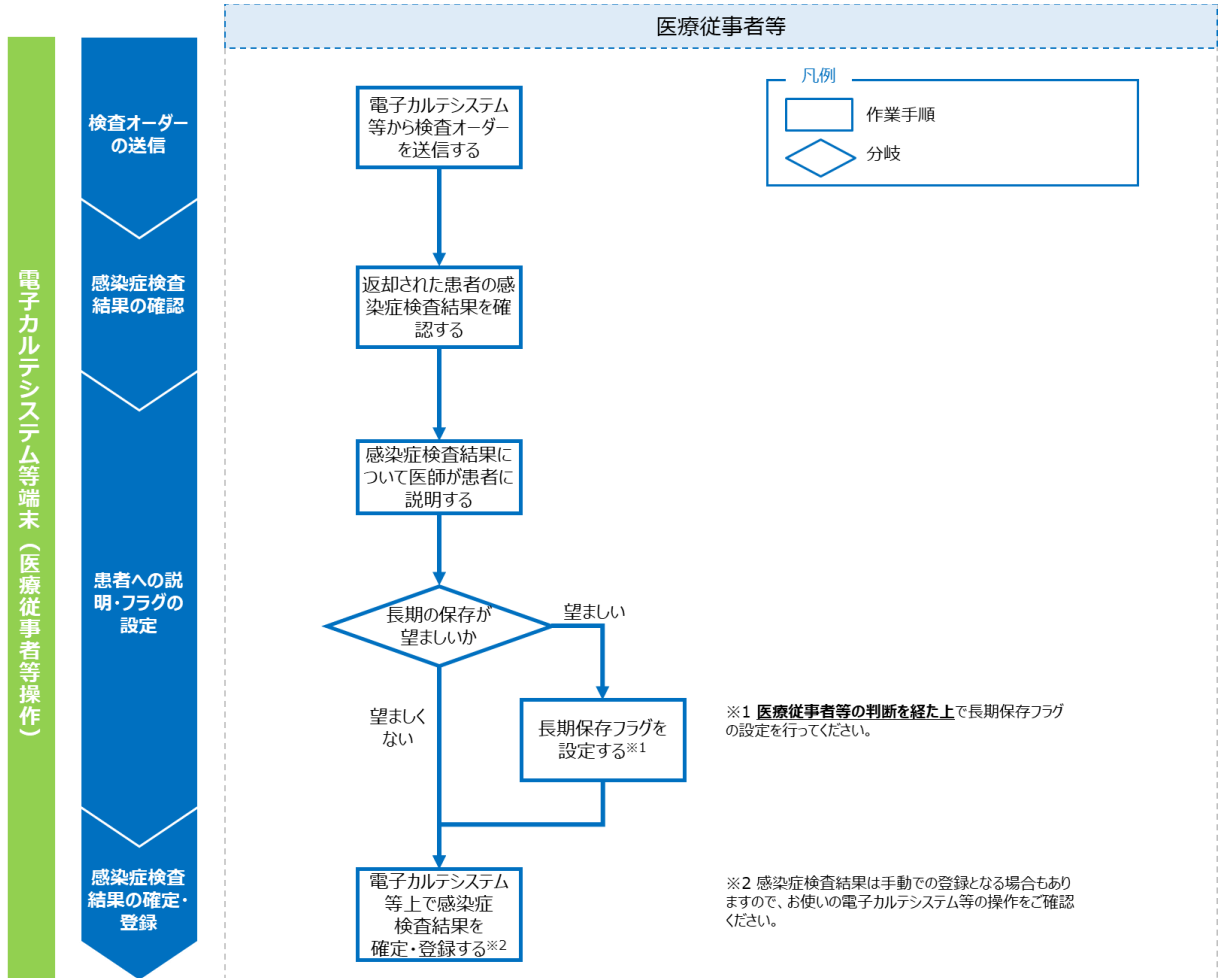
※ 電子カルテ情報共有サービス対象外の検査項目については、登録データに含まれていてもエラーとはならず、当該項目は電子カルテ情報共有サービス側の保存処理において自動的に除外されます。そのため、対象外項目のデータは、他の病院・診療所や医療保険者等、マイナポータル等への連携対象にはなりません。

感染症 5 項目

検査項目	FHIR 項目名称
01_梅毒 STS	1. 梅毒 STS(定性) 2. 梅毒 STS(定量) 3. 梅毒 STS(希釈倍率)
02_梅毒 TP 抗体	1. 梅毒 TP 抗体(定性) 2. 梅毒 TP 抗体(陽性コントロール比) 3. 梅毒 TP 抗体(半定量) 4. 梅毒 TP 抗体(定量)
03_HBs	1. HBs 抗原(定性) 2. HBs 抗原(希釈倍率) 3. HBs 抗原(吸光度) 4. HBs 抗原(定量) 5. HBs 抗原(陽性コントロール比) 6. HBs 抗体(定性) 7. HBs 抗体(希釈倍率) 8. HBs 抗体(定量)
04_HCV	1. HCV 核酸増幅検査(定量) 2. HCV 核酸増幅検査(定性) 3. HCV 抗原検査(定性) 4. HCV 抗原検査(定量) 5. HCV 抗体(希釈倍率) 6. HCV 抗体(定性) 7. HCV 抗体(陽性コントロール比) 8. HCV 抗原・抗体同時(定性) 9. HCV 抗原・抗体同時(陽性コントロール比)

検査項目	FHIR 項目名称
05_HIV	<ol style="list-style-type: none">1. HIV-1(ウイルス RNA 定量)2. HIV-1(ウイルス RNA 定量判定)3. HIV-1p24 抗原(定性)4. HIV-1p24 抗原(陽性コントロール比)5. HIV-1 + 2 抗体(希釈倍率)6. HIV-1 + 2 抗体(定性)7. HIV-1 + 2 抗体(陽性コントロール比)8. HIV-1 + 2 抗原・抗体同時(吸光度)9. HIV-1 + 2 抗原・抗体同時(定性)10. HIV-1 + 2 抗原・抗体同時(陽性コントロール比)11. HIV-1 抗体(希釈倍率)12. HIV-1 抗体(定性)13. HIV- 2 抗体(希釈倍率)14. HIV-2 抗体(定性)

感染症の登録の対応手順フロー



薬剤アレルギー等・その他アレルギー等の登録

ポイント 「**薬剤アレルギー等**」と「**その他アレルギー等**」との違い※

「**薬剤アレルギー等**」は、過去にアレルギー反応があった医薬品や生物学的製剤、アレルギー以外の機序による医薬品や生物学的製剤への不耐症などを指します。医薬品には、一般的な医薬品（内服/外用する化合物）に加え、注射剤等（注射点滴手法によるものは含まれない）、及び OTC 医薬品が含まれます。なお、患者特有のアレルギー情報に限定し、病名禁忌や妊娠等の状態による禁忌は含みません。

「**その他アレルギー等**」は、食品・飲料、環境に関するアレルギーやアレルギー以外の機序による食品・飲料、環境への不耐症等、医薬品以外の要因によるアレルギー・不耐症を指します。

なお、「**薬剤アレルギー等**」及び「**その他アレルギー等**」の「等」は、必ずしもアレルギーの作用機序で生じない不耐症も含むことを示しています。

※ 電子カルテ情報共有サービスに登録する**薬剤アレルギー等**、**その他アレルギー等**の判断基準や考え方については、今後、厚生労働省において検討が行われ、別途公表される予定です。

（1）薬剤アレルギー等・その他アレルギー等の入力



医療従事者等は、患者の**薬剤アレルギー等・その他アレルギー等**の情報を電子カルテシステム等に入力します※。

※ **薬剤アレルギー**は薬剤名で入力し、薬剤名を指定できない場合には**薬剤成分名**で入力してください。薬剤名又は**薬剤成分名**で入力できない場合のみ、薬剤の系統（例：セフェム系抗生物質、ヨード系造影剤等）をフリーテキストで入力してください。

（2）患者への説明・フラグの設定

薬剤アレルギー等・その他アレルギー等の入力 → **患者への説明・フラグの設定** → 薬剤アレルギー等・その他アレルギー等の確定・登録

電子カルテシステム等端末（医療従事者等操作）

薬剤名	登録日	種別	状況	登録者	承認者
フルニチドニル 0.5g x 20錠	2023.11.10	薬剤アレルギー	確定	山崎, R.Y.	

医療従事者等は、薬剤アレルギー等・その他アレルギー等について、必要に応じて患者に説明します。

長期保存フラグは、無作為に設定しないよう、医療従事者等の判断の上で行ってください。

（3）薬剤アレルギー等・その他アレルギー等の確定・登録※

薬剤アレルギー等・その他アレルギー等の入力 → 患者への説明・フラグの設定 → **薬剤アレルギー等・その他アレルギー等の確定・登録**

電子カルテシステム等端末（医療従事者等操作）

薬剤名	登録日	種別	状況	登録者	承認者
フルニチドニル 0.5g x 20錠	2023.11.10	薬剤アレルギー	確定	山崎, R.Y.	

医療従事者等は、電子カルテシステム等上で薬剤アレルギー等・その他アレルギー等を確定し、電子カルテ情報共有サービスに登録します。

お使いの電子カルテシステム等によっては、電子カルテシステム等上で確定した時点や電子カルテシステム等を閉じた時点で自動的に電子カルテ情報共有サービスに登録される場合や、手動での登録となる場合もありますので、お使いの電子カルテシステム等の仕様をご確認ください。

※電子カルテ情報共有サービス登録する薬剤アレルギー等、その他アレルギー等の判断基準や考え方については、今後、厚生労働省において検討が行われ、別途公表される予定です。

⚠ 注意事項 薬剤アレルギー等・その他アレルギー等の登録タイミングについて

薬剤アレルギー等・その他アレルギー等の登録タイミングは医療従事者等の判断に委ねますが、診療当日中（夜間も可）にご登録いただくよう、ご協力をお願いします。なお、期限を過ぎて登録してもエラーとはなりません。また入院患者の場合は、診療当日中や退院日までの登録が想定されますが、具体的な登録タイミングは医療従事者等の判断に委ねます。

薬剤アレルギー等・その他アレルギー等の登録項目・登録に当たっての注意事項

薬剤アレルギー等・その他アレルギー等の登録に当たって、ご注意いただきたい事項を示します。

【薬剤アレルギー等】

登録項目

No.	項目	表示内容	PDF 帳票ファイルの出力場所
1	登録日	<ul style="list-style-type: none"> 日付は、年や年月だけ表示されることがあります。 日付の新しいものから順に表示されます（空白の場合は、日付が記載されている情報の下部に表示されます）。 	1
2	薬剤名*	<ul style="list-style-type: none"> 薬剤アレルギー用コードマスタ、剤形・規格・銘柄不明コードマスタに基づく薬剤名が表示されます。 	2
3	重症度	<ul style="list-style-type: none"> 【高、低、評価不能】のいずれか選択したものが表示されます。重症度の設定例は、本章 252 ページの「重症度とは」をご参照ください。 	3
4	症状	<ul style="list-style-type: none"> 標準病名履歴マスタに基づく症状が表示されます。 症状が複数あった場合は羅列して表示されます。 	4
5	登録医療機関名*	<ul style="list-style-type: none"> 医療機関等マスタに基づく医療機関名称が表示されます。 	5
6	長期保存	<ul style="list-style-type: none"> 長期保存フラグを設定した薬剤名は、長期保存欄に「○」が表示されます。 	6

*：登録が必須となる項目です。

*：登録内容次第で必須となる場合があります。お使いの電子カルテシステム等上で必須となっているか、ご確認ください。

PDF 帳票ファイル(イメージ)

薬剤アレルギー等の表示レイアウトは今後変更の可能性あります。

病院・診療所が、電子カルテ情報共有サービスに登録された患者の薬剤アレルギー等を閲覧する際には、以下のイメージで表示されます。

薬剤アレルギー等情報

閲覧同意： あり

登録日 1	薬剤名 2	重症度 3	症状 4	登録医療機関名 5	長期保存 6
2022年12月09日	ビオフェルミン配合散	低	痒み	△△病院	
2016年05月30日	アリナミンF10注	高	過呼吸	【廃】◇◇内科	○



ポイント 電子カルテ情報共有サービスに登録される薬剤アレルギー等の範囲※

電子カルテ情報共有サービスへの薬剤アレルギー等登録の際は、新規に登録する薬剤アレルギー等だけでなく、以下の条件に該当する電子カルテシステム等上の薬剤アレルギー等も同時に連携されます。そのため、必要に応じてフラグ等の登録項目の再設定を行ってください。

＜電子カルテ情報共有サービスに登録される薬剤アレルギー等＞

以下のいずれかに該当する薬剤アレルギー等が対象です。

- ・電子カルテ情報共有サービスへの登録時点で終了日等※が5年以内
- ・終了日等※が存在しない

※ 薬剤アレルギー等の削除日、転帰日、完了日などが記載され、その患者に登録されていた情報がなくなった（消失した）とされた日

※ 電子カルテ情報共有サービスに登録する薬剤アレルギー等、その他アレルギー等の判断基準や考え方については、今後、厚生労働省において検討が行われ、別途公表される予定です。

【その他アレルギー等】

登録項目

No.	項目	表示内容	PDF 帳票ファイルの出力場所
1	登録日	<ul style="list-style-type: none"> 日付は、年や年月だけ表示される可能性があります。 日付の新しいものから順に表示されます（空白の場合は、日付が記載されている情報の下部に表示されます）。 	1
2	カテゴリ*	<ul style="list-style-type: none"> 【食品、環境】のいずれか選択されたものが表示されます。登録元の病院・診療所において記載がない場合は、空白となります。 	2
3	アレルギー*	<ul style="list-style-type: none"> J-FAGY アレルゲンコードマスタに基づくアレルギーが表示されます。 	3
4	重症度	<ul style="list-style-type: none"> 【高、低、評価不能】のいずれか選択したものが表示されます。重症度の設定例は、本章 252 ページの「重症度とは」をご参照ください。 	4
5	症状	<ul style="list-style-type: none"> 標準病名履歴マスタに基づく症状が表示されます。 症状が複数あった場合は羅列して表示されます。 	5
7	登録医療機関名*	<ul style="list-style-type: none"> 医療機関等マスタに基づく医療機関名称が表示されます。 	6
8	長期保存	<ul style="list-style-type: none"> 長期保存フラグを設定した傷病名は、長期保存欄に「○」が表示されます。 	7

*：登録が必須となる項目です。

*：登録内容次第で必須となる場合があります。お使いの電子カルテシステム等上で必須となっているか、ご確認ください。

その他アレルギー等の表示レイアウトは今後変更の可能性があります。

PDF 帳票ファイル(イメージ)

病院・診療所が電子カルテ情報共有サービスに登録された患者のその他アレルギー等を閲覧する際には、以下のイメージで表示されます。

その他アレルギー等情報

閲覧同意： あり

登録日 1	カテゴリ 2	アレルギー 3	重症度 4	症状 5	登録医療機関名 6	長期保存 7
2016年05月30日	食物	さば類	評価不能	しびれ	【廃】◇◇内科	○

**ポイント 電子カルテ情報共有サービスに登録されるその他アレルギー等の範囲※**

電子カルテ情報共有サービスへのその他アレルギー等登録の際は、新規に登録するその他アレルギー等だけでなく、以下の期間に関する条件に当てはまる電子カルテシステム等上のその他アレルギー等も同時に連携されます。そのため、以下の期間に関する条件に当てはまるその他アレルギー等も見直し、必要に応じてフラグ等の登録項目の再設定を行ってください。

＜電子カルテ情報共有サービスに登録されるその他アレルギー等＞

以下いずれかに当てはまるその他アレルギー等が対象です。

- ・電子カルテ情報共有サービスへの登録時点で終了日等※が5年以内
- ・終了日等※が存在しない

※ その他アレルギー等の削除日、転帰日、完了日などが記載され、その患者に登録されていた情報がなくなった（消失した）とされた日

※ 電子カルテ情報共有サービスに登録する薬剤アレルギー等、その他アレルギー等の判断基準や考え方については、今後、厚生労働省において検討が行われ、別途公表される予定です。

**重症度とは※**

薬剤アレルギー等・その他アレルギー等に関して、臨床的反応性の「重症度」に応じ、高、低、評価不能のいずれかに分類される項目です※。重症度の判断基準には以下の Common Terminology Criteria for Adverse Events（以下、「CTCAE」という。）のグレード分類をご参考ください。

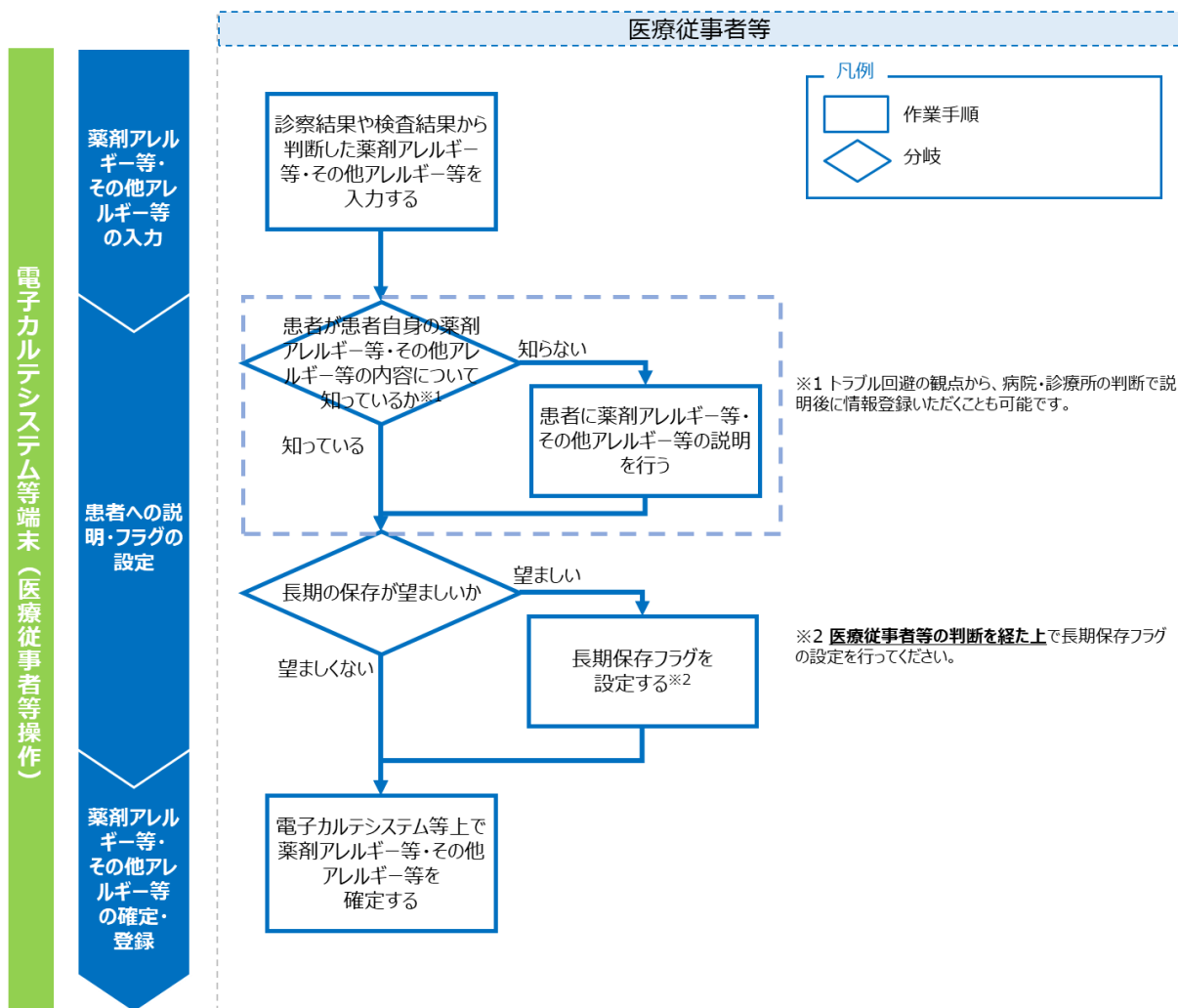
◆重症度の選択肢

選択肢	説明
高	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重症または医学的に重大な有害事象のため、原則、投与、摂取、暴露が不可の場合（CTCAE Grade 3 以上を想定）
低	<ul style="list-style-type: none"> ・ 軽度又は中等度の反応であり、状況によって再投与や接種が検討可能な場合（CTCAE Grade 1~2 程度を想定）
評価不能	<ul style="list-style-type: none"> ・ 反応が報告されているが、重症度を判定する十分な情報が得られない場合

※ 現在、病院・診療所の運用において、主にカルテにアレルギー情報の名称のみが記載されており、症状の重症度が不明確な場合が多く見受けられます。これに対して、電子カルテ情報共有サービスでは、より精度の高い情報共有を実現し、より質の高い診察・処方・服薬指導を行うため、アレルギーの重症度も登録可能としています。

※ 薬剤アレルギー等、その他アレルギー等の重症度に関する仕様見直しおよび運用上の考え方や判断基準の詳細については、今後厚生労働省において検討が行われ、別途公表される予定です。

薬剤アレルギー等・その他アレルギー等の登録の対応手順フロー※



※ 電子カルテ情報共有サービスに登録する薬剤アレルギー等、その他アレルギー等の判断基準や考え方については、今後、厚生労働省において検討が行われ、別途公表される予定です。

検査の登録

（1）検査オーダーの送信

医療従事者等は、検査が必要と判断した場合、電子カルテシステム等から部門システム（検査システム等）へ検査オーダーを送信します。

（2）検査結果の確認

医療従事者等は、部門システムから返却された検査結果を確認します。

（3）患者への説明

医療従事者等は、検査結果を踏まえて判断した診断結果について、患者に説明します。

（４）検査結果の確定・登録

検査オーダーの送信 → 検査結果の確認 → 患者への説明 → 検査結果の確定・登録

電子カルテシステム等端末（医療従事者等操作）

新橋 花子
診療科：内科
患者ID：00000123
患者名：基金 太郎
年齢：55-4 (1979年4月1日 (54歳3ヶ月))
身長：175.0cm 体重：65.2kg 性別：男

検査結果

検査項目	結果	参考値	異常	検査日時	検査所	検査者	検査結果
総蛋白	8.0	6.0-8.5		2024-04-13	内科	基金太郎	8.0
アルブミン	4.5	3.5-5.5		2024-04-13	内科	基金太郎	4.5
総ビリルビン	0.5	0.0-1.2		2024-04-13	内科	基金太郎	0.5
AST	15	0-37		2024-04-13	内科	基金太郎	15
ALT	10	0-40		2024-04-13	内科	基金太郎	10

検査結果の確定・登録

検査日時: 2024-04-13
検査所: 内科
検査者: 基金太郎

検査結果:
コメント:
検査結果の確定・登録

戻る

医療従事者等は電子カルテシステム等上で検査結果を確定し、電子カルテ情報共有サービスに登録します。

お使いの電子カルテシステム等によっては、電子カルテシステム等上で特に確定作業をせずに、検査結果が部門システムから電子カルテシステム等に返却されたタイミングで、自動的に電子カルテ情報共有サービスに登録される場合や、手動での登録となる場合もありますので、お使いの電子カルテシステム等の仕様をご確認ください。

⚠ 注意事項 検査の登録タイミングについて

検査の登録タイミングは医療従事者等の判断に委ねますが、次回診療日中（夜間も可）にご登録いただくよう、ご協力をお願いします。なお、期限を過ぎて登録してもエラーとはなりません。また、入院患者の場合は、次回診療日中や退院日までの登録が想定されますが、具体的な登録タイミングは医療従事者等の判断に委ねます。

検査の登録項目・登録に当たっての注意事項

検査の登録に当たって、ご注意いただきたい事項を示します。

登録項目

No.	項目	表示内容	PDF 帳票ファイルの出力場所
1	採取日時*	• 日付は、YYYY年MM月DD日hh時mm分の形式あるいはYYYY年MM月DD日で表示されます。	1
2	実施機関*	• 医療機関等マスタに基づく医療機関名称が表示されます。 • 帳票出力日時点で廃止となっている医療機関には、名称の先頭に【廃】が付与されます。	2
3	検査項目*	• 電子カルテ情報共有サービスで取り扱う検査43項目のFHIR項目名称が表示されます。	3
4	基準値	• 登録元の病院・診療所が電子カルテ情報共有サービスに登録した基準値がそのまま表示されます※1。	4
5	結果*	• 登録元の病院・診療所が電子カルテ情報共有サービスに登録した結果がそのまま表示されます。	5
6	評価	• 基準値に比べて「High」(H)の場合、又は「Low」(L)の場合のみ検査結果の後に表示されます。「Normal」(基準値範囲内)の場合は表示されません。	6
7	ステータス*	• 検査結果が分析途中(中間報告※2)の場合は「中間」、検査結果が確定済み(最終報告)の場合は「確定」が表示されます。	7

* : 登録が必須となる項目です。

* : 登録内容次第で必須となる場合があります。お使いの電子カルテシステム等上で必須となっているか、ご確認ください

※1 基準値は試薬・検査機器、測定方法、性差や学会のガイドライン等の違いによって値が異なる場合があります、医師が経時比較を行う上での重要な情報となるため、既に電子カルテシステム等で当該情報を保持している場合には必ず登録してください。既に電子カルテシステム等に登録されている場合は、電子カルテ情報共有サービスに都度入力せずに登録されている基準値を連携することも可能なため、お使いの電子カルテシステム等の仕様をご確認ください。

※2 電子カルテ情報共有サービスでは、中間報告(分析途中)時点の検査結果も電子カルテ情報共有サービスへの登録対象とします。最終報告(確定時)が電子カルテ情報共有サービスに登録された際は、システム上で中間報告(分析途中)時点の登録情報を最終報告(確定時)の登録情報に置き換えます。

PDF 帳票ファイル(イメージ)

単位に関する方針の見直しにより表示される単位は今後変更の可能性があります。

病院・診療所が電子カルテ情報共有サービスに登録された患者の検査情報を閲覧する際には、以下のイメージで表示されます。

検査情報		閲覧同意：あり							
検査項目 3	最新	前回			前々回				
	採取日時 1: 2023年01月01日11時00分 実施機関 2: △△病院	採取日時 1: 2022年10月15日09時00分 実施機関 2: □□内科クリニック	採取日時 1: 2021年09月20日09時00分 実施機関 2: 【廃】◇◇内科	基準値 4	結果 5 6 7	基準値 4	結果 5 6 7		
総蛋白	6.6~8.1[g/dL]	8.5[g/dL]	中間	6.6~8.1[g/dL]	7.5[g/dL]	確定	6.6~8.1[g/dL]	7.0[g/dL]	確定
アルブミン				4.1~5.1[g/dL]	4.5[g/dL]	確定	4.1~5.1[g/dL]	4.5[g/dL]	確定
γ-GPT				13~64[U/L]	60[U/L]	確定	13~64[U/L]	61[U/L]	確定
尿酸	3.7~7.8[mg/dL]	7.8[mg/dL]	中間						
HDL-コレステロール				38~90[mg/dL]	40[U/L]	確定	38~90[mg/dL]	63[U/L]	確定
LDL-コレステロール				65~163[mg/dL]	69[U/L]	確定	65~163[mg/dL]	122[U/L]	確定
血算-白血球数				3.3~8.6[10 ³ /μL]	5.5[10 ³ /μL]	確定	3.3~8.6[10 ³ /μL]	5.4[10 ³ /μL]	確定
血算-赤血球数				435~555[10 ⁴ /μL]	502[10 ⁴ /μL]	確定	435~555[10 ⁴ /μL]	499[10 ⁴ /μL]	確定
血算-ヘモグロビン				13.7~16.8[g/dL]	15.0[g/dL]	確定	13.7~16.8[g/dL]	12.6[g/dL]	確定
血算-血小板				15.8~34.8[10 ⁴ /μL]	22.0[10 ⁴ /μL]	確定	15.8~34.8[10 ⁴ /μL]	30.7[10 ⁴ /μL]	確定
尿蛋白				(-)	(+)	確定	(-)	(-)	確定
尿糖	(-)	(+)	H 確定	(-)	(±)	確定	(-)	(-)	確定
尿潜血				(-)	(-)	確定	(-)	(-)	確定

 **ポイント 検査 43 項目について**

検査 43 項目は、「救急での医療機関受診時に、これまでの健康・医療情報を適切に把握する必要がある項目」と「生活習慣病について医療機関が参照したり、患者が自己管理をするために有用な項目」を対象としています。なお、PDF 帳票ファイルでは、FHIR 項目名称に記載された内容が検査項目として表示されます。また、検査結果については、正常値（陰性）の情報も登録可能です。

※電子カルテ情報共有サービス対象外の検査項目については、登録データに含まれていてもエラーとはならず、当該項目は電子カルテ情報共有サービス側の保存処理において自動的に除外されます。そのため、対象外項目のデータは、他の病院・診療所や医療保険者等、マイナポータル等への連携対象にはなりません。

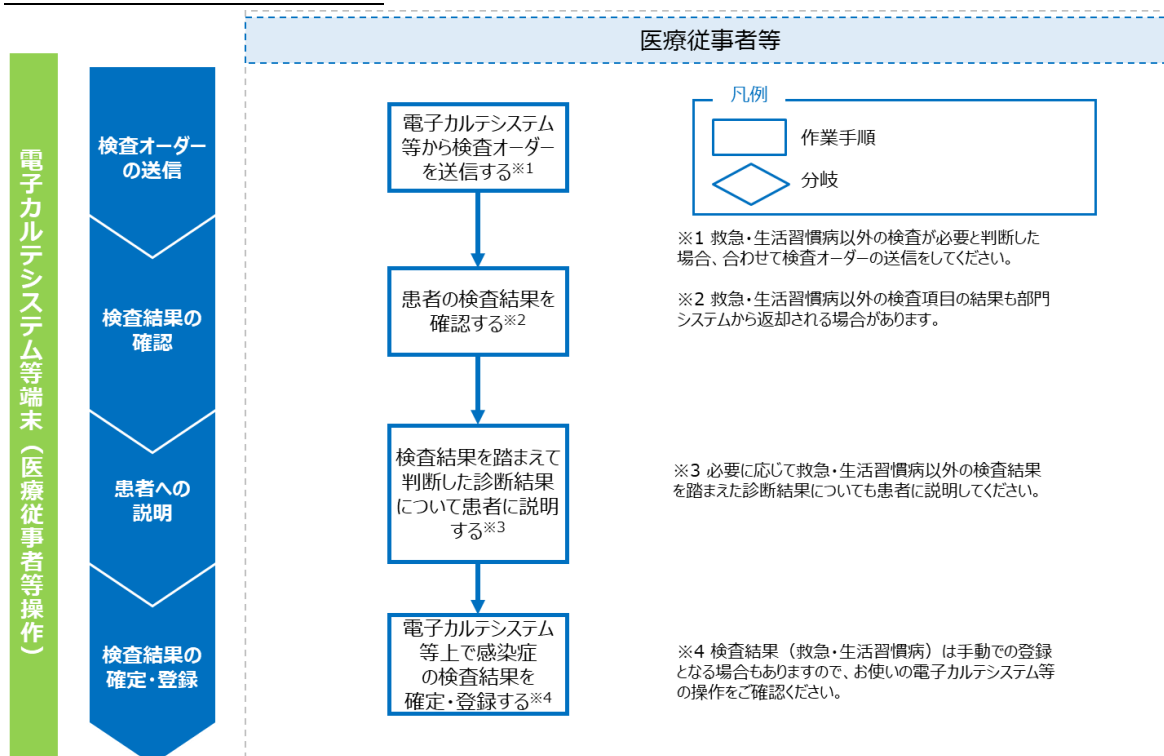
検査 43 項目

検査項目	救急時 有用項目	生活習慣病 関連項目	FHIR項目名称	検査項目	救急時 有用項目	生活習慣病 関連項目	FHIR項目名称
01_総蛋白(TP)	○	○	1. 総蛋白(TP)	27_血算-白血球数	○		1. 白血球数
02_アルブミン	○	○	1. アルブミン	28_血算-赤血球数	○		1. 赤血球数
03_クレアチナーゼ(CK)	○		1. クレアチナーゼ(CK)	29_血算-ヘモグロビン	○	○	1. 血色素量(ヘモグロビン値)
04_AST(GOT)	○	○	1. AST(GOT)	30_血算-血小板数	○		1. 血小板数
05_ALT(GPT)	○	○	1. ALT(GPT)	31_活性化部分トロンボプラスチン時間(APTT)	○		1. 活性化部分トロンボプラスチン時間(APTT)
06_LD(LDH)	○		1. LD(LDH)	32_プロトロンビン時間	○		1. プロトロンビン時間(PT-秒) 2. プロトロンビン時間(PT比) 3. プロトロンビン時間(PT-活性) 4. プロトロンビン時間(PT-INR)
07_アルカリホスファターゼ(ALP)	○		1. アルカリホスファターゼ(ALP)	33_Dダイマー(DD)	○		1. Dダイマー(定量) 2. Dダイマー(定性)
08_Y-GTP(GGT)	○	○	1. Y-GT(Y-GTP)	34_尿蛋白		○	1. 尿蛋白(定性) 2. 尿蛋白(半定量)
09_コリンエステラーゼ(CHE)	○		1. コリンエステラーゼ(CHE)	35_尿糖		○	1. 尿糖(定性) 2. 尿糖(半定量)
10_アミラーゼ(AMY)	○		1. アミラーゼ(AMY)	36_尿潜血		○	1. 尿潜血(定性) 2. 尿潜血(半定量)
11_クレアチニン(Cre)	○	○	1. 血清クレアチニン(Cre)	37_尿中蛋白/クレアチニン比(P/C比)		○	1. 尿中蛋白/クレアチニン比(P/C比)
12_シスタチンC(Cys-C)		○	1. シスタチンC(Cys-C)	38_尿中アルブミン/クレアチニン比(A/C比)		○	1. 尿中アルブミン/クレアチニン比(A/C比)
13_尿酸(UA)		○	1. 血清尿酸(UA)	39_脳性ナトリウム利尿薬前駆体(BNP)	○		1. 脳性ナトリウム利尿薬前駆体(BNP)
14_尿素窒素(BUN)	○	○	1. 尿素窒素(BUN)	40_ヒト脳性ナトリウム利尿薬前駆体N末端フラグメント(NT-proBNP)	○		1. ヒト脳性ナトリウム利尿薬前駆体N末端フラグメント(NT-proBNP)
15_グリコ-ス(血糖)	○	○	1. 血糖(定量) 2. 空腹時血糖 3. 随時血糖	41_C反応性蛋白(CRP)	○		1. CRP(定量) 2. CRP(スコア)
16_HbA1c(NGSP)	○	○	1. HbA1c(NGSP)	42_血液型-ABO	○		1. 血液型(ABO)
17_中性脂肪(TG)		○	1. 中性脂肪(TG) 2. 空腹時中性脂肪(TG) 3. 随時中性脂肪(TG)	43_血液型-Rh	○		1. 血液型(Rh)
18_総コレステロール(T-CHO)		○	1. 総コレステロール(T-CHO)				
19_HDL-コレステロール(HDL-C)		○	1. HDL-コレステロール(HDL-C)				
20_LDL-コレステロール(LDL-C)		○	1. LDL-コレステロール(LDL-C)				
21_ナトリウム(Na)	○		1. ナトリウム(Na)				
22_カリウム(K)	○	○	1. カリウム(K)				
23_カルシウム(Ca)	○		1. カルシウム(Ca)				
24_カルシウム(Ca)	○		1. カルシウム(Ca)				
25_総ビリルビン(T-Bil)	○		1. 総ビリルビン(T-Bil)				
26_直接ビリルビン(D-Bil)	○		1. 直接ビリルビン(D-Bil)				

マイナポータルに掲載される解説文

No	項目	解説文
1	総蛋白	血液中に存在しているすべての蛋白質の総量で、数値が低いと低栄養、肝障害、腎障害等が疑われます。
2	アルブミン	血液中に存在している蛋白質のうち、もっとも多く存在します。数値が低いと低栄養、肝障害、腎障害等が疑われます。
3	AST (GOT) ALT (GPT) γ-GTP (γGT)	肝臓等に存在する酵素で、数値が高いと、肝障害等が疑われます。
4	クレアチニン (Cre)	腎臓の機能の低下にともない、体内に蓄積する血液中の成分です。数値が高いと、腎臓の機能の低下が疑われます。
5	シスタチン C	腎臓の機能を評価する指標となります。数値が高いと、腎臓の機能の低下が疑われます。またクレアチニンと比較して年齢・筋肉量の影響を受けず、腎臓の機能の低下を早期から検出しやすいと考えられています。
6	尿酸 (UA)	血液中に存在する尿酸の濃度で、尿酸は体内でのプリン体の分解により生じます。数値が高いと、痛風発作、尿路結石等が起こりやすいです。
7	尿素窒素 (BUN)	血液中の尿素に含まれる窒素分を表すもので、数値が高いと、腎臓の機能の低下、脱水、蛋白質の過剰摂取等が疑われます。
8	グルコース (血糖) ・HbA1c	血糖は血液中のブドウ糖のことで、数値が高いと、糖尿病等が疑われます。空腹時血糖とは、絶食 10 時間以上後に採血が実施されたもので、随時血糖とは、食事開始後から 3.5 時間以上 10 時間未満に採血が実施されたものです。HbA1c とは、過去 1 ～ 2 か月の血糖値の状態を反映した指標です。
9	中性脂肪 (TG)	体内の中で最も多い脂肪で、数値が高いと、脂質代謝異常が疑われます。
10	総コレステロール (T-CHO)	血液中に存在しているすべてのコレステロールの総量で、数値が高いと、脂質代謝異常が疑われます。
11	HDL - コレステロール (HDL-C)	いわゆる善玉コレステロールと呼ばれるもので、数値が低いと、脂質代謝異常が疑われます。
12	LDL-コレステロール (LDL-C)	いわゆる悪玉コレステロールと呼ばれるもので、数値が高いと、脂質代謝異常が疑われます。
13	カリウム (K)	血液中の電解質の一種で、腎臓の機能の低下等において高値になる場合があります。また内分泌疾患によるホルモン産生の異常や特定の薬剤の服用により異常値となる場合があります。
14	血算-ヘモグロビン (健診では赤血球・血色素量・ヘマトクリット値)	血液中の赤血球の数やヘモグロビンという赤血球に含まれる成分の量を表したもので、数値が低いと、貧血が疑われます。
15	尿蛋白	腎臓の障害により尿中に蛋白質が出現する場合があります。
16	尿糖	糖尿病等の場合に尿中に糖が出現する場合があります。
17	尿潜血	腎臓や尿路の障害等により尿中に赤血球やヘモグロビンが出現する場合があります。
18	尿蛋白/クレアチニン比 (P/C比)	尿中への 1 日の蛋白排泄量の指標の一つとなります。数値が高いほど、腎臓の障害が進んでいることが疑われます。
19	尿アルブミン/クレアチニン比 (A/C比)	尿中への 1 日のアルブミン排泄量の指標となります。数値が高いほど、腎臓の障害が進んでいることが疑われます。

検査の登録の対応手順フロー



ポイント 登録状況の履歴照会

医療従事者等が過去に電子カルテ情報共有サービスに登録した臨床情報を確認したい場合は、電子カルテ情報共有サービスに照会することで、登録情報の履歴を確認することができます。

ポイント 登録後に取消/変更を行いたい場合

誤った情報を登録してしまった場合や修正を加えたい場合には、臨床情報の取消及び変更を行うことが可能です。操作方法はお使いの電子カルテシステム等のシステムベンダにご確認ください。

B 臨床情報を閲覧する場合

（1）閲覧同意の取得

医療従事者等が患者の臨床情報を取得するには、患者本人が閲覧同意をする必要があります。病院・診療所の受付担当者等が顔認証付きカードリーダーで患者本人による閲覧同意を求めます。

なお、臨床情報の照会可能期間は、**顔認証付きカードリーダーでの閲覧同意後から 24 時間**です。24 時間を超過した場合は、再度患者に閲覧同意を行っていただく必要があるので、ご注意ください。

ポイント 書面を用いた同意取得

汎用カードリーダーを用いて同意を取得したい場合は、医療機関等向け総合ポータルサイトに掲げている同意書等の書面を用いて、患者に対し情報閲覧に関する説明を行い、同意を取得してください。同意取得後は、資格情報照会画面で同意を取得した医療情報の横にあるチェック欄を押下してください[※]。オンライン資格確認端末で操作後、同意取得が完了になりますので、お使いの電子カルテシステム等の仕様に従って臨床情報を閲覧してください。

※ 同意取得後のオンライン資格確認端末上での操作方法は、「操作マニュアル（一般利用者・医療情報閲覧者編）」第2章をご参照ください。

（2）臨床情報の取得・閲覧

医療従事者等は、診察に当たって患者の臨床情報を電子カルテ情報共有サービスから取得します。取得した臨床情報を電子カルテシステム等で閲覧します。

なお、臨床情報の取得・閲覧が可能な期間は本章 231 ページの「概要」をご参照ください。

※ 閲覧可能な臨床情報の全項目については、本マニュアル別紙の参考資料「臨床情報項目一覧」をご参照ください。

臨床情報を閲覧する際の PDF 帳票ファイル（イメージ）

病院・診療所が電子カルテ情報共有サービスに登録された患者の臨床情報を閲覧する際には、以下のイメージで表示されます。

PDF 帳票ファイル(イメージ)

PDF 帳票ファイルのレイアウト及び検査情報に表示される単位は今後変更の可能性があります。
また、処方情報に関する記載は今後削除される可能性があります。

臨床情報一覧

作成日：2025年12月10日

1/1頁

氏名カナ	コウノ 知	保険者番号	12345678
氏名	厚労 太郎	被保険者証等記号	1234567
生年月日	1980年04月07日	被保険者証等番号	12345
性別	男	年齢	55歳
		枝番	00

◆注意◆ 検索できた臨床情報が多いため、出力件数を制限しました。
最大出力件数：2000件
※検査情報は出力件数に含まれていません

傷病名

閲覧同意：あり

病名開始日 1	傷病名 2	臨床の状態 4	登録医療機関名 5	長期保存 6
2023年12月21日	主 【疑】高血圧症	存続	△△病院	
2023年12月21日	主 特発性嘔吐症	不明	△△病院	
2016年	主 慢性腎不全	未告知	【廃】××診療所	○

病名開始日 1	終了日 2	傷病名 3	臨床の状態 4	登録医療機関名 5	長期保存 6
2023年10月11日	2023年10月11日	主 インフルエンザ	治癒	△△病院	
2023年10月11日	2023年10月11日	主 特発性嘔吐症	軽快	△△病院	
2023年07月10日	2024年01月22日	主 【疑】HIVパーキットリンパ腫	未告知	【廃】○○内科クリニック	○
2023年05月	2023年05月05日	主 あから顔		△△病院	
2020年	2020年04月30日	主 亜脱臼		【廃】○○内科クリニック	

感染症情報

閲覧同意：あり

検体採取日時 1	検査項目 2	基準値 3	検査結果 4 5	登録医療機関名 6	長期保存 7
2023年12月21日15時10分	梅毒 TP 抗体	(-)	(+)	△△病院	○
2023年12月21日15時00分	HBs	(-)	(-)	【廃】◇◇内科	

薬剤アレルギー等情報

閲覧同意：あり

登録日 1	薬剤名 2	重症度 3	症状 4	登録医療機関名 5	長期保存 6
2022年12月09日	ビオフェルミン配合散	低	痒み	△△病院	
2016年05月30日	アリナミンF10注	高	過呼吸	【廃】◇◇内科	○

その他アレルギー等情報

閲覧同意：あり

登録日 1	カテゴリ 2	アレルギー 3	重症度 4	症状 5	登録医療機関名 6	長期保存 7
2016年05月30日	食物	さば類	評価不能	しびれ	【廃】◇◇内科	○

検査情報

閲覧同意：あり

検査項目 3	最新		前回		前々回	
	採取日時 1	実施機関 2	採取日時 1	実施機関 2	採取日時 1	実施機関 2
総蛋白	2023年01月01日11時00分	△△病院	2022年10月15日09時00分	□□内科クリニック	2021年09月20日09時00分	【廃】◇◇内科
アルブミン						
γ-GPT						
尿酸						
HDL-C						
LDL-C						
血算-白血球数						
血算-赤血球数						
血算-ヘモグロビン						
血算-血小板						
尿蛋白						
尿糖						
尿潜血						

処方情報

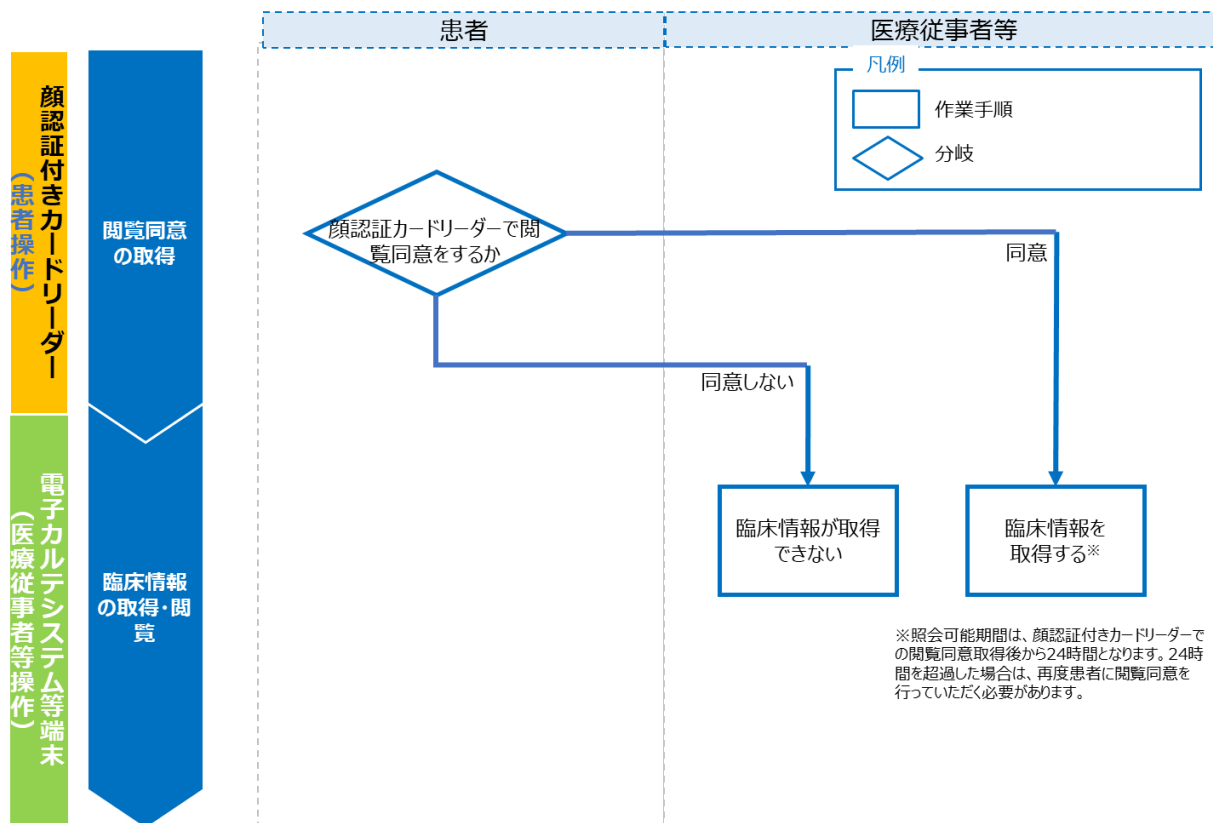
(診療情報提供書、退院時サマリーに記載のあった内容のみ)

閲覧同意：あり

※臨床情報では、登録から5年以内（長期保存を除く）の情報を表示しています。
ただし、処方情報については登録から100日間もしくは直近3回分、検査情報については直近3回分を表示しています。
※検査情報および感染症情報における基準値は、同一の検査項目であっても使用される試薬や検査機器、測定方法、性別等の違いによって異なる場合があります。
※現在、電子カルテ情報共有サービスでは、診療情報提供書/退院時サマリーからの処方情報抽出機能を停止しております。

※情報登録元の病院・診療所が廃止された場合は、名称の先頭に【廃】を付けて表示されます（例：【廃】○○病院）。

B 臨床情報を閲覧する場合の手順フロー



ポイント 閲覧上の留意点

閲覧照会は臨床情報の閲覧を許可された医師等のアカウントからのみ可能であり、その他の職員のアカウントから閲覧することはできません※。

また、一度電子カルテシステムサーバー等に取得済みの臨床情報は、照会可能期間（顔認証付きカードリーダーでの閲覧同意取得後から 24 時間）以降も常時閲覧が可能です。

※ アカウントの種類や各アカウントの付与方法については、「オンライン資格確認等システム操作マニュアル（管理者編）」をご参照ください。

注意事項 情報の活用について

他の病院・診療所から提供された文書・情報及び病院・診療所で登録した情報のみで診察せず、患者の状態に応じて必要な検査等を判断し、実施してください。

第8章 患者サマリーの登録（電子カルテ情報共有サービス対応病院・診療所向け）

概要

患者サマリーの機能を導入することで、医師がこれまで紙などで患者に情報共有していた傷病名や療養上のアドバイスに加え、電子カルテシステム等に登録されている患者の臨床情報（感染症、薬剤アレルギー等、その他アレルギー等、検査及び処方情報）を分かりやすく整理し、マイナポータルを通じて患者に情報提供することができます。

病院・診療所の医療従事者等は、自施設に来院した患者の療養上の計画・アドバイスやそれに関連する傷病名（主傷病及び副傷病）等の情報を患者サマリーとして電子カルテ情報共有サービスに登録します[※]。登録（更新）された患者サマリーは、登録（更新）日を起算日として、180日間電子カルテ情報共有サービス上に保存されます。患者サマリーはマイナポータルに掲載され、診療時に受けた医師からのアドバイスを患者本人が閲覧します。病院・診療所が電子カルテ情報共有サービスに登録する情報及び患者が閲覧することができる情報は以下の表をご参照ください。

業務上で問題が発生した場合には「第9章 困った時には」をご確認ください。

※ 保険医療機関（歯科）は対象外です。ただし、医科歯科併設医療機関は対象となります。

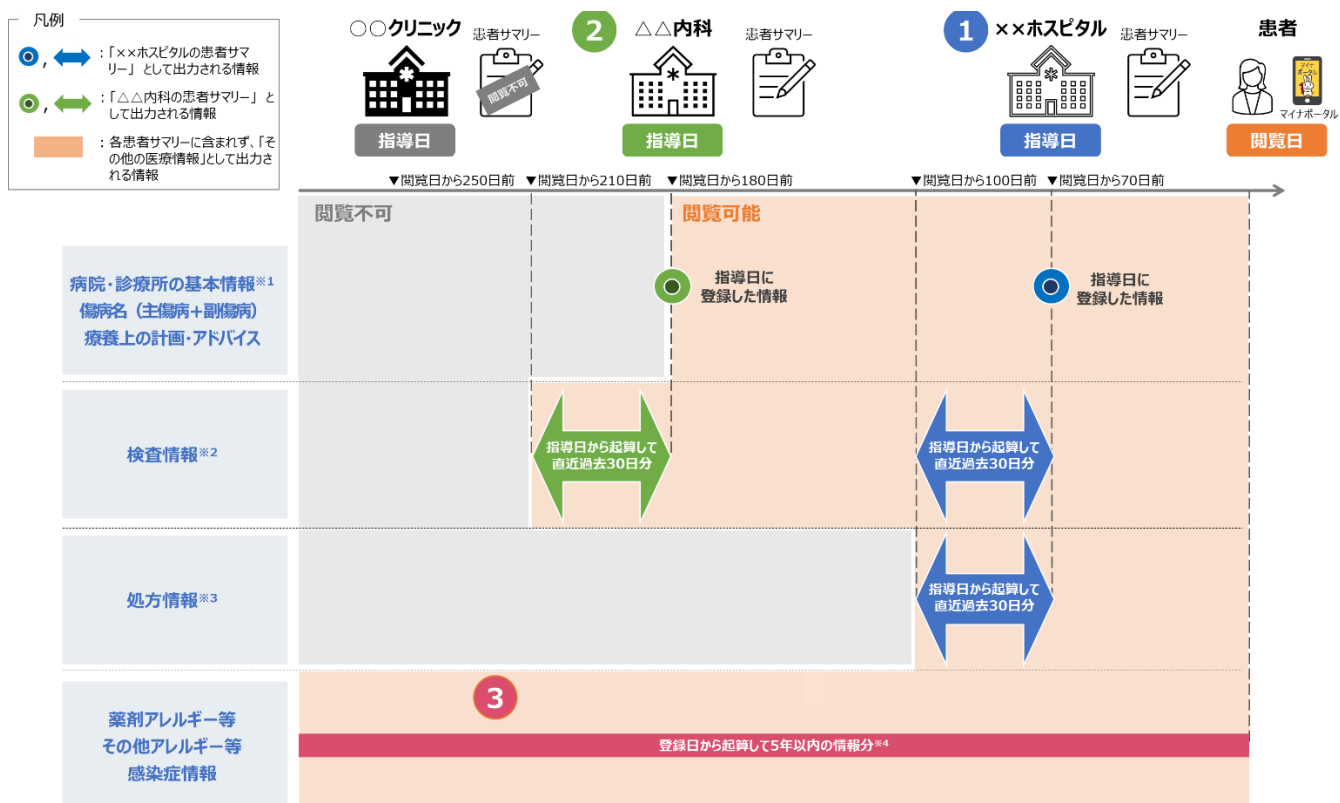
項目一覧	項目内容詳細	出力期間	患者サマリーへの入力方法
医療機関名	患者サマリーに登録した病院・診療所の基本情報	閲覧日から起算して直近過去180日分	手入力または自動入力 ^{※1}
診療科名			
医師氏名			
外来/入院区分			
指導日			
傷病名（主傷病+副傷病） ^{※2}	患者サマリーとして登録した傷病名（療養上の計画・アドバイスを記述する上で関連する傷病名を対象とする）	登録日から起算して5年以内の情報分 ^{※5}	電子カルテ情報共有サービスより自動入力
療養上の計画・アドバイス ^{※2}	患者サマリーとして登録した療養上の計画・アドバイス		
薬剤アレルギー等 ^{※3} その他アレルギー等 ^{※3}	電子カルテ情報共有サービスに保存されている薬剤アレルギー等、その他アレルギー等		
感染症情報 ^{※3}	電子カルテ情報共有サービスに保存されている感染症5項目	指導日から起算して直近過去30日分	電子処方箋管理サービスより自動入力
検査情報 ^{※3}	指導した病院・診療所が電子カルテ情報共有サービスに登録した検査43項目		
処方情報 ^{※4}	指導した病院・診療所が電子処方箋管理サービスに登録した院外処方箋情報		

※1 お使いの電子カルテシステム等によっては、手入力しなくても電子カルテシステム等に登録済みの内容が

ら引用され、患者サマリーの作成画面に自動入力される場合がありますので、お使いの電子カルテシステム等の仕様をご確認ください。

- ※2 傷病名（主傷病+副傷病）及び療養上の計画・アドバイスが登録されていない場合は、患者サマリーは生成されず、マイナポータルには何も表示されません。
- ※3 各情報の定義や登録方法等の詳細は第 7 章「臨床情報の登録・閲覧（電子カルテ情報共有サービス対応病院・診療所向け）」をご確認ください。
- ※4 電子処方箋管理サービスを利用していない場合でも、電子カルテ情報共有サービスにおける患者サマリーの作成は可能です。ただし、電子処方箋管理サービスを利用していない場合は、患者サマリーに処方情報が表示されません。このため、電子処方箋管理サービスをあわせて利用いただくことを強く推奨します。
- ※5 長期保存フラグを付けた場合は電子カルテ情報共有サービスに登録されている全期間分の情報が出力されます。

患者サマリーの出力期間イメージ



※1 患者サマリーを登録した病院・診療所の医療機関名、診療科名、医師氏名、外来/入院区分、指導日を指す。

※2 検査情報は閲覧日を基準に最大で過去 210 日前の情報を閲覧可能です（指導日が閲覧日から 180 日前（患者サマリーの保存期間）である場合、指導日から直近 30 日分の検査情報が閲覧可能なため）。

※3 処方情報は閲覧日を基準に最大で過去 100 日前の情報を閲覧可能です（処方情報の電子処方箋管理サービスにおける保存期間が 100 日間のため）。

※4 長期保存フラグを付けた場合は電子カルテ情報共有サービスに登録されている全期間分の情報が出力されます。



ポイント 「療養の計画・アドバイス」の記載例

服薬や運動等について、医師から患者に対して情報連携する必要のある指導内容を記述します。以下に、記載内容の例を示します。

<記載内容の例>

- ・ 致命的な疾患リスク、既往を持つ患者、重症疾患を持つ患者に対するの注意事項
- ・ 今後の加療の見通し（治療の流れについての確認）
- ・ 慢性的な疾患（生活習慣病等）で、症状が安定している患者に対する指導



ポイント 生活習慣病管理料の「生活習慣病 療養計画書」への対応について

傷病名や療養上の計画・アドバイスを記載することによって、生活習慣病管理料等の算定要件を満たすことが可能です（「患者の求めに応じて、電子カルテ情報共有サービスにおける患者サマリーに、療養計画書での記載事項を入力し、診療録にその記録及び患者の同意を得た旨を記録している場合は、療養計画書の作成及び交付をしているものとみなすものとする。」令和 6 年度改訂生活習慣病管理料等）。以下に、アドバイスの例を示します。

<アドバイスの例>

- ・ 内服を継続しましょう。
- ・ 1 日〇分、〇〇程度の運動を行いましょう。
- ・ 〇ヶ月ごとに血液検査を予定しています。
- ・ 〇〇の福祉サービスの利用を検討しましょう。
- ・ 〇〇の疾患について、診療所 A を受診してください。

マイナポータルへの掲載

患者サマリーはマイナポータルに掲載され、診療時に受けた医師からのアドバイス等を患者本人が迅速に電子的に確認することができます。

マイナポータル掲載イメージ

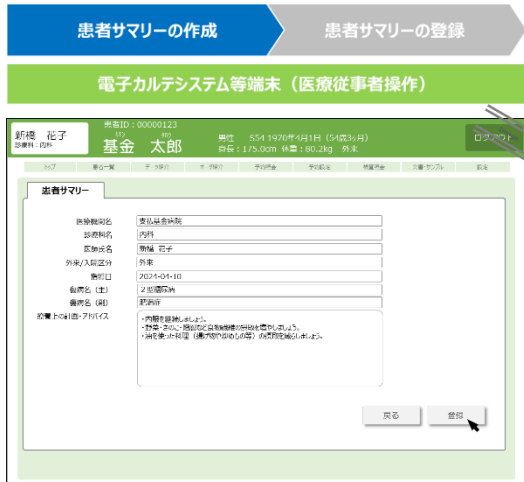
※画面は初期イメージであり、今後変更される可能性があります。

※①～③の記載は上記の患者サマリーの出力期間イメージの内容に対応しています。



手順

(1) 患者サマリーの作成



医療従事者等は、患者サマリーの作成にあたって「医療機関名」、「診療科名」、「医師氏名」、「外来/入院区分」、「指導日」、「傷病名（主傷病及び副傷病）」及び「療養上の計画・アドバイス」を電子カルテシステム等に入力します※。

※ お使いの電子カルテシステム等によっては、「医療機関名」、「診療科名」、「医師氏名」、「外来/入院区分」及び「指導日」の情報について、手入力しなくても電子カルテシステム等に登録済みの内容から引用され、患者サマリーの作成画面に自動入力される場合がありますので、お使いの電子カルテシステム等の仕様をご確認ください。

⚠ 注意事項 患者サマリー作成時の留意事項

療養上の計画・アドバイスの記載内容について、改行を含むことは可能ですが、文字装飾（太字、下線、文字色、フォントサイズ変更等）やハイパーリンクの埋め込み等はできず、文字数は最大 9,999 字までとなります。

また、患者サマリーに PDF ファイルや画像ファイルを添付することはできません。

(2) 患者サマリーの登録

患者サマリーの作成

患者サマリーの登録

電子カルテシステム等端末（医療従事者操作）

医療従事者等は、電子カルテシステム等で作成した患者サマリーを電子カルテ情報共有サービスに登録します。多職種の職員が連携しながら患者サマリーの作成を行う場合でも、必ず医師の責任の下で登録を行ってください。

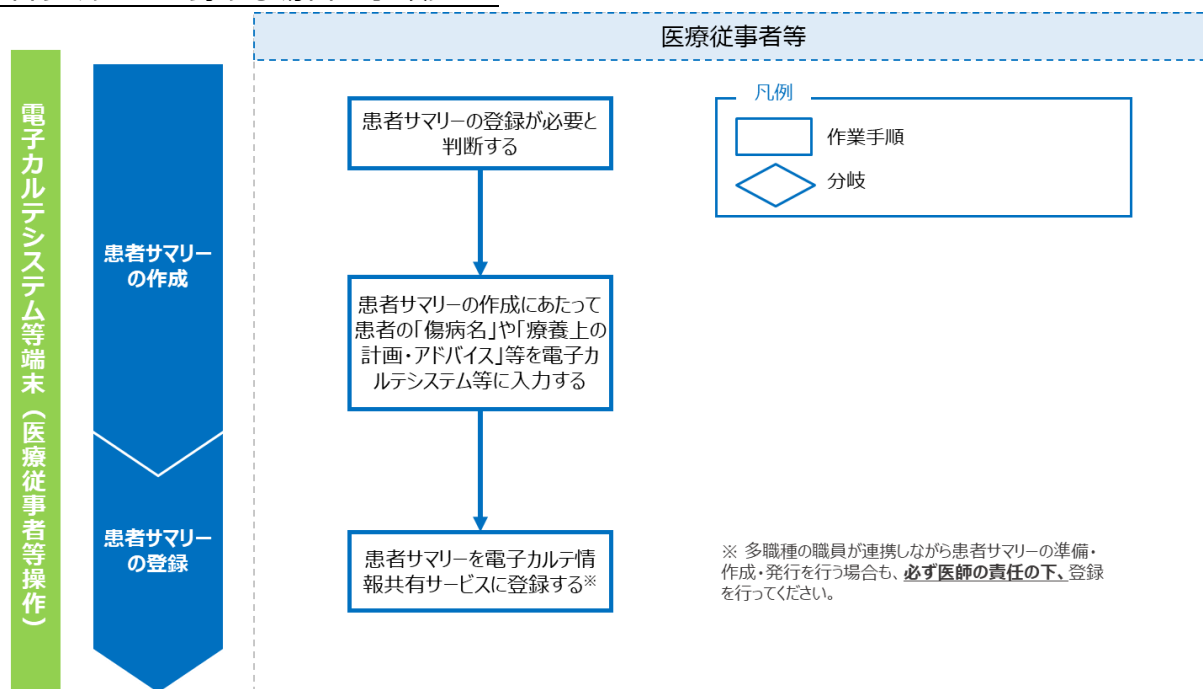
登録する際には、必要に応じて電子署名を付与します※。

※ 電子署名の付与については、任意での運用となり、実施の有無は施設ごとにご判断をお願いします。電子署名の付与方法は、「第3章 電子処方箋管理サービス（電子処方箋管理サービス対応病院・診療所向け）」の「電子署名の付与」と同様です。

⚠ 注意事項 患者サマリーの登録タイミングについて

患者サマリーの登録タイミングは医療従事者等の判断に委ねますが、診療当日中（夜間も可）までには登録いただきますよう、ご協力をお願いします。また、入院患者の患者サマリーを登録することも可能です。

患者サマリーを登録する場合の手順フロー



ポイント 登録状況の履歴照会

医療従事者等が過去に登録した患者サマリーを確認したい場合は、電子カルテ情報共有サービスに照会することで、登録情報の履歴を確認することができます。

ポイント 登録後に取消/変更を行いたい場合

誤った情報を登録してしまった場合や修正を加えたい場合には、電子カルテ情報共有サービス上の患者サマリーの取消/変更を行うことができます。患者サマリーの取消/変更を行える期間は、保存期間と同様に登録/更新日から 180 日間です。

操作方法はお使いの電子カルテシステム等のシステムベンダにご確認ください。

第9章 困った時には

概要

対応方法に困った時に寄せられる、よくある質問と回答を記載します。

- オンライン資格確認等システムについて：269～289 ページ
 - 電子処方箋管理サービスについて：290～298 ページ
 - 電子カルテ情報共有サービスについて：299～307 ページ
 - その他（セキュリティインシデントの発生が疑われる場合）について：308～309 ページ
- 端末等にエラーメッセージが表示される場合には、「トラブルシューティング編」をご確認ください。

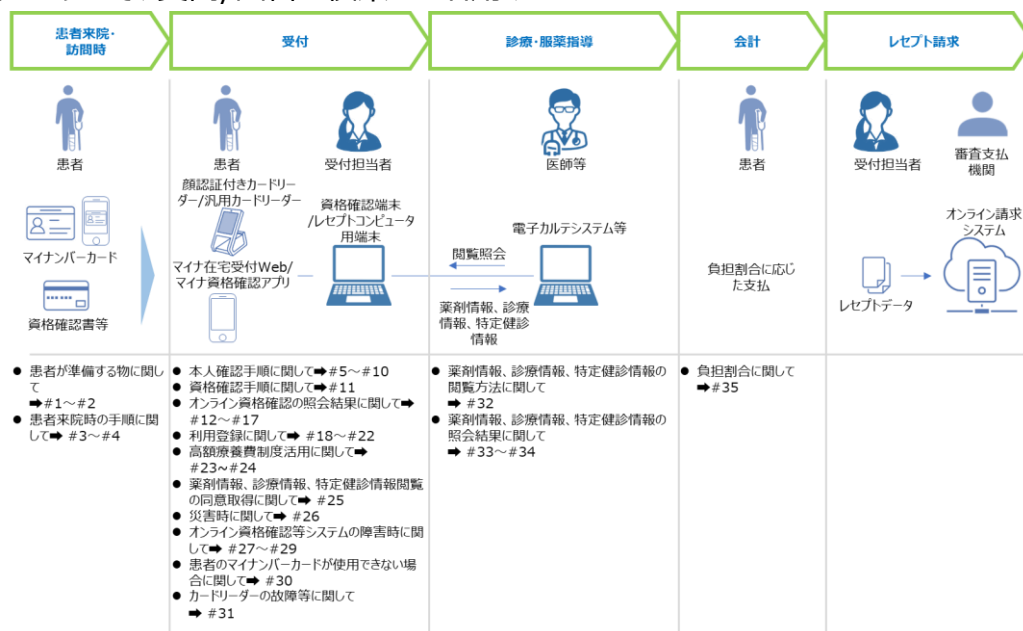
システムの操作方法が分からない場合には、「操作マニュアル（一般利用者・医療情報閲覧者編）」・「操作マニュアル（医療情報閲覧編）」・「マイナ在宅受付 Web システム操作マニュアル（訪問診療等編）」・「マイナ在宅受付 Web システム操作マニュアル（オンライン診療等編）」・「医療機関等向け（訪問・外来診療等）_マイナ資格確認アプリのセットアップと使い方」をご確認ください。

問題が解決しない場合には本マニュアル「第10章 お問い合わせ」を参照し、各問い合わせ先に確認又は対応方法を相談してください。

オンライン資格確認等システム よくある質問

質問/回答集

問題が起きたタイミングを下の図でご確認ください。記載されている番号は、質問/回答の表と対応していますので、質問/回答の検索にご活用ください。



(1) 患者来院・訪問時

#	質問	回答
	患者が準備する物に関して	
1	患者がマイナンバーカードを保有していない。	<ul style="list-style-type: none"> ● 資格確認書等・医療券を所持している場合、オンライン資格確認を行ってください。 ● 【医療扶助対象】紙の医療券を所持していない場合、現行の運用に基づき、医療機関等から患者の属する福祉事務所に対して照会してください。
2	自治体が管理している公費負担・地方単独事業に伴う証類もオンライン資格確認できるか。	生活保護受給者に交付される医療券等によるオンライン資格確認が可能です。 対応している資格証類については本マニュアル「第2章オンライン資格確認」の「資格証類等におけるオンライン資格確認可否一覧」をご参照ください。
	患者来院時の手順に関して	
3	再来の患者に対しても都度の資格確認が必須か。	<ul style="list-style-type: none"> ● 原則として、マイナンバーカード又は資格確認書等の提示を求め、都度のオンライン資格確認を行ってください。 ● なお、病院・診療所のレセプトコンピュータ用端末に患者の被保険者番号*が既に登録されており、予約した患者の資格情報の有効性を事前に照会したい場合に、複数の患者の被保険者番号で一括して照会することができます。一括照会については本マニュアル「第2章オンライン資格確認」の「患者が来院する前の資格確認」をご参照ください。 <p>*医療扶助においては、公費負担者番号・受給者番号で照会します。</p>
4	患者本人がマイナンバーカードをカードリーダーにかざすことが難しい場合、介助者や職員がかざしてもよいか。	患者本人が自身でマイナンバーカードをカードリーダーに置くことが難しい等のやむを得ない事情があり、本人から希望があった場合、家族の方や介助者、職員等が患者本人のマイナンバーカードをカードリーダーに置く等の必要な支援を行うことは、差し支えありません。

(2) 受付

#	質問	回答
	本人確認手順に関して	
	顔認証※ ※実物のマイナンバーカードを用いた本人確認	
5	患者が顔に大けがを負っているなど、顔認証が使えない。	暗証番号認証又は職員の目視による本人確認を行い、資格確認を行ってください。
6	照合番号（B）がロックされた。	<p>暗証番号認証又は職員の目視による本人確認を行い、資格確認を行ってください。</p> <p>病院・診療所ではロック解除等の対応ができないため、住民票がある市区町村の窓口で券面事項確認アプリケーションの解除手続等が必要となります。</p> <p>詳しくは下記のリンクをご参照いただき、「別紙 1_医療機関等において顔認証付きカードリーダーを用いた際にロックがかかった実物のマイナンバーカードに対するご対応について」を印刷し、市区町村窓口で印刷物を提示することで解除手続等がスムーズに行えることを患者にお伝えください。</p> <p>「実物のマイナンバーカードの照合番号（B）ロックとなった方への医療機関等受付窓口でのご対応について」</p> <p>https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0010902</p>

暗証番号認証	
7	<p>患者本人が暗証番号を入力できない場合、介助者や職員による入力が可能か。</p> <p>暗証番号認証による資格確認は原則として患者本人が行う必要があります。例外として、乳幼児又は成年被後見人については法定代理人が代わって暗証番号を入力することが可能です。</p> <p>マイナンバーカードの暗証番号は本人確認のために重要なものであることから、慎重に扱うことが望ましく、原則として法定代理人以外の者に知らせることは適当ではありません。ただし、本人から希望があった場合に、家族の方や介助者、職員等が入力の動作補助を行うことは差し支えありません。</p> <p>なお実物のマイナンバーカードを用いる際、患者本人による暗証番号の入力が難しい場合は、顔認証又は職員の目視による本人確認により、資格確認を行うことも可能です。</p>
8	<p>患者が暗証番号の入力を3回連続で失敗し、患者のマイナンバーカードがロックされた。</p> <p><実物のマイナンバーカードの場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 来院の場合、顔認証又は職員の目視による本人確認を行い、資格確認を行ってください。 ● マイナ在宅受付 Web を使用する場合は、顔認証や目視による本人確認を実施できないため、マイナ資格確認アプリ（訪問診療等・往診のみ）を用いた目視による本人確認を行うか、下記の方法のうち患者に確認可能な方法で資格確認を行ってください。 <ul style="list-style-type: none"> ・実物のマイナンバーカードと資格情報のお知らせを併せて提示 ・マイナポータルからダウンロードした資格情報画面（PDF）と実物のマイナンバーカードを併せて提示 <p>※資格確認書を所持している場合は資格確認書を提示</p> <p>※顔写真なしマイナンバーカードにおいても同様に上記の方法のうち患者および法定代理人に確認可能な方法で資格確認を行ってください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 病院・診療所ではロック解除の対応ができないため、住民票がある市区町村の窓口で手続

		<p>を行っていただくよう、患者にご案内ください。</p> <p>※スマートフォンアプリとコンビニのキオスク端末を利用して、暗証番号を初期化することでロックを解除することも可能です。</p> <p>＜スマートフォンのマイナンバーカードの場合＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 患者が生体認証等を登録している場合は、マイナポータルにログインできることを確認し、資格情報画面から資格確認を行ってください。 <p>※スマホ用利用者証明用電子証明書の暗証番号については、マイナポータルアプリのマイページから、ロック解除及び初期化が可能です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 患者が実物のマイナンバーカードを所持している場合、実物のマイナンバーカードで資格確認を行ってください。
9	<p>代理人が暗証番号を知らない。</p>	<p>＜実物のマイナンバーカードの場合＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 来院で患者ご本人が同行している場合、顔認証又は職員の目視による本人確認を行い、資格確認を行ってください。 ● マイナ在宅受付 Web を使用する場合は、顔認証や目視による本人確認を実施できないため、マイナ資格確認アプリ（訪問診療等・往診のみ）を用いた目視による本人確認を行うか、下記の方法のうち患者に確認可能な方法で資格確認を行ってください。 <ul style="list-style-type: none"> ・実物のマイナンバーカードと資格情報のお知らせを併せて提示 ・マイナポータルからダウンロードした資格情報画面（PDF）と実物のマイナンバーカードを併せて提示 <p>※資格確認書を所持している場合は資格確認書を提示</p> <p>※顔写真なしマイナンバーカードにおいても同様、上記の方法のうち患者および法定代理人に確認可能な方法で資格確認を行ってください。</p> <p>＜スマートフォンのマイナンバーカードの場合＞</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ● 患者が生体認証等を登録している場合は、マイナポータルにログインできることを確認し、資格情報画面から資格確認を行ってください。 ● 患者が実物のマイナンバーカードを所持している場合、実物のマイナンバーカードで資格確認を行ってください。
10	暗証番号認証を行う際、明らかに本人であることに疑いがある。	<p>必要に応じて、患者に本人確認書類の提示を求められます。</p> <p>【本人確認書類（例）】 実物のマイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降交付のもの）、旅券（パスポート）、在留カード、特別永住者証明書、官公庁が顔写真を貼付した書類（身体障害者手帳等）など</p>
資格確認手順に関して		
11	レセプトコンピュータが枝番の入力に対応していない。	枝番がなくても、保険者番号、被保険者資格に係る記号・番号、生年月日を用いた照会が可能です。患者が双子等複数の資格該当者が該当した場合は複数の照会結果が返却されます。
オンライン資格確認の照会結果に関して		
12	マイナンバーカードでの資格確認の結果、資格を喪失しているなど有効な資格が存在しない。	<ul style="list-style-type: none"> ● 退職等で月末に資格を喪失した患者がその翌月の初めに来院した場合などに中間サーバー等からオンライン資格確認等システムに最新の資格情報が連携されていない場合があります。 <p>（このほか、患者がDVや虐待等の被害を受けており、保険者に情報不開示の申請をしている場合、資格情報の全てもしくは一部が非表示となるケースがあります。）</p> <p>① 下記の方法にて患者に確認可能な方法で資格確認を行ってください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実物のマイナンバーカードと資格情報のお知らせを併せて提示 ※資格確認書を所持している場合は、資格確認書を提示 ※オンライン資格確認データと実物のマイナンバーカードの券面情報/資格証類(資格情報のお知らせ、資格確認書を所持している場合には資格確

		<p>認書)のデータが異なる場合はオンライン資格確認データを優先するというルールの特例適用となります。</p> <p>②①による資格確認を行うことができない場合、患者に、実物のマイナンバーカードの券面情報（氏名、生年月日、性別、住所）、連絡先、保険者等に関する事項等を申し立てる被保険者資格申立書（様式はこちら）を記入いただき、医療機関等の窓口負担として、患者が申し立てた自己負担分（3割分等）の支払を求めてください。なお、過去に当該医療機関等への受診歴等がある患者について、その時から資格情報が変わっていないことを口頭で確認し、被保険者資格申立書に記載すべき情報を把握できている場合には、被保険者資格申立書の提出があったものと取り扱って差し支えありません。</p> <p>こうした場合の診療報酬等の請求は、患者からの聞き取り等により現在の資格情報を確認できた場合には当該資格に基づき、これが困難である場合であって当該医療機関等の受診歴等から過去の資格情報を特定できた場合は、当該過去の資格情報に基づき請求してください。いずれもわからない場合には、被保険者資格申立書の提出があった患者について、保険者番号や記号・番号が不詳のままでも、請求を行っていただくことが可能です。</p> <p>●【医療扶助対象】紙の医療券を所持していない場合、現行の運用に基づき、医療機関等から患者の属する福祉事務所に対して照会してください。</p>
13	医療扶助の患者について、オンライン資格確認の結果、複数の医療券情報が表示されることはあるのか。	医療扶助の場合において、複数の医療券情報が登録されている場合、自機関にひも付く全ての医療券情報を表示します。
14	照会結果について患者が	患者に下記の方法で資格確認を行ってください。

	<p>ら異議申立てがあった。</p>	<p>① 下記の方法にて患者に確認可能な方法で資格確認を行ってください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実物のマイナンバーカードと資格情報のお知らせを併せて提示 ※資格確認書を所持している場合は、資格確認書を提示 ※オンライン資格確認データと実物のマイナンバーカードの券面情報/資格証類(資格情報のお知らせ、資格確認書を所持している場合には資格確認書)のデータが異なる場合はオンライン資格確認データを優先するというルールの特例適用となります。 <p>② ①による資格確認を行うことができない場合、患者に、実物のマイナンバーカードの券面情報（氏名、生年月日、性別、住所）、連絡先、保険者等に関する事項等を申し立てる被保険者資格申立書（様式はこちら）を記入いただき、医療機関等の窓口負担として、患者が申し立てた自己負担分（3割分等）の支払を求めてください。なお、過去に当該医療機関等への受診歴等がある患者について、その時から資格情報が変わっていないことを口頭で確認し、被保険者資格申立書に記載すべき情報を把握できている場合には、被保険者資格申立書の提出があったものと取り扱って差し支えありません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 別の方と考えられる資格情報が表示されている場合は、オンライン資格確認等コールセンターへご連絡をお願いいたします。 ● 【医療扶助対象】紙の医療券を所持していない場合、現行の運用に基づき、医療機関等から患者の属する福祉事務所に対して照会してください。
15	<p>照会結果の氏名が、レセプトコンピュータに登録済み又は診療申込書に記載の患者情報と異なる。</p>	<p>患者にどちらの氏名が正しいか確認し、レセプトコンピュータに患者情報を登録してください。また、当該事象をオンライン資格確認等コールセンターに連絡してください。</p> <p>なお、以下の理由により、同一人物にもかかわらず</p>

		<p>ず、相違点ありと表示されてしまうことがあります。その場合はカナ氏名等の黒丸以外の項目の目視確認をお願いいたします。黒丸以外の部分を目視確認した結果、一致していれば問題ございません。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 氏名（姓）は婚姻等により変更の可能性があります。 2. 医療保険者等がオンライン資格確認等システムで扱える文字の範囲外の文字で登録をしている場合、「●」で表示されます。 3. 個別設定マスタで文字コード識別が「1（Shift_JIS）」に設定されている医療機関等（第1水準、第2水準漢字を使用）では、第3水準以降の文字の一部について、第1水準、第2水準漢字に変換して提供します。ただし、変換できないものは「●」で表示されます。 <p>※上記においては、オンライン資格確認データと実物のマイナンバーカード（実物のカード）の券面情報/資格証類(資格情報のお知らせ、資格確認書を所持している場合には資格確認書)のデータが異なる場合は、オンライン資格確認データを優先するというルールの特例適用となります。</p>
16	<p>医療扶助を利用する患者が来院した際、オンライン資格結果として「社会保険状況に不整合があります。患者に現在の加入資格を確認して下さい。」と表示された。</p>	<p>患者が属する福祉事務所又は医療保険者等に、社会保険状況の整合性をご確認ください。</p>

17	オンライン資格確認用端末/レセプトコンピュータ用端末で資格確認できるものの、表示された内容と資格証類の券面情報に差異がある。	オンライン資格確認用端末/レセプトコンピュータ用端末に表示された内容のままのレセプト請求をしてください（例外の場合（#12、#14、#15）を除く。）。資格証類(資格情報のお知らせ、資格確認書を所持している場合には資格確認書)等の情報も活用し、各医療機関のご判断により、券面情報に基づいて資格情報を修正し、レセプト請求を行っていただいても差し支えありません。
18	<p>利用登録に関して</p> <p>患者がマイナンバーカードの健康保険証利用の申込み（利用登録）を行っていない、又は、利用登録が解除されている。</p>	<p><実物のマイナンバーカードの場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ●顔認証付きカードリーダーを用いて、健康保険証利用の申込み（利用登録）が可能です。健康保険証利用の申込み（利用登録）については本マニュアル「第2章 オンライン資格確認」の43ページをご参照ください。 ●マイナ在宅受付 Web を使用した訪問診療等、往診、オンライン診療等では同意登録を行う前に、あらかじめ実物のマイナンバーカードの健康保険証利用登録が完了している必要があります。未実施の場合は同意準備画面にあるマイナポータルリンクから登録申込みが可能です。 ●マイナ資格確認アプリを使用した訪問診療等、往診では実物のマイナンバーカード認証時に健康保険証利用登録が完了していない場合、マイナ資格確認アプリを用いて利用登録が可能です。マイナ資格確認アプリを用いた健康保険証利用の申込み（利用登録）については本マニュアル「第2章 オンライン資格確認」の97,130ページをご参照ください。 <p><スマートフォンのマイナンバーカードの場合></p> <p>患者のスマートフォンからマイナポータルへアクセスし、スマートフォンのマイナンバーカードの健康保険証利用の申込み（利用登録）が可能です。</p>
19	汎用カードリーダーで健康	汎用カードリーダーを用いた健康保険証利用の申

	保険証利用の申込み（利用登録）は可能か。	申込み（利用登録）はできません。本マニュアル「第2章 オンライン資格確認」の「マイナンバーカードの健康保険証利用の申込み（利用登録）が未実施の場合」をご参照の上、顔認証付きカードリーダーを用いて実施してください。
20	「マイナンバーカードの保険証利用登録ができませんでした。」とメッセージが表示される。	<p>保険者が資格情報を登録していない、患者が保険資格を有していないなどの事由により、オンライン資格確認等システム上に資格情報が存在しないケースと推測されます。</p> <p>こうした場合の資格確認等については、以下の通りに行ってください。</p> <p>① 資格確認書等・医療券を所持している場合、オンライン資格確認を行ってください。</p> <p>② ①による資格確認を行うことができない場合、患者に、実物のマイナンバーカードの券面情報（氏名、生年月日、性別、住所）、連絡先、保険者等に関する事項等を申し立てる被保険者資格申立書（様式はこちら）を記入いただいでください。なお、過去に当該医療機関等への受診歴等がある患者について、その時から資格情報が変わっていないことを口頭で確認し、被保険者資格申立書に記載すべき情報を把握できている場合には、被保険者資格申立書の提出があったものと取り扱って差し支えありません。</p> <p>なお、顔認証付きカードリーダーを用いてスマートフォンのマイナンバーカード健康保険証利用の申込み（利用登録）はできません。</p> <p>患者のスマートフォンからマイナポータルへアクセスし、スマートフォンのマイナンバーカードの健康保険証利用の申込み（利用登録）が可能です。</p>
21	「マイナンバーカードの保険証利用登録を受け付けました。処理しておりますので、お時間をおいて、再度マイナンバーカードを置いてください。」と表示される。	<p>お手数ですが、2～3分程度時間をおいてから、再度実物のマイナンバーカードの利用登録を実施していただくようご案内ください。なお、その間に別の患者に顔認証付きカードリーダーをご利用いただいても問題ありません。</p> <p>なお、顔認証付きカードリーダーを用いてスマート</p>

		<p>フォンのマイナンバーカード健康保険証利用の申込み（利用登録）はできません。</p> <p>患者のスマートフォンからマイナポータルへアクセスし、スマートフォンのマイナンバーカードの健康保険証利用の申込み（利用登録）が可能です。</p>
22	<p>マイナ資格確認アプリ上に、「マイナンバーカードの保険証利用登録を受け付けました。処理しておりますので、お時間をおいて、再度資格確認を行ってください。」と表示される。</p>	<p>お手数ですが、少し時間をおいてから、マイナ資格確認アプリで再度同意登録を実施していただくようご案内ください。</p> <p>なお、マイナ資格確認アプリを用いてスマートフォンのマイナンバーカード健康保険証利用の申込み（利用登録）はできません。</p> <p>患者のスマートフォンからマイナポータルへアクセスし、スマートフォンのマイナンバーカードの健康保険証利用の申込み（利用登録）が可能です。</p>
23	<p>高額療養費制度活用に関して</p> <p>資格確認書等を用いて資格確認を行った際に、高額療養費制度情報閲覧の同意をどのように取得すればよいか。</p>	<p>限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証及び標準負担額減額認定証の情報については、窓口職員等による口頭等での同意確認で取得可能です。</p> <p>なお、特定疾病療養受療証の情報については、要配慮個人情報に該当することから、厳格な本人確認と同意確認を要するとし、資格確認書等では取得不可としています。マイナンバーカードによりオンライン資格確認を実施した場合にのみ取得可能です。</p>
24	<p>「高齢受給者証負担割合」と「限度額適用認定証適用区分」の組合せに齟齬が生じている。</p>	<p>世帯の構成に変更が生じた場合などにより齟齬が生じている可能性があるため、保険者にご確認ください。</p>
25	<p>薬剤情報、診療情報、特定健診情報閲覧の同意取得に関して</p> <p>資格確認書等を用いて資格確認を行った際に、薬剤情報、診療情報、特定健診情報の同意を取得し閲覧したい。</p>	<p>薬剤情報、診療情報、特定健診情報は、マイナンバーカードを使用して資格確認を行った場合に閲覧できます。</p> <p>これらの情報の閲覧に係る同意取得については本マニュアル「第2章 オンライン資格確認」の「A. 患者がマイナンバーカードを持参した場合（4）同意の確認」をご参照ください。</p>

26	<p>災害時に関して</p> <p>大規模災害発生時には、薬剤情報、診療情報、特定健診情報閲覧のための同意をどのように取得すればよいか。</p>	<p>患者から口頭で同意を取得できます。患者から口頭で同意を取得することが困難な場合、同意の取得は不要です。また、資格確認端末のセットアップ時に医療情報閲覧用のショートカットを置いていなかった場合でも、資格確認端末の資格確認用アプリケーションによって薬剤情報、診療情報、特定健診情報の提供を求めることができます。</p> <p>詳細は「操作マニュアル（災害時医療情報閲覧編）」をご参照ください。</p>
オンライン資格確認等システムの障害時に関して		
27	<p>医療機関のシステム障害等に伴い資格確認ができない。</p> <p><事例></p> <p><input type="checkbox"/> 停電</p> <p><input type="checkbox"/> 施設の通信障害</p> <p><input type="checkbox"/> 広範囲のネットワーク障害</p>	<p>●通信障害等により、その場でオンライン資格確認ができない場合、</p> <p>①下記の方法のうち患者に確認可能な方法で資格確認を行ってください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実物のマイナンバーカードと資格情報のお知らせを併せて提示 ・患者が自身のスマートフォン等によりマイナポータルにアクセスして医療保険の被保険者資格情報の画面を提示できる場合は、当該マイナポータルの画面（マイナポータルからダウンロードした資格情報画面（PDF）も可）と実物のマイナンバーカードを併せて提示 ・患者がスマートフォンのみ持参した場合は、その場でマイナポータルにログインし、資格情報画面を提示※ <p>※資格確認書を所持している場合、資格確認書を提示</p> <p>②①による資格確認を行うことができない場合、患者に、実物のマイナンバーカードの券面情報（氏名、生年月日、性別、住所）、連絡先、保険者等に関する事項等を申し立てる被保険者資格申立書（様式はこちら）を記入いただいでください。なお、過去に当該医療機関等への受診歴等がある患者について、その時から資格情報が変わっていないことを口頭で確認し、被保険者資</p>

		<p>格申立書に記載すべき情報を把握できている場合には、被保険者資格申立書の提出があったものと取り扱って差し支えありません。</p> <p>※オンライン資格確認等システムの「緊急時医療情報・資格確認機能」（資格情報照会（システム障害時））を立ち上げ、患者の氏名、生年月日、性別、住所又は保険者名で照会することにより、停電の復旧等によりオンライン資格確認等システムにアクセス可能になった後、資格確認を行うこともできます。</p> <p>●【医療扶助対象】紙の医療券を所持していない場合、現行の運用に基づき、医療機関等から患者の属する福祉事務所に対して照会してください。</p>
28	<p>システム障害等に伴いマイナ在宅受付 Web やマイナ資格確認アプリで資格確認ができない。</p> <p><input type="checkbox"/> 病院・診療所から持参したモバイル端末等の故障・ネットワーク障害</p> <p><input type="checkbox"/> マイナ在宅受付 Web のシステム障害・エラー</p> <p><input type="checkbox"/> マイナ資格確認アプリのシステム障害・エラー</p>	<p>● 病院・診療所から持参したモバイル端末等の故障、ネットワーク障害が発生した場合、患者のモバイル端末等によりマイナ在宅受付 Web にアクセスしてもらい、資格確認を行うことが可能です。</p> <p>● マイナ在宅受付 Web やマイナ資格確認アプリのシステム障害、エラーにより、オンライン資格確認ができない場合、下記の方法のうち患者に確認可能な方法で資格確認を行ってください。</p> <p>・実物のマイナンバーカードと資格情報のお知らせを併せて提示</p> <p>・患者が自身のスマートフォン等によりマイナポータルにアクセスして医療保険の被保険者資格情報の画面を提示できる場合は、当該マイナポータルの画面（マイナポータルからダウンロードした資格情報画面（PDF）も可）と実物のマイナンバーカードを併せて提示</p> <p>・通常とは異なる動線で患者がスマートフォンのみ持参した場合は、その場でマイナポータルにログインし、資格情報画面を提示</p> <p>※資格確認書を所持している場合、資格確認書を提示</p>
29	「緊急時医療情報・資格確認機能」（資格情報照	①コールセンターにご連絡いただき、医療機関コード、医療機関・薬局名、担当者名をお伝えいただ

	<p>会（システム障害時）を立ち上げたい場合、どうすれば良いか。</p>	<p>き、「緊急時医療情報・資格確認機能」利用希望の旨、お伝えください。</p> <p>②電話確認、利用報告書送付依頼を行いますので、コールセンターから保険医療機関届に記載されている電話番号の担当者へお電話いたします。また、利用報告書をメールにおいて送付いたします。</p> <p>③医療保険情報提供等実施機関において「緊急時医療情報・資格確認機能」利用設定を行い、担当者から医療機関・薬局へ電話で連絡いたします。</p> <p>④後日、「緊急時医療情報・資格確認機能」に関する利用報告書をコールセンターから届いたメールアドレスに提出してください。その際、タイトルを「システム障害時機能の利用報告」としてください。</p> <p>（※）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「緊急時医療情報・資格確認機能」開放まで（1～3）およそ30分程度かかります。 ・医療機関・薬局のシステム障害等に伴う「緊急時医療情報・資格確認機能」開放利用に係る問い合わせ先は以下になります。 <p>オンライン資格確認等コールセンター： 電話番号：0800-080-4583（通話無料） 営業時間：平日 8:00～18:00、土曜 8:00～16:00（日曜、祝日及び年末年始 12月29日～1月3日は除く。）</p>
<p>患者のマイナンバーカードが使用できない場合に関して</p>		
30	<p>マイナンバーカードが読み取れないため、資格確認ができない。</p> <p><事例></p> <p><input type="checkbox"/> ICチップ破損 <input type="checkbox"/> 利用者証明用電子証明書の有効期限切れ（猶予期間を過ぎている場合）</p>	<p><実物のマイナンバーカードの場合></p> <p>実物のマイナンバーカードが読み取れないことで、その場で資格確認ができない場合、</p> <p>①下記の方法のうち患者に確認可能な方法で資格確認を行ってください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実物のマイナンバーカードと資格情報のお知らせを併せて提示 ・マイナポータルからダウンロードした資格情報画面（PDF）と実物のマイナンバーカードを併せて提

		<p>示</p> <p>※資格確認書を所持している場合、資格確認書を提示</p> <p>②①による資格確認を行うことができない場合、患者に、実物のマイナンバーカードの券面情報（氏名、生年月日、性別、住所）、連絡先、保険者等に関する事項等を申し立てる被保険者資格申立書（様式はこちら）を記入いただいでください。なお、過去に当該医療機関等への受診歴等がある患者について、その時から資格情報が変わっていないことを口頭で確認し、被保険者資格申立書に記載すべき情報を把握できている場合には、被保険者資格申立書の提出があったものと取り扱って差し支えありません。</p> <p><スマートフォンのマイナンバーカードの場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ●スマートフォンのマイナンバーカードの場合は猶予期間を設けていないため、スマホ用利用者証明用電子証明書の有効期間満了日以降、スマートフォンのマイナンバーカードでのオンライン資格確認はできなくなります。 ●患者が実物のマイナンバーカードを所持している場合、実物のマイナンバーカードで資格確認を行ってください。
31	<p>カードリーダーの故障等に関して</p> <p>顔認証付きカードリーダーが作動せず、マイナンバーカードの読み取りができない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●顔認証付きカードリーダーが正しく接続されているか、設置場所が適切か等を確認ください（「トラブルシューティング編」も併せてご確認ください。）。 ●機器が故障している場合、ご使用の顔認証付きカードリーダーベンダへご連絡ください。 <p>顔認証付きカードリーダーの故障等により、その場でオンライン資格確認ができない場合、</p> <p>①下記の方法のうち患者に確認可能な方法で資格確認を行ってください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実物のマイナンバーカードと資格情報のお知らせ

	<p>を併せて提示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・患者が自身のスマートフォン等によりマイナポータルにアクセスして被保険者資格情報の画面を提示できる場合は、当該マイナポータルの画面（マイナポータルからダウンロードした資格情報画面（PDF）も可）と実物のマイナンバーカードを併せて提示 ・患者がスマートフォンのみ持参した場合は、その場でマイナポータルにログインし、資格情報画面を提示 <p>※資格確認書を所持している場合、資格確認書を提示</p> <p>②①による資格確認を行うことができない場合、患者に、実物のマイナンバーカードの券面情報（氏名、生年月日、性別、住所）、連絡先、保険者等に関する事項等を申し立てる被保険者資格申立書（様式はこちら）を記入いただきください。なお、過去に当該医療機関等への受診歴等がある患者について、その時から資格情報が変わっていないことを口頭で確認し、被保険者資格申立書に記載すべき情報を把握できている場合には、被保険者資格申立書の提出があったものとして取り扱って差し支えありません。</p> <p>※オンライン資格確認等システムの「緊急時医療情報・資格確認機能」（資格情報照会（システム障害時））を立ち上げ、患者の氏名、生年月日、性別、住所又は保険者名で照会することにより、停電の復旧等によりオンライン資格確認等システムにアクセス可能になった後、資格確認を行うこともできます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●【医療扶助対象】紙の医療券を所持していない場合、現行の運用に基づき、医療機関等から患者の属する福祉事務所に対して照会してください。
--	---

(3) 診療・服薬指導

#	質問	回答
32	<p>薬剤情報、診療情報、特定健診情報の閲覧方法に関して</p> <p>薬剤情報（処方・調剤情報含む）、診療情報、特定健診情報閲覧の同意を取得したにもかかわらず閲覧できない。</p>	<p>特定健診情報の保険者による登録は、健診受診年度の翌年 11 月 1 日までに全保険者が完了する予定ですが、登録時期は保険者ごとに異なるため、患者によっては表示されない場合があります。</p> <p>また、使用しているアカウントをご確認ください。薬剤情報、診療情報、特定健診情報の閲覧については医師等や薬剤師その他機関の長によって閲覧権限を付与されたアカウントからのみ閲覧が可能であり、その他の職員のアカウントから閲覧することはできません。</p> <p>詳細は「操作マニュアル（管理者編）」をご参照ください。</p>
33	<p>薬剤情報、診療情報、特定健診情報の照会結果に関して</p> <p>令和2年度分など過去の薬剤情報、診療情報、特定健診情報の閲覧は可能か。</p>	<p>薬剤情報は、令和 3 年 9 月分以降のレセプトに登録された情報を閲覧できます。</p> <p>診療情報は、病院・診療所から令和 4 年 6 月以降に提出されたレセプトから抽出した診療行為（令和 3 年 9 月以降に行われた診療行為に限る。）を閲覧できます。</p> <p>特定健診情報は令和 2 年度分以降に医療保険者等から提供・登録された情報を閲覧できます。</p> <p>薬剤情報、診療情報、特定健診情報の閲覧については本マニュアル「第4章 薬剤情報、診療情報、処方・調剤情報、特定健診情報の閲覧」の手順「（2）薬剤情報等、特定健診情報閲覧」をご参照ください。</p>
34	<p>表示された特定健診情報が誤っている。</p>	<p>診療/服薬指導の中で患者が修正を希望する場合は、現保険者等へ問い合わせを行うよう促してください。</p>

(3) 会計

#	質問	回答
35	<p>負担割合に関して</p> <p>患者の資格確認ができない場合の負担割合はどうすればよいか。</p>	<p>① 下記の方法のうち患者に確認可能な方法で資格確認を行ってください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実物のマイナンバーカードと資格情報のお知らせを併せて提示 ・患者が自身のスマートフォン等によりマイナポータルにアクセスして医療保険の被保険者資格情報の画面を提示できる場合は、当該マイナポータルの画面（マイナポータルからダウンロードした資格情報画面（PDF）も可）と実物のマイナンバーカードを併せて提示 ・患者がスマートフォンのみ持参した場合は、その場でマイナポータルにログインし、資格情報画面を提示 <p>※資格確認書を所持している場合、資格確認書を提示</p> <p>② ①による資格確認を行うことができない場合、患者に、実物のマイナンバーカードの券面情報（氏名、生年月日、性別、住所）、連絡先、保険者等に関する事項等を申し立てる被保険者資格申立書（様式はこちら）を記入いただき、医療機関等の窓口負担として、患者が申し立てた自己負担分（3割分等）の支払を求めてください。なお、過去に当該医療機関等への受診歴等がある患者について、その時から資格情報が変わっていないことを口頭で確認し、被保険者資格申立書に記載すべき情報を把握できている場合には、被保険者資格申立書の提出があったものと取り扱って差し支えありません。</p> <p>こうした場合の診療報酬等の請求は、患者からの聞き取り等により現在の資格情報を確認できた場合には当該資格に基づき、これが困難である場合であって当該医療機関等の受診歴等から過去の資格情報を特定できた場合は、当該過去の資格情報に基づき請求してください。いずれもわからない場合には、被保険者資格申立書の提出があった患者について、保険者番</p>

#	質問	回答
		号や記号・番号が不詳のままでも、請求を行っていただくことが可能です。この場合、患者が加入している保険者を最終的に特定できなかった場合においても、医療機関等において医療費をご負担いただくことはありません。



コラム：資格確認の流れと、資格確認が出来ない場合の対応方法について

以下にマイナンバーカードにより資格確認が出来なかった場合の対応方法の手順について示します。

① マイナンバーカードを持っていない方の場合

資格確認書等の提示により、資格確認を行ってください。

② 何らかの事情でオンライン資格確認を行えなかった場合

【患者が提示可能な場合】

以下のいずれかによる資格確認を行ってください。

- ・ 資格情報のお知らせと実物のマイナンバーカードを併せて提示してください。
- ・ 患者が自身のスマートフォン等によりマイナポータルにアクセスして医療保険の被保険者資格情報の画面を提示できる場合は、当該マイナポータルの画面（マイナポータルからダウンロードした資格情報画面（PDF）も可）と実物のマイナンバーカードを併せて提示してください。
- ・ 患者がスマートフォンのみ持参した場合は、今一度スマートフォンをカードリーダーに正しくかざすことができているか等を確認してください。そうした対応を行った上でも、何らかの事情でスマートフォンの読み取りに失敗した場合には、その場でマイナポータルにログインし、資格情報画面を提示してください。

※ 資格確認書を所持している場合、資格確認書を提示

※ 患者に 10 割負担を求めることなく、3 割等の一定の負担割合を求めた上でマイナポータル画面で確認できた保険資格でレセプト請求を行うことが可能です。

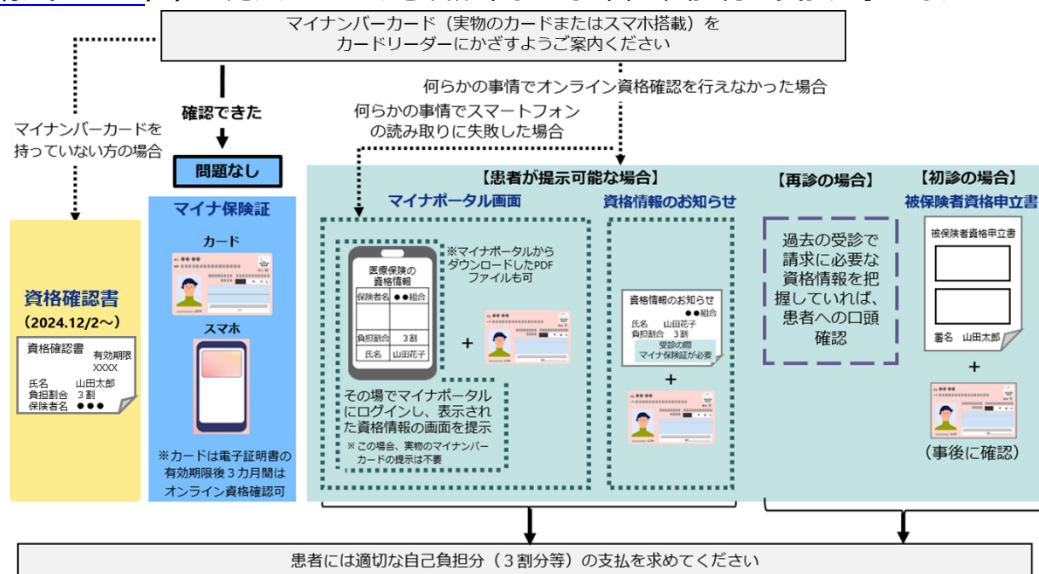
※ マイナ保険証として利用可能なスマートフォンによるオンライン資格確認の環境を整備していない場合を含みます。

【再診の場合】

過去の受診で必要情報を把握していれば、患者への口頭確認を実施してください。

【初診の場合】

実物のマイナンバーカードの券面を確認した上で、実物のマイナンバーカードの券面情報（氏名、生年月日、性別、住所）、連絡先、保険者等に関する事項等を申し立てる被保険者資格申立書（[様式はこちら](#)）を記入いただき、患者が申し立てた自己負担分の支払を求めてください。



電子処方箋管理サービス よくある質問

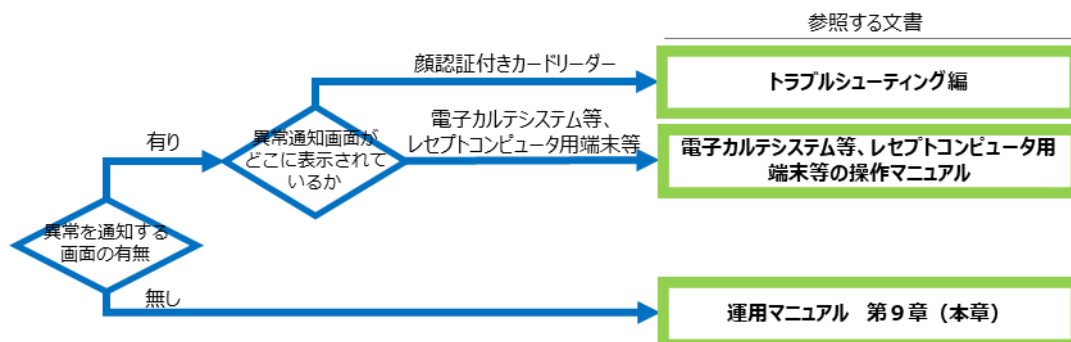
参照する文書について

運用マニュアル「第3章 電子処方箋管理サービス（電子処方箋管理サービス対応病院・診療所向け）」、「第4章 薬剤情報、診療情報、処方・調剤情報、特定健診情報の閲覧」では、業務の流れや業務上の注意事項を示しています。システムや端末等の操作で不明点がある場合、注意事項を確認したい場合は、以下の文書をご確認ください。また、異常は発生していないものの、表示された画面の意味を知りたい場合や仕様（電子処方箋管理サービスでできること）について確認したい場合も、運用マニュアル「第3章 電子処方箋管理サービス（電子処方箋管理サービス対応病院・診療所向け）」、「第4章 薬剤情報、診療情報、処方・調剤情報、特定健診情報の閲覧」や、以下の文書をご確認ください。

システムや端末等の操作で不明点がある場合に参照する文書

不明点のあるシステム/端末	参照する文書
電子カルテシステム等	電子カルテシステム等操作マニュアル ※病院・診療所ごとに契約している病院・診療所システムベンダ（病院・診療所システムの導入作業を行ったベンダ）が提供
レセプトコンピュータ用端末等	レセプトコンピュータ用端末等操作マニュアル ※病院・診療所ごとに契約している病院・診療所システムベンダ（病院・診療所システムの導入作業を行ったベンダ）が提供
オンライン資格確認等システム（Web アプリケーションによる薬剤情報等の閲覧）	操作マニュアル（管理者編）、 操作マニュアル（一般利用者・医療情報閲覧者編）、 操作マニュアル（医療情報閲覧編）、 操作マニュアル（災害時医療情報閲覧編） ※医療機関等向け総合ポータルサイトに掲載
顔認証付きカードリーダー	顔認証付きカードリーダー操作マニュアル ※利用している顔認証付きカードリーダーを製造しているベンダが提供
マイナ在宅受付 Web	マイナ在宅受付 Web システム操作マニュアル ※医療機関等向け総合ポータルサイトに掲載
マイナ資格確認アプリ	医療機関等向け（訪問・外来診療等）_マイナ資格確認アプリのセットアップと使い方 ※医療機関等向け総合ポータルサイトに掲載

問題が発生している場合は、以下をご確認ください。



問題が解決しない場合には本マニュアル「第10 お問い合わせ」を参照し、各問い合わせ先に確認又は対応方法を相談してください。

質問/回答集

問題が起きたタイミングを下の図でご確認ください。記載されている番号は、質問/回答の表と対応していますので、質問/回答の検索にご活用ください。

● 院外処方箋を発行する場合



● 院内処方の場合

処方・調剤情報の閲覧に関して : #4~#7

院内処方等情報の登録 : #22

#	質問	回答
1	<p>処方箋の発行形態の選択</p> <p>顔認証付きカードリーダーの故障等により、患者が処方箋の発行形態を選択できない。</p>	<p>資格確認書等による受付時と同様、患者から口頭や問診票等で処方箋の発行形態を確認し、レセプトコンピュータ用端末へ登録してください。</p> <p>※ 病院・診療所の運用に応じて、レセプトコンピュータ用端末へ登録せず、既存の帳票等で医師等へ伝達し、医師等が電子カルテシステム等に入力する方法でも問</p>

#	質問	回答
		題ありません。
2	電子処方箋管理サービスの障害 又は電子カルテシステム等の障害 等で、 処方箋の発行形態の登録 ができない。	従来どおり紙処方箋を発行してください。この場合、 電子処方箋管理サービスには、処方箋情報を登録 しないようにしてください。
3	患者が、受付時に選択した 処方箋 の発行形態に関して、変更 を申し 出た。	電子カルテシステム等において、処方箋の発行形態 の変更を行ってください。
4	処方・調剤情報の閲覧に関して 資格確認書/処方箋等を用いて 資格確認を行った際に、処方・調 剤情報の同意を取得し閲覧した い。	資格確認書/処方箋等で資格確認を行った場合 は、同意取得ができないため、処方・調剤情報の閲 覧はできません。 処方・調剤情報は、マイナンバーカードを使用して資 格確認を行った場合に閲覧できます。 ※ 処方・調剤情報の同意取得については本マニュアル 「第2章 オンライン資格確認」の以下の箇所をご参照 ください。 ・ 医療機関等の通常の窓口における資格確認 A 患者がマイナンバーカードを持参した場合 (4) 同意の確認 ・ 医療機関等の通常の窓口とは異なる動線における 資格確認 (3)同意内容の選択 ・ 訪問診療等・往診時の資格確認 A マイナ在宅受付 Web の場合 (3)同意内容の選 択 ・ 訪問診療等・往診時の資格確認 B マイナ資格確認アプリの場合 (3)同意内容の選択 ・ オンライン診療等時の資格確認 (2)同意内容の選択
5	処方・調剤情報の 同意を取得した にもかかわらず閲覧できない。	使用しているアカウントをご確認ください。処方・調剤 情報の閲覧については、医師等や薬剤師その他機 関の長によって閲覧権限を付与されたアカウントから のみ閲覧が可能であり、その他の職員のアカウントから 閲覧することはできません。
6	令和4年度分など 過去の処方・調 剤情報の閲覧は可能か。	処方・調剤情報は、令和5年1月の電子処方箋 管理サービス稼働後の情報を閲覧できます。なお、 患者が電子処方箋を利用したことがある場合に限ら れます。

#	質問	回答
7	<p>大規模災害発生時には、処方・調剤情報閲覧のための同意をどのように取得すればよいか。</p>	<p>大規模災害発生時には、マイナンバーカードを使用せずに、患者から口頭で同意を取得できます。ただし、患者から口頭で同意を取得することが困難な場合、同意の取得は不要です。</p> <p>このような場合における処方・調剤情報の閲覧については、「災害時医療情報閲覧」機能を使用してください。</p> <p>※ 通常時の処方・調剤情報の閲覧において、電子カルテシステム等を使用しており、資格確認端末又は閲覧用端末に医療情報閲覧用のショートカットがない場合でも、資格確認端末の資格確認用アプリケーションから「災害時医療情報閲覧」機能の利用が可能です。</p> <p>※ 詳細は「操作マニュアル（災害時医療情報閲覧編）」をご参照ください。</p>
8	<p>処方内容の入力・重複投薬等チェックの結果確認</p> <p>電子処方箋管理サービスの障害又は電子カルテシステム等の障害等に伴い、重複投薬等チェックの結果を取得できない。</p>	<p>短時間で復旧しなかった場合、後続の処方箋情報の登録は行わず、従来どおり紙の処方箋を発行してください。</p>
9	<p>「医保もしくは公費の資格情報が誤って記録されています。」と表示され、重複投薬等チェックの結果を取得できない。</p>	<p>医療保険の資格情報と公費の資格情報が同一人物であることをオンライン資格確認等システムにおいてご確認ください。</p> <p><u>電子カルテシステム等に登録された資格情報が誤っていた場合</u></p> <p>オンライン資格確認結果に基づき電子カルテシステム等の資格情報を修正の上、再度重複投薬等チェックを実施してください。</p> <p><u>患者とは別人の資格情報が返却された・資格情報が登録されていない場合</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ <u>紙の医療券を持っている場合</u> 医療券に基づいて紙の処方箋を発行してください。 ➤ <u>紙の医療券を持っていない場合</u> 現行の運用に基づき、医療機関等から患者の属する福祉事務所に対して照会してください。

#	質問	回答
10	<p>電子署名の付与</p> <p>IC カードリーダーの故障等により、医師資格証が読み込めず、電子処方箋に対し電子署名を付与できない。</p>	<p>電子処方箋を発行する場合、電子署名の付与は必須です。そのため、以下のどちらかの対応を行ってください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 電子署名ができる状態になった際に電子署名を行いシステムへ送信する。 ● 処方箋情報の登録は行わず、従来どおり紙の処方箋発行に切り替える。 <p>※ 紙の処方箋を原本として発行し、電子処方箋管理サービスには処方箋情報のみを登録する場合は、電子署名は不要です。</p>
11	<p>処方箋情報の登録</p> <p><u>登録</u> 処方箋情報を登録したが、処方箋 ID、引換番号等を取得できず、正常に登録が完了しない。</p>	<p>電子処方箋管理サービスに処方箋登録を行ったが、システムエラー等により処方箋 ID を含む処方箋登録結果を受信できない場合</p> <p>電子処方箋管理サービスに処方箋登録を行ったが、システムエラー等により処方箋 ID^{※1}を含む処方箋登録結果を受信できない場合には、もう一度、同じ内容の処方箋情報を登録しなおしてください。</p> <p>処方箋登録結果の受信（引換番号が確認できる状態）ができましたら電子処方箋管理サービスへの処方箋情報は正常に登録されています。</p> <p>しかしながら、上記のリカバリ処理の結果、電子処方箋管理サービス上に同じ処方箋情報が 2 件登録している可能性があります。</p> <p>電子処方箋管理サービスに登録されている処方箋情報及びその引換番号を確認する機能^{※2}を用いて、電子処方箋管理サービスに登録されている処方箋情報をご確認ください。</p> <p>手元で確認できる引換番号ではない方の処方箋情報は不正データとなりますので削除してください。</p> <p>※1 電子処方箋管理サービス上で処方箋を一意に特定するための ID</p> <p>※2 電子処方箋管理サービスに登録されている処方箋情報及びその引換番号を確認する機能</p>

#	質問	回答
		<p>は現在与えられている外部 IF 仕様で実現可能</p> <p>上記に該当しない場合</p> <p>従来どおり紙の処方箋を発行し、患者に対しては、同じ内容の電子処方箋の調剤は受けずに、紙の処方箋を薬局に提出するよう伝えてください。</p> <p>※ 紙の処方箋の備考欄に、薬局への伝達事項として、電子処方箋ではなく紙の処方箋を基に調剤を行うよう記載するといった対応を追加で行っていただいても問題ありません。</p>
12	<p>取消</p> <p>電子処方箋管理サービスの障害又は電子カルテシステム等の障害等に伴い、処方箋の取消ができない。</p>	<p>取消の上、別の処方箋情報を登録しようとしていた場合</p> <p>短時間で復旧しない場合、従来どおり紙の処方箋を発行し、復旧後に電子処方箋管理サービスに対して登録を行った処方箋情報の取消を行ってください。患者に対しては、電子処方箋に基づいた調剤は受けずに、紙の処方箋を薬局に提出するよう伝えてください。</p> <p>※ 紙の処方箋の備考欄に、薬局への伝達事項として、電子処方箋ではなく紙の処方箋を基に調剤を行うよう記載するといった対応を追加で行っていただいても問題ありません。</p> <p>取消のみ行い、患者に対し処方箋を発行しない場合</p> <p>復旧後、電子処方箋管理サービスに対して登録を行った処方箋情報の取消を行ってください。</p>
13	<p>処方箋の変更</p> <p>電子処方箋管理サービスの障害又は電子カルテシステム等の障害等に伴い、処方箋情報の変更ができない。</p>	<p>短時間で復旧しない場合、正しい処方内容で、従来どおり紙の処方箋を発行し、復旧後に電子処方箋管理サービスに対して登録を行った処方箋情報の取消を行ってください。患者に対しては、電子処方箋に基づいた調剤は受けずに、紙の処方箋を薬局に提出するよう伝えてください。</p> <p>※ 紙の処方箋の備考欄に、薬局への伝達事項として、電子処方箋ではなく紙の処方箋を基に調剤を行うよう</p>

#	質問	回答
		記載するといった対応を追加で行っていただいても問題ありません。
14	医療保険と公費負担医療を併用した診療を行った場合、対象の処方箋情報を電子処方箋管理サービスに登録することは可能か。	医療保険と公費負担医療を併用した診療の場合でも処方箋情報を電子処方箋管理サービスに登録することができます。 ただし、一部登録できない医療保険がございますので本マニュアル「第2章 オンライン資格確認」の「電子処方箋の対象医療保険者等」を参照してください。
15	<p>引換番号の取得・提供</p> <p>電子処方箋管理サービスの障害又は電子カルテシステム等の障害等に伴い、処方内容（控え）を取得・印刷することができない。</p>	<p>従来どおり紙の処方箋を発行し、復旧後、電子処方箋管理サービスに対して登録を行った処方箋情報の取消を行ってください。患者に対しては、同じ内容の電子処方箋の調剤は受けずに、紙の処方箋を薬局に提出するよう伝えてください。</p> <p>※ 紙の処方箋の備考欄に、薬局への伝達事項として、電子処方箋ではなく紙の処方箋を基に調剤を行うよう記載するといった対応を追加で行っていただいても問題ありません。</p>
16	<p>会計後の患者又は薬局からの問い合わせ対応</p> <p>電子処方箋を発行した患者から、処方内容（控え）を紛失し、引換番号が分からなくなったと連絡があった。</p>	<p>マイナンバーカードにより薬局で資格確認をすれば、引換番号がなくても電子処方箋の提出が可能である旨をご案内ください。</p> <p>マイナンバーカードをお持ちでない患者等については、病院・診療所ごとに定められた運用に沿って本人確認を行った後、引換番号を伝達してください。</p>
17	電子処方箋を発行した患者から、処方内容（控え）を紛失し、 処方内容（控え）を再度発行してもらえないか 連絡があった。	<p>処方内容（控え）の再発行の目的を患者にご確認ください。</p> <p>引換番号が分からなくなったために再発行を希望している場合</p> <p>#16 に記載の対応を行ってください。</p> <p>処方内容（控え）そのものの再発行を希望している場合</p> <p>病院・診療所ごとに定められた運用に沿って本人確認を行った後、再発行した処方内容（控え）を提供してください。なお、処方内容（控え）は、処方</p>

#	質問	回答
		箋登録から 24 時間以内であれば再取得可能です。
18	電子処方箋を発行したにもかかわらず、患者から従来どおり 紙の処方箋の発行依頼 があった。	<p>以下の可能性が考えられますので、紙の処方箋を発行する目的を確認の上、ご対応をお願いします。従来どおり紙の処方箋を発行する場合は、発行済みの電子処方箋の取消を行ってください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 患者が電子処方箋非対応の薬局に来局し、薬局から従来どおり紙の処方箋を発行するよう依頼された場合 ● 薬局側で電子処方箋を受け付ける際に障害が発生し、患者の電子処方箋を取得できなかった場合
19	電子処方箋を発行したにもかかわらず、 薬局から処方内容の照会及び紙の処方箋の郵送を求められた 。	<p>以下の可能性が考えられますので、薬局に目的を確認の上、ご対応をお願いします。従来どおり紙の処方箋を発行する場合は、発行済みの電子処方箋の処方箋情報の取消を行ってください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 薬局側で電子処方箋を受け付ける際に障害が発生し、電子処方箋を取得できなかった場合
20	薬局から処方箋の状況確認を依頼されたが何をすればよいのか。	<p>処方箋状況及び調剤結果リスト取得機能を用いて該当の処方箋の状況をご確認ください。</p> <p><薬局において調剤中である旨のメッセージが表示された場合></p> <p>表示された薬局が別の薬局の場合、当該薬局への連絡を病院・診療所又は依頼した薬局が行い、調剤を行っていない旨を確認した上で受付の取消処理を依頼してください。</p> <p><当該処方箋は処方箋取消されている旨のメッセージが表示された場合></p> <p>誤って処方箋の取消処理を行っていた場合、取消処理によって削除した処方箋の復元機能（UNDO機能）を使用して処方箋を復元してください。</p>
21	<p>調剤結果の取得</p> <p>過去に発行した処方箋に対する調剤結果を取得できない。</p>	<p>薬局で登録されてから 100 日を経過した調剤結果については取得対象外です。</p> <p>調剤結果の取得が可能な期間の場合は、時間をお</p>

#	質問	回答
		いて取得を再度行ってください。
22	<p>院内処方等情報の登録</p> <p>長期間入院している患者に対する院内処方等情報の登録も必須か。</p>	長期入院の患者で、リアルタイムに院内処方等情報を登録できず退院時等にまとめて登録する場合は、レセプト由来の薬剤情報でカバーできない直近 100 日分を、処方/調剤/投薬を行った日ごとに登録してください。

電子カルテ情報共有サービス よくある質問

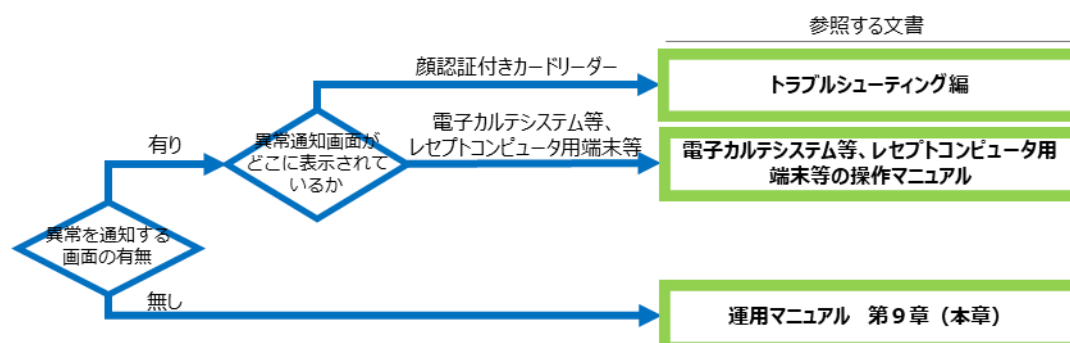
参照する文書について

運用マニュアルの「第5章 診療情報提供書の登録・閲覧（電子カルテ情報共有サービス対応病院・診療所向け）」、「第6章 健康診断結果報告書の登録・閲覧（電子カルテ情報共有サービス対応病院・診療所向け）」、「第7章 臨床情報の登録・閲覧（電子カルテ情報共有サービス対応病院・診療所向け）」、「第8章 患者サマリーの登録（電子カルテ情報共有サービス対応病院・診療所向け）」では、業務の流れや業務上の注意事項を示しています。システムや端末等の操作で不明点がある場合、注意事項を確認したい場合は、以下の文書をご確認ください。また、異常は発生していないものの、表示された画面の意味を知りたい場合や仕様（電子カルテ情報共有サービスでできること）について確認したい場合も、運用マニュアルの該当箇所に加え、以下の文書をご確認ください。

システムや端末等の操作で不明点がある場合に参照する文書

不明点のあるシステム/端末	参照する文書
電子カルテシステム等	電子カルテシステム等操作マニュアル ※ 病院・診療所ごとに契約している病院・診療所システムベンダ（病院・診療所システムの導入作業を行ったベンダ）が提供
オンライン資格確認等システム （Web アプリケーションによる健康診断結果報告書、臨床情報の閲覧）	オンライン資格確認等システム操作マニュアル（管理者編）、オンライン資格確認等システム操作マニュアル（一般利用者・医療情報閲覧者編）、オンライン資格確認等システム操作マニュアル（医療情報閲覧編）、オンライン資格確認等システム操作マニュアル（災害時医療情報閲覧編） ※ 医療機関等向け総合ポータルサイトに掲載
顔認証付きカードリーダー	顔認証付きカードリーダー操作マニュアル ※ 利用している顔認証付きカードリーダーを製造しているベンダが提供

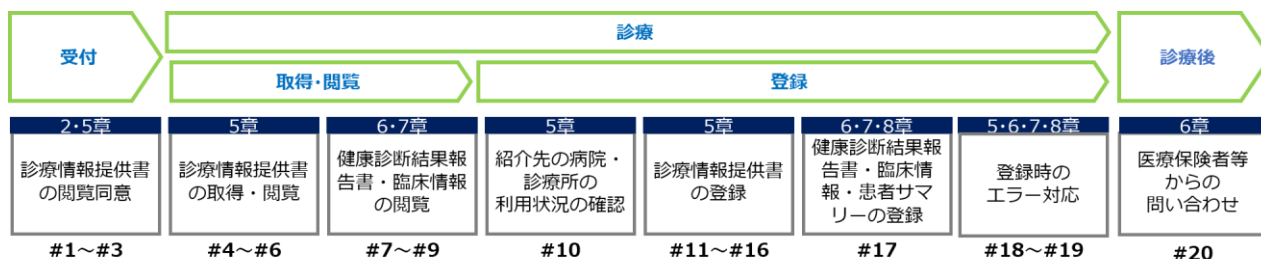
問題が発生している場合は、以下をご確認ください。



問題が解決しない場合には本マニュアル「第10章 お問い合わせ」を参照し、各問い合わせ先に確認又は対応方法を相談してください。

質問/回答集

問題が起きたタイミングを以下の図でご確認ください。記載されている番号は、質問/回答の表と対応していますので、質問/回答の検索にご活用ください。



診療情報提供書における同意取得については、今後、厚生労働省において検討が行われ、別途公表される予定です。

(1) 受付

#	質問	回答
1	診療情報提供書の閲覧同意 顔認証付きカードリーダーのエラー等のため、患者が顔認証付きカードリーダー上で診療情報提供書の閲覧同意を行えない。	汎用カードリーダーがある場合 医療機関等向け総合ポータルサイトに掲げている同意書等の書面を用いて、患者に対し情報閲覧に関する説明を行い、同意を取得してください。 汎用カードリーダーがない場合 以下のような対応をご検討ください。 <ul style="list-style-type: none"> ● 患者にマイナポータルから閲覧同意を行っていただく。 ● 患者に確認の上、電話等により紹介元の病院・診療所へ、紙の診療情報提供書の発行・送付を依頼する。
2	顔認証付きカードリーダーの画面に患者が閲覧同意を行う対象の診療情報提供書が表示されない場合はどのように対応すればよいか。	電話等により紹介元の病院・診療所に連絡し、診療情報提供書を電子カルテ情報共有サービスに再度登録してもらうよう依頼してください。
3	閲覧同意を行っていない患者が、紹介先の病院・診療所来院時にマイナンバーカードを忘れ、診療情報提供書の閲覧同意の取得ができない場合は、どのように対応すればよいか。	紹介元の病院・診療所、又はマイナポータル上で閲覧同意を行っていない患者がマイナンバーカードを忘れてきた場合、電子カルテ情報共有サービスより診療情報提供書の取得ができないため、以下のような対応をご検討ください。 <ul style="list-style-type: none"> ● 患者にマイナンバーカードを取りに戻って再度来院していただく。

#	質問	回答
		<ul style="list-style-type: none"> ● 患者に確認の上、電話等により紹介元の病院・診療所へ、紙の診療情報提供書の発行・送付を依頼する。

(2) 診療（取得・閲覧）

#	質問	回答
	診療情報提供書の取得・閲覧	
4	電子カルテ情報共有サービスの障害又は電子カルテシステム等の障害等に伴い、診療情報提供書の取得ができない。	障害報告・復旧依頼をするため、お使いの電子カルテシステム等のシステムベンダへご連絡をお願いします。また、紹介元の病院・診療所へ連絡し、FAX等で診療情報提供書の送付を依頼してください。 なお、電子カルテ情報共有サービスの障害であった場合は、医療機関等向け総合ポータルサイトに障害状況に関する案内が掲載されますので併せてご確認ください。
5	診療情報提供書の取得可能期限※が超過したが、再度取得したい場合はどのように対応すればよいか。 ※ 診療情報提供書の取得可能期限については、本マニュアル第5章 214 ページの「B. 診療情報提供書を閲覧する場合（2）診療情報提供書の取得・閲覧」をご参照ください。	電話等により紹介元の病院・診療所に連絡し、診療情報提供書を電子カルテ情報共有サービスに再度登録してもらうよう依頼してください。
6	病院・診療所において、システム障害等のやむを得ない理由で電子カルテ情報共有サービスを利用した診療情報提供書の取得を停止したい場合は、どのように対応すればよいか。	電子カルテ情報共有サービスを利用した診療情報提供書の取得を停止するには、オンライン資格確認端末の環境設定情報更新画面で電子カルテ情報共有サービスの設定を「利用しない」に変更し、その後オンライン資格確認端末を再起動してください。 診療情報提供書の取得を再開する際は、電子カルテ情報共有サービスの設定を「利用する」に変更し、その後オンライン資格確認端末を再起動してください。 詳しい操作方法は、「オンライン資格確認等システム操作マニュアル」をご参照ください。

#	質問	回答
7	<p>健康診断結果報告書・臨床情報の閲覧</p> <p>資格確認書等を用いて資格確認を行った際に健康診断結果報告書及び臨床情報の同意を取得し、閲覧したい。</p>	<p>資格確認書等で資格確認を行った場合は、同意取得ができないため、健康診断結果報告書及び臨床情報の閲覧はできません[※]。</p> <p>健康診断結果報告書及び臨床情報は、マイナンバーカードを使用して資格確認を行った場合にのみ閲覧できます。</p> <p>※ 健康診断結果報告書及び臨床情報の同意取得については、本マニュアル第2章 45 ページの「A.患者がマイナンバーカードを持参した場合（4）同意の確認」をご参照ください。</p>
8	<p>健康診断結果報告書及び臨床情報の同意を取得したにもかかわらず閲覧できない。</p>	<p>使用しているアカウントをご確認ください。健康診断結果報告書及び臨床情報の閲覧を許可された医師等のアカウントからのみ閲覧が可能であり、その他の職員のアカウントから閲覧することはできません[※]。</p> <p>※ アカウントの種類や各アカウントの付与方法については、「操作マニュアル（管理者編）」をご参照ください。</p>
9	<p>大規模災害発生時には、健康診断結果報告書及び臨床情報閲覧のための同意をどのように取得すればよいか。</p>	<p>大規模災害発生時、厚生労働省が指定した地域の病院・診療所は、医療機関等向け総合ポータルサイトのお知らせやメール等で「災害時医療情報閲覧」機能の利用開始通知を受け取ります。この通知を受け取った場合、「災害時医療情報閲覧」機能を利用して、マイナンバーカード無しで患者の同意情報を登録することや、患者から同意を取得することが困難な場合に同意無しで健康診断結果報告書及び臨床情報を取得・閲覧することができるようになります。</p> <p>このような場合における健康診断結果報告書及び臨床情報の閲覧については、「災害時医療情報閲覧」機能を使用してください[※]。</p> <p>※ 通常時の健康診断結果報告書及び臨床情報の閲覧において電子カルテシステム等を使用しており、資格確認端末又は閲覧用端末に医療情報閲覧用のショートカットが無い場合でも、資格確認端末の資格確認用アプリケーションから「災害時医</p>

#	質問	回答
		療情報閲覧」機能の利用が可能です。

(3) 診療 (登録)

#	質問	回答
		紹介先の病院・診療所の利用状況の確認
10	電子カルテ情報共有サービスの障害又は電子カルテシステム等の障害等に伴い、紹介先の病院・診療所における電子カルテ情報共有サービスの利用状況を確認できない。	障害報告・復旧依頼をするため、お使いの電子カルテシステム等のシステムベンダへご連絡のうえ、紙の診療情報提供書を発行してください。 なお、電子カルテ情報共有サービスの障害であった場合は、医療機関等向け総合ポータルサイトに障害状況に関する案内が掲載されますので併せてご確認ください。
		診療情報提供書の登録
11	電子カルテ情報共有サービスを利用して診療情報提供書の送付を行いたいが、添付ファイル数や容量が多く、電子カルテ情報共有サービス又は電子カルテシステム等の制限を超過する場合はどのように対応すればよいか。	電子カルテ情報共有サービスへの登録データが第5章 207 ページの「A.診療情報提供書を登録する場合 (3) 診療情報提供書の作成・添付可能な情報」の制限を超える場合には、以下のような対応をご検討ください。 ● 診療情報提供書・添付情報ともに、紙又はCD-ROM 等で発行し、郵送又は患者に紹介先の病院・診療所に持参していただく。 ● 診療情報提供書と制限内の添付情報は電子カルテ情報共有サービスに登録し、制限を超えるデータは郵送又は患者に紹介先の病院・診療所に持参していただく。
12	電子カルテ情報共有サービスの障害又は電子カルテシステム等の障害等に伴い、診療情報提供書の登録が完了しない。	障害報告・復旧依頼をするため、お使いの電子カルテシステム等のシステムベンダへご連絡をお願いします。また、紙の診療情報提供書を発行してください。 なお、電子カルテ情報共有サービスの障害であった場合は、医療機関等向け総合ポータルサイトに障害状況に関する案内が掲載されますので併せてご確認ください。
13	電子カルテ情報共有サービスの障害又は電子カルテシステム等の障害等に伴い、診療情報提供書の変更ができない。	紹介先の病院・診療所による診療情報提供書取得前の場合 短時間で復旧しない場合、紙の診療情報提供書を発行し、復旧後に電子カルテ情報共有サービス

#	質問	回答
		<p>に対して登録を行った診療情報提供書の削除を行ってください。</p> <p><u>紹介先の病院・診療所による診療情報提供書取得後の場合</u></p> <p>短期間で復旧しない場合、紙の診療情報提供書を発行してください。また、電話等により紹介先の病院・診療所に連絡し、該当文書の削除を依頼してください。</p> <p>なお、電子カルテ情報共有サービスの障害であった場合は、医療機関等向け総合ポータルサイトに障害状況に関する案内が掲載されますので併せてご確認ください。</p>
14	<p>電子カルテ情報共有サービスの障害又は電子カルテシステム等の障害等に伴い、診療情報提供書の<u>取消</u>ができない。</p>	<p><u>紹介先の病院・診療所による診療情報提供書取得前の場合</u></p> <p>復旧後、電子カルテ情報共有サービスに対して登録を行った診療情報提供書の取消を行ってください。</p> <p><u>紹介先の病院・診療所による診療情報提供書取得後の場合</u></p> <p>電話等により紹介先の病院・診療所に連絡し、該当文書の削除を依頼してください。</p> <p>なお、電子カルテ情報共有サービスの障害であった場合は、医療機関等向け総合ポータルサイトに障害状況に関する案内が掲載されますので併せてご確認ください。</p>
15	<p>電子カルテ情報共有サービスを利用して診療情報提供書を送付したが、患者の転居等により紹介先の病院・診療所を変更する必要があり、変更後の紹介先が電子カルテ情報共有サービスを利用していない場合は、どのように対応すればよいか。</p>	<p><u>紹介先の病院・診療所による診療情報提供書取得前の場合</u></p> <p>電子カルテ情報共有サービス上で登録した診療情報提供書の取消を行ってください。また、紙の診療情報提供書を発行し、変更後の紹介先の病院・診療所に送付してください。</p> <p><u>紹介先の病院・診療所による診療情報提供書取得後の場合</u></p> <p>電話等により紹介先の病院・診療所に連絡し、該当文書の削除を依頼してください。また、紙の診療情報提供書を発行し、変更後の紹介先の病院・</p>

#	質問	回答
		診療所に送付してください。
16	患者から診療情報提供書の閲覧同意を取得したが、後日閲覧同意を撤回したいとの依頼を受けた場合はどのように対応すればよいか。	<p>紹介先の病院・診療所による診療情報提供書取得前の場合</p> <p>電子カルテ情報共有サービスに対して登録を行った診療情報提供書の取消を行ってください。</p> <p>紹介先の病院・診療所による診療情報提供書取得後の場合</p> <p>電話等により紹介先の病院・診療所に連絡し、該当文書の削除を依頼してください。</p>
17	<p>健康診断結果報告書・臨床情報・患者サマリーの登録</p> <p>電子カルテ情報共有サービスの障害又は電子カルテシステム等の障害等に伴い、健康診断結果報告書、臨床情報及び患者サマリーの登録・変更・取消ができない。</p>	復旧後、健康診断結果報告書、臨床情報及び患者サマリーの登録状況の履歴を確認し、処理が実行されていない場合は、電子カルテ情報共有サービスに対して健康診断結果報告書、臨床情報及び患者サマリーの登録・変更・取消を行ってください。
18	<p>登録・閲覧時のエラー対応*</p> <p>診療情報提供書、健康診断結果報告書、臨床情報及び患者サマリーの登録・閲覧時にエラーが返却され、登録・閲覧できない。</p>	<p>エラー内容を確認した結果、病院・診療所側で対応が可能な場合</p> <p>医療従事者等はエラー内容に従って修正対応を行い、再度登録・閲覧を行ってください。</p> <p>エラー内容を確認した結果、病院・診療所側での対応が不可能な場合</p> <p>電子カルテシステム等のシステムベンダへご連絡ください。</p> <p>なお、患者がDVや虐待等の被害を受けており、住民基本台帳事務に基づく支援措置等により、保険者に対して情報不開示の申請が行われている場合は、診療情報提供書、健康診断結果報告書、臨床情報及び患者サマリーの登録・閲覧時にエラーが返却され、登録・閲覧できません。</p> <p>診療情報提供書の登録時にエラーが表示された際は、紙の診療情報提供書を発行してください。ま</p>

#	質問	回答
19	電子カルテ情報共有サービスを利用して診療情報提供書を送付したが、患者の帰宅後にエラーとなっていることに気づいた場合は、どのように対応すればよいか。	<p>た、紙の診療情報提供書に切り替えたことを患者に対して忘れずに連絡してください。</p> <p>エラー内容を確認した結果、病院・診療所で対応が可能な場合</p> <p>医療従事者等はエラー内容に従って修正対応を行い、再度登録を行ってください。</p> <p>エラー内容を確認した結果、病院・診療所での対応が不可能な場合</p> <p>電子カルテシステム等のシステムベンダへご連絡いただき、エラー解消後、再度診療情報提供書の登録を行ってください。また、エラーの解消が難しい場合や時間が掛かる場合、紙の診療情報提供書を発行してください。紙の診療情報提供書に切り替えた場合は、患者への連絡も忘れずに行ってください。</p>
20	<p>医療保険者等からの問い合わせ</p> <p>医療保険者等から、健康診断結果報告書に関する問い合わせを受けたが、どのように対応したらよいか。</p>	<p>医療保険者等が電子カルテ情報共有サービス経由で取得した健康診断結果報告書について疑義が生じた場合、医療保険者等から当該文書を登録した病院・診療所（健診実施機関）へ問い合わせを行うことがあります。問い合わせを受けた際は、問い合わせ内容に従って対応してください。</p> <p><問い合わせ事由（例）></p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療保険者等が電子カルテ情報共有サービス（新規フロー）経由で取得した健康診断結果報告書の記載内容に誤りがある場合 ・「医療保険者等が電子カルテ情報共有サービス（新規フロー）経由で取得した健康診断結果報告書」と、「医療保険者等が健康保険法等に基づき病院・診療所（健診実施機関）（既存フロー）経由で取得した健康診断結果報告書」の記載内容に差異がある場合 <p>※ 健康診断結果報告書の提出フローの詳細は、本マニュアル第6章228ページの「健康診断結果報告書の提出フロー」をご参照く</p>

#	質問	回答
		ださい。

※ 登録情報に不備がある場合、エラーメッセージが返却され、電子カルテ情報共有サービスに情報を登録できません。エラーメッセージに従って、登録情報を修正してください。エラーメッセージの内容はお使いの電子カルテシステム等によって異なりますので、詳細はシステムベンダにお問い合わせください。

その他 よくある質問

#	質問	回答
1	<p>自医療機関において医療情報の漏えい等のセキュリティインシデント発生の疑いがあるが、どのように対応すればよいか。</p>	<p>各病院・診療所に対するサイバー攻撃等によって医療情報システムに障害が発生し、医療情報の漏えい等のセキュリティインシデントが疑われる場合は、以下の連絡先に速やかに報告してください。</p> <p><u>医政局医療情報担当参事官室</u> 電話番号：03-6812-7837 メールアドレス：igishitsu@mhlw.go.jp</p> <p>また、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に基づき、併せて必要な所管官庁への連絡等を行ってください。</p> <p>本人同意を得て閲覧した医療情報や処方箋情報を電子カルテシステム等に保存することはできますが、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を踏まえ、適切な情報管理を行っていただくことが必要です。その上で、オンライン資格確認等システム、電子処方箋管理サービス及び電子カルテ情報共有サービスの利用にあたって、病院・診療所が保有するシステムにおいて医療情報等（本人同意を経て閲覧した医療情報や処方箋情報など）を保存・管理している間に発生したセキュリティインシデントについては、病院・診療所の責任範囲となります。</p> <p>また、病院・診療所からオンライン資格確認等システム、電子処方箋管理サービス及び電子カルテ情報共有サービスにデータを送信して到達するまでの間に生じたセキュリティインシデントについても、電気通信事業者等が病院・診療所との契約に基づき責任を負う通信経路で生じた場合等は、病院・診療所の責任範囲となる場合があります。</p> <p>なお、電子処方箋管理サービス及び電子カルテ情報共有サービスを維持・運営する医療保険情報提供等実施機関と、サービス利用者となる病院・診療所の責任分界について</p>

#	質問	回答
		は、「電子処方箋管理サービス利用規約」及び「電子カルテ情報共有サービス利用規約」において詳細に定められておりますので、ご参照ください。

第10章 お問い合わせ

オンライン資格確認や薬剤情報、診療情報、処方・調剤情報、特定健診情報閲覧、健康診断結果報告書、臨床情報閲覧、電子処方箋管理サービス及び電子カルテ情報共有サービスに係る不明点について、「第9章 困った時には」を読んでも解決しない場合、病院・診療所ごとに契約している病院・診療所システムベンダへお問い合わせいただくか、又は医療機関等向け総合ポータルサイト※をご活用ください。

不明点の解消に向けては、以下の4つの解決方法（FAQ・チャットボット・お問い合わせフォーム・電話）を用意しています。

※医療機関等向け総合ポータルサイト

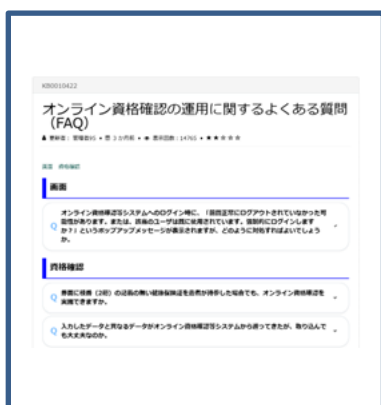
URL:https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=csm_index

二次元コード



① FAQ

24 時間対応



【概要】FAQ は、オンライン資格確認や薬剤情報、診療情報、処方・調剤情報、特定健診情報、健康診断結果報告書、臨床情報閲覧、電子処方箋管理サービス及び電子カルテ情報共有サービスに関する、よくある質問とその対応方法を記載しています※。

※ FAQ ページのイメージ画はオンライン資格確認等システムの FAQ ページを参考に掲載しています。

【操作手順】医療機関等向け総合ポータルサイトから FAQ のページへアクセスしてください。カテゴリごとに対応方法が記載されています。また、キーワードを入力することで関連情報を検索できます。

② チャットボット

24 時間対応



【概要】チャットボット シカク君は、オンライン資格確認や薬剤情報、診療情報、処方・調剤情報、特定健診情報、健康診断結果報告書、臨床情報閲覧、電子処方箋管理サービス及び電子カルテ情報共有サービスについて 24 時間 365 日相談できるお問い合わせ窓口です。自動応答により、知りたい情報を即時に取得することができます※。

※ 電子カルテ情報共有サービスに関するチャットボットは、本番運用開始に向けて順次対応予定です。

【操作手順】医療機関等向け総合ポータルサイトを開くと、画面右下に表示されます。シカク君の案内に従って情報を選択することで、知り

たい情報が表示されます。

③ お問い合わせフォーム



【概要】お問い合わせフォームは、オンライン資格確認や薬剤情報、診療情報、処方・調剤情報、特定健診情報、健康診断結果報告書、臨床情報閲覧、電子処方箋管理サービス及び電子カルテ情報共有サービスについて担当者へメールで相談できるお問い合わせ窓口です。24 時間 365 日お問い合わせ可能ですが、担当者の回答に日数を要する場合があります。

【操作手順】医療機関等向け総合ポータルサイトからお問い合わせフォームのページにアクセスしてください。返信用の連絡先とお問い合わせ内容を入力し送信することで、担当者が回答いたします。

④ 電話



【概要】オンライン資格確認等コールセンターでは専任のスタッフが電話で直接対応します。コールセンターの混雑時や営業時間外はチャットボットやお問い合わせフォームをご活用ください。

【お問い合わせ先】

電話番号：0800-080-4583（通話無料）

営業時間：平日 8:00～18:00、土曜 8:00～16:00（日曜、祝日及び年末年始 12 月 29 日～1 月 3 日は除く。）

モバイル端末等の安全管理に関するチェックリスト

- モバイル端末等を用いてオンライン資格確認のサービスを利用する場合、そのモバイル端末等は、施設等が業務用のみに用いる端末であることが望ましいです。
- 施設においては、以下のチェックリストを活用しながら、モバイル端末等を安全に管理するようお願いいたします。
- なお、職員個人の所有する又は個人の管理下にある端末の業務利用（Bring Your Own Device; BYOD）も想定されます。BYOD を実施する場合も、以下のチェックリストを活用して、施設が管理する情報機器等と同等の対策を講じるようお願いいたします。

チェック実施日： _____年__月__日

担当者： _____

チェック欄	対策内容
端末上の対策	
<input type="checkbox"/>	OS やソフトウェアは、自動アップデート機能等により常に最新の状態に保ちましょう。また、提供元が確認できないソフトウェアをインストールしないようにしましょう。
<input type="checkbox"/>	ウイルス対策ソフトウェアを導入して定期的なウイルススキャンを行い、悪意のあるソフトウェアを検出・除去するようにしましょう。また、ウイルス対策ソフトウェアを常に最新版に更新しましょう。
<input type="checkbox"/>	端末に対して、推定されにくいパスワードやロック等を設定した上で、定期的に変更等するなどの対策を行いましょう。
管理上の対策	
<input type="checkbox"/>	資格確認業務に用いる情報機器等について台帳で管理を行い、端末が、施設により許可された職員に使用され、上記の「端末上の対策」が講じられていることを定期的を確認しましょう。
<input type="checkbox"/>	個人情報等の漏洩を防ぐため、端末等の安全管理について、職員に対して周知・教育訓練等を定期的の実施しましょう。

参考：「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第 6.0 版（令和 5 年 5 月）」